

意匠・商標審査周辺システム概念設計書

第 1.0 版

平成 29 年 3 月

特許庁

改訂履歴

項番	版数	作成日／改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	平成 29 年 3 月 24 日	新規	

はじめに

(1) 本書の位置付け

本書は『特許庁アーキテクチャ標準仕様書1.2版(以降、版は省略)』を踏まえ、業務特性や段階的刷新を考慮した個別システムの次期モデルを定めたものであり、個別システム刷新のため設計開発業務を調達するにあたり作成する要件定義書の入力資料として位置付けられる。また、既存システムのシステム構成とのギャップを分析し、移行方針を定めるために作成する『特許庁システム移行方針書』の入力資料として位置付けられる。

個別業務システム概念設計書は以下7冊で構成され、本書は『意匠・商標審査周辺システム概念設計書』を記載する。

- 『方式審査システム概念設計書』
- 『特実審査周辺システム概念設計書』
- 『記録ファイル管理システム概念設計書』
- 『意匠・商標審査周辺システム概念設計書』
- 『公報(編纂)システム概念設計書』
- 『審判システム概念設計書』
- 『登録システム概念設計書』

なお、本書における「意匠・商標審査周辺システム」の名称は、以下の3システムの総称とする。

- 意匠・商標方式審査システム
- 意匠審査周辺システム
- 商標審査周辺システム

(2) 本書の利用者及び利用目的

本書は、個別システム刷新に関係するステークホルダ(情報技術統括室職員、特許庁PMO、システム利用者、原課、要件整理支援業者、調達支援業者、設計に関与するステークホルダ、システムインテグレーションベンダ、ハードウェアベンダ、オペレーションベンダ等)向けに作成されたものであり、当該ステークホルダがシステムの構造を標準化するためのルールである『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に準拠した次期モデルを定め、要件定義と移行方針策定の入力資料として利用することを目的とする。

(3) 本書の文書構成

本書は、以下の章から構成される。

1章 システムの概観

意匠・商標審査周辺システムの刷新時点におけるシステムの概観を示す。

2章 サブシステムの定義

意匠・商標審査周辺システムの対象となるサブシステムと想定業務範囲を示す。

3章 データ配置位置の方針

意匠・商標審査周辺システムの刷新時点におけるデータの配置位置の方針を示す。

4章 機能配置の方針

サブシステムの定義、データ配置位置の方針を踏まえて、意匠・商標審査周辺システムの刷新時における機能配置の方針を示す。

5章 アーキテクチャ適用方針

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に基づき、多階層構造の各層におけるアーキテクチャの適用方針を示す。

6章 システム間の連携方法

意匠・商標審査周辺システムの刷新時点におけるシステム間の連携方法を示す。刷新タイミングの違いにより、将来的に外部インタフェースから内部インタフェースに再定義されるケースでは、将来の不要な改造を減らすための考慮点を示す。また、単件リアルタイム化とデータの集中化により、既存システムと比較して共有データベースへの設備に対する性能要求に影響を与えるケースに関する考慮点を示す。

7章 個別システム構成図

意匠・商標審査周辺システムの次期モデルとして、個別システム構成図(多階層構造)、個別システム構成図(論理構成)及び個別システム構成図(物理構成)を示す。

別紙1 サブシステム業務範囲一覧 意匠・商標審査周辺システム (2章 サブシステムの定義)

意匠・商標審査周辺システムのサブシステムが担う、具体的な想定業務範囲の一覧を示す。

別紙2 既存インタフェースの整理結果(意匠・商標審査周辺システム) (6章 システム間の連携方法)

既存インタフェースに関する、次期モデルで想定される連携方法の整理結果の一覧を示す。

なお、業務要件に応じて決定する内容がある場合、後続工程(要件整理以降)において決定する事項として記載する。

また、本書の記載内容は執筆時点の業務と機能に基づいており、以下を主な入力資料としている。

- 業務可視化資料(3版)^{※1※2}
- システム設計書(既存)
- 既存個別システム間インタフェース一覧
- 特実リアルタイム化検討資料

※1 業務可視化資料に記載が無い機能は、概念設計書の検討対象となっていないため、後続工程(要件整理以降)で次期システムへの適用方針を検討する必要がある。

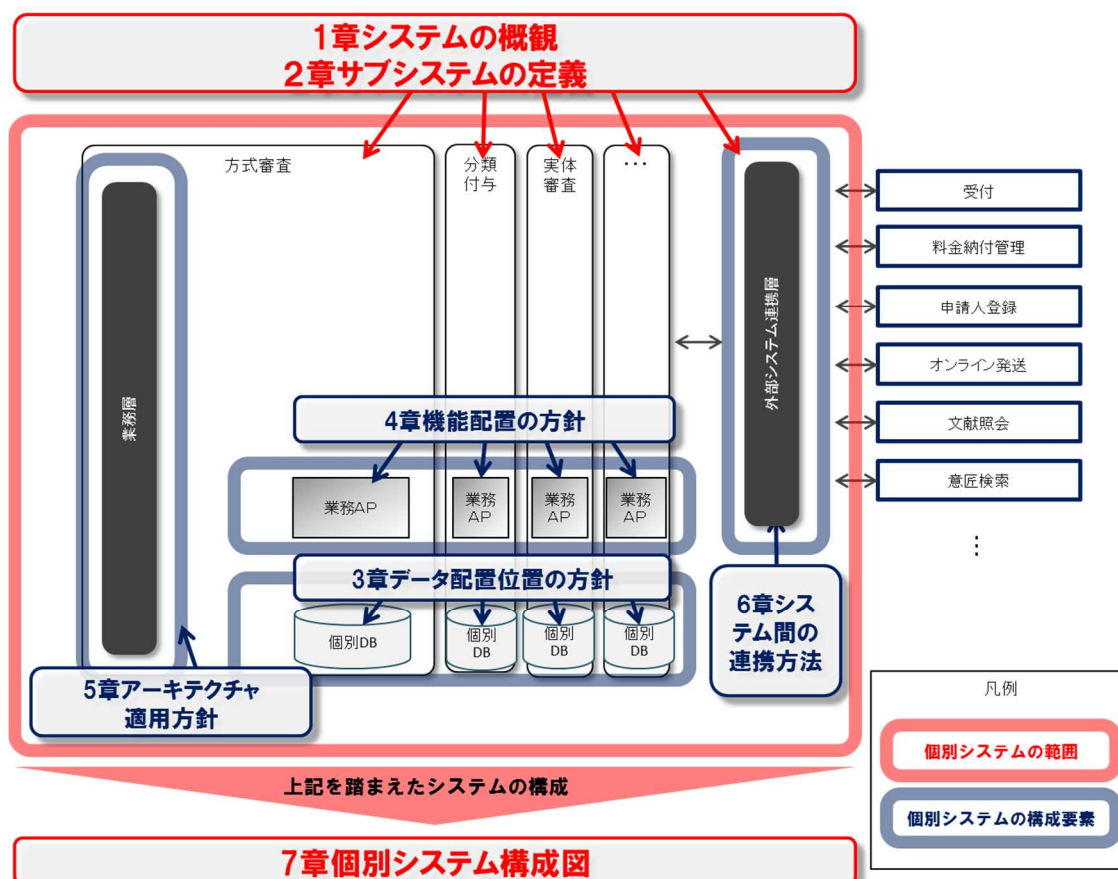
※2 業務可視化資料の内、意匠・商標の受付～実体審査を対象とした資料。

このような章構成として考え方を以下に示す。

1章では、意匠・商標審査周辺システム刷新時点における当該システムの構造やその他の特許庁システムとの関係の概観を示す。2章では、当該システムを構成するサブシステムとその想定業務を示す。3章以降の内容は、1章及び2章で示したシステムの概観・想定業務を踏まえたものである。

3章及び4章では、サブシステムの想定業務に基づいて、サブシステムごとにデータ配置位置と機能配置の方針を示す。5章では、各サブシステムの想定業務や、データ配置位置と機能配置から決まる業務特性を踏まえ、システム構造を定型化するためにどのように『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』で定められたルールを適用すれば良いのか、その適用方針を示す。6章では、刷新したサブシステム同士の連携方法及び既存のシステムとの連携方法を示す。

最後に、7章でそれらを踏まえた個別システム構成図(多階層構造・論理構成・物理構成)を示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 (3)-7-1 章構成の対応関係図

(4) 本書の利用方法

本書の利用者及び利用方法について、以下に示す。

表 (4)-1 本書の利用者及び利用方法

(○:利用する, -:利用しない)

利用者 利用方法	情報技術 統括室	特許庁P MO	システム 利用者, 原課	要件整 理補助 業者, 調 達支援 業者	設計に関 与するス テークホ ルダ	システム インテグ レーショ ンベンダ	ハードウ ェア導入 ベンダ	オペレー ションベ ンダ
刷新時のイメー ジ共有	○	○	○※	○	○	○	○	○
意匠・商標審査 周辺システムに 関する要件定 義のインプット	○	○	○※	○	-	-	-	-
意匠・商標審査 周辺システムに 関する移行方 針策定のイン プット	○	○	○※	○	-	-	-	-

※要件定義, 移行方針策定時の資料レビューに関与するために必要

(5) 本書の運用方法

本書の運用方法について、以下に示す。

- ① 運用開始時期
平成29年3月に運用を開始する。
- ② 改定時期
改定する予定はない。
- ③ 整備及び管理
本書の整備及び管理については、特許庁行政文書管理規則に従う。

(6) 本書の記載ルール

本書の記載ルールについて、以下に示す。

- ① 既存システムの表記方法
刷新したシステムと区別するため、既存のシステムを表す場合はシステム名の後ろに“(既存)”をつける。
例:「○○システム(既存)」 …… 既存の○○システム
- ② 意匠・商標方式審査システムにおける“意匠”と“商標”の使い分け
以下の基準でサブシステム名を記載する。

表 (6)-1 本書の利用者及び利用方法

サブシステム名	意味
方式審査サブシステム	意匠・商標に共通した事項
方式審査(意匠)サブシステム	意匠に限定した事項
方式審査(商標)サブシステム	商標に限定した事項

目次

意匠・商標方式審査システム編	1
1. システムの概観	2
2. サブシステムの定義	3
2.1 意匠・商標方式審査システムの対象となるサブシステム	4
2.2 意匠・商標方式審査システムの想定業務範囲	6
3. データ配置位置の方針	9
3.1 意匠・商標方式審査システム刷新時におけるデータ配置位置の方針	10
4. 機能配置の方針	12
4.1 基本方針	12
4.1.1 サブシステム分割に伴う機能配置	13
4.1.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置	13
4.2 既存システムからの機能配置の見直し	14
4.2.1 サブシステム分割に伴う機能配置	14
4.2.1.1 実体審査(意匠)サブシステムへの機能配置	15
4.2.1.2 実体審査(商標)サブシステムへの機能配置	15
4.2.1.3 方式審査サブシステムへの機能配置	15
4.2.1.4 審判方式調査サブシステムへの機能配置	15
4.2.1.5 国際意匠出願(ハーグ)への機能配置	16
4.2.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置	17
4.2.2.1 事件・書類データ	17
4.2.2.2 個別連携一時データ	18
4.2.2.3 共通リソースデータ	18
5. アーキテクチャ適用方針	19
5.1 多階層構造の適用方針	20
5.1.1 多階層構造の適用対象	21
5.1.2 アクセスパス	22
5.2 階層ごとの適用方針	23
5.2.1 業務層	23
5.2.1.1 ビジネスフロー管理	23
5.2.1.2 業務アプリケーション(画面)	34
5.2.1.3 業務アプリケーション(サービス)	35
5.2.1.4 ビジネスルール管理	36
6. システム間の連携方法	39
6.1 内部インタフェース	41
6.1.1 ビジネスフロー管理間の連携	42
6.1.1.1 個別連携一時データに対応するサービスへの連携	43
6.1.2 業務アプリケーションへの連携	44
6.1.2.1 共通リソースデータに対応するサービスへの連携	44
6.2 外部インタフェース	45
6.2.1 ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	47
6.2.2 業務アプリケーション(画面)の連携	52
6.2.3 業務アプリケーション(サービス)の連携	54
6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照/更新	54

6.3 システム間連携における考慮事項	57
6.3.1 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し	57
6.3.2 振分システム(既存)との連携	61
6.3.3 国際意匠出願システム(ハーグ)との連携	63
6.3.4 データウェアハウスシステムとの連携	68
6.3.5 共有データ及び共通リソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響	69
6.3.6 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策	71
意匠審査周辺システム編	73
1. システムの概観	74
2. サブシステムの定義	75
2.1 意匠審査周辺システムの対象となるサブシステム	76
2.2 意匠審査周辺システムの想定業務範囲	78
3. データ配置位置の方針	80
3.1 意匠審査周辺システム刷新時におけるデータ配置位置の方針	81
4. 機能配置の方針	83
4.1 基本方針	83
4.1.1 サブシステム分割に伴う機能配置	84
4.1.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置	84
4.2 既存システムからの機能配置の見直し	85
4.2.1 サブシステム分割に伴う機能配置	85
4.2.1.1 実体審査(意匠)サブシステムへの機能配置	86
4.2.1.2 国際意匠出願(ハーグ)への機能配置	86
4.2.1.3 DDC配置に伴う機能変更	86
4.2.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置	87
4.2.2.1 事件・書類データ	87
4.2.2.2 個別連携一時データ	88
4.2.2.3 共通リソースデータ	88
5. アーキテクチャ適用方針	89
5.1 多階層構造の適用方針	90
5.1.1 多階層構造の適用対象	91
5.1.2 アクセスパス	92
5.2 階層ごとの適用方針	93
5.2.1 業務層	93
5.2.1.1 ビジネスフロー管理	93
5.2.1.2 業務アプリケーション(画面)	103
5.2.1.3 業務アプリケーション(サービス)	104
5.2.1.4 ビジネスルール管理	106
5.2.2 基盤機能層	108
5.2.3 共有DB層	109
6. システム間の連携方法	110
6.1 内部インタフェース	112
6.1.1 ビジネスフロー管理間の連携	113
6.1.1.1 個別連携一時データに対応するサービスへの連携	114
6.1.1.2 業務アプリケーションへの連携	115
6.1.1.3 共通リソースデータに対応するサービスへの連携	115

6.2 外部インターフェース.....	115
6.3.1 ビジネスフロー管理と外部システムとの連携.....	119
6.3.2 業務アプリケーション(画面)と外部システム連携との連携.....	123
6.3.3 業務アプリケーション(サービス)と外部システム連携との連携.....	125
6.3.3.1 外部システムが保有するデータの参照／更新.....	125
6.4 システム間連携における考慮事項.....	128
6.4.1 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し.....	128
6.4.2 意匠検索システムとの連携.....	133
6.4.3 国際意匠出願システム(ハーグ)との連携における考慮事項.....	135
6.4.4 データウェアハウスシステムとの連携.....	140
6.4.5 共有データ及び共通リソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響.....	141
6.4.6 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策.....	143
商標審査周辺システム編.....	145
1. システムの概観.....	146
2. サブシステムの定義.....	147
2.1 商標審査周辺システムの対象となるサブシステム.....	148
2.2 商標審査周辺システムの想定業務範囲.....	150
3. データ配置位置の方針.....	152
3.1 商標審査周辺システム刷新時におけるデータ配置位置の方針.....	153
3.2 データ配置位置に関する留意事項.....	155
3.2.1 引用詳細情報の位置づけ.....	155
4. 機能配置の方針.....	157
4.1 基本方針.....	157
4.1.1 サブシステム分割に伴う機能配置.....	158
4.1.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置.....	158
4.2 既存システムからの機能配置の見直し.....	159
4.2.1 サブシステム分割に伴う機能配置.....	159
4.2.1.1 実体審査(商標)サブシステムへの機能配置.....	159
4.2.1.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置.....	160
4.2.1.3 事件・書類データ.....	160
4.2.1.4 個別連携一時データ.....	161
4.2.1.5 共通リソースデータ.....	161
5. アーキテクチャ適用方針.....	162
5.1 多階層構造の適用方針.....	163
5.1.1 多階層構造の適用対象.....	164
5.1.2 アクセスパス.....	164
5.2 階層ごとの適用方針.....	165
5.2.1 業務層.....	165
5.2.1.1 ビジネスフロー管理.....	165
5.2.1.2 業務アプリケーション(画面).....	175
5.2.1.3 業務アプリケーション(サービス).....	176
5.2.1.4 ビジネスルール管理.....	177
5.2.2 基盤機能層.....	179
5.2.3 共有DB層.....	180
6. システム間の連携方法.....	181

6.1 内部インタフェース	183
6.1.1 ビジネスフロー管理間の連携	184
6.1.1.1 個別連携一時データに対応するサービスへの連携	185
6.1.2 業務アプリケーションへの連携	186
6.1.2.1 共通リソースデータに対応するサービスへの連携	186
6.2 外部インタフェース	187
6.2.1 ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	190
6.2.2 業務アプリケーション(画面)と外部システム連携との連携	194
6.2.3 業務アプリケーション(サービス)と外部システム層との連携	196
6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照／更新	196
6.3 システム間連携における考慮事項	199
6.3.1 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し	199
6.3.2 商標検索システムとの連携	201
6.3.3 図形商標審査システムとの連携	203
6.3.4 データウェアハウスシステムとの連携	205
6.3.5 共有データ及び共通リソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響	206
6.3.6 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策	208
共通編	210
7. 個別システム構成図	211
7.1 個別システム構成図(多階層構造)	211
7.2 個別システム構成図(論理構成)	212
7.3 個別システム構成図(物理構成)	222

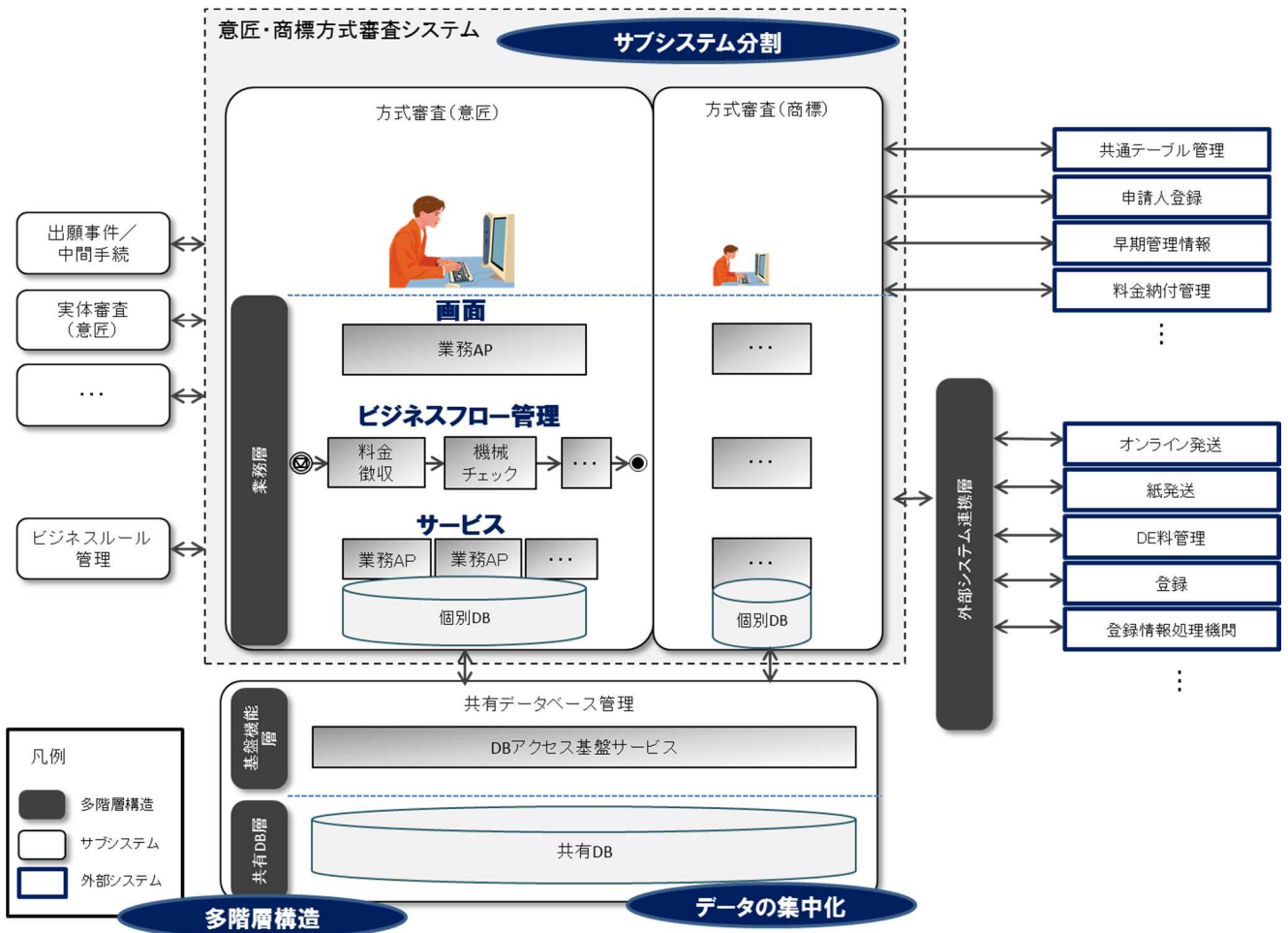
意匠・商標方式審査システム編

1. システムの概観

最適化計画に示された特許庁システムの課題である「累次の個別システム構築に伴うシステム構造の複雑化」と「データの個別システムへの分散に伴う処理の迅速性低下」に対して、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では「サブシステム分割」、「多階層構造によるシステム構造の定型化」、「データ集中化」を主とした設計方針を定めている。

これを踏まえて、互いに疎結合化するよう適切な粒度でサブシステムを分割し、意匠・商標方式審査システムは方式審査(意匠)、方式審査(商標)のサブシステムから構成する。サブシステム内部においては多階層構造による定型化を図り、各層を構成するシステム構成要素に定める責務に合わせて機能を配置する。また、特許庁システム全体で利用する事件・書類データは共有データベースに一元管理する。

なお、外部システムとの連携においては、外部システム連携層で新旧アーキテクチャによるインターフェースのギャップを吸収する。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 1-1 システムの概観

2. サブシステムの定義

本章では、以下を目的とし、意匠・商標方式審査システムの対象となるサブシステムを定義する。

- 互いに疎結合化するよう適切な粒度でサブシステムを定義し、変更時の影響をサブシステム内に局所化すること。
- サブシステム間の類似機能の重複を排除し、業務的な変化による影響箇所数を削減することでシステムの保守性を高めること。
- 意匠・商標方式審査システムの要件定義工程の対象となるサブシステムと想定業務範囲を示す。

サブシステム分割は、概念データモデルをベースに特許庁業務で取り扱うデータの更新整合性の観点からデータモデル分析を行い、その結果を用いて同じ目的の業務処理の集合でサブシステムに分割する。

(参考:意匠・商標方式審査システムに関連する分析結果は本章末を参照、またサブシステム分割の考え方は『データ統合方針書 2.1.6 サブシステム分割』を参照)

意匠・商標方式審査システムに関して分析したところ、意匠・商標方式審査システムを「方式審査(意匠)」「方式審査(商標)」を業務単位としたサブシステムに分割する結果を得た。分析結果は業務システム間の関係が疎となる最小の単位であり、さらに細分化を行った場合は、サブシステムを跨ってデータの参照更新が必要となり疎結合化を阻害するため、細分化を行う場合は法改正も見越した業務の見直しが必要となる。

それに対して、開発の生産性を向上させるために分析結果の分割単位を統合し、1つのサブシステムとすることは、更新整合性を阻害するものではない。

なお、サブシステムの統合・分割は、業務要件(将来の環境変化に対する予測も含む)を踏まえて、統合による法域共通の変更に対する効果と、分割による法域固有の変更に対する効果を評価し、高めるべき品質特性(保守性、移植性)を見極めた上で、後続工程(要件整理以降)にて最終的に決定するものとする。

次に、意匠・商標の法域において、分析結果として得られたサブシステムの分割単位に関する考察を以下に示す。

意匠の法域では、『データ統合方針書』でのデータモデル分析より、「方式審査(意匠)サブシステム」「方式審査(ハーグ)(指定官庁)サブシステム」が抽出されるが、業務可視化資料などを元に、意匠方式審査業務と、国際意匠(ハーグ)指定官庁における分割後の意匠出願の方式審査業務との類似性を分析したところ、識別番号確認など意匠・商標方式審査固有業務が一部あるものの、業務の類似性は高く、業務内容からの分析によるエンティティの類似率についても高い結果となった。

また、どちらも国内法(意匠法/特例法)に基づき、意匠出願番号単位の事件に対して方式審査が実施されていることから、将来発生し得る法改正などの環境変化に対して、同様のシステム改修が必要となることが想定される。

以上の理由より、意匠方式審査業務、分割後の意匠出願に対する国際意匠(ハーグ)指定官庁業務については、機能統合により保守性の向上が見込まれるため、サブシステム分割をせず、「方式審査(意匠)サブシステム」へ包含することが望ましいと考えられる。

意匠の法域でのサブシステムの統合により、意匠・商標方式審査業務に対するシステムは、「方式審査(意匠)サブシステム」「方式審査(商標)サブシステム」と定義される。

それぞれのサブシステムでの想定業務範囲について、業務可視化資料などを基に分析した結果、国内法(意匠法・商標法/特例法)に基づいた一連の方式審査業務となっており、問題は抽出されていない。

また、過去のシステム改修の分析より、将来発生し得る法改正などの環境変化に対しても、サブシステム内での影響の局所化が可能と想定される。

以上より、サブシステムの分割単位は妥当と考えられる。

2.1 意匠・商標方式審査システムの対象となるサブシステム

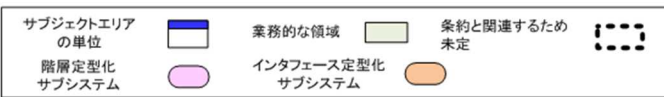
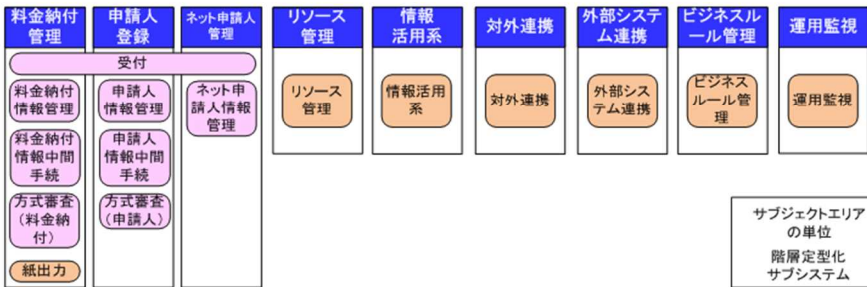
意匠・商標方式審査システムの対象となるサブシステムを下表に示す。

表 2-1 対象のサブシステム

サブシステム	概要説明
方式審査(意匠)	意匠の国内出願事件, 国際意匠(ハーグ)の分割後の出願事件に対して, 特許庁に提出された出願書類等について, 審査官が内容の審査をする前に, 産業財産権法令で定める手続的及び形式的な要件を備えているかの形式審査を行う。
方式審査(商標)	商標の出願事件に対して, 特許庁に提出された出願書類等について, 審査官が内容の審査をする前に, 産業財産権法令で定める手続的及び形式的な要件を備えているかの形式審査を行う。

ToBeの全体システム構成における意匠・商標方式審査システムのサブシステム対象範囲を次頁に示す。

別紙2-1 全体システム構成図(論理構成)【ToBeサブシステム構成図】



注釈
※1 国際意匠出願(ハーグ)(指定官庁)も含む

図 2-1 全体システム構成図(論理構成) 出典:『特許庁システム全体システム概念設計書 図 2.2-11』

2.2 意匠・商標方式審査システムの想定業務範囲

意匠・商標方式審査システムのサブシステムが担う想定業務範囲を下表に示す。
 想定業務範囲は、業務可視化資料に基づき記載している。

なお、システムの要件定義は後続工程で決定されるものであり、その要件を制限するものではないが、変更時の影響をサブシステム内に局所化することでシステムの保守性を高める目的により、新たな業務追加や業務の見直しは、当該サブシステムの業務の追加、見直しが妥当であるか検討した上で実施するものとする。

詳細な想定業務範囲については、「別紙1 サブシステム業務範囲一覧」参照とする。

表 2-2 意匠・商標方式審査システムの業務範囲

サブシステム	想定業務範囲		業務概要
	業務階層	業務	
方式審査 (意匠)	意匠(国内出願)	全業務	実体審査に先立ち、申請書類について意匠法に定める方式が完備されているか否かの方式審査を行う。
	意匠(ハーグ(指定官庁))	全業務	
	設定登録(意匠) ^{※1}	設定登録時の登録料納付書の方式審査 ^{※2}	設定登録時の登録料納付書について、意匠に定める方式が完備されているか否かの方式審査を行う。
方式審査 (商標)	商標(国内出願)	全業務	実体審査に先立ち、申請書類について商標法に定める方式が完備されているか否かの方式審査を行う。
	設定登録(商標) ^{※1}	設定登録時の登録料納付書の方式審査 ^{※1}	設定登録時の登録料納付書について、商標法に定める方式が完備されているか否かの方式審査を行う。

※1 『方式審査システム概念設計書(特実)』での想定業務範囲の定義による。なお、特実方式審査システム刷新時においては、登録システム(既存)から方式審査(特実)サブシステムへの機能配置の変更は行わない方針としている。

※2 設定・年金登録における意匠・商標方式審査システムの具体的な対象業務は、『登録システム概念設計書』により整理する。

- (参考)サブシステム分割結果

出願事件(意匠)

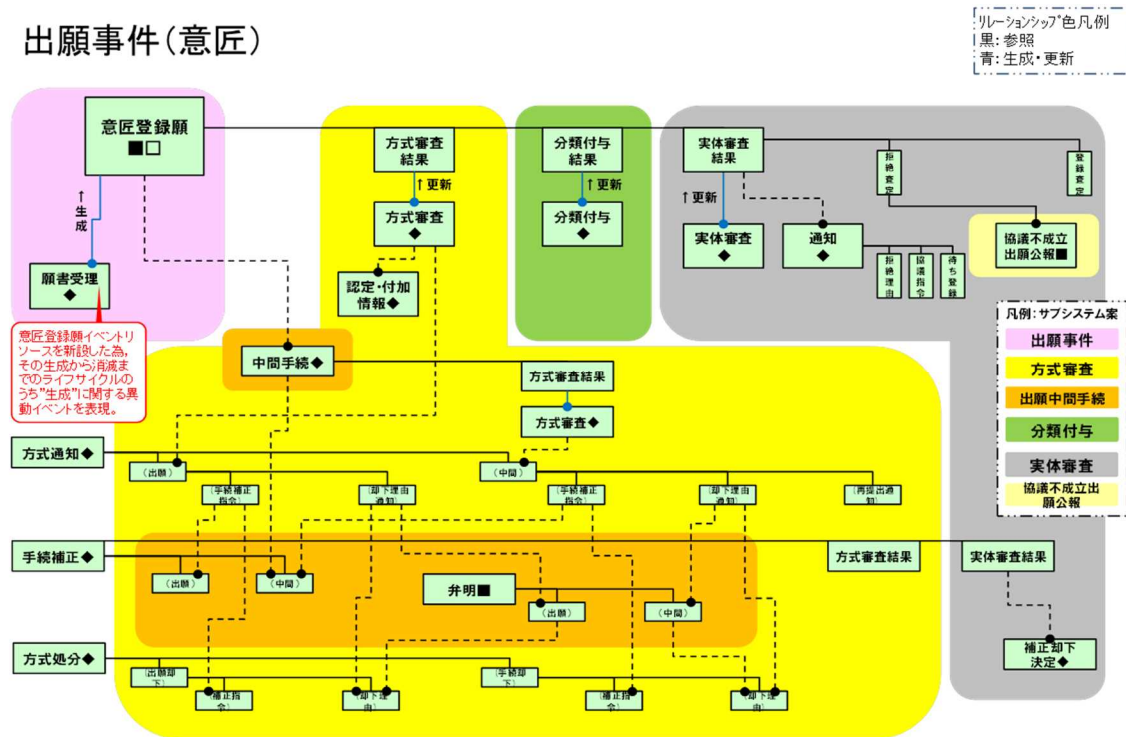


図 2-2 出願事件のサブシステム分割 出典:『データ統合方針書 図 2.1.6.3.1-1』

国際意匠(ハーグ)指定官庁

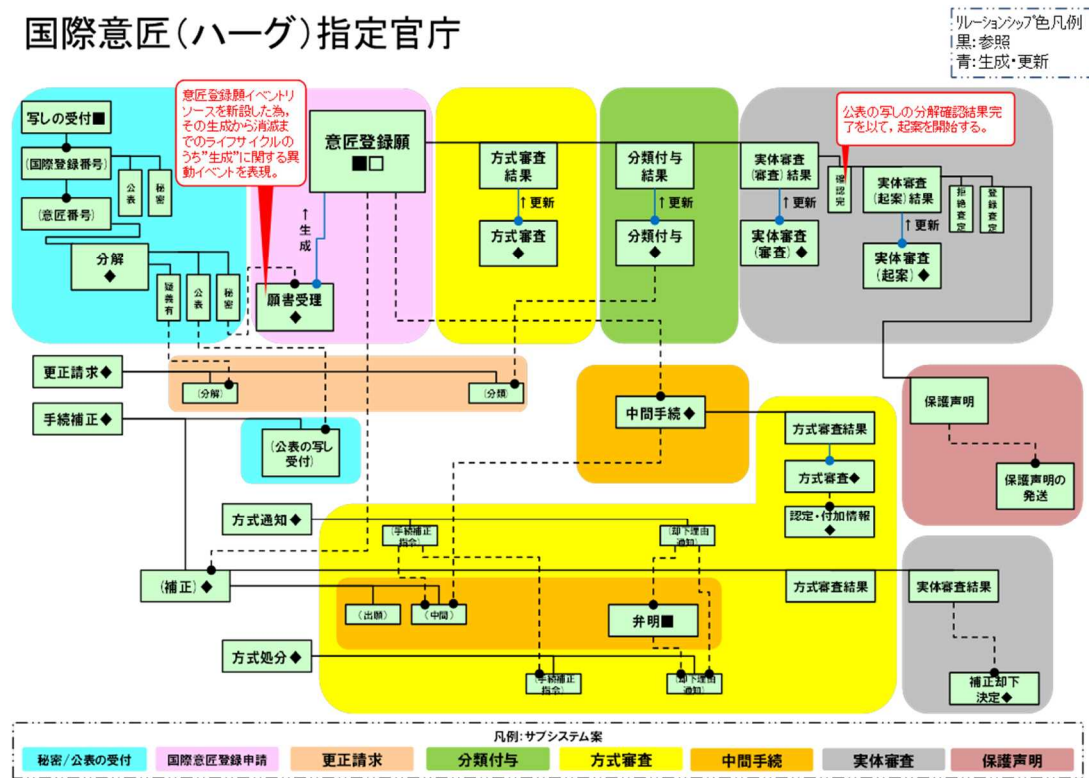


図 2-3 出願事件のサブシステム分割 出典:『データ統合方針書 図 2.1.6.6.1-1』

出願事件(商標)

別バージョンの色凡例
 黒:参照
 青:生成・更新

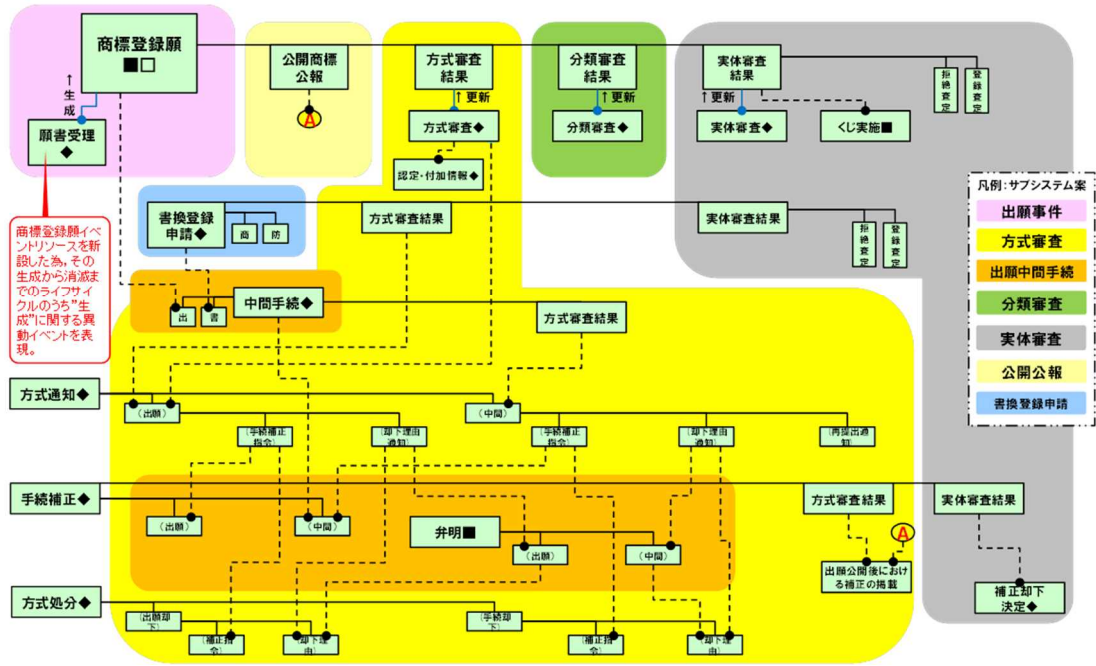


図 2-4 出願事件のサブシステム分割 出典:『データ統合方針書 図 2.1.6.4.1-1』

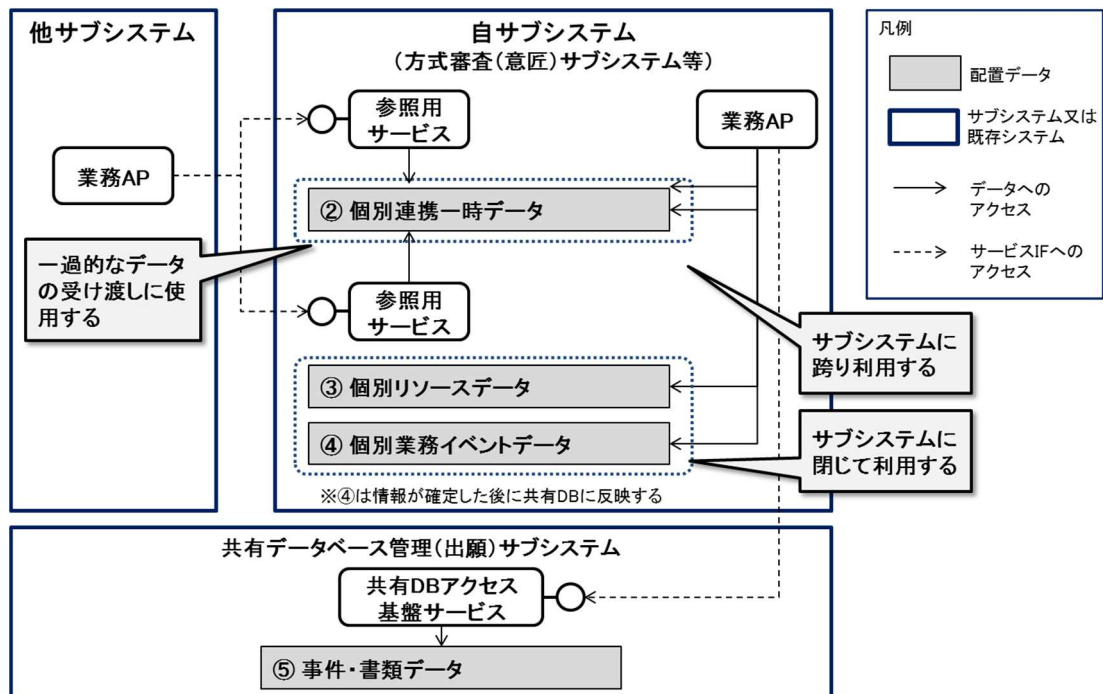
3. データ配置位置の方針

本章では、データ集中化による保守性の向上を目的に、意匠・商標方式審査システムのデータ配置位置の方針を定める。その方針を定めるにあたり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.5 個別データベース』及び『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.8 共有データベース』で定義されたシステム構成要素の方針を以下に示す。

表 3-1 個別データベースと共有データベースに配置するデータ

項番	対象データ	配置先のシステム構成要素
①	共通リソースデータ	個別データベース
②	個別連携一時データ	
③	個別リソースデータ	
④	個別業務イベントデータ	
⑤	事件・書類データ	共有データベース

これを図示すると以下のとおりとなる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」、「IF」は「インタフェース」の略記である。

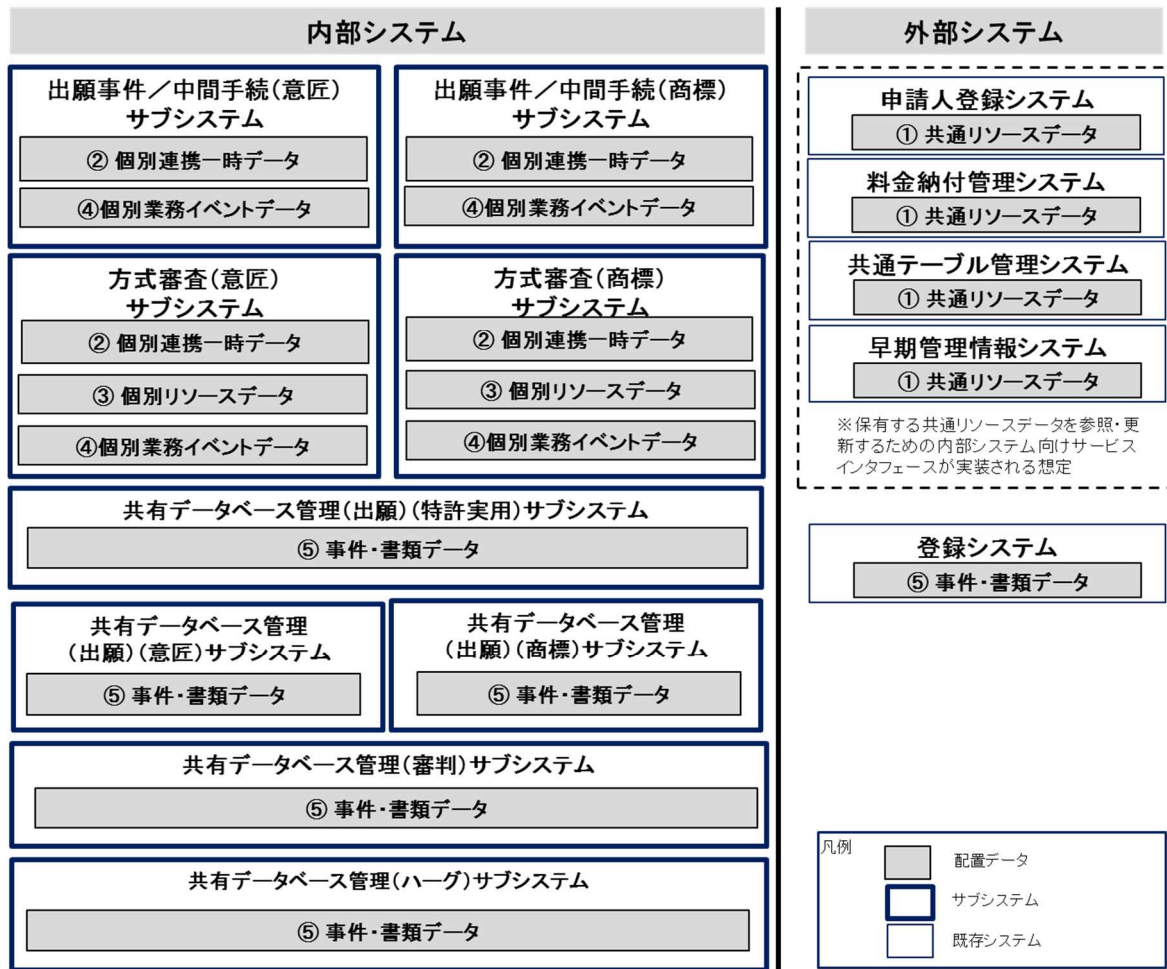
図 3-1 共有データ／個別データの配置位置

3.1 意匠・商標方式審査システム刷新時におけるデータ配置位置の方針

共有データ／個別データの配置位置の方針に準拠し、意匠・商標方式審査システム刷新時におけるデータ配置位置の方針を定める。

また、特許庁システムは段階的に個別システムを刷新することから、意匠・商標方式審査システム刷新時は、事件・書類データ、共通リソースデータを既存システムに配置する場合がある。

以上を踏まえると、意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新時におけるデータ配置位置は以下のとおりとなる。



※ 内部システム、外部システムの定義は『用語集』を参照

図 3-2 方式審査(意匠)(商標)サブシステムのデータ配置位置

① 共通リソースデータ

共通リソースデータの配置データと配置位置は以下のとおり。

表 3-2 共通リソースデータの配置位置

区分	配置位置	配置データ	
外部システム	申請人登録システム(既存)	申請人情報	申請人住所, 氏名等の情報
	料金納付管理システム(既存)	現金管理情報	申請人による料金納付や, 方式審査業務での料金徴収, 返納等の情報
		予納料金情報	
		電子現金納付管理情報	
		口座振替情報	
	共通テーブル管理システム(既存)	国県名情報	国県名の情報
		書類情報	書類名の情報
		職員情報	所属, 役職, 氏名等の情報
	早期管理情報システム(既存)	早期管理情報	紙申請書類のデータエントリ情報

② 個別連携一時データ

サブシステム間のデータ授受を目的とし, 一時的に共有されるデータは, 連携元サブシステムの個別データベースに配置する。連携元サブシステムは, データ参照用サービスを作成しサービスインタフェースを連携先サブシステムに提供する。

③ 個別リソースデータ

方式審査サブシステムのみで利用する期間管理テーブル(期間管理を実施する年月日数を登録)や, 料金テーブル(書類ごとの手数料基本額, 加算額等の金額を登録)など, 単一サブシステムに閉じて使用するリソースデータについて, 各サブシステムに配置する。

④ 個別業務イベントデータ

方式審査中の情報(出願人代理人情報, 優先権情報, 方式処分等), 起案中, 決裁中の起案書情報など, 単一サブシステムに閉じて使用する一時的なデータについて, 業務要件を踏まえて必要なデータを各サブシステムに配置する。業務遂行中の段階ではサブシステム内に保有し, 業務完了によって確定情報となった後, 例えば, 業務の結果の事件・書類データへの反映など, 共有データベースに反映が必要なデータは, 共有データベースに反映する。

⑤ 事件・書類データ

事件・書類データの配置データと配置位置は以下のとおり。

表 3-3 事件・書類データの配置位置

区分	配置位置	配置データ	
内部システム	共有データベース管理(出願)(特実)サブシステム	出願事件の情報	特許, 実用の出願事件における出願人や請求項数, アクセスコード等の情報や書類データ
	共有データベース管理(出願)(意匠)サブシステム		意匠の出願事件における出願人や類似意匠等の情報や書類データ
	共有データベース管理(出願)(商標)サブシステム		商標の出願事件における出願人や防護の原登録等の情報や書類データ
	共有データベース管理(審判)サブシステム	審判事件の情報	審判事件における審判記事や審判請求項記事, 審判請求人代理人記事等の情報や書類データ
	共有データベース管理(ハーグ)サブシステム	国際意匠指定官庁事件の情報	国際登録出願, 国際登録出願と意匠単位での出願に紐付く情報や書類データ
外部システム	登録システム(既存)	登録事件の情報	登録原簿情報

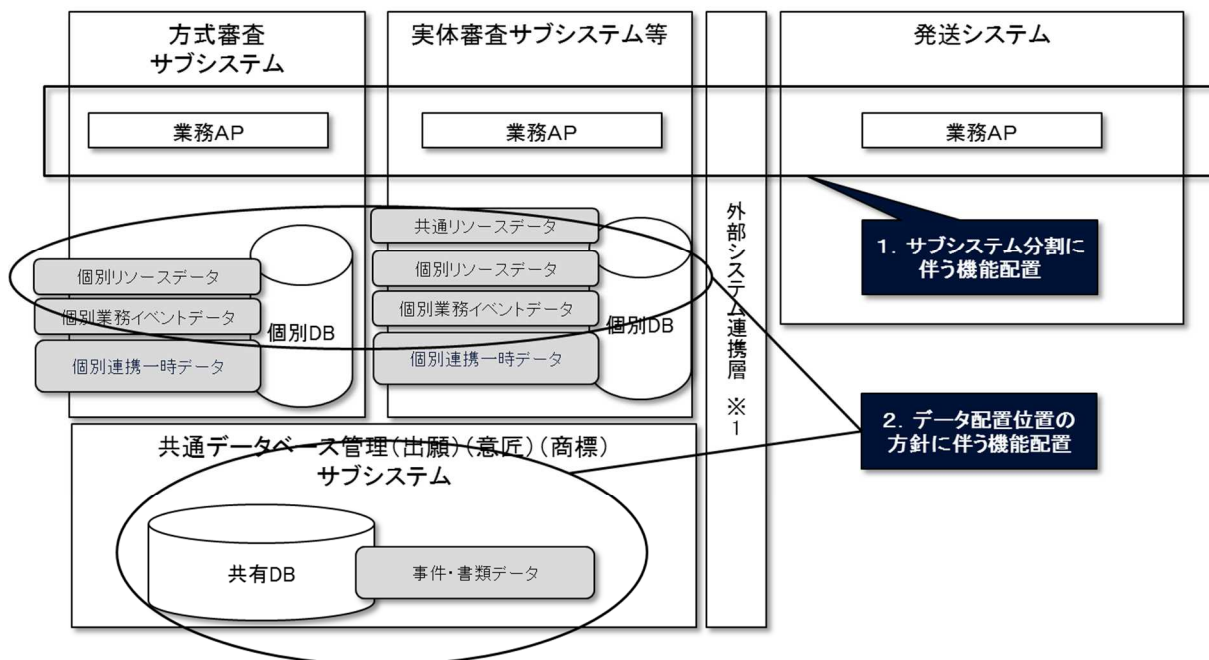
4. 機能配置の方針

本章では、サブシステム分割とデータ配置位置の方針を踏まえて、意匠・商標方式審査システムの刷新時における機能配置の方針を定める。

4.1 基本方針

機能配置の考え方は以下のとおりとなる。

- ① 「2. サブシステムの定義」に示す業務範囲により、業務を実現する機能の配置先を決定する
- ② 「3. データ配置位置の方針」により、データに対する参照機能と更新機能の配置先を決定する



※1 既存システム側の改修によりプロトコル変換等のインタフェースギャップを吸収する必要があるケースでは、外部システム連携層を経由せず直接に外部システムと連携する場合もある

※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 4-1 機能配置のイメージ

4.1.1 サブシステム分割に伴う機能配置

「2. サブシステムの定義」に示す業務範囲のうち、システム化の要件が存在する業務を実現する機能をサブシステムに配置する。

4.1.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置

「3. データ配置位置の方針」に従い、共有データベース、個別データベースにデータを配置し、それを踏まえてデータの参照機能と更新機能を配置する。データごとの機能配置の方針を以下に示す。

表 4-1 データ配置に伴う機能配置

項番	対象データ	管理データベース	配置する機能に関する方針
1	個別リソースデータ	個別データベース	サブシステムに保有する個別データベースへの参照と更新は、サブシステムに配置する参照機能と更新機能により行う(他のサブシステムに保有する個別データベースへの参照と更新はしない)。
	個別業務イベントデータ		
2	個別連携一時データ	個別データベース	個別連携一時データへの参照と更新は、連携元サブシステムに配置する参照機能と更新機能を経由して行う。
	共通リソースデータ		共通リソースデータへの参照と更新は、共通リソースデータを保有するサブシステムに配置する参照機能と更新機能を経由して行う。
3	事件・書類データ	共有データベース	共有データベースへの参照と更新は共有データベース管理サブシステムの基盤機能層を経由して行う。

4.2 既存システムからの機能配置の見直し

基本方針より定義される機能配置と、既存システムの機能配置を比較し、システム刷新時に機能配置の見直しを行う点を示す。

4.2.1 サブシステム分割に伴う機能配置

サブシステム分割により定義したサブシステムが提供する業務範囲と、既存システムが提供する業務範囲を比較し、機能配置の見直しが必要となる業務機能を下表に示す。

なお、配置先は、ToBeモデルのサブシステムで示している。

表 4-2 機能配置の見直しが必要となる業務

項番	対象業務		既存の配置先システム	新規の配置先サブシステム
1	職権取消通知、 無効通知起案 業務	職権取消通知起案	意匠・商標方式審査システム	実体審査(意匠)サブシステム 実体審査(商標)サブシステム
2		無効通知起案		
3		庁内書類作成		
4	設定登録前の 登録料納付に 係る書類の方 式審査業務	料金徴収	登録システム	方式審査(意匠)サブシステム 方式審査(商標)サブシステム
5		方式審査		
6		起案		
7		決裁		
8		発送		
9	方式調査業務	機械チェック	意匠・商標方式審査システム	審判方式調査サブシステム
10		職権訂正		

4.2.1.1 実体審査(意匠)サブシステムへの機能配置

既存システムでは、意匠審査周辺システム(既存)発の起案書に対して職権取消通知、無効通知を起案した場合、意匠・商標方式審査システム(既存)の庁内書類入力機能でイメージ入力し、庁内書類として蓄積している。意匠審査周辺システム(既存)発の起案書に対する職権取消通知、または無効通知の起案、発送は、意匠審査周辺の業務範囲となるため、これらの庁内書類入力機能について、実体審査(意匠)サブシステムへ機能配置する。

また、拒絶査定に対して職権取消通知、無効通知を起案した場合、意匠・商標方式審査システム(既存)から審判システム(既存)への通知を行っているが、この機能配置の変更により、実体審査(意匠)サブシステムから通知するよう変更となる。

4.2.1.2 実体審査(商標)サブシステムへの機能配置

既存システムでは、商標審査周辺システム(既存)発の起案書に対して職権取消通知、無効通知を起案した場合、意匠・商標方式審査システム(既存)の庁内書類入力機能でイメージ入力し、庁内書類として蓄積している。商標審査システム(既存)発の起案書に対する職権取消通知、または無効通知の起案、発送は、商標審査周辺の業務範囲となるため、これらの庁内書類入力機能について、実体審査(商標)サブシステムへ機能配置する。

また、拒絶査定に対して職権取消通知、無効通知を起案した場合、意匠・商標方式審査システム(既存)から審判システム(既存)への通知を行っているが、この機能配置の変更により、実体審査(商標)サブシステムから通知するよう変更となる。

4.2.1.3 方式審査サブシステムへの機能配置

「2.2 意匠・商標方式審査システムの想定業務範囲」に示したとおり、設定登録前の登録料納付に係る書類の方式審査は、方式審査サブシステムの業務範囲となるが、登録料納付は四法に係るため、特実方式審査システム、意匠・商標方式審査システム、登録システム(既存)における対応が必要となる。

意匠・商標方式審査システム刷新時での機能配置の変更については、段階的刷新時の業務運用への影響、移行方針の結果を考慮し、最終的に決定するものとする。

4.2.1.4 審判方式調査サブシステムへの機能配置

既存システムでは、方式調査対象(審判係属の書類の方式審査)の一部の書類の機械チェック、職権訂正について、下図のとおり、意匠・商標方式審査システム(既存)が機能提供をしている。

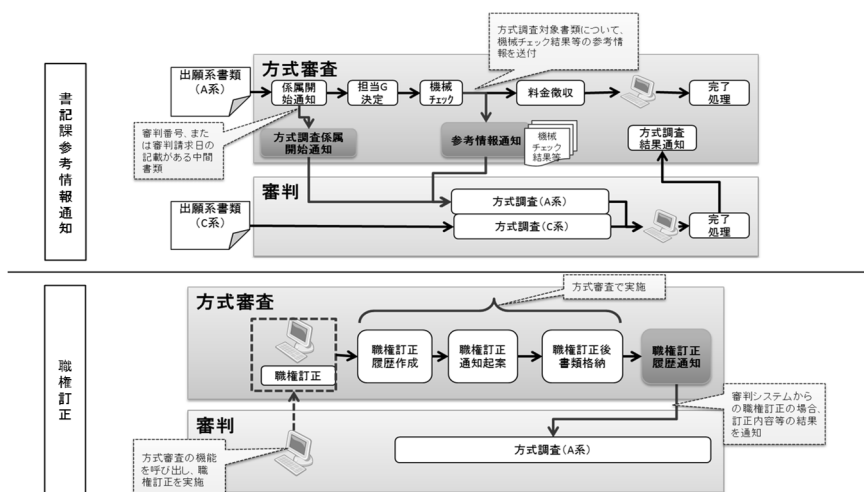


図 4-2 機械チェック、職権訂正の連携概要

審判事件で扱う書類の方式調査は、刷新後の審判システムの業務範囲となるため、審判事件で扱う書類に対する「機械チェック」「職権訂正」の機能は、審判方式調査サブシステムに機能配置される。

なお、意匠・商標方式審査システム刷新時において、審判システムは内部システムとなり、これらの機能は既に配置されているため、方式審査サブシステムでは、意匠・商標方式審査システム(既存)からの機能廃止のみとなる。

既存システムではインタフェースデータのやり取りにより機能の提供していることから、該当インタフェースを下表に示す。

表 4-3 機能配置により見直しが必要なインタフェース(対審判システム)

項番	既存の対象インタフェース	既存の処理概要
1	書記課参考情報通知データ(意商)	審判に係属する書類について、機械チェック結果や事件情報等を参考情報として付加している。
2	職権訂正結果受信データ	既存の意匠・商標方式審査システムの機能を呼び出し、職権訂正を実施し、その結果を審判システムへ通知している。

4.2.1.5 国際意匠出願(ハーグ)への機能配置

方式審査に係る業務は、国内の意匠法、特例法の規定、ならびに、その規定に基づく業務要件に準ずる必要があるが、国際意匠出願システム(ハーグ)、意匠・商標方式審査システム(既存)の業務分担はそれらに基づく業務領域となっており、国際協定(ハーグ協定)、国内法(意匠法・特例法)での法域固有の変更事項に対して、改修範囲の局所化が実現されている。

また、業務の運用についても、国際意匠・商標出願室で一連の運用が行われており、課室を跨ぐことによる連携に対する考慮は不要と考えられる。

よって、次期システムにおいても、既存の業務領域を踏襲し、機能配置の変更は行わない。

4.2.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置

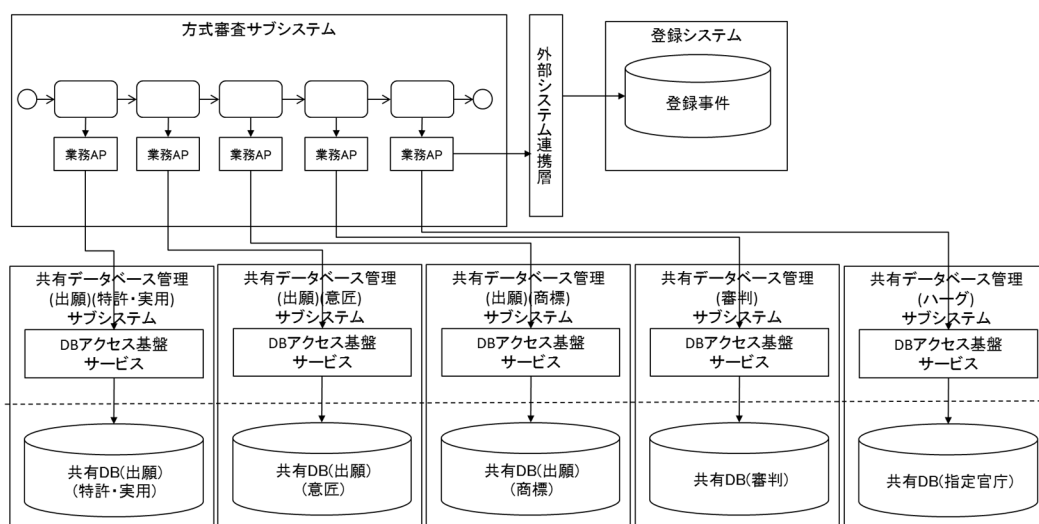
4.2.2.1 事件・書類データ

事件データ(出願人代理人, 優先権等)や書類データは共有データベースに配置され, 各サブシステムが, 基盤機能層を介して更新・参照するため, 既存システムで業務アプリケーション間の連携により事件・書類データを更新・参照している機能の見直しを行う。

意匠・商標方式審査システム刷新時の各事件・書類データの配置先とアクセス方法は以下のとおりとなる。

- 出願事件は, ToBeアーキテクチャに準拠した共有データベース管理(出願)サブシステムに配置し, 基盤機能層を介して更新・参照する。
- 審判事件は, ToBeアーキテクチャに準拠した共有データベース管理(審判)サブシステムに配置し, 基盤機能層を介して更新・参照する。
- 国際意匠指定官庁事件は, ToBeアーキテクチャに準拠した共有データベース管理(ハーク) (指定官庁)サブシステムに配置し, 基盤機能層を介して更新・参照する。
- 登録事件は, 既存システムに配置し, 外部システム連携を介して更新・参照する。

外部システムとの連携は, 「6. システム間の連携方法」に記載する。



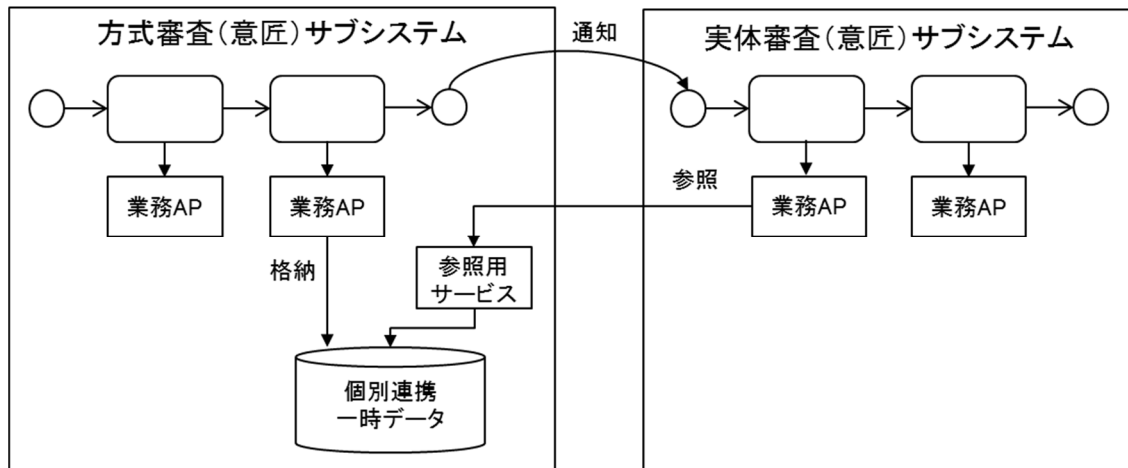
※ 図中の「DB」は「データベース」, 「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 4-3 各事件データの配置先とアクセス方法

4.2.2.2 個別連携一時データ

事件・書類データ及び共通リソースデータ以外の情報で、サブシステム間のデータ授受を目的とし、一時的に共有されるデータである個別連携一時データは、連携元サブシステムの個別データベースに配置され、連携先のサブシステムは連携元サブシステムが用意するデータ参照用サービスインタフェースを介して参照するため、既存システムで業務アプリケーション間により共有する情報を授受している機能の見直しを行う。

個別連携一時データの配置先とアクセス方法は以下のとおりとなる。



※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

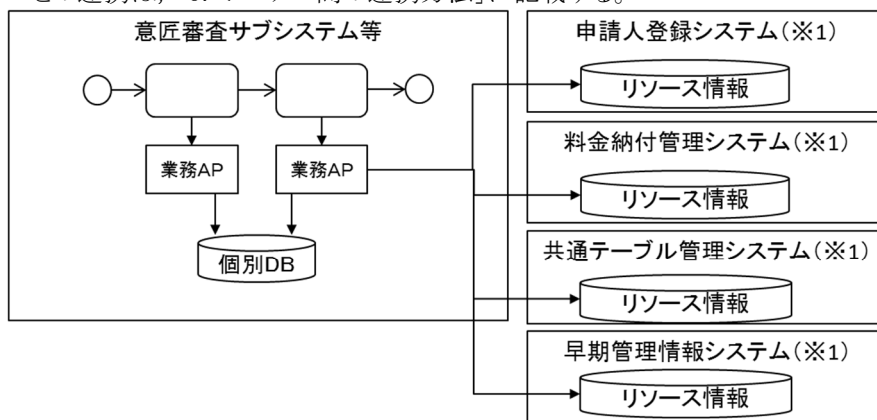
図 4-4 個別連携一時データの配置先とアクセス方法

4.2.2.3 共通リソースデータ

共通リソースデータは、そのデータを保守するサブシステムに配置され、そのサブシステムが提供するサービスインタフェースを介して、共通リソースデータの更新・参照するため、既存システムで業務アプリケーション間の連携により共通リソースデータを更新・参照している機能の見直しを行う。

申請人登録システム(既存)、料金納付管理システム(既存)、共通テーブル管理システム(既存)、早期管理情報システム(既存)に配置された共通リソースデータは、意匠・商標方式審査システム刷新時に外部システムであるが、保有する共通リソースデータを参照・更新するための内部システム向けサービスインタフェースが実装される想定のため、データ取得先のシステムが提供する更新・参照のサービスインタフェースを介して更新・参照する。

外部システムとの連携は、「6. システム間の連携方法」に記載する。



※1システムは刷新されず、リソース情報にアクセスするインタフェースが提供される。

※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

図 4-5 共通リソースデータの配置先とアクセス方法

5. アーキテクチャ適用方針

意匠・商標方式審査システムは定型化対象システムであり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の定める規約を適用することにより、システム構造の定型化を実現する。それを踏まえて本章では、意匠・商標方式審査システムが担う業務特性を考慮し、ビジネスプロセスを適用する対象業務など規約の適用範囲や、規約の選択肢が複数ある場合の採用方針など、システムの定型化に効果的な規約の適用方針を示す。

本章の構成を以下に示す。

5.1 多階層構造の適用方針

サブシステム(方式審査(意匠), 方式審査(商標))における多階層構造の適用方針及びアクセスパスの適用方針を記載する。

5.2 階層ごとの適用方針

サブシステムを構成する多階層構造の階層ごとに、規約の適用方針を記載する。また、必要に応じて適用した場合の具体的な業務例を示す。

また、本章では『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定める規約のうち、要件定義において、そのまま適用するには複数の解釈があることから設計のバラツキに繋がる懸念があるものや、正しく理解する上で業務観点での補足が必要となるものを対象に記載する。その対象となる規約を下表に示す。

上記の理由より、本章に記載のない事項については、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に従う。

表 5-1 本章の記載範囲

項番	『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3. 規約』		本書の記載	
1	3.規約	システム構造	○	
2		システム構成要素	ビジネスフロー管理	○
3			業務アプリケーション(サービス)	○
4			業務アプリケーション(画面)	○
5			業務アプリケーション(バッチ)	○
6			個別データベース	—
7			ビジネスルール管理	○
8			DBアクセス基盤サービス	○
9			共有データベース	○
10			外部システム連携	○
11			サブシステム間連携方式	○※1
12		システム開発全般	重複データの禁止	—
13			業務アプリケーションの版管理	—
14			文字コード	—
15			認証・認可	—
16	4.例外規定	規約を遵守できない場合の取扱	—	
17	別冊	BPMN表記規則	—	

○:記載する

※1 「6. システム間の連携方法」に記載する。

5.1 多階層構造の適用方針

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.1 システム構造』では、システム構造の定型化、及び変更時における影響範囲の把握容易化を目的として、多階層構造の各層のシステム構成要素を定めている。意匠・商標方式審査システムにおけるサブシステムの対象範囲を以下に示す。

表 5-2 多階層構造とサブシステムの範囲

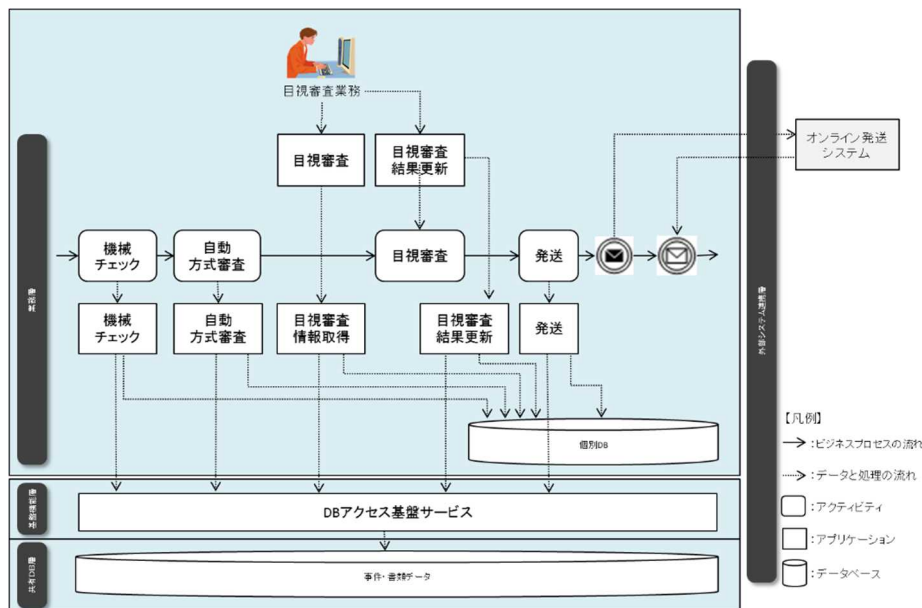
項番	層	システム構成要素	責務	対象範囲
1	業務層	ビジネスフロー管理	次の①及び②を担う。①ビジネスプロセスの管理、②ビジネスプロセスインスタンスの管理。	○
2		業務アプリケーション(画面)	業務処理の実行うち、画面を備える処理の実行に関する責務を担う。	○
3		業務アプリケーション(サービス)	業務処理の実行うち、サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する責務を担う。	○
4		業務アプリケーション(バッチ)	業務処理の実行のうち、次の①あるいは②のいずれかの処理の実行に関する責務を担う。①予め定められた期間あるいは日時に処理の実行を開始するもの。②複数の業務キーに関する処理を、一括して処理せざるをえないもの。	—
5		個別データベース	個別データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。	—
6		ビジネスルール管理	ビジネスルールを処理することができる。	○
7	基盤機能層	DBアクセス基盤サービス	共有データベースに配置されたデータに対して標準化された操作を提供する責務を担う。	—
8	共有DB層	共有データベース	共有データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。	—

○:対象範囲

なお、外部システム連携は、システム間の連携の実現のため刷新時に合わせて設計する要素であり、「6. システム間の連携方法」に示す。

● 多階層構造の適用イメージ

意匠・商標方式審査システムにおいて、上記の多階層構造を適用した場合のイメージを以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-1 多階層構造の適用イメージ

5.1.1 多階層構造の適用対象

意匠・商標方式審査システムのサブシステム(方式審査(意匠), 方式審査(商標))では, 目視審査や起案, 決裁等の画面を有し, さらに機械チェック, 自動方式審査といった業務フローを有することから, 下表に示す階層におけるシステムの構成要素を必要とする。

各階層が適用する規約は「特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3. 規約」を参照。

表 5-3 規約の適用対象となるサブシステムの階層

項番	層	意匠・商標方式審査システムのサブシステム	
		方式審査(意匠)	方式審査(商標)
1	業務層	○	○
2	基盤機能層	—	—
3	共有 DB 層	—	—

○:適用する

5.1.2 アクセスパス

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では、変更時の影響範囲の特定を容易にし、段階刷新における相互接続性を確保することを目的として、システム構成要素のアクセスを基本アクセスパスとして定めており、刷新後の意匠・商標方式審査システムもこれに従う。

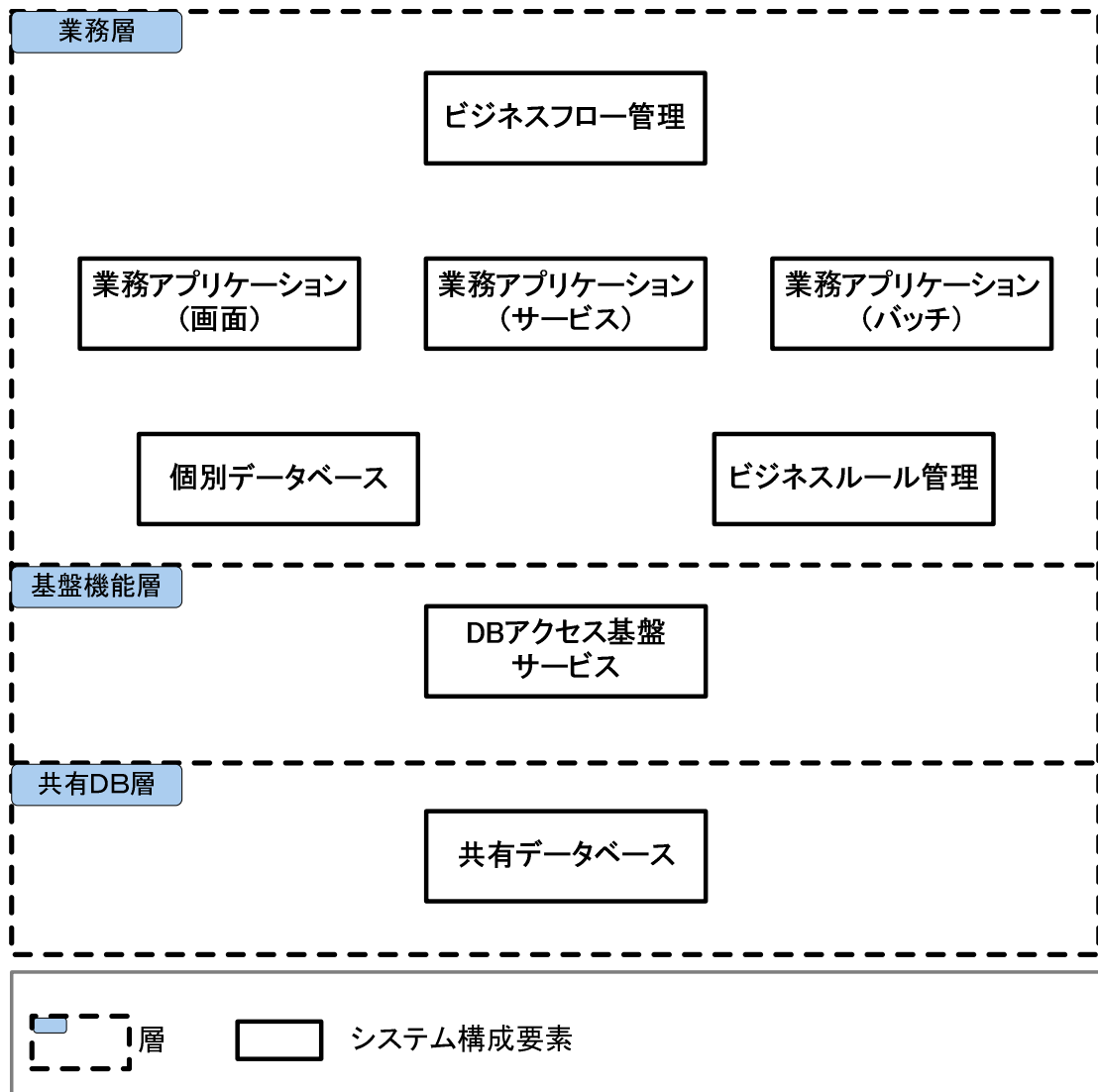


図 5-2 アクセスパスのイメージ 出典:『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.1.3 アクセスパス』

5.2 階層ごとの適用方針

5.2.1 業務層

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.1.2層とシステム構成要素』に従い、業務層のシステム構成要素ごとに適用方法を示す。

5.2.1.1 ビジネスフロー管理

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.1 ビジネスフロー管理』に従い、ビジネスプロセスの表記法としてBPMNを利用し、ビジネスプロセスの実行にはビジネスフロー管理で行う。それを踏まえ、ここではビジネスフロー管理で動作させる対象業務と実現方法、及び業務をビジネスプロセス化する上での分割・統合単位の考え方を示す。

はじめに、刷新時におけるビジネスフロー管理の全体像と、そのうちの本章での記載範囲を以下に示す。

● ビジネスフロー管理の全体像

受付システム(既存)にて既存と同様に事件の振り分けを行い、そのうち意匠・商標の出願書類について、外部システム連携を経由して出願事件/中間手続サブシステム*1へ送信する。出願事件/中間手続サブシステムでは、全体ワークフロー**2又は、個別ワークフローのビジネスプロセスインスタンスを生成する。以降は全体ワークフローの進行状況に応じて、方式審査や実体審査などの個別ワークフロー**2への振り分けを行う。

なお、出願事件(特許・実用)、審判事件については、受付システム(既存)より、出願事件/中間手続(特許・実用)サブシステム、審判事件/中間手続サブシステムへの事件の振り分けが既に行われている。同様に、意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新時には、出願事件/中間手続(意匠)サブシステム、出願事件/中間手続(商標)サブシステムへ、出願事件(意匠)、出願事件(商標)の振り分けを行う必要がある。

この時点で、振分システム(既存)は廃止となり、審判システム刷新後に残存している保有機能については、方式審査サブシステムへ移管される想定である。また、登録システムは既存システムとなるため、登録事件の振分は登録システム刷新時に対応される。

● 本章の記載範囲

本章では、意匠・商標方式審査システムにおけるサブシステム(方式審査(意匠)、方式審査(商標))の個別ワークフローを検討し、さらに連携する全体ワークフロー及び他の個別ワークフローとの連携部分を合わせて検討する。

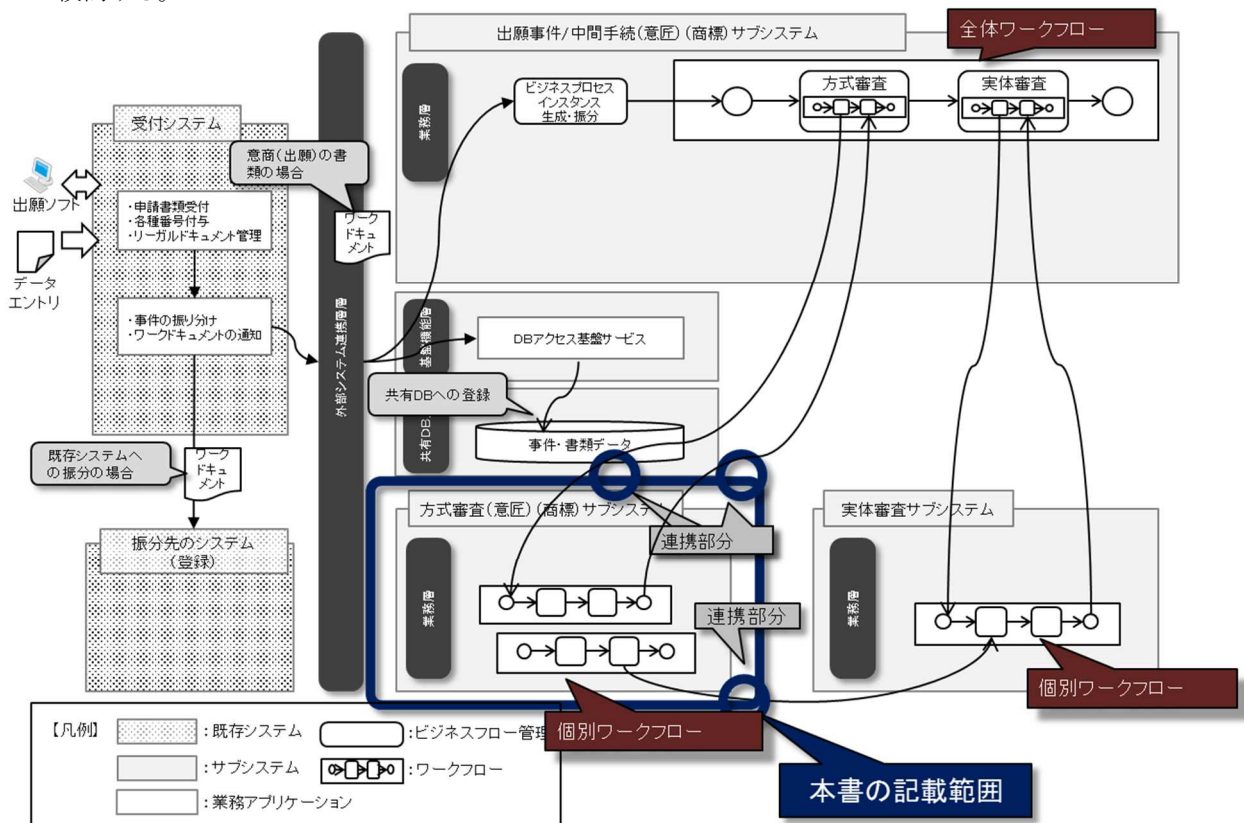


図 5-3 ビジネスフロー管理の全体像と本書の記載範囲

- ※1 データ分析とそれに基づくサブシステム分割の結果、出願事件の流れを管理するサブシステムとして、出願事件／中間手続サブシステムを定義している。
- ※2 全体ワークフローは大域的に管理したい(可視化したい)要件により決定されるビジネスプロセスであり、方式審査(意匠)サブシステム、方式審査(商標)サブシステムのビジネスプロセスが振り分け先の個別ワークフローとして紐付けられる。全体ワークフローには、事件に関するものと、中間手続に関するものの2つがある。例えば、出願事件の全体ワークフローは願書受理を契機にイベントを開始し、当該願書に係る出願事件のビジネスプロセスを管理するものである。中間手続の全体ワークフローは中間書類受理を契機に開始し、当該中間書類のビジネスプロセスを管理するものである。なお、中間手続の全体ワークフローは可視化の要件に応じて定義する。

5.2.1.1.1 ビジネスフロー管理の適用業務

ここでは、BPMNで記載するビジネスプロセスをビジネスフロー管理で動作させる上で、適用する対象業務を決定する考え方と、その具体的な業務例を示す。

ビジネスフロー管理で動作させるビジネスプロセスの対象となる業務を以下に示す。

- ① 手作業などで行うシステム化しない業務を除き、システム化する業務を適用候補とする*1
- ② ①の適用候補のうち、業務間の前後関係が存在する業務をビジネスフロー管理の適用対象とする

※1 上記①は、設計工程における分析レベル以降のビジネスフロー管理の対象を示しており、システムの業務発見契機となりえない非システム業務を除いているが、要件定義において業務分析やモデリングのため、非システム業務をビジネスフロー管理で可視化することを縛るものではない。

それぞれの業務例を以下に示す。

- **ビジネスフロー管理の適用候補となるシステム化する業務の例（上記①の例）**

下表に示す業務のうち、業務発見契機となりえないシステム化されない業務を除き、画面やバッチ処理によりシステム化する業務がビジネスフロー管理の適用候補となる。

表 5-4 業務の区分

区分	内容	例
システム化する業務	人が画面等を利用して行う作業や、システムが行う自動化された作業。	画面による目視審査業務やシステムによる自動方式審査
システム化しない業務	システム化されていない、人が手動で行う作業。	連絡票による個別対応

- **業務間の前後関係が存在する業務の例（上記②の例）**

先行業務として方式審査専門官が目視審査を行い、後続業務として補正指令書等を起案するなど業務間の前後関係が存在する業務がビジネスフロー管理対象となる。

反して、事件審査担当者の変更を行う分担変更業務などのように単体で完結し、業務間の前後関係がない業務はビジネスフロー管理対象外となる。

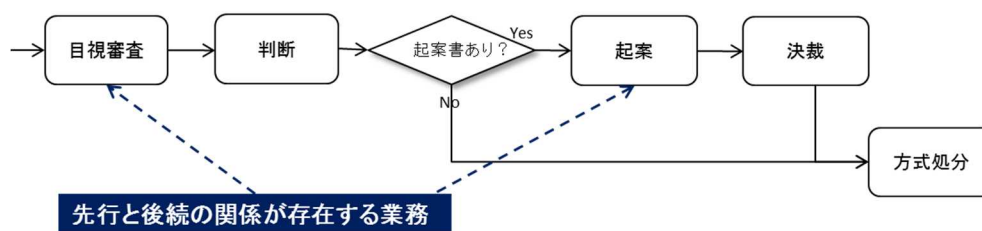
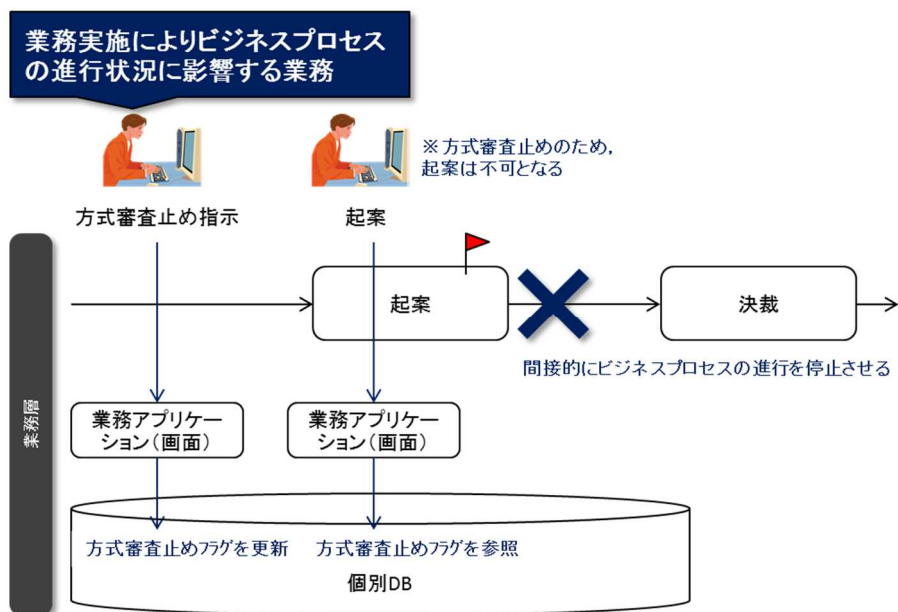


図 5-4 業務間の前後関係が存在する業務

また、ユーザが画面により指示する方式審査止め業務は、その実施により進行中のビジネスプロセスの進行を抑制させる。以下の実現例では、ビジネスプロセス上で起案のステータスにある案件に対して、画面から方式審査止め指示した場合、個別データベースの方式審査止めフラグを更新する。その後、起案の個別データベース状態確認にて起案が不可である判断がされるため、間接的に起案アクティビティの進行を止めることができる。

このように、それ自体ビジネスプロセスとして動作させる対象とならない場合にも、実施によりビジネスプロセスの進行状況に影響する可能性がある。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-5 ビジネスプロセスの進行状況に影響する業務

5.2.1.1.2 ビジネスフロー管理の適用方法

(1) ビジネスフロー管理によるビジネスプロセスの実現

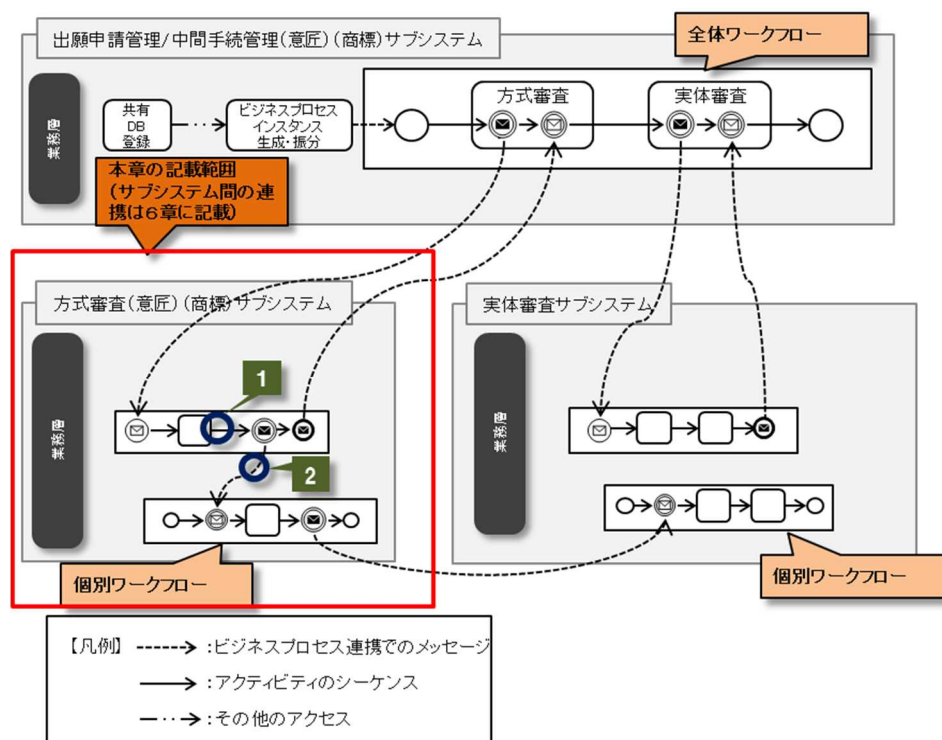
ビジネスフロー管理の全体像から、ビジネスプロセスにおける先行後続関係を実現するためにビジネスフロー管理を適用するケースを以下のとおりに分類し、それぞれビジネスフロー管理の適用方法を示す。

表 5-5 ビジネスフロー管理によりビジネスプロセスを実現するケース

項番	ケース	説明
1	同一のビジネスプロセス※1内における後続タスクの開始	同一のビジネスプロセスにおいて、定義された前後関係に従い、先行タスクから後続タスクを開始させるケース。
2	サブシステム内における他のビジネスプロセスの後続タスクの開始	サブシステム内において定義された別のビジネスプロセスの後続タスクに対して、先行タスクから開始させるケース。

※1 本章における「同一のビジネスプロセス」は、同一のプールにおけるビジネスプロセスの開始から終了までの一連の流れを指し、複数レーンでビジネスプロセスを連携するケースを含む。

ビジネスフロー管理の全体像における、上記表のケースの対応箇所は以下のとおりとなる。なお、サブシステム間の連携部分は6章に記載する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-6 ビジネスプロセス全体におけるケースの対応箇所

前述のビジネスフロー管理でビジネスプロセスを実現するケースの他に、ビジネスフロー管理のみではビジネスプロセスの実現が困難である場合や、フローが複雑となり可視性が著しく損なわれる場合に対しては、ビジネスプロセスと業務アプリケーションの組み合わせで実現する。

意匠・商標方式審査システムにおいては以下のケースが該当し、それぞれビジネスフロー管理の適用方法を示す。

表 5-6 ビジネスプロセスと業務アプリケーションの組み合わせで実現するケース

項番	ケース	説明
1	予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み	割り込みによる再処理
2		待機状態の設定・解除
3		強制的な状態遷移

次頁以降に、上記に示したケースについての実現方法を具体的な業務例を用いて説明する。

- 同一のビジネスプロセス内における後続タスクの開始（表 5-5 項番 1）

サブシステム内の1つのビジネスプロセス内において、定義されたルートに沿って進行させるケースであり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 別冊_BPMN表記規則』に示されるBPMN の規約に則り、先行タスクから後続タスクを開始させる。

機械チェックから方式処分までを例に、ビジネスプロセス内で先行タスクから後続タスクを開始させる流れを以下に示す。

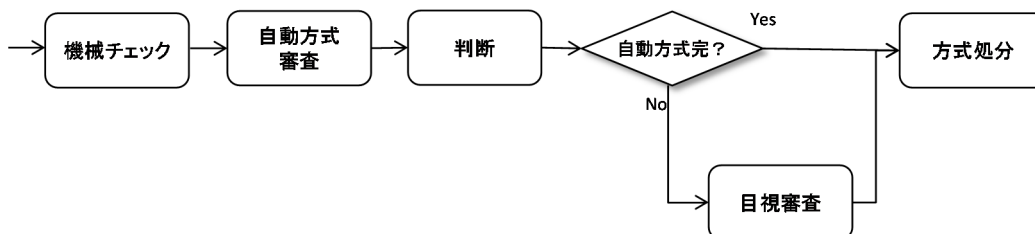


図 5-7 同一のビジネスプロセス内における先行後続の関係

- サブシステム内における他のビジネスプロセスの後続タスクの開始（表 5-5 項番 2）

先行タスクからメッセージイベントを通知することにより、サブシステム内において定義された別のビジネスプロセスの後続タスクを開始させるケースとなる。

申請書類のビジネスプロセスから起案書のビジネスプロセスを開始させるまでを例に、ビジネスプロセス間の先行後続の関係を以下に示す。

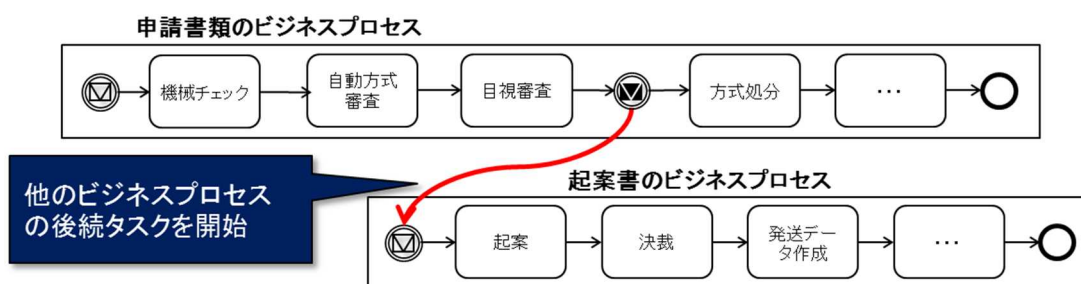


図 5-8 他のビジネスプロセスに対する先行後続の関係

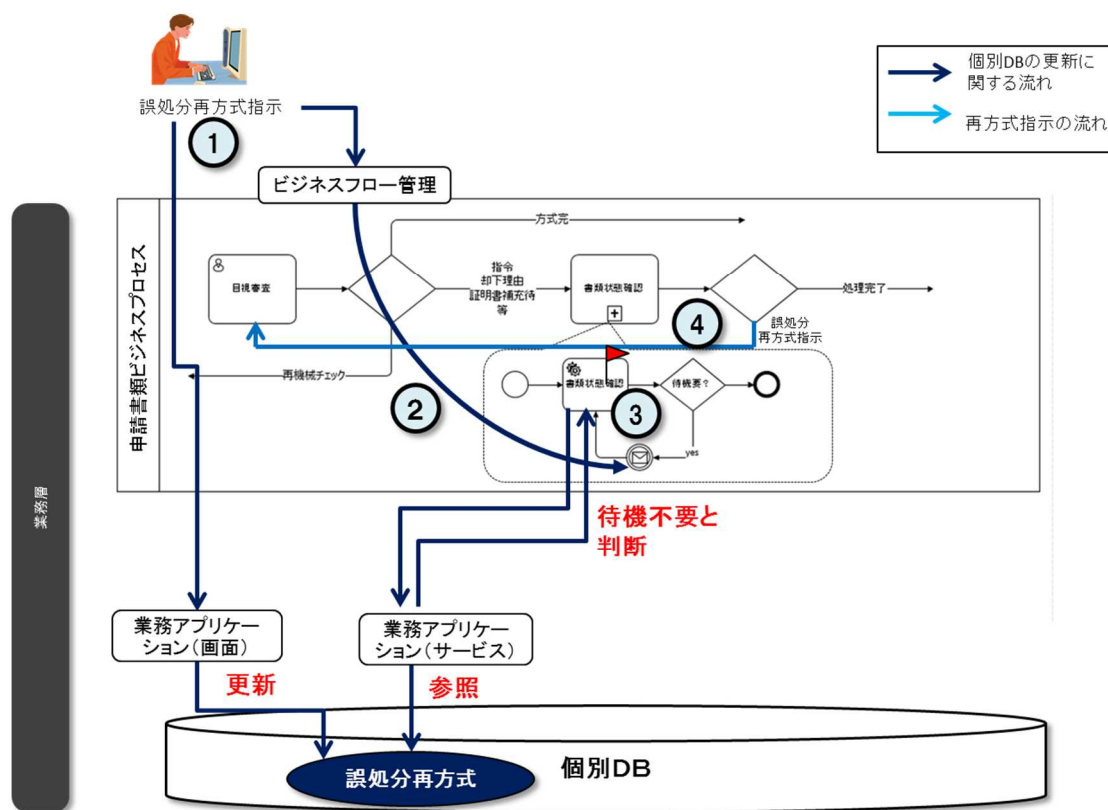
● 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(割り込みによる再処理) (表 5-6 項番 1)

ここでは、あるビジネスプロセスインスタンスで発生したイベントにより、すでに進行している別のビジネスプロセスインスタンスの処理に割り込み、アクティビティのステータスを更新するといった、異なるビジネスプロセスインスタンス間での実行順序の制御が必要となるケースについて、ビジネスフロー管理適用方法を示す。

任意のタイミングで割り込みが発生するため、その全てをビジネスプロセスで表現した場合には、アクティビティ開始の都度、その判定を入れるために複雑となり、可視性や保守性が低下する。そのため、実行順序の制御が必要となるタイミングで業務アプリケーションを呼出し、個別データベースの状態を判定してビジネスプロセスを制御する。

割り込みによる再処理に関するケースとして、誤処分再方式の実現例を以下に示す。

- ① 起案書の書類状態確認(期間管理)中となっているプロセスに対し、ユーザによる画面から誤処分再方式指示を受け、業務アプリケーション(画面)は個別データベースの状態を「誤処分再方式」に更新する。
- ② ユーザによる画面からビジネスプロセスに対し、誤処分再方式の通知を行い、待ち状態のプロセスを再開させる。
- ③ 業務アプリケーション(サービス)の個別データベースの状態確認より、「誤処分再方式」であったら待機不要と判断し書類状態確認が終了する。
- ④ 個別データベースの状態が「誤処分再方式」であったら、誤処分再方式指示に分岐し、ビジネスプロセスを目視審査へ遷移させる。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-9 誤処分再方式の実現例

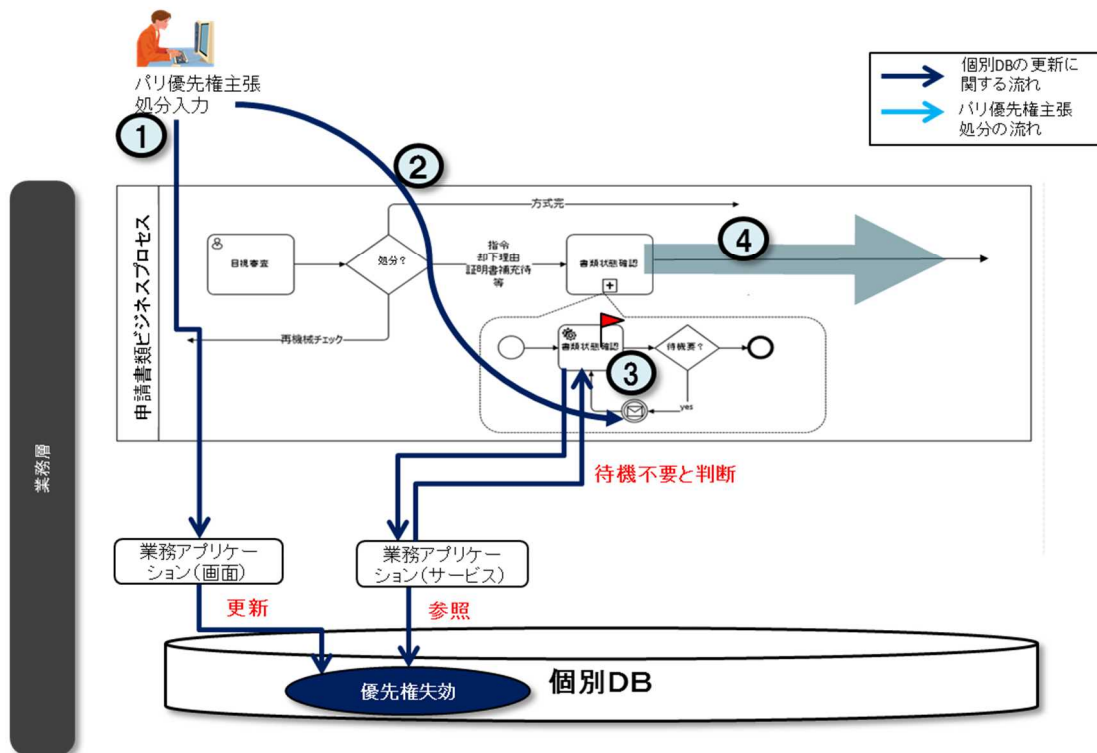
● 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(待機状態の設定・解除) (表 5-6 項番 2)

ここでは、あるビジネスプロセスインスタンスで発生したイベントにより、すでに進行している別のビジネスプロセスインスタンスの処理に割り込み、中断(戻し)したり、待機したりするといった異なるビジネスプロセスインスタンス間での実行順序の制御が必要となるケースについて、ビジネスフロー管理適用方法を示す。

任意のタイミングで割り込みが発生するため、その全てをビジネスプロセスで表現した場合には、アクティビティ開始の都度、その判定を入れるために複雑となり、可視性や保守性が低下する。そのため、実行順序の制御が必要となるタイミングで業務アプリケーションを呼出し、個別データベースの状態を判定してビジネスプロセスを制御する。

待機状態の設定・解除に関するケースとして、バリ優先権主張処分入力の実現例を以下に示す。

- ① 証明書補充待ちとなっているプロセスに対し、ユーザによる画面から優先権失効処分を受け、業務アプリケーション(画面)は個別データベースの状態を「優先権失効」に更新する。
- ② ユーザによる画面からビジネスプロセスに対し、優先権失効の通知を行い、待ち状態のプロセスを再開させる。
- ③ 業務アプリケーション(サービス)の個別データベースの状態確認より、「優先権失効」であったら待機不要と判断し書類状態確認が終了する。
- ④ 個別データベースの状態が「優先権失効」であったら、ビジネスプロセスを後続アクティビティへ遷移させる。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-10 バリ優先権主張処分入力の実現例

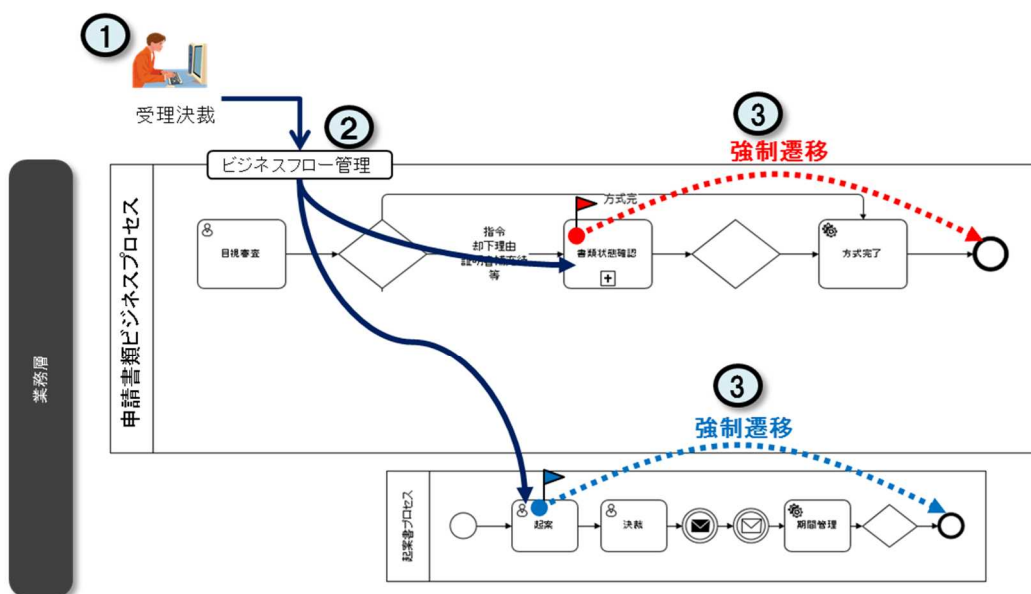
- 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(強制的な状態遷移) (表 5-6 項番 3)

ここでは、任意のタイミングで進行しているビジネスプロセスインスタンスを強制的に終了させる制御が必要となるケースについて、ビジネスフロー管理適用方法を示す。

前述の待機状態の設定・解除と同様の理由により、任意のタイミングで発生する割り込みをビジネスプロセスで全て表現することは行わず、ビジネスフロー管理から強制的にビジネスプロセスを終了させる。

強制的な状態遷移に関するケースとして、出願取下・放棄の方式完、受理決裁の適格に伴い、方式審査を強制遷移させる実現例を以下に示す。

- ① ユーザによる受理決裁画面から出願取下・放棄書を適格指示し、ビジネスフロー管理に対して、強制遷移の旨を通知する。
- ② ビジネスフロー管理にて、強制終了させる対象ビジネスプロセスのインスタンスを特定し、ビジネスフロー管理へ強制終了の命令を実行する。
- ③ ビジネスフロー管理エンジンにて、対象ビジネスプロセスインスタンスを強制遷移させる。



※申請書類ビジネスプロセスの他に関連する起案書プロセスが存在する場合、合わせて強制遷移させる

図 5-11 方式審査強制遷移の実現例

このケースの留意点として、メインとなる申請書類のビジネスプロセスに関連して、起案書のビジネスプロセスが別のインスタンスとして存在した場合には、それらも合わせて強制終了させるなど、ビジネスプロセス間で整合性を保つように設計する必要がある。

また、仕掛中の画面処理やアクティビティの処理に対しても、データの更新における整合性を保つよう、適切な排他制御を行うように設計する必要がある。

5.2.1.1.1 ビジネスプロセスの単位

前述のビジネスフロー管理の適用業務とビジネスフロー管理の適用方法を踏まえて、ここでは業務をビジネスプロセス化する上で、開始から終了までの一連の流れを統合または分割するといった、ビジネスプロセスの単位を決定する考え方を示す。また、その考え方を踏まえ、現状の業務運用から導出されるビジネスプロセスの単位を示す。なお、本章におけるビジネスプロセスの単位とは、1つのプール内でシーケンスフローにより連携する一連のプロセスを指し、プールを跨った連携を含めたプロセスではない。

ビジネスプロセスの単位の考え方は、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.1 ビジネスフロー管理』の方針に従う。

● ビジネスプロセスの単位の考え方

- ビジネスプロセスはサブシステムに閉じる単位とし、サブシステムをまたがるプールは作らない。
- ビジネスプロセスを一意に特定するキー(受付番号, 起案書番号等)が異なる場合は、ビジネスプロセスを分割する。
- 以下の観点により保守性の面から検討の上、適切な大きさにビジネスプロセスを分割する。
 - ✓ 四法(特許, 実用, 意匠, 商標)の法域特性や、法制度での業務運用を考慮した上で、類似性が高い場合は統合し、低い場合は分割することを検討する。
 - ✓ 業務フロー上の任意のタイミングで実行されるビジネスプロセスは、業務としての独立性が高く、一連の流れのを表すビジネスプロセスと任意のタイミングで実行されるビジネスプロセスを1つの流れとするよりも、任意のタイミングで実行されるビジネスプロセスを別のビジネスプロセスとした方が簡素化できるため、切り出して分割することを検討する。

● ビジネスプロセスの単位

上記の考え方を踏まえ、現状の業務運用の状況から導出したビジネスプロセスの単位を以下に示す。

なお、下表は一定の考え方から導出した結果であり、後続工程(要件整理以降)で、業務要件を踏まえた見直しによって変更となる可能性がある。

表 5-7 ビジネスプロセスの単位

サブシステム	ビジネスプロセスの単位
方式審査(意匠)	<ul style="list-style-type: none">● 各サブシステムごとにビジネスプロセスを管理する。● 方式審査の一連の流れをビジネスプロセスとする。● 更正申請書類, 起案書等, ビジネスプロセスの管理が異なる場合は、別プロセスとして分割する。
方式審査(商標)	

方式審査では四法(意匠, 商標)での法律の違いにより、法域ごとの特性を有する。また、法制度改正は法域ごとに実施され、業務変更に対応する必要がある。これより、ビジネスプロセスは、法域ごとに分けて変更管理することが望ましい。

5.2.1.2 業務アプリケーション(画面)

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の業務アプリケーション(画面)』に関する規約を踏まえ、ここでは意匠・商標方式審査システムにおける業務に適用した場合の具体例を示す。

意匠・商標方式審査システム(既存)では、業務用PCに接続された物理デバイスを直接操作する業務要件が無く、ActiveXやブラウザのプラグイン等の特定のWEBブラウザに依存した機能も存在しない。

ただし、刷新後システムの新しいアーキテクチャであるビジネスフロー管理との整合や、ユーザタスクに対応する画面遷移の制限に対する考慮が必要となる。具体的には、方式審査(意匠)(商標)サブシステムのユーザタスクに対応することが想定される定型文メンテナンス画面はビジネスフロー管理との整合などの考慮が必要で、ユーザタスクに対応することが想定されない定型文入力画面はビジネスフロー管理との整合は不要となる。

なお、業務アプリケーション(画面)の具体的な機能やビジネスフロー管理との関係は、後続工程(要件整理以降)に業務要件を踏まえて決定する。

5.2.1.3 業務アプリケーション(サービス)

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』のサービスの分類とサービス類型を踏まえ、ここでは意匠・商標方式審査システムにおける業務に適用した場合の具体例を示す。

5.2.1.3.1 業務アプリケーション(サービス)の類型

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.2-2 業務アプリケーション(サービス)の類型』に従い、分類した例を以下に示す。

表 5-8 業務アプリケーション(サービス)の類型と意匠・商標方式審査システムの該当例

類型	内容	意匠・商標方式審査システムの場合の該当例
類型1	ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する業務処理を実行するもの	料金計算,機械チェック,目視審査
類型2A	個別データベースに配置された共通リソースデータの操作に関するサービスを提供するもの	該当なし
類型2B	個別データベースに配置された個別連携一時データの操作に関するサービスを提供するもの	起案書通知
類型2C	個別データベースに配置された個別リソースデータ又は個別業務イベントデータの操作に関するサービスを提供するもの	該当なし

その他、類型1におけるビジネスフロー管理との整合や、類型1から類型2へのアクセスパスの特例等は『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の規約を遵守する。

5.2.1.3.2 サービスインタフェース

業務アプリケーション(サービス)は、利用者がアクセスするためのサービスインタフェースを提供する。以下に意匠・商標方式審査システムの場合のサービスインタフェースの例を示す。

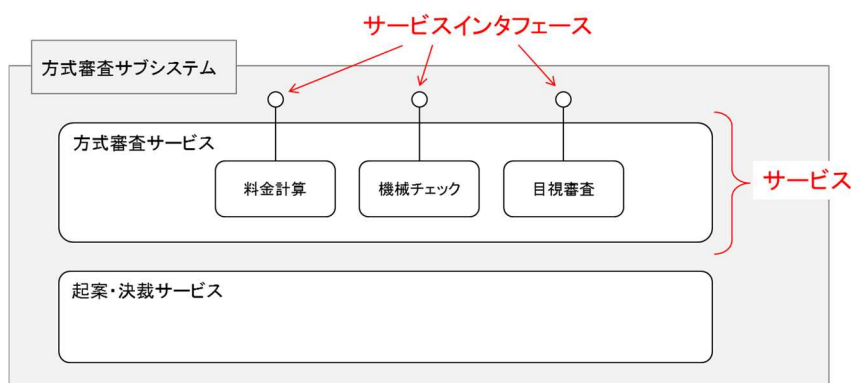
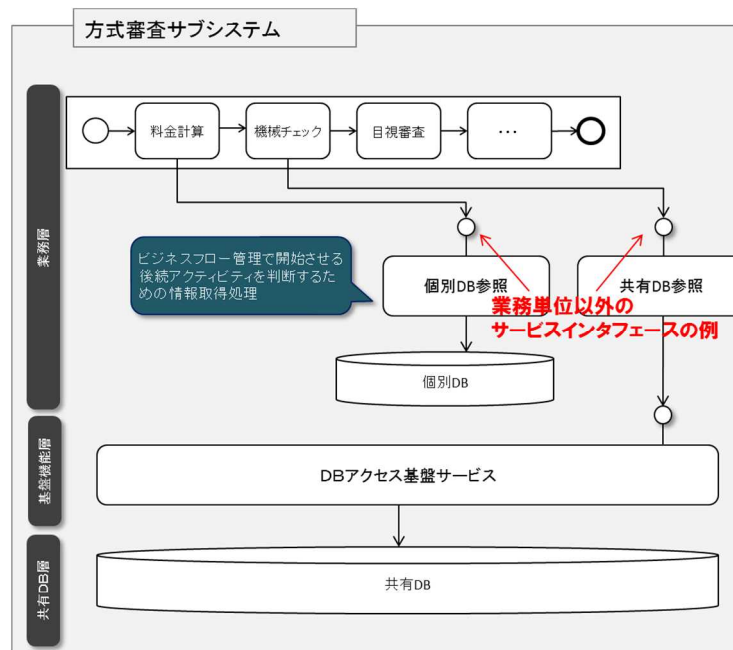


図 5-12 サービスインタフェースの例

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では、業務アプリケーション(サービス)の類型ごとに提供すべきサービスインタフェースが定められているため、後続工程(要件整理以降)にて業務要件に基づいて、提供すべきサービスインタフェースを含めた意匠・商標方式審査システムのサービスとサービスインタフェースを決定する。

また、業務単位以外のサービスインタフェースとして、業務層のビジネスプロセスの進行に必要なデータ取得及び更新のためのサービスと、他のサブシステムが管理する共通リソースデータや個別データの取得及び更新のためのサービスがある。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-13 ビジネスフロー管理によるデータ取得及び更新

以上を踏まえ、後続工程（要件整理以降）にて業務要件に基づいて、サービスインタフェースの類型を決定する。

5.2.1.4 ビジネスルール管理

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』のビジネスルール管理に関する規約を踏まえ、ここでは意匠・商標方式審査システムにおける業務に適用した場合の具体例を示す。

意匠・商標方式審査システム（既存）における過去の仕様変更の傾向から判断したビジネスルールを切り離す対象となる候補を以下に示す。

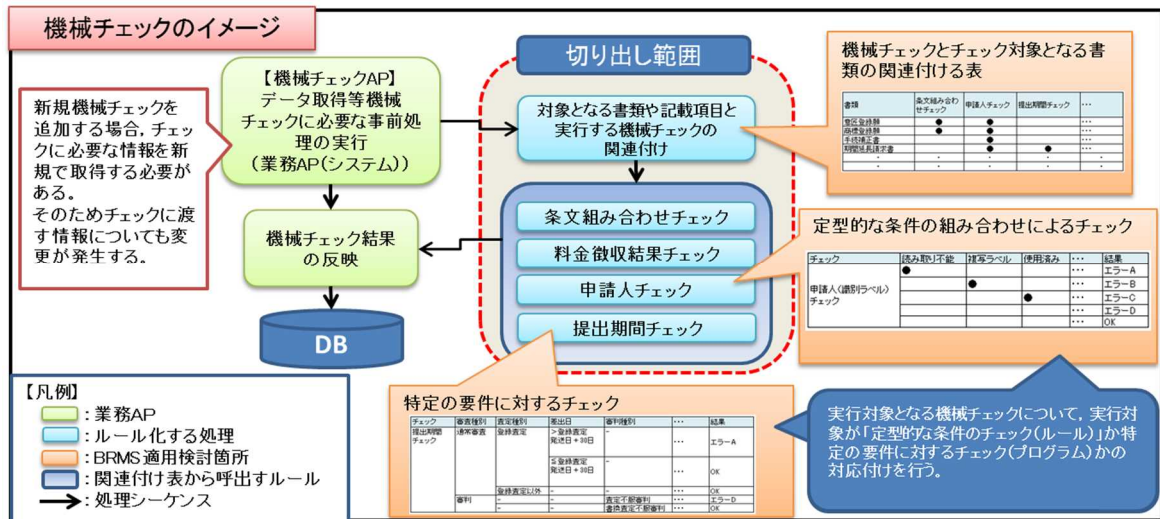
表 5-9 ビジネスルール切り出しの候補

項番	対象サブシステム	業務	変更内容
1	方式審査(意匠)	機械チェック	新規機械チェックの追加
2	方式審査(商標)	自動方式審査	自動方式審査対象及び当該書類チェックの追加
3		料金計算／徴収	有料書類の追加及び手数料等の計算の変更
4		帳票出力	新規帳票の追加, 帳票フォーマットへの部署名の設定内容変更
5		目視審査	目視審査画面のワーニングメッセージ追加
6		職権訂正	新規書類追加に伴う修正可能項目追加
7		起案・決裁	起案・決裁画面のワーニングメッセージ追加

ビジネスルール管理層にて対応する仕様変更のうち、ルールの変更頻度が高い「機械チェックの追加」「自動方式審査対象及び当該書類チェックの追加」、「有料書類の追加及び手数料等の計算の変更」について、ビジネスルールの外部切り出しのイメージを以下に示す。

- 機械チェック

機械チェック対象書類の関連付けや、定型的な条件の組み合わせによるチェック処理を、ビジネスルールとして切り出すことで柔軟性を確保する。切り出し範囲は、「対象となる書類や記載項目と実行する機械チェックの関連付けルール」と「実行する機械チェックのロジック」となる。（機械チェックロジックは定型的な条件の組み合わせによるチェックを切り出しの対象とする。）

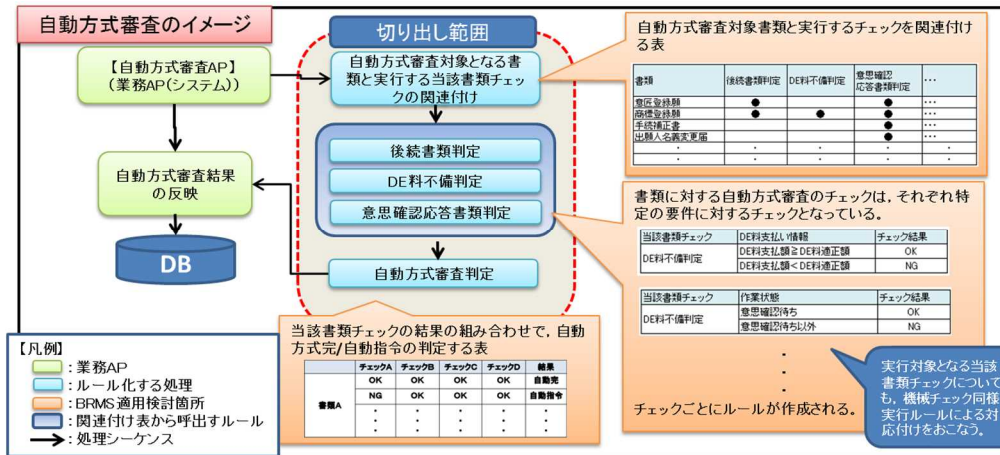


※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 5-14 機械チェックのイメージ

- 自動方式審査対象及び当該書類チェックの追加

自動方式審査対象書類の関連付けや、定型的な条件の組み合わせによるチェック処理を、ビジネスルールとして切り出すことで柔軟性を確保する。切り出し範囲は、自動方式審査における「自動方式審査対象書類と実行する当該書類チェックの関連付けルール」と、「当該書類チェックのロジック」及び「自動方式審査判定のロジック」となる。

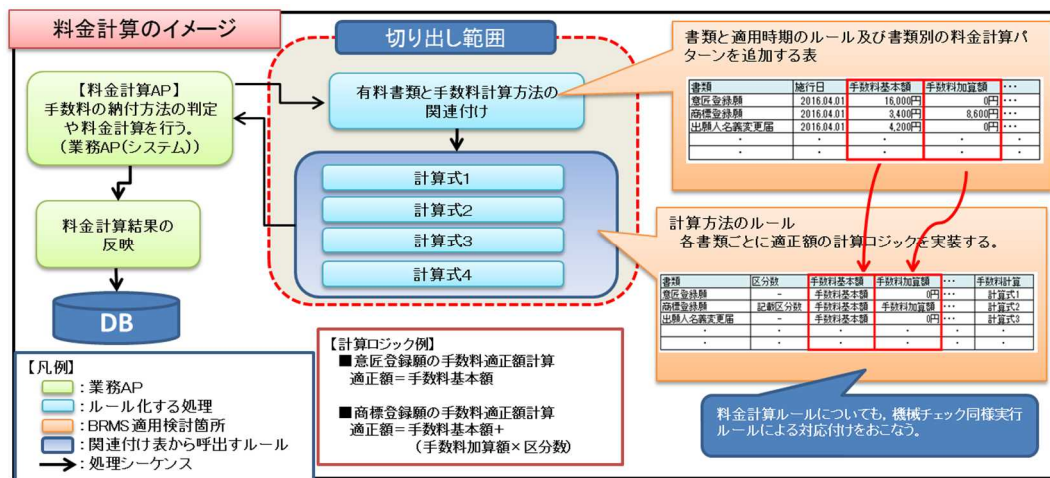


※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 5-15 自動方式審査のイメージ

- 有料書類の追加及び手数料等の計算の変更

有料書類と手数料等の関連付け部分を、ビジネスルールとして切り出すことで柔軟性を確保する。切り出し範囲は、「料金計算における有料書類と手数料計算の関連付けルール」と「手数料計算ロジック」となる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 5-16 料金計算のイメージ

上記は既存システムの仕様変更調査により抽出した候補であり、後続工程(要件整理以降)において最終的なビジネスルールとして切り出す対象業務を決定する。

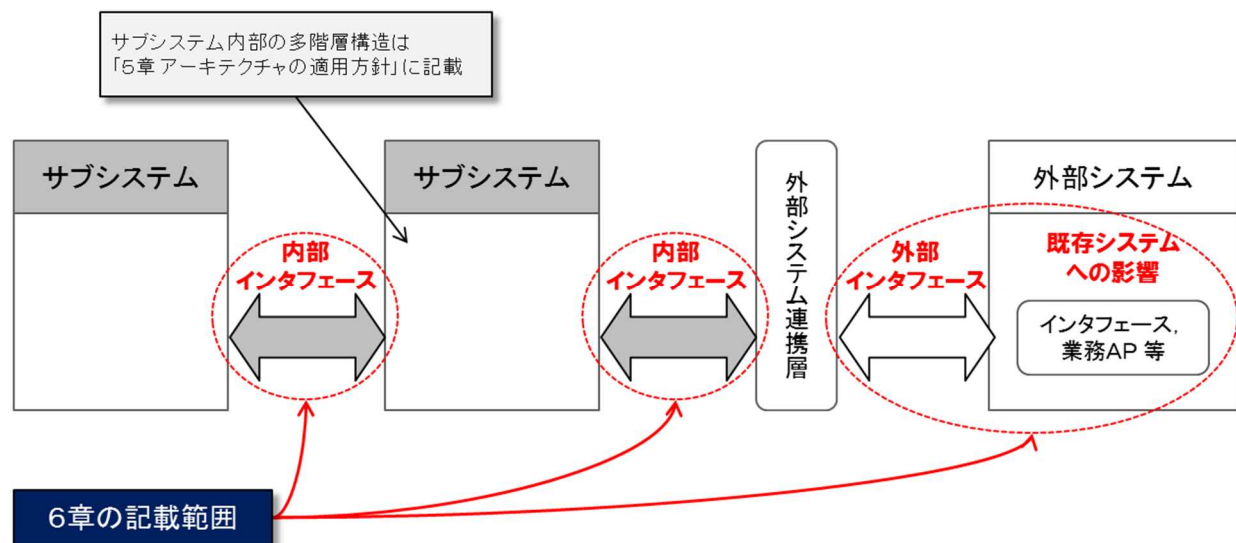
6. システム間の連携方法

刷新システムは、新たなサブシステムの定義、データ配置及び多階層構造によりシステム構造を定型化しており、システム間の連携方法が、既存のシステムとは異なる。その連携方法を正しく理解して設計することが、保守性を高める上で重要である。

また、特許庁システムは、段階的にシステムを刷新し、優先的な政策事項のシステム対応とシステム構造の見直しを同時並行で行う。そのため、意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新時点は、既存のシステムと連携が必要となり、円滑なシステム移行の実現に向けて、新旧アーキテクチャ構成のギャップを意識して連携する必要がある。

以上を踏まえて、本章の目的を以下に示す。

- 内部インタフェースに関する連携方法に対して、その適用対象となるケースと具体例を示す。
- 外部インタフェースに関する連携方法に対して、具体的な既存インタフェースごとに外部システム連携を含めた新旧アーキテクチャのギャップとそれを吸収する方法と、外部システムの影響を示す。



※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

図 6-1 本章の記載範囲

本章の構成を以下に示す。

6.1 内部インタフェース

内部システムにおけるサブシステム間の連携方法及びその適用対象と具体例を示す。

6.2 外部インタフェース

外部システムにおけるシステム間の連携方法及び具体的な既存インタフェースごとに外部システム連携を含めた新旧アーキテクチャにおけるギャップ吸収の方法と、外部システム側への影響内容を示す。

6.3 システム間連携における考慮事項

内部システムのシステム構造の見直しによるシステム間連携について、以下の考慮事項を示す。

- 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し
- 振分システムとの連携
- 国際意匠出願システム(ハーグ)との連携
- データウェアハウスシステムとの連携
- 共有データ及び共通リソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響
- 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策

また、意匠・商標方式審査システム刷新時点における、内部システムと外部システムを以下に示す。本章では、これに基づき、内部インタフェースと外部インタフェースを定義する。

なお、内部システム、外部システムともに、意匠・商標方式審査システム(既存)に関連するシステムのみを記載する。

表 6-1 意匠・商標方式審査システム刷新時の内部システムと外部システムの想定

システムの区分		対象システム
内部システム	共通リソースデータの取得	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請人登録システム ● 料金納付管理システム ● 早期管理情報システム ● 共通テーブル管理システム
	共有データベース(出願事件・書類データ)への連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 記録ファイル管理システム
	認証・認可に関するLDAPプロトコルによる連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通テーブル管理システム
	上記以外の連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 特実審査周辺システム ● 意匠審査周辺システム ● 商標審査周辺システム ● 審判システム ● 意匠・商標・審判公報システム ● 国際意匠出願システム(ハーグ)
外部システム ※関連するシステムのみ記載		<ul style="list-style-type: none"> ● DE料管理システム ● 登録システム ● オンライン発送システム ● 紙発送システム ● 照会システム ● 申請人登録システム※1 ● 料金納付管理システム※1 ● データウェアハウスシステム ● 包袋管理システム ● 書面イメージ照会システム ● 登録情報処理機関

※1 共通リソースデータの取得以外の連携については、外部システムの扱いとする。

6.1 内部インタフェース

内部インタフェースは、新たなアーキテクチャによるシステム間の連携方法となるため、既存インタフェースを参考にしつつも、そのまま踏襲することはできず、サブシステムの定義やデータの配置位置、さらにビジネスプロセスの可視化等のアーキテクチャの適用方針を踏まえた上で設計することになる。

したがって、ここでは内部におけるサブシステム間の連携方法と、どのようなケースで適用するかを示し、さらに業務の具体例を示す。後続工程（要件整理以降）の検討結果により、既存インタフェースは見直しすることが基本となるが、新たなアーキテクチャにおいて既存インタフェースがどの連携方法に位置付けられるかの参考になるため、その整理結果の一覧を以下の別紙に示す。

「別紙2 既存インタフェースの整理結果（方式審査）」

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』における多階層構造の各層とシステム構成要素のアクセスパスの定義より、内部システム間の連携方法は以下に分類される。次頁以降に連携方法の詳細説明と具体的な業務例を示す。

表 6-2 内部インタフェースの連携方法

項番	大区分	小区分	概要	章番号
1	ビジネスフロー管理間の連携	－ ※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	サブシステム間における、ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知に関する連携。	6.1.1
2	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	業務アプリケーション（サービス）における共通リソースデータの操作に関するサービスへの連携	6.1.2
3	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照／更新	共有データベースのデータの操作に関するサービスへの連携	－
4	－	URLによる画面連携	WEBブラウザからの画面表示は単なるURLリンクであるため、内部インタフェースの連携として特記すべき事項はない	－

6.1.1 ビジネスフロー管理間の連携

業務アプリケーション間での直接の通知を排除し、サブシステム間連携を疎にする新たなアーキテクチャの方針に従い、ビジネスプロセスの振る舞いに影響するサブシステム間の通知は全体ワークフロー又は個別ワークフローにより連携し、データは共有データベースを介して授受する。ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知が対象となり、基本的には『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』の、(A)直接連携の方式で連携を行う。

(A)直接連携の方式は、連携元が連携先の特定を行い、連携元から直接連携先のキャッチポイントを指し示す方式となる。サブシステム間で連携先のキャッチポイントが明確となるパターンとして、同一事件内における全体ワークフローと個別ワークフローの連携を例に以下に示す。

全体ワークフローは事件全体の流れを制御し、個別ワークフローのビジネスプロセスインスタンス開始の契機を与える流れとなるため、個別ワークフローの開始メッセージイベントへ直接連携を行う。

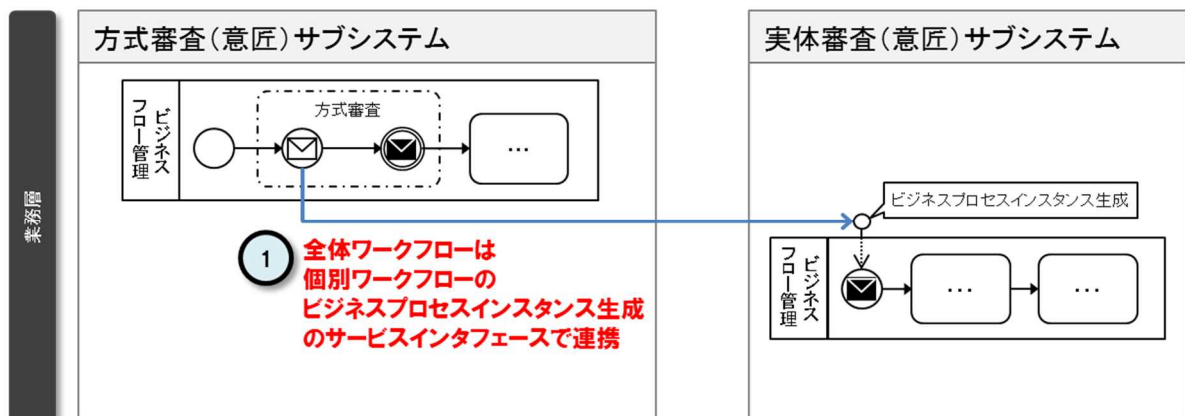


図 6-2 全体ワークフローから個別ワークフローへの連携(A:直接連携)

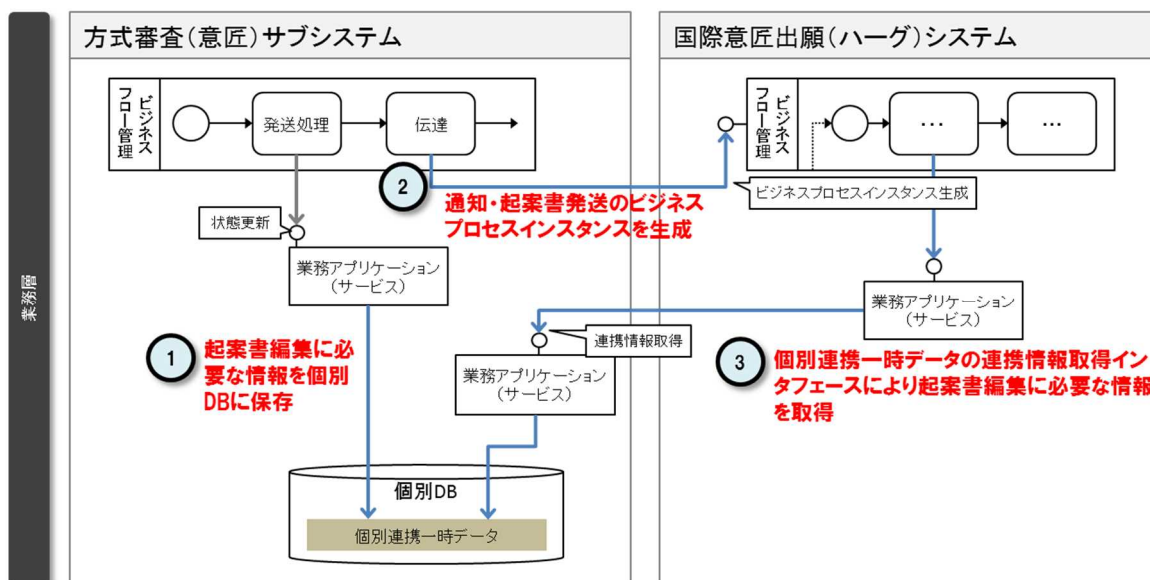
6.1.1.1 個別連携一時データに対応するサービスへの連携

方式審査(意匠)から国際意匠出願(ハーグ)へ起案書編集に必要な情報を連携する場合、意商方式審査システム(既存)から国際意匠出願(ハーグ)システムに必要な情報を起案書情報として既存インタフェースデータで送付している。

起案書情報は、特許庁システム全体で利用する事件データや書類データのような共有データベースの情報とは異なり、国際意匠出願(ハーグ)システムが起案書編集でのみ利用するデータであり、このようなデータは個別連携一時データに該当する。

意匠・商標方式審査システムにおける個別連携一時データの連携パターンとして、方式審査(意匠)サブシステムが作成した起案書情報に関する個別連携一時データを、国際意匠出願(ハーグ)システムが伝達情報取得する場合の実現例を以下に示す。

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』のパターンでは、(A)直接連携の方式に該当する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-3 個別連携一時データの連携(A:直接連携)

なお、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では共通リソースデータに関するサービスインタフェースの入出力項目までは指定していないため、意匠・商標方式審査システム刷新時には国際意匠出願(ハーグ)システム(既存)から提供されるサービスインタフェース仕様に従った連携を行う。

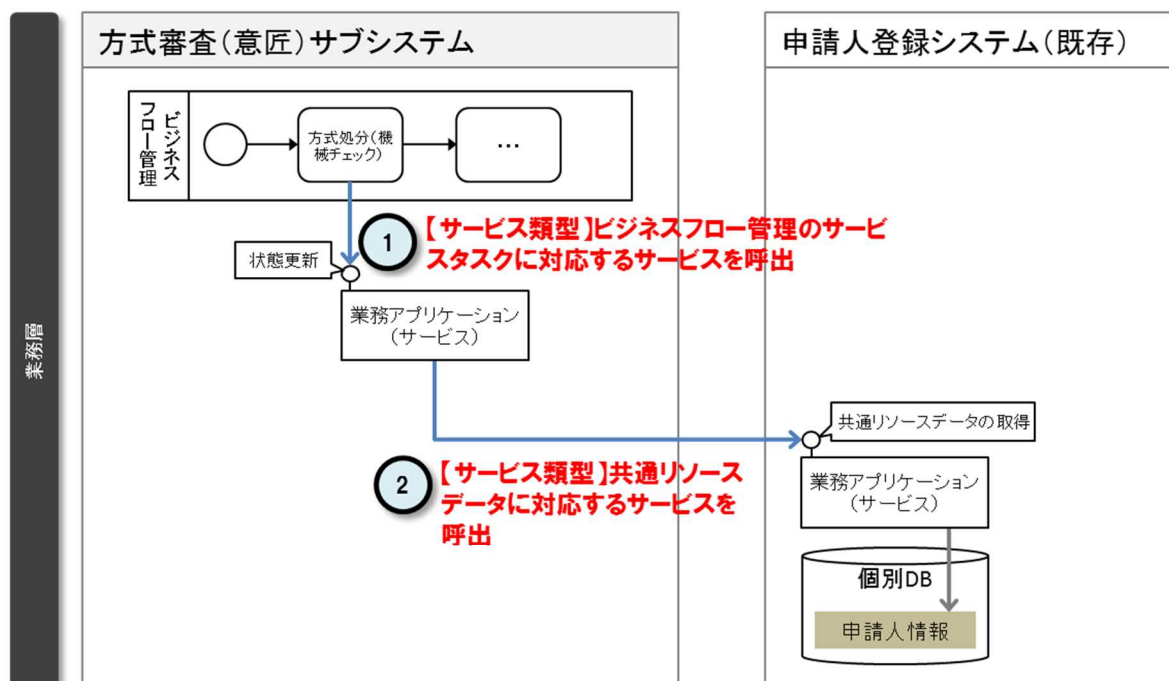
6.1.2 業務アプリケーションへの連携

6.1.2.1 共通リソースデータに対応するサービスへの連携

ビジネスフロー管理からサービスタスクで呼ばれる業務アプリケーション(サービス)は、処理の中で申請人情報などの他サブシステムが保有する共通リソースデータを参照する場合があります。サービスタスクに対応する業務アプリケーション(サービス)から共通リソースデータに対応する業務アプリケーション(サービス)へ連携して情報を取得する。

この際の連携は業務アプリケーション(サービス)間の連携となるが、異なるサービス類型同士の連携は可能であり、業務アプリケーション(サービス)を疎の関係とする目的から同じサービス類型同士の連携は禁止されていることに留意する。(『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 図3.2-4 業務アプリケーション(サービス)のアクセスパスの制限事項のイメージ』参照)。

意匠・商標方式審査システムにおける共通リソースデータ参照のパターンとして、方式審査(意匠)サブシステムから申請人登録システムが保有する申請人情報を参照する連携について、実現例を以下に示す。



※ 申請人登録システムは意匠・商標方式審査システム刷新時に外部システム(刷新前)の想定だが、共通リソースデータ取得用のサービスインタフェースが用意される予定であるため、外部システム連携層を介さず内部システムと同様にデータ参照が可能となる。

※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-4 共通リソースデータ取得の実現例

なお、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では共通リソースデータに関するサービスインタフェースの入出力項目までは指定していないため、意匠・商標方式審査システム刷新時には申請人登録システム(既存)から提供されるサービスインタフェース仕様に従った連携を行う。

6.2 外部インタフェース

外部インタフェースでは、旧アーキテクチャで稼働中の外部システムとの連携を考慮する必要がある。

したがって、ここでは外部システムとのギャップを吸収するための連携方法と、どのようなケースで適用するかに加えて、外部システムで想定される対応を示す。後続工程(要件整理以降)では、既存インタフェースをベースに具体的な対応を検討する必要があるため、別紙に既存インタフェースごとの対応方法の一覧を整理する。

「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.9 外部システム連携』では、内部システムと外部システムの間における複雑な連携を排除する目的から、外部システム連携とのアクセスパスを定めている。

以下に外部システム連携とのアクセスパスを示す。

表 6-3 外部インタフェースの連携方法

項番	大区分	小区分	章番号
1	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	—	6.2.1
2	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(画面)の連携	6.2.2
3		外部システムが保有するデータの参照/更新	該当無し
4		共通リソースデータへの参照	該当無し
5		業務アプリケーション(サービス)の連携	6.2.3
6	—	URLによる画面連携	—
7	—	クライアントアプリケーションとの連携	該当無し
8	DBアクセス基盤サービスと外部システムとの連携	事件・書類データへの参照/更新	該当無し

(補足) 項番6は、内部インタフェースの場合と同様にURLリンクによる連携のため特記事項はない。

● 外部インタフェースにおける連携方法の考え方

意匠・商標方式審査システムは段階的刷新における途中段階に刷新するため、刷新前のToBe対象システムやToBe対象外の外部システムと連携する必要があり、新旧アーキテクチャのシステムが混在する状況となる。このような状況において、円滑に段階的刷新を推進していくには、外部システムへの影響を極力なくすることが基本的な考え方となる。

また、ToBeの最終形へスムーズに移行する観点から、意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新後にToBe対象システムが刷新した際に、意匠・商標方式審査システムで必要な対応を極力なくすることも重要となる。

これを踏まえ、外部インタフェースにおける連携方法の考え方を、以下に示す。

▶ 外部システムとのインタフェースの踏襲

外部システムへの影響を極力なくするため、外部システムとのインタフェースは既存仕様を原則踏襲し、新旧アーキテクチャにより生じるインタフェースの差異は外部システム連携で吸収する。

▶ 将来の ToBe 対象システムとの連携を想定したインタフェースの実現

意匠・商標方式審査システムの刷新した後にToBe対象システムが刷新した際の見直しを極力なくするため、意匠・商標方式審査システムでは、将来のToBe対象システムとの連携を想定したインタフェースとする。

例えば、意匠・商標方式審査システム(既存)と将来のToBe対象システムのインタフェースが、ToBeではビジネスプロセス間の連携になると想定される場合、意匠・商標方式審査システム刷新時には、先行してビジネスプロセス間の連携の方式で通知機能の構築を行う。

次期モデルでは将来のToBe対象システムは外部システムであり、インタフェースは既存仕様を原則踏襲するため、ビジネスプロセス間の連携による通知と既存インタフェースの間にギャップが生じる。このギャップについては、外部システム連携で吸収する。

その後、ToBe対象システム刷新によって新規アーキテクチャ(ビジネスプロセス間の連携)が適用された際、外部システム連携を廃止することで、相互のビジネスプロセス間の連携が可能となる。

また、外部インタフェースの全般における考慮事項として、刷新システムのインタフェースでは可変長を扱えるが、既存システムのインタフェースは、その構造仕様に起因する制限値(繰り返し数、データ長)がある。したがって、外部システムとの連携においては、外部定義等により動的に制限値をコントロールする仕組みにより、既存システムに合わせる方向でギャップを吸収し、将来に外部システムが刷新された際に、外部定義等の見直しにより制限値をなくす。

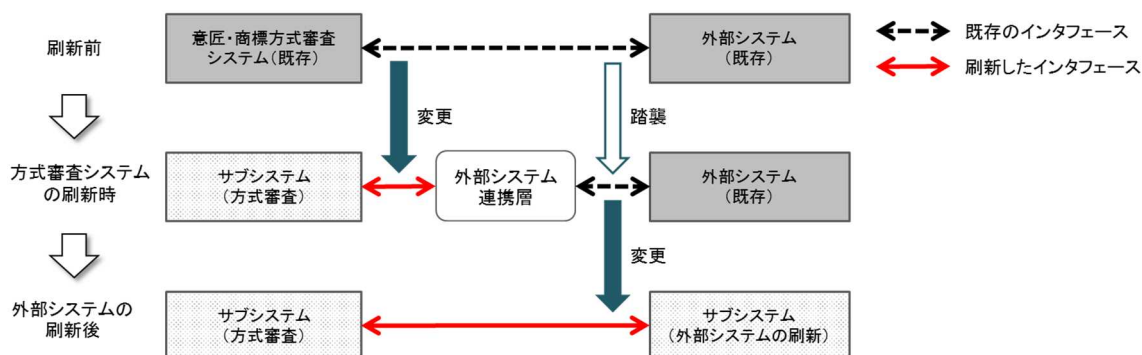


図 6-5 外部インタフェースにおける連携方法の考え方

一方、以下に示す例のように、外部システム連携を新たに開発するよりも、外部システムを修正する方が望ましいと考えられる場合がある。

以上の考え方を踏まえて、次頁以降では「表6-3 外部インタフェースの連携方法」に示す各連携方法について、以下の2つを整理する。

A. 基本的な連携方法

外部システム連携によりギャップを吸収し、外部システムへの影響を極力なくす基本的な連携方法

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

外部システムを修正する可能性があるインタフェースや、要件定義で特に考慮が必要なインタフェース

6.2.1 ビジネスフロー管理と外部システムとの連携

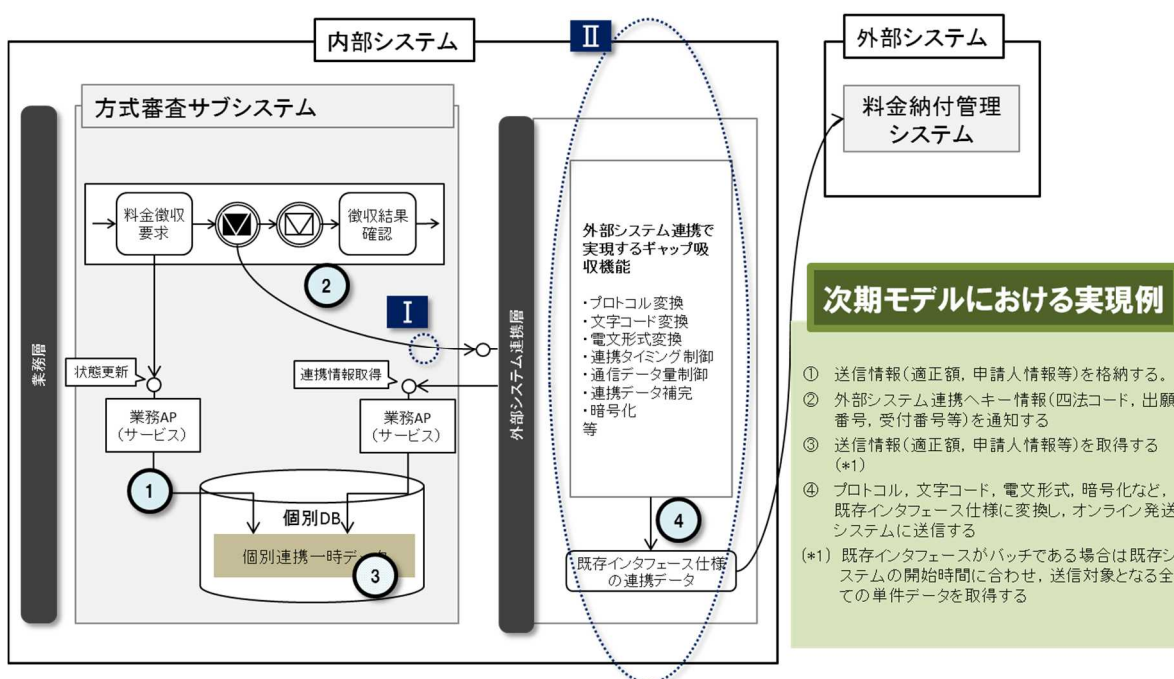
ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知が対象であり、外部システムが刷新した後にビジネスプロセス間の連携となることを想定した連携である。既存インタフェースの例では、外部システムへの通知は料金徴収データ、外部システムからの通知はオンライン発送済通知データが該当する。

(1) ビジネスフロー管理から外部システム連携への連携

A. 基本的な連携方法

ビジネスプロセスのメッセージイベントからキー情報を外部システム連携に通知し、キー情報に紐づくデータが存在する場合には、業務アプリケーションにて共有データベースや個別データベースにデータを格納する。外部システム連携では、通知されたキー情報と、それに紐づく共有データベースや個別データベースのデータを基に、既存インタフェースとのプロトコルや電文形式等のギャップ吸収を行い、外部システムへ通知する。なお、外部システムへ一括データとしてバッチ送信する場合には、外部システム連携にてメッセージを編集し、既存インタフェースに合わせたタイミングで一括データとして取りまとめて送信する。

料金納付管理システムへの料金徴収データの通知を例に、連携方法を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

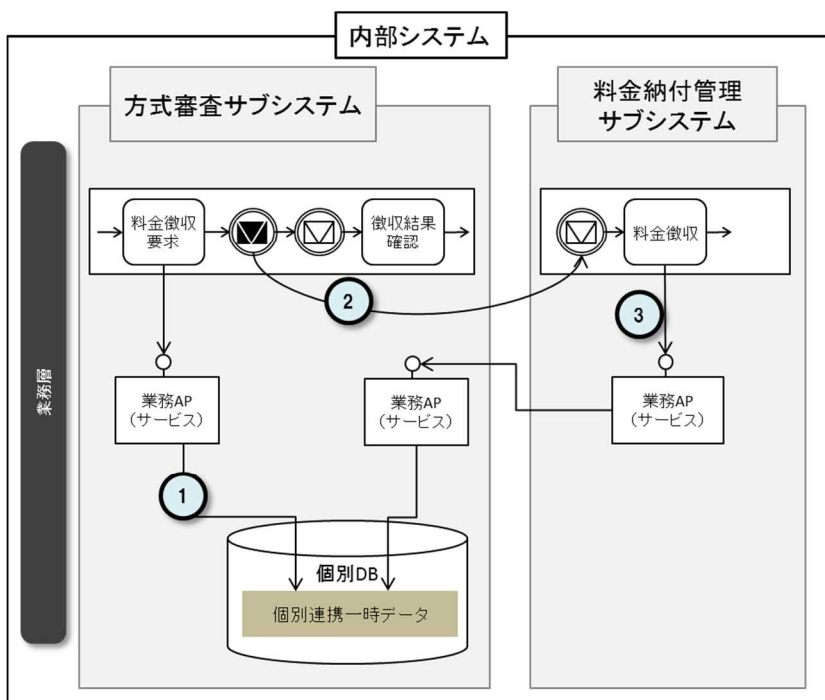
図 6-6 料金徴収通知の実現例

意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、意匠・商標方式審査システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. 連絡先を刷新後サブシステムのビジネスフロー管理のサービスインタフェースに変更し、ビジネスプロセス間の連携に切り替える。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)
- II. 外部システム連携を廃止する。

この変更により、連携方法は前述の内部インターフェース「6.1.1 ビジネスフロー管理間の連携」に定型化される。上図の料金納付管理システムへの料金徴収データの通知を定型化した場合の実現例を以下に示す。

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』のパターンでは、(A)直接連携の方式に該当する。



ToBeにおける実現例

- ① 送信情報(適正額, 申請人情報等)を格納する。
- ② ビジネスプロセス間の連携により、料金納付管理サブシステムへキー情報(四法コード, 出願番号, 受付番号等)を通知する。
- ③ 料金納付管理サブシステムのビジネスプロセスを開始し、業務アプリケーションからキー情報に紐づく送信情報(適正額, 申請人情報等)を取得し、料金徴収を行う。

※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-7 定型化した連携方法の実現例(A:直接連携)

既存インターフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムと、各外部システムとの間の代表的なインターフェースを以下に示す。

(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インターフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-4 対象システムとインターフェース例

項番	外部システム	インターフェース例	概要
1	登録情報処理機関	援用合体用書類情報	図面援用合体指示された案件について、登録情報処理機関で図面援用合体書類の作成業務を開始するため、援用合体指示時に関連書類を抽出し通知する。
2	DE料管理	DE料書類処分通知データ	DE料支払い対象書類の方式審査結果に関する通知で、DE料管理システムと登録情報処理機関との連携の契機となる。方式審査完了時に通知する。
3	オンライン発送	発送要求データ	起案書のオンライン発送業務を実施するため、方式審査で作成した起案書を送付するデータで、起案書作成後に通知する。
4	申請人登録	職権登録要求データ受付	申請人識別番号の職権登録業務を依頼するため、方式審査で職権登録が必要と判定した際に通知する。
5	料金納付管理	料金徴収	予納による手数料納付がされた書類に対して、料金徴収を依頼する通知で、料金計算後に送信する。

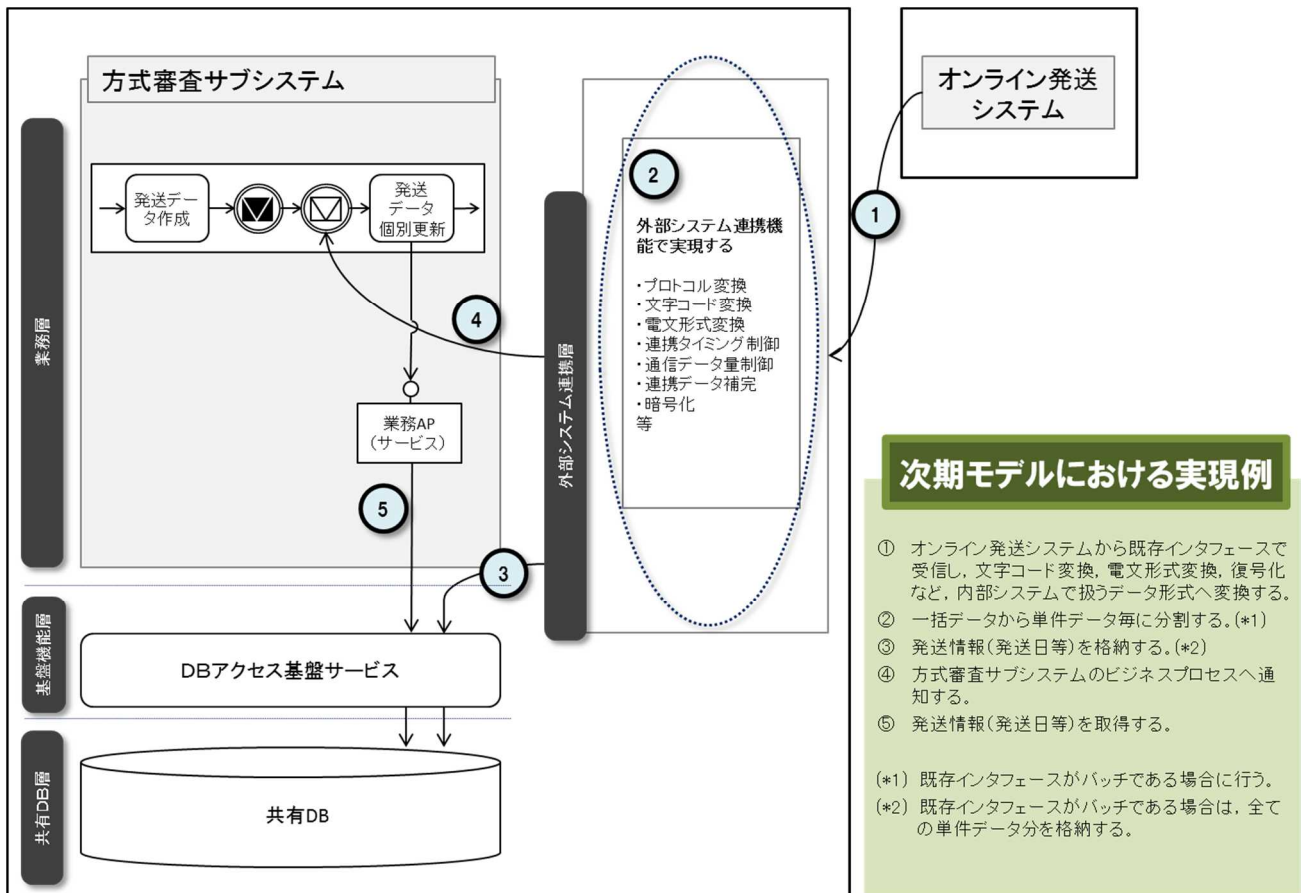
B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインターフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインターフェースはない。

(2) 外部システム連携からビジネスフロー管理への連携

A. 基本的な連携方法

オンライン発送システムから通知されるオンライン発送済通知データを例に、連携方法を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

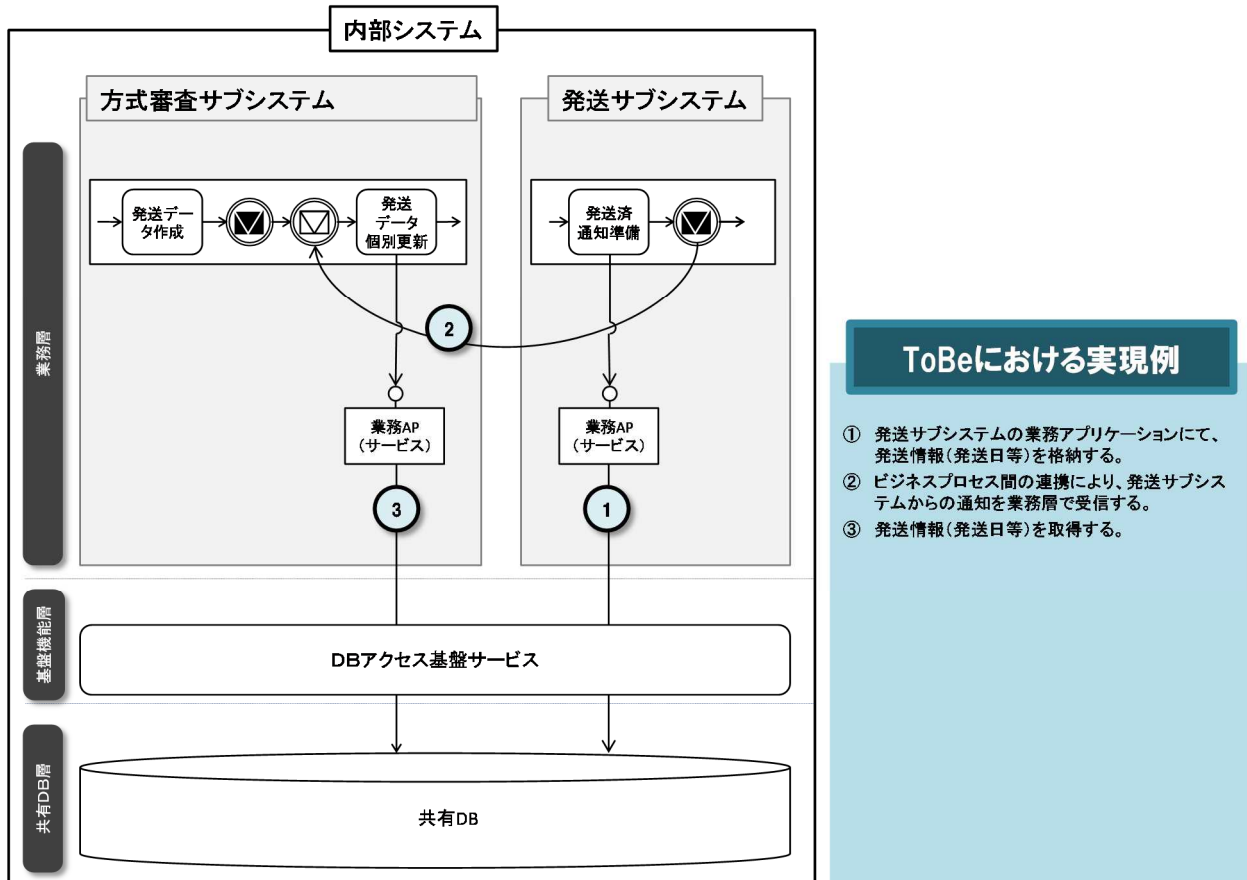
図 6-8 オンライン発送済通知データ通知に関する実現例

意匠・商標方式審査システムの刷新した後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

I. 外部システム連携を廃止する

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェース「6.1.1ビジネスフロー管理間の連携」に定型化される。上図のオンライン発送済通知データの通知を定型化した場合の実現例を以下に示す。

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』のパターンでは、(A)直接連携の方式に該当する。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-9 定型化した連携方法の実現例(A:直接連携)

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-5 対象システムとインタフェース例

項番	外部システム	インタフェース例	概要
1	DE料管理	DE料支払通知受入データ	DE料の支払結果を知らせるための通知であり、登録情報処理機関からの通知受信時に通知される。 通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、後続業務を実施する。
2	オンライン発送	オンライン発送済通知データ	起案書のオンライン発送完了を知らせる通知であり、起案書の発送が完了した後に通知される。 通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、起案書の期間管理等を開始する。
3	申請人登録	識別番号職権登録応答データ	申請人識別番号の職権登録の結果を知らせるための通知であり、申請人登録業務にて職権登録が完了した時に通知される。 通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、後続業務を実施する。
4	料金納付管理	既納手数料返還結果受入	会計課業務での既納手数料返還の結果通知であり、既納手数料返還業務完了時に通知される。 通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、後続業務を実施する。
5	紙発送	発送済通知データ(SGML)	起案書の紙発送完了を知らせる通知であり、起案書の発送が完了した後に通知される。 通知の受信により、方式審査業務の待ち合わせを解除し、起案書の期間管理等を開始する。

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

6.2.2 業務アプリケーション(画面)の連携

ビジネスプロセスの振る舞いに影響する画面契機による連携が対象であり、外部システムが刷新した後に、業務アプリケーション(画面)からビジネスフロー管理へ通知し、通知先のサブシステムにて業務単位のビジネスロジックが実行されることを想定した連携である。

また、他のシステムが保有するデータに関する連携という点で類似する連携方法として、後述の「6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照/更新」がある。参考として、それぞれの適用基準を以下に示す。

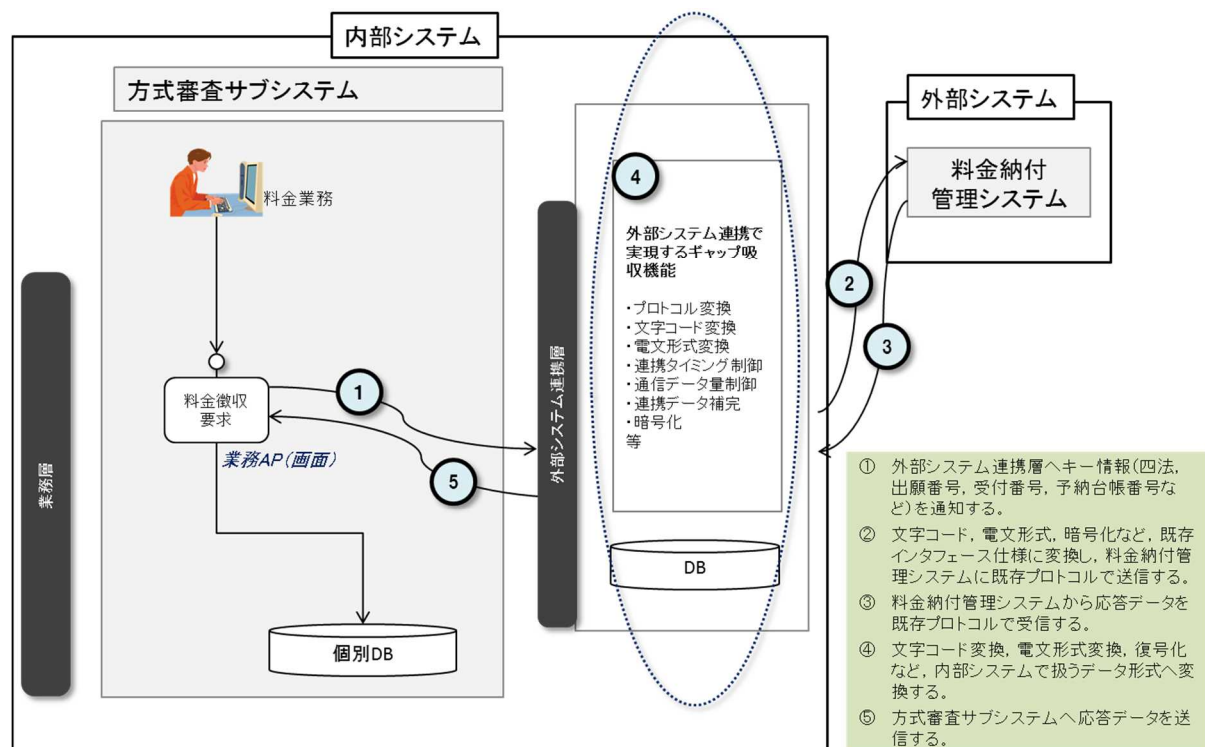
表 6-6 連携方法の適用基準

項番	連携方法	適用基準
1	6.2.2業務アプリケーション(画面)と外部システム連携との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 画面契機による連携であること。 ● 通知先のサブシステムにおいて、業務単位のビジネスロジックが実行されること。
2	6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照/更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 通知先のサブシステムにおいて、業務単位以外のサービス(他のサブシステムが管理する共通リソースデータや個別データの取得及び更新のためのサービス)が実行されること。

A. 基本的な連携方法

業務アプリケーション(画面)からキー情報を外部システム連携に通知し、外部システム連携で既存インタフェースとのプロトコルや電文形式等のギャップ吸収を行い、外部システムへ通知する。外部システムでは業務を実行後に、その結果を外部システム連携に通知し、既存インタフェースとのギャップ吸収を行った上で、業務アプリケーション(画面)に実行結果を返却する。

料金納付管理システムへの料金徴収の通知を例に、連携方法を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-10 料金納付管理システムへの料金徴収通知の実現例

意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、意匠・商標方式審査システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

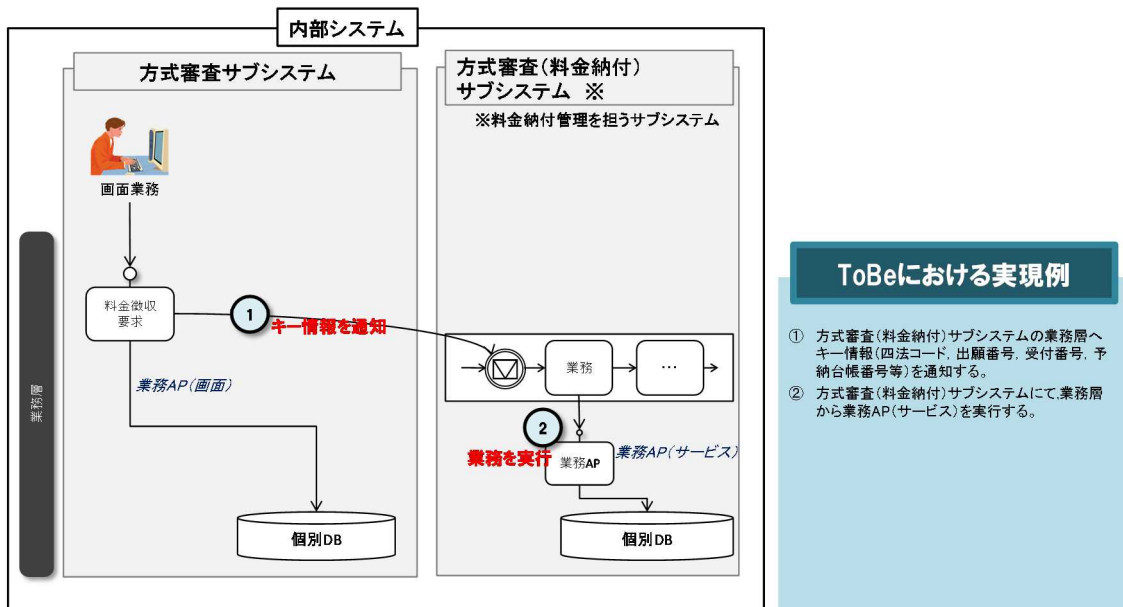
1. 業務アプリケーション(画面)からの通知先を、刷新したサブシステムのビジネスフロー管理に変更する。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)

II. 外部システム連携を廃止する。

この変更により、連携方法は業務アプリケーション(画面)から、ビジネスフロー管理に定型化される。既存インタフェースの整理より、刷新時点においては内部インタフェースに本連携方法の対象となる業務はないが、上図の料金徴収を定型化した場合の実現例は以下のとおりとなる。

● 業務アプリケーション(画面)からビジネスフロー管理への連携

この連携では業務アプリケーション(画面)から他サブシステムのビジネスフロー管理へ連携し、ビジネスプロセスを実行させる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-11 定型化した連携方法の実現例(業務アプリケーション(画面)からビジネスフロー管理への連携)

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-7 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	料金納付管理システム	料金徴収データ	予納による手数料納付がされた書類に対して、料金徴収を依頼する通知で、画面での料金徴収指示時に送信する。

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

6.2.3 業務アプリケーション(サービス)の連携

6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照／更新

外部システムが保有するデータを参照／更新するための連携が対象であり、将来に外部システムが刷新した際は、共有データベースへのアクセスや、サービスインタフェースによる共通リソースデータへのアクセスとなることを想定した連携となる。

既存インタフェースより、連携方法は以下の3つに分類される。

表 6-8 事件・書類データまたは共通リソースデータの取得における連携方法

項番	連携方法	
1	既存の外部システムとオンラインにより参照／更新している場合の連携方法	外部システムの保有するデータを必要なタイミングで都度、オンラインにより参照／更新する。
2	既存の外部システムとバッチによりデータの要求と応答を行っている場合の連携方法	外部システムの保有するデータについて、外部システムへ必要な情報について要求データを送信し、その応答データを外部システムから受信する。
3	既存の外部システムからバッチによりデータ受信している場合の連携方法	外部システムの保有するデータについて、外部システム側から全量または差分データを通知する。

前述した外部インタフェースの考え方より、既存インタフェースを踏襲することが原則となるが、意匠・商標方式審査システムは刷新により単件リアルタイム化するため、ビジネスプロセスを滞留させないためには、項番1のオンラインによる参照／更新で連携することが望ましい。

また、既存インタフェースが項番2と項番3のバッチによる連携である場合において、ToBeシステムを想定して、内部システム側でのオンラインによる参照／更新を想定した連携とのインタフェースギャップを、外部システム連携で吸収させる場合には、詳細は後述するが単なるプロトコルの変換以上の仕組みを導入する必要がある。

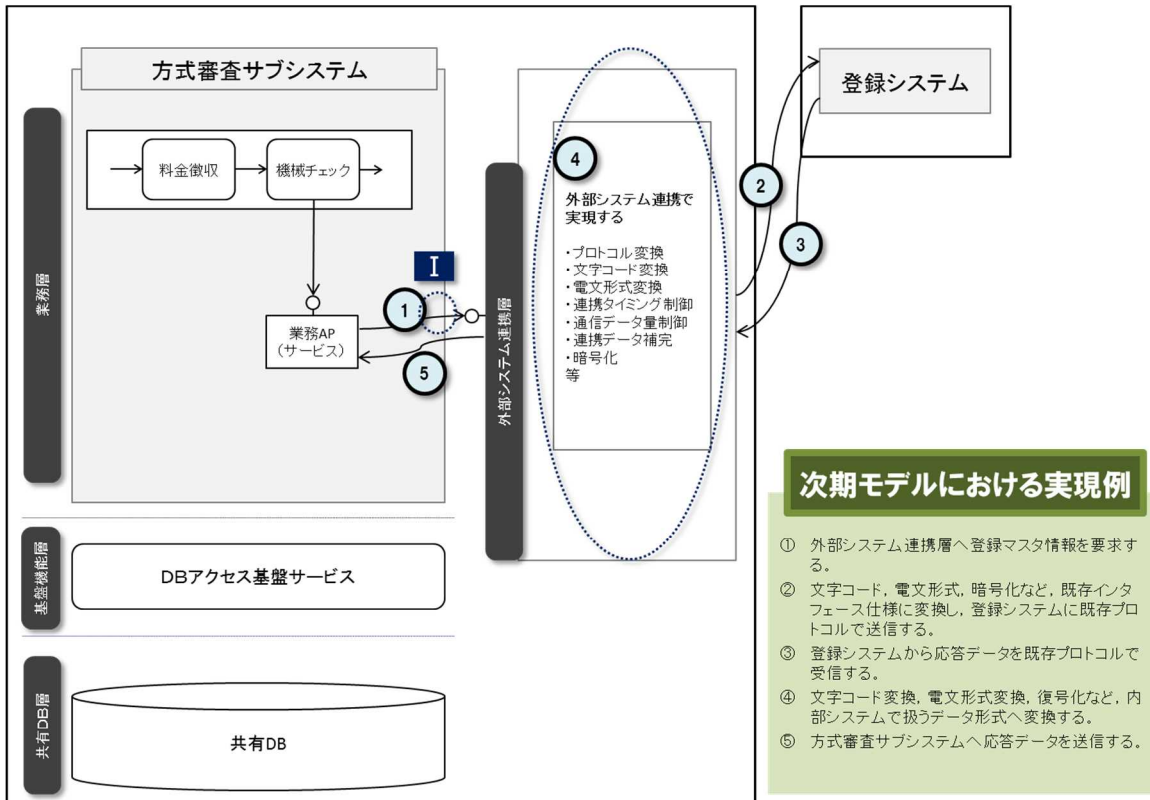
このギャップ吸収の仕組みの開発と、オンライン参照／更新できるインタフェースを設ける修正を、意匠・商標方式審査システムの刷新時に前倒しで開発することを比較した場合、後者の方が機能性、コスト等の観点から優位となる可能性もある。

これらを踏まえると、後続工程(要件整理以降)においては、外部システム側を修正することも選択肢として、検討すべき事項であるといえる。したがって次頁以降には、上記の基本的な連携方法を示すとともに、対象となる既存インタフェースごとに個別対応を考慮すべき点を示す。

なお、全ての外部システムが刷新されたToBeシステムを想定すると、共有データベースや共通リソースデータへ都度アクセスする新たなアーキテクチャとなるため、項番1の連携に最終的には移行される。

A. 基本的な連携方法

意匠・商標方式審査システムに対する情報取得を例として、連携方法を以下に示す。



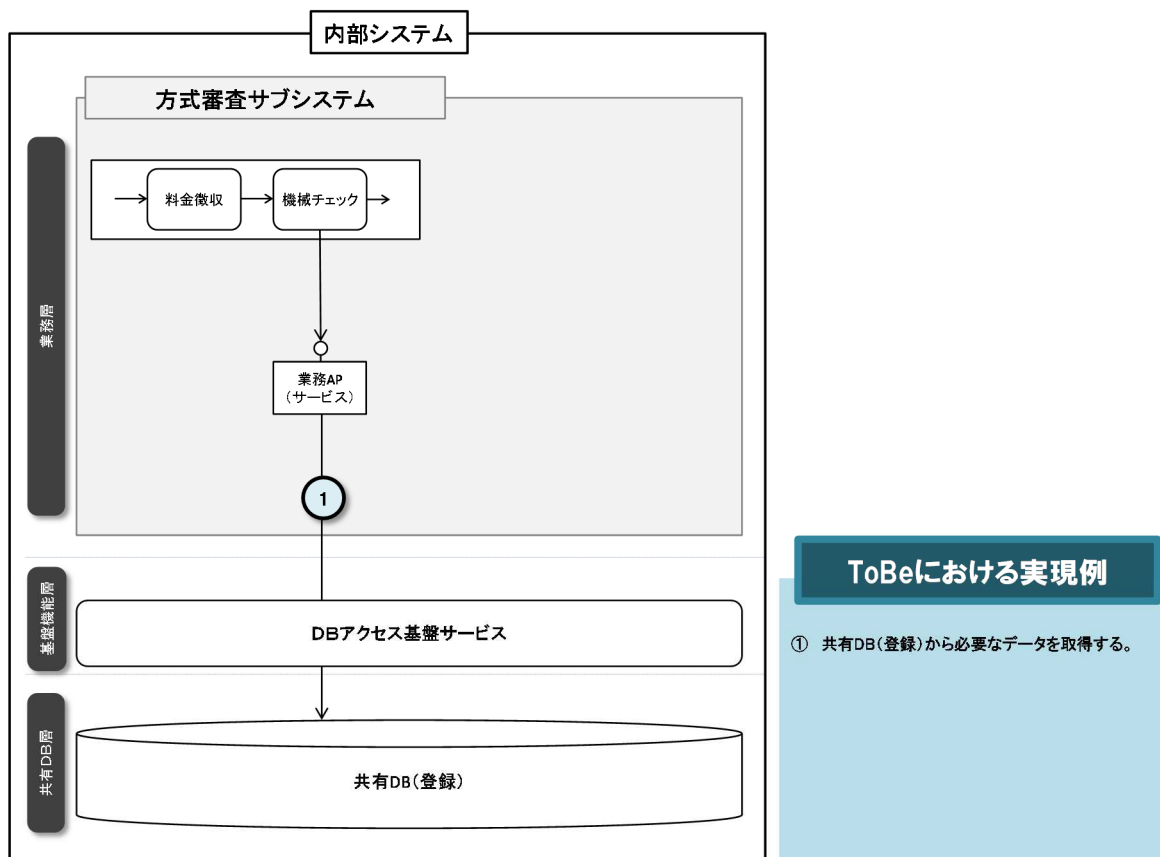
※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-12 登録システムに対する情報取得の実現例

意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新から後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、意匠・商標方式審査システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. データの取得先を刷新したサブシステムに変更する。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)
- II. 外部システム連携を廃止する。

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェースのうち、事件・書類データであれば「6.1.3 共有データベースへの連携」に、共通リソースデータであれば「共通リソースデータの取得」に定型化される。上図の登録システムに対する情報取得を定型化した場合の実現例を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。
図 6-13 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インタフェースの整理結果(方式審査)」を参照。)

表 6-9 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	登録	登録マスタ参照・要求データ	意匠・商標方式審査システムでの機械チェックのため、登録マスタの記事情報を抽出するための通知であり、意匠・商標方式審査システムからの要求により送信される。

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

6.3 システム間連携における考慮事項

内部システムのシステム構造の見直しによるシステム間連携について、以下の考慮事項を示す。

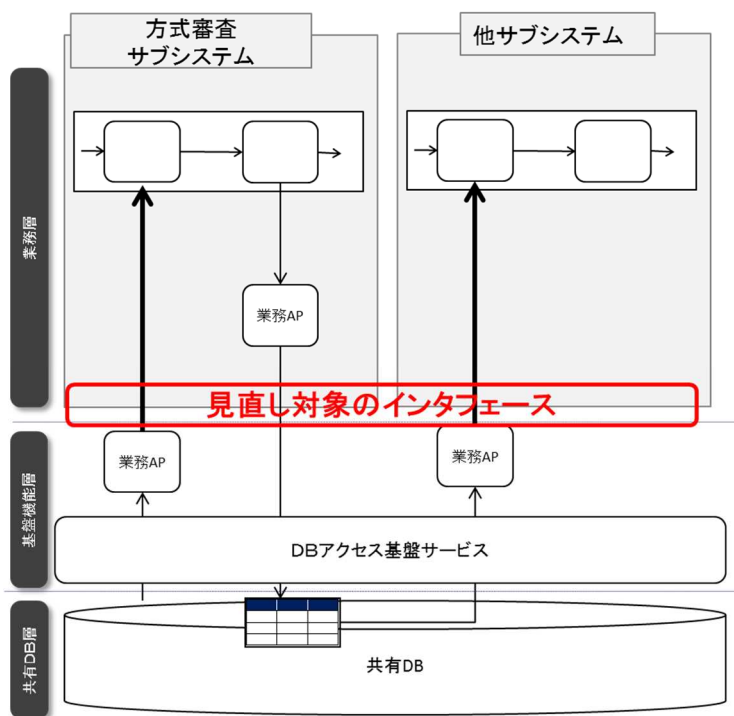
- 共有データベースの設備
- 内部システムの単件リアルタイム化と外部システムとのバッチ連携
- 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し

6.3.1 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し

ToBeアーキテクチャは、業務契機をビジネスプロセスで制御し、ビジネスプロセスのアクティビティと対になるサービスインタフェースを介して、共有データベースに対してアクセスする多階層構造とその層の役割を定めることにより保守性を高めている。その考え方から共有データベースに位置する記録ファイル管理システム(既存)との間で、ビジネスプロセスに影響する通知を送受する既存インタフェースは望ましくない。

したがって、そのインタフェースとそれを作成する記録ファイル管理システム(既存)の業務アプリケーションが持つ業務(機能)の配置先を見直す必要がある。

見直す対象は、意匠・商標方式審査システムが共有データベースに位置するシステムから通知を受け取る場合と、意匠・商標方式審査システムからの共有データベースに位置するシステムへの通知を契機に、他サブシステムへ通知するものとなる。



※図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-14 見直し対象のインタフェース

本項では、対象インタフェース、業務の配置先と想定される連携方法を示す。

業務の配置先は、サブシステムの定義の業務範囲により定めており、後続工程(要件整理以降)の要件により業務の見直しがある場合は、その要件に合わせて整理するものとする。

対象の既存インタフェースは下表のとおりとなる。

表 6-10 対象インタフェース

項番	既存の連携先システム	インタフェース名
1	記録ファイル管理システム	証拠書類紙出力要求データ(意商), 証拠書類抽出要求データ(意商)
2		特実マスタ抽出データ
3		出願マスタ修正(画面)

(1) 証拠書類紙出力要求データ(意商), 証拠書類抽出要求データ(意商)

既存では, 既納手数料返還請求書が提出された場合, 納付方法が予納以外の場合は会計課の運用により料金が返還される。その際に使用する返還用の証拠書類(既納手数料返還請求書及び事件に関連する書類)などの紙出力情報について, 意匠・商標方式審査システム(既存)から記録ファイル管理システム(既存)へ通知し, その後記録ファイル管理システム(既存)で書類データなどの出力情報を抽出, 紙出力共通システム(既存)へ紙出力を依頼し, 会計課へ納品している。

当該インタフェースの業務配置, 想定される連携方法は以下のとおりとなる。

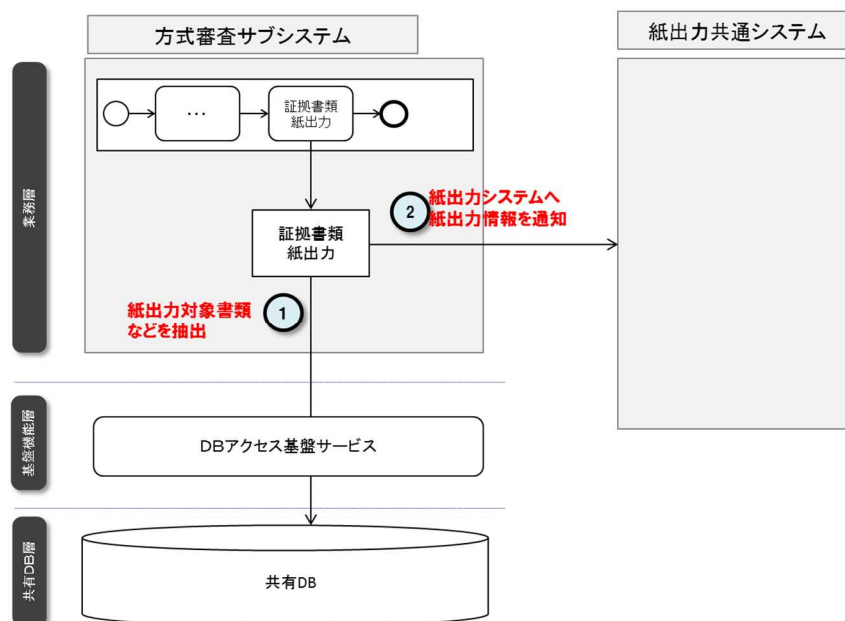
● 業務(機能)配置

方式審査サブシステムにて, 証拠書類対象書類の書類データなどの紙出力情報の抽出を行い, 紙出力共通システムへ通知する。紙出力共通システムでは通知を受け, 紙出力を行う。

なお, 意匠・商標方式審査システム刷新時においては, 紙出力共通システムは内部システム(インタフェース定型化システム)となるため, 外部システム連携を介さず, 業務アプリケーションより直接連携を行う。

● 想定される連携方法

証拠書類紙出力要求データ(意商), 証拠書類抽出要求データ(意商)の連携の実現例を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-15 証拠書類紙出力要求データ(意商)の連携の実現例

(2) 特実マスタ抽出データ

既存では、特許・実用から意匠への変更出願の機械チェックの際、原出願の記事情報を抽出するため、記録ファイル管理システム(既存)へ通知し、その後記録ファイル管理システム(既存)が特実記録原本システム(既存)と連携し、記事情報の抽出を行っている。

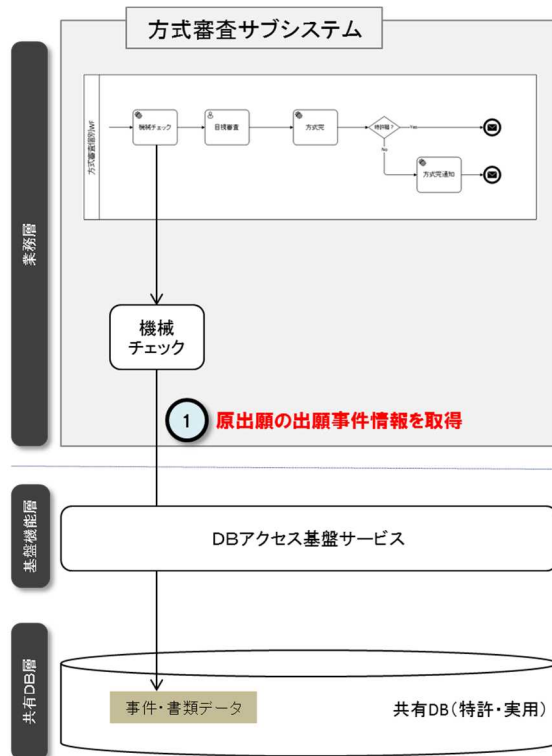
当該インターフェースの業務配置、想定される連携方法は以下のとおりとなる。

- 業務(機能)配置

方式審査の業務要件による記事抽出であり、事件データを保有するサブシステムへの連携となるため、直接共有データベース(出願事件(特許・実用))を参照する。

- 想定される連携方法

特実マスタ抽出データの連携の実現例を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-16 特実マスタ抽出データの連携の実現例

(3) 出願マスタ修正(画面)

既存では、出願マスタ記事情報の修正が必要な場合、方式審査業務画面よりURL連携にて記録ファイル管理システムの出願マスタ修正画面の呼び出しを行っている。

当該インタフェースの業務配置、想定される連携方法は以下のとおりとなる。

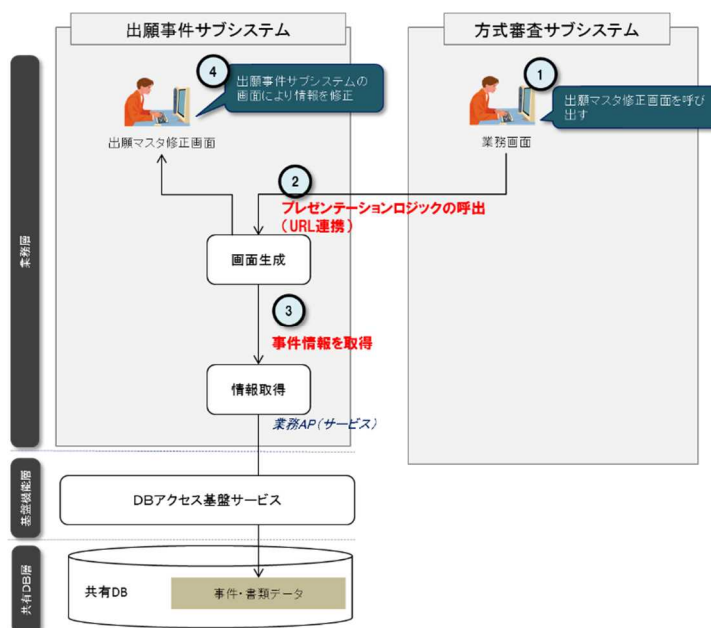
- 業務(機能)配置

『記録ファイル管理システム概念設計書』にて、記録ファイル管理システム(既存)の刷新時、出願事件(意匠)サブシステム、出願事件(商標)サブシステムへ機能配置が変更される方針となっている。

意匠・商標方式審査システムでは、画面表示の際のリクエストを、出願事件(意匠)サブシステム、出願事件(商標)サブシステムに対して実施する。

- 想定される連携方法

出願マスタ修正画面の連携の実現例を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-17 出願マスタ修正画面の連携の実現例

6.3.2 振分システム(既存)との連携

意匠・商標方式審査システム(既存)における、意商出願系書類の書類受付から各業務への書類の流れは、振分システムを介して連携を行っている。

振分システム(既存)は、方式審査業務の一部を担っており、四法での方式審査システムの共通化に向けた機能配置の見直しが必要となる。

本項では、意匠・商標方式審査刷新時での、振分システム(既存)業務の配置先と、想定される連携方法を示す。業務の配置先は、サブシステムの定義の業務範囲により定めており、後続工程(要件整理以降)の要件により業務の見直しがある場合は、その要件に合わせて整理するものとする。

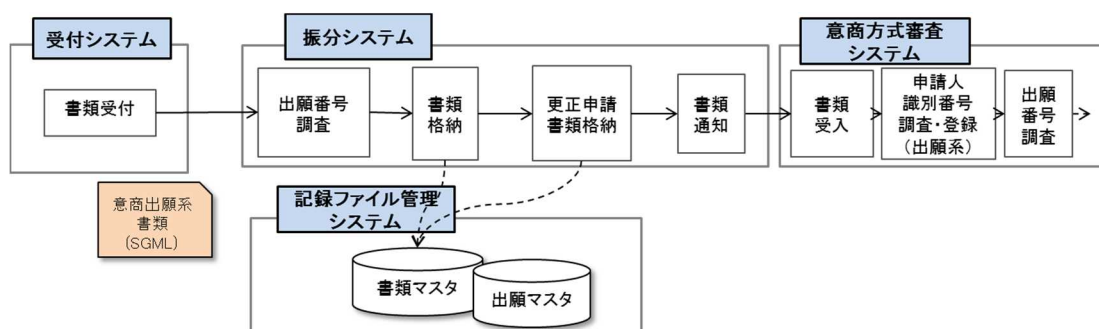


図 6-18 振分システム(既存)での機能配置

(1) 更正申請書類格納業務

- 業務(機能)配置

更正申請書類(書類修正、図面援用合体、原願電子化)について、書類の適合性チェック(書類修正指示の実施有無等)は、業務可視化資料より方式審査の業務範囲として想定されるため、方式審査サブシステムでの実施とする。

表 6-11 更正申請書類格納業務の機能配置(既存)

書類	システム(既存)	書類修正・図面援用合体後書類		
		書類妥当性確認	エラーリスト出力	書類格納
出願系(A系)書類	振分	●	—	●
	意商方式審査	—	●	—

表 6-12 更正申請書類格納業務の機能配置(方式審査刷新時)

書類	サブシステム(新規)	書類修正・図面援用合体後書類			
		書類妥当性確認	エラーリスト出力	書類格納	
出願系(A系)書類	意匠	方式審査(意商)	●	●	●
	商標	方式審査(商標)	●	●	●

- 既存インターフェースの変更

業務の配置先の見直しにより、振分システムと意匠・商標方式審査システムとの連携において、廃止となる既存インターフェースは下表のとおりとなる。

表 6-13 対象インターフェース

項番	既存の連携先システム	インターフェース名
1	振分システム	援用合体解除リスト出力要求データ
2		書類修正解除リスト出力要求データ

(2) 出願番号調査業務

● 業務(機能)配置

出願番号調査は、業務可視化資料より方式審査の業務範囲として想定されるため、方式審査(出願)サブシステムでの実施とする。

表 6-14 出願番号調査の機能配置(既存)

書類	システム(既存)	出願番号調査
出願系(A系)書類	振分	●※1
	意商方式審査	●※2, 3

※1 意商では書類格納前に出願番号調査を実施

※2 振分システムで出願番号が未特定の場合、出願番号調査を実施

※3 出願マスタ、書類の正願番への格納替え要求を含む

表 6-15 出願番号調査の機能配置(方式審査刷新時)

書類		サブシステム(新規)	出願番号調査※
出願系(A系)書類	意匠	方式審査(意商)	●
	商標	方式審査(商標)	●

※ 共有データベース(事件マスタデータ(書類を含む))の正願番への格納替えを含む

● 既存インターフェースの変更

業務の配置先の見直しにより、振分システムと意匠・商標方式審査システムとの連携において、廃止となる既存インターフェースは特になし。

(3) 方式審査刷新時における書類の流れ

● 業務(機能)配置

意匠・商標の出願書類については、受付システム(既存)より外部システム連携を經由して出願事件/中間手続サブシステムへ送信される。出願事件/中間手続サブシステムでは、通知を受け全体ワークフローのビジネスプロセスを生成する。以降は全体ワークフローの進行状況に応じて、方式審査の個別ワークフローへの振り分けを行う連携となる。

● 既存インターフェースの変更

業務の配置先の見直しにより、振分システムと意匠・商標方式審査システムとの連携において、廃止となる既存インターフェースは下表のとおりとなる。

表 6-16 対象インターフェース

項番	既存の連携先システム	インターフェース名
1	振分システム	方式審査係属開始通知データ

6.3.3 国際意匠出願システム(ハーグ)との連携

方式審査に係る業務は、国内の意匠法、特例法の規定、ならびに、その規定に基づく業務要件に準ずる必要があるが、既存の国際意匠出願システム(ハーグ)と意匠・商標方式審査システムの業務分担は、それらに基づく業務領域で整理されているため、国際協定(ハーグ協定)、国内法(意匠法・特例法)での法域固有の変更事項に対して、改修範囲の局所化が実現されている。

また、業務の運用についても、国際意匠・商標出願室で一連の運用が行われており、課室を跨いだ連携に対する考慮は不要と考えられる。

よって、次期システムにおいても、既存の業務領域を踏襲するものとする。

なお、国際意匠出願システム(ハーグ)におけるハーグ固有情報は、指定官庁業務情報については「ハーグ指定官庁マスタ」にて管理されているが、国際登録出願及び国際登録出願と意匠単位での出願に紐付く情報(一意匠一出願に分割後の単位)であり、長期に渡り(事件の完了及び権利の消滅まで)管理される共有データであるため、共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムにおける共有データベースへの配置が妥当である。

このハーグ固有情報について、データ集中化の考え方から、データ配置位置や参照方法が変更となるケースが存在するため、本項では変更が発生する連携について記載する。

(1) 記録ファイル管理システム(既存)保有情報

● データ配置

既存システムにおいて、以下の情報については、国際意匠出願システム(ハーグ)と記録ファイル管理システム(既存)での重複保持となっている。

このデータについては、既存ではハーグ指定官庁マスタで管理されている国際登録番号をキーとしたハーグ固有情報であることから、共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムでの管理一元化を行う。

表 6-17 対象データ(既存)

項番	保有システム(既存)	保有システム(次期)	データ	詳細
1	記録ファイル管理システム 国際意匠出願システム(ハーグ)	共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステム	ハーグ情報管理テーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・国際登録番号 ・意匠番号 ・国際公表日 ・国際意匠分類情報 <ul style="list-style-type: none"> ↳国際意匠分類

● 連携方法の変更

上記情報を参照している業務については、共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムを参照するよう変更する。

既存での参照業務例としては、出願番号特定(意匠登録願(国際登録の秘密の写し)の(本意匠の表示)の出願番号が未記載の場合に、出願番号を特定する)があり、記録ファイル管理システム(既存)のハーグ情報管理テーブルメンテナンス機能を利用して情報を参照し、出願番号の検索・特定を実施している。

(2) 国際意匠出願システム(ハーグ)保有情報

● データ配置

「国際意匠公報(XMLデータ)」は、既存では「ハーグ指定官庁マスタ」で管理されており、意匠単位での情報に紐づく事件データ(XML)であるため、共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムにて管理される共有データベースへの配置とする。

表 6-18 対象データ(既存)

項番	保有システム(既存)	保有システム(次期)	データ	詳細
1	国際意匠出願システム(ハーグ)	共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)	国際意匠公報(XMLデータ)	国際登録出願単位でWIPOより送信される国際意匠公報であり、意匠単位で分割されたXMLデータ

● 連携方法の変更

既存において、国際意匠公報更新が通知された後、国際意匠出願システム(ハーグ)より送付される「国際意匠公報(XMLデータ)」を参照している業務については、共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムに配置された、国際意匠公報(XMLデータ)を参照するよう変更する。

次期システムにおける連携方法は、下表のとおりとなる。

表 6-19 対象インターフェース(既存)

項番	連携システム	インターフェース名称(既存)	概要
1	国際意匠出願システム(ハーグ)	国際意匠公報更新通知(方式)	国際意匠公報の内容に応じてハーグ指定官庁マスタが更新されたことを受け、更新された旨を意匠・商標方式審査システムに送信する。
2		国際意匠公報データ(方式)	意匠・商標方式審査システムに対して国際意匠公報データ(XML)を送信する。 ※上記「国際意匠公報更新通知(方式)」とセットで送信

表 6-20 対象インターフェース(方式審査刷新時)

項番	連携システム	インターフェース名称(既存)	連携方法	概要
1	国際意匠出願システム(ハーグ)	国際意匠公報更新通知(方式)	ビジネスプロセス間の連携	国際意匠公報が更新された際に、ビジネスプロセス間での連携により通知される
2	共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステム	国際意匠公報データ(方式)	共有データベースへの連携	共有データベース(国際意匠出願システム(ハーグ))に配置された、国際意匠公報(XMLデータ)を参照する

(3) 国際意匠出願システム(ハーグ)とのビジネスプロセス連携イメージ

意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新前後における、国際意匠出願システム(ハーグ)との連携イメージを以下に示す。

なお、既存にて国際意匠出願システム(ハーグ)が保有するハーグ指定官庁マスタは、意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新時において、共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムにデータ配置されているものとし、申請書類や発送書類の作成や蓄積といった機能配置は、既存より変更がない前提とする。

また、既存での連携イメージにおいて、記録ファイル管理システムは既に刷新されているものとする。

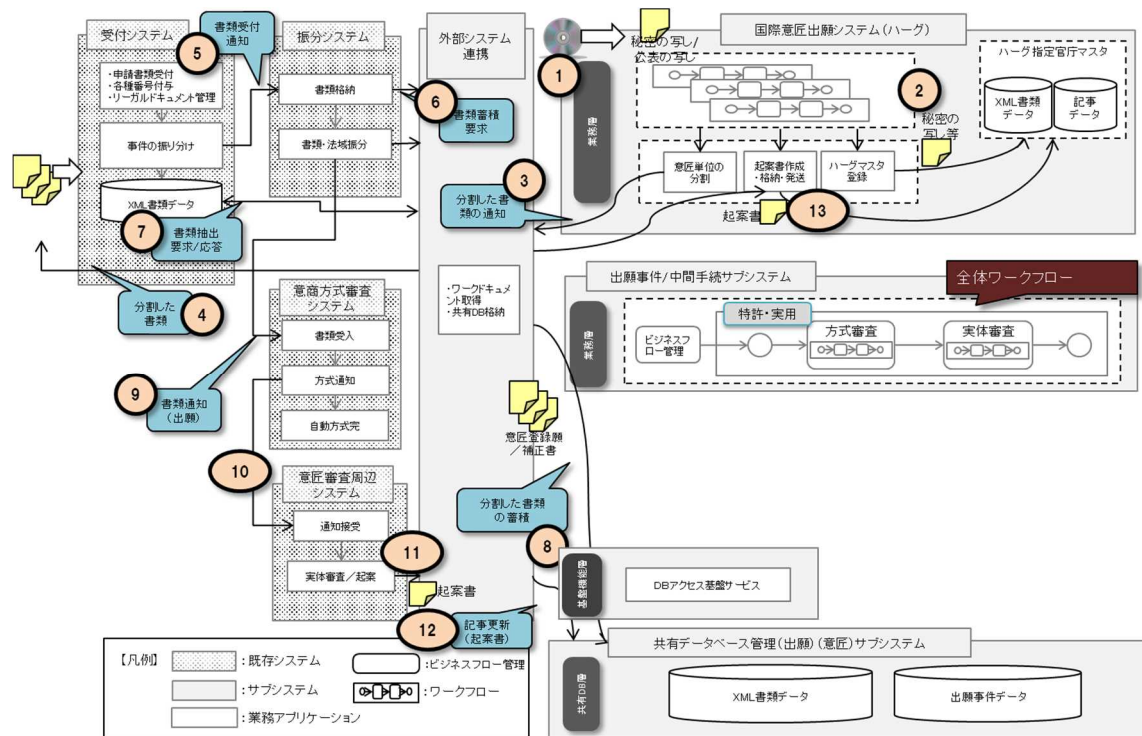
● 秘密の写し/公表の写し

出願の内容となる国際登録の秘密の写し、公表の写しには複数意匠が記載されるが、国際意匠出願システム(ハーグ)が意匠単位に分割し、意匠登録願・手続補正書を作成しており、国内出願における意匠登録願・手続補正書と同様に、受付システム(既存)にて受入処理を行っている。

既存システムでは、振分システム(既存)より、外部システム連携を経由して共有データベース管理(出願)(意匠)サブシステムへ事件・書類データの蓄積を行っているが、次期システムでは、受付システム(既存)からの通知により、外部システム連携で共有データベース管理(出願)(意匠)サブシステムへ事件・書類データの蓄積を行う連携となる。

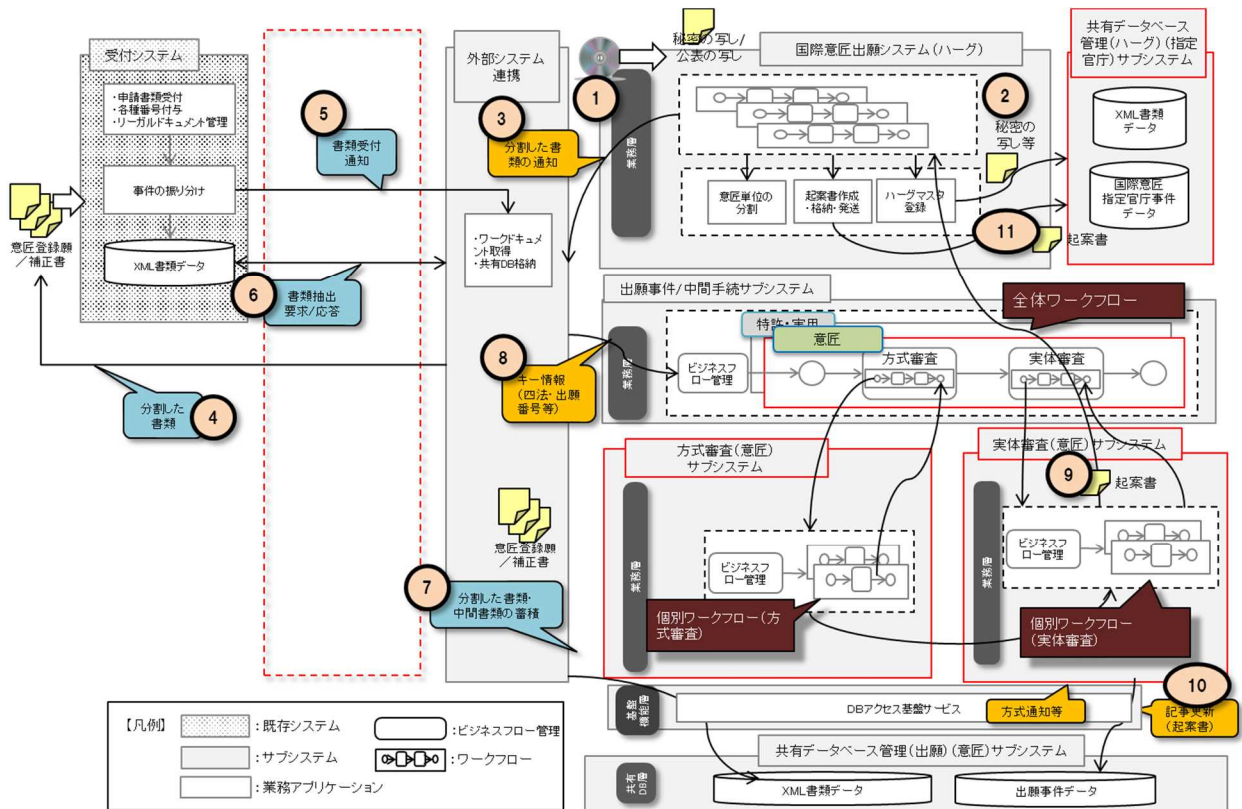
また発送書類については、起案元システムの画面にて起案・決裁を行い、その情報を国際意匠出願システム(ハーグ)に送信し、国際意匠出願システム(ハーグ)にてXML書類を作成・蓄積の上、申請人に紙発送する整理となっている。

既存システムでは、意匠・商標方式審査システム(既存)や意匠審査周辺システム(既存)より、発送書類情報を国際意匠出願システム(ハーグ)へ送信し、国際意匠出願システム(ハーグ)にてXML書類の作成・ハーグ指定官庁マスタへの蓄積を行っているが、次期システムでは、方式審査(意匠)サブシステムや実体審査サブシステムより、ビジネスプロセス連携にて国際意匠出願システム(ハーグ)へ起案・決裁を行った旨を通知し、国際意匠出願システム(ハーグ)にてXML書類の作成・共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)への蓄積を行う連携となる。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-19 (既存)ビジネスプロセス連携イメージ(秘密の写し/公表の写し)



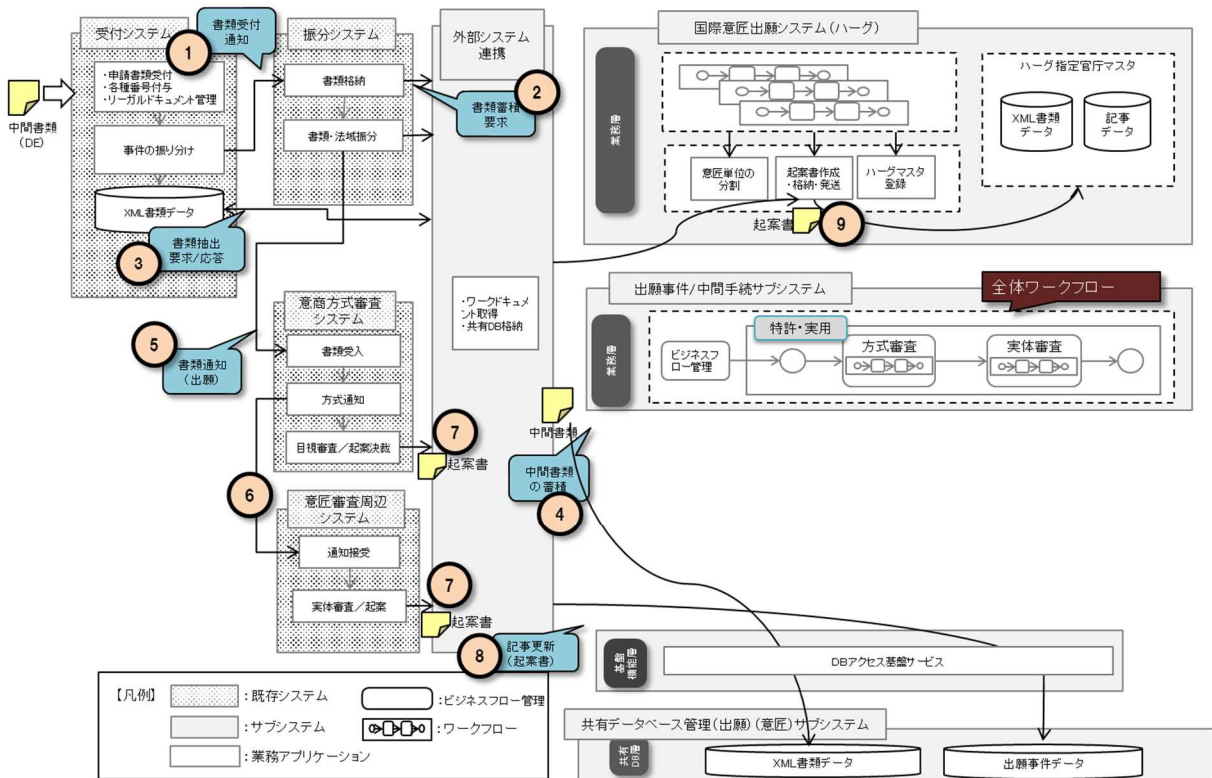
※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-20 (次期)ビジネスプロセス連携イメージ(秘密の写し/公表の写し)

● 中間書類

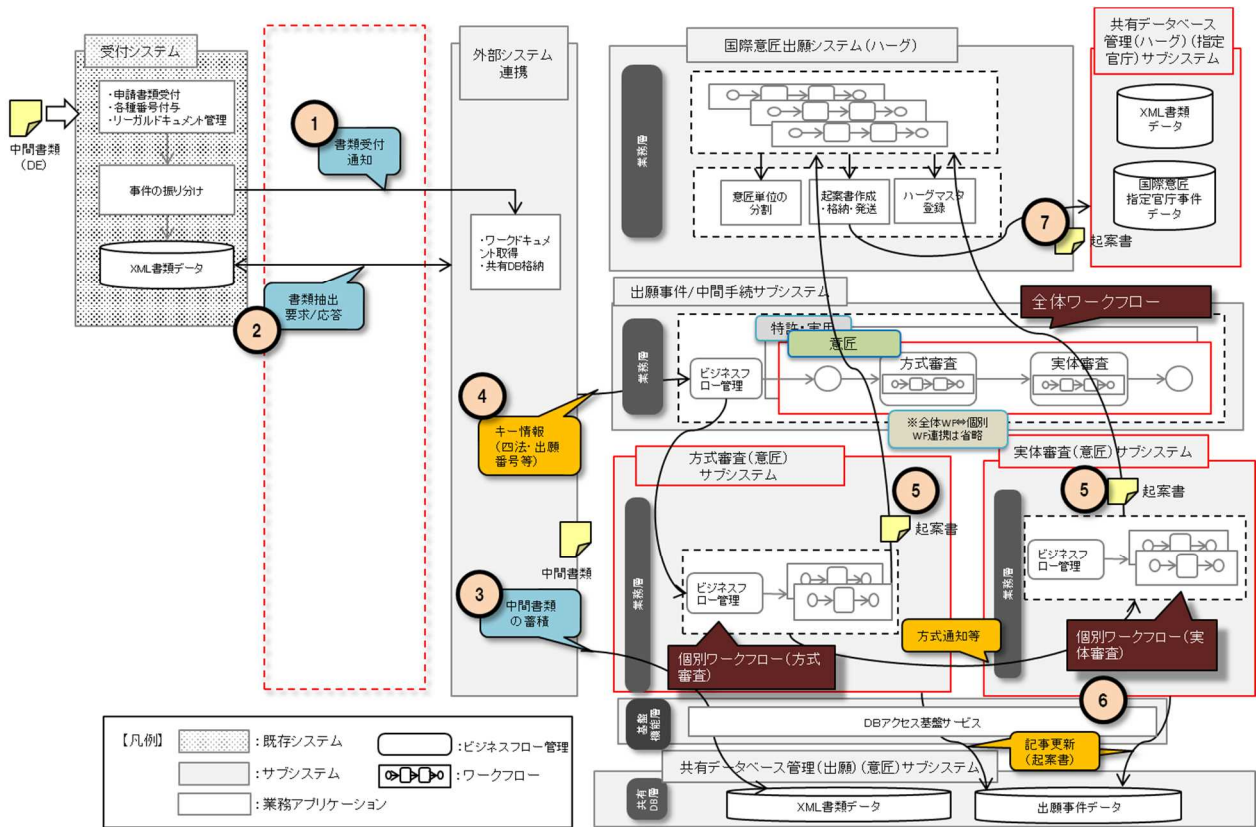
中間書類は日本国特許庁へ直接提出され、必ず書面受付による意匠単位の申請となる。

そのため、受付後の申請書類及び発送書類の流れについては、前述の「秘密の写し/公表の写し」での分割後の意匠登録願・手続補正書となる。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-21 (既存)ビジネスプロセス連携イメージ(中間書類)



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-22 (次期)ビジネスプロセス連携イメージ(中間書類)

6.3.4 データウェアハウスシステムとの連携

意匠・商標方式審査システムの刷新に伴い、データウェアハウスシステム(既存)との連携において、以下の変更が想定される。

<変更内容>

- ① 意匠・商標方式審査システムのデータ構造を変更することに伴い、データウェアハウスシステム(既存)へ連携するデータも変更する。
- ② 意匠・商標方式審査システムにおけるデータの配置先が他システムとなることに伴い、データウェアハウスシステム(既存)へデータが連携されなくなる。

データウェアハウスシステム(既存)は庁内の各システムからデータを収集・蓄積し、意思決定のためにデータを活用するシステムであることから、収集元のデータ構造が変更された場合やデータの配置先が変更された場合には、それに合わせてデータウェアハウスシステム(既存)側を対応させる必要がある。

したがって上記の変更に対して、データウェアハウスシステム(既存)にて以下のとおりに対応する。

<データウェアハウスシステムの対応内容>

- ① 意匠・商標方式審査システムのデータ構造の変更に合わせて、データウェアハウスシステム(既存)の格納先のデータ構造を対応させる。
- ② 意匠・商標方式審査システムにおけるデータの配置先の変更に合わせて、別のシステムから必要なデータを取得するなど、データの取得方法を対応させる。
- ③ ①の収集したデータ構造の変更により、2次加工して生成する業務集計データや、ユーザごとに定義するレポート用SQLに影響がある場合には、それぞれ対応させる。

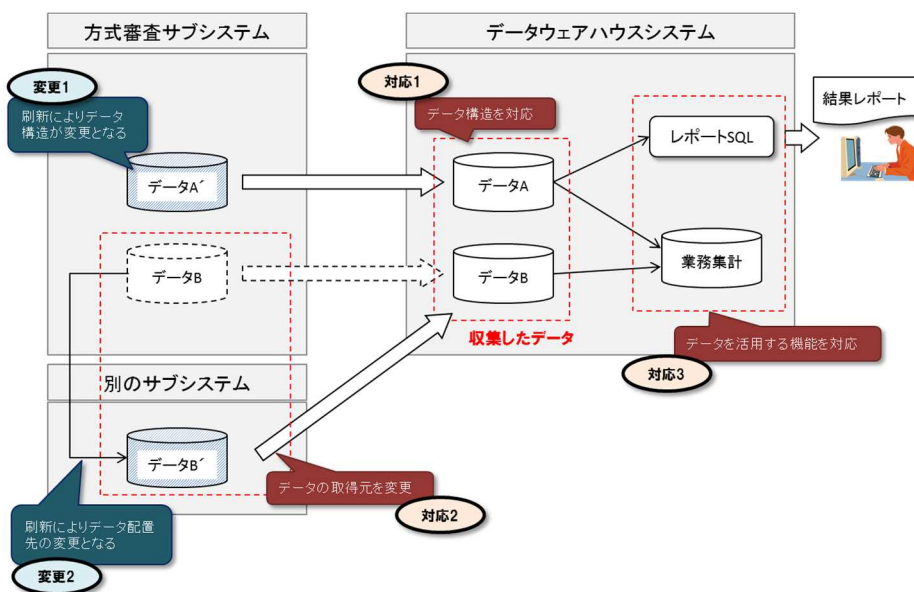


図 6-23 刷新に伴うデータウェアハウスシステムとの連携における対応内容

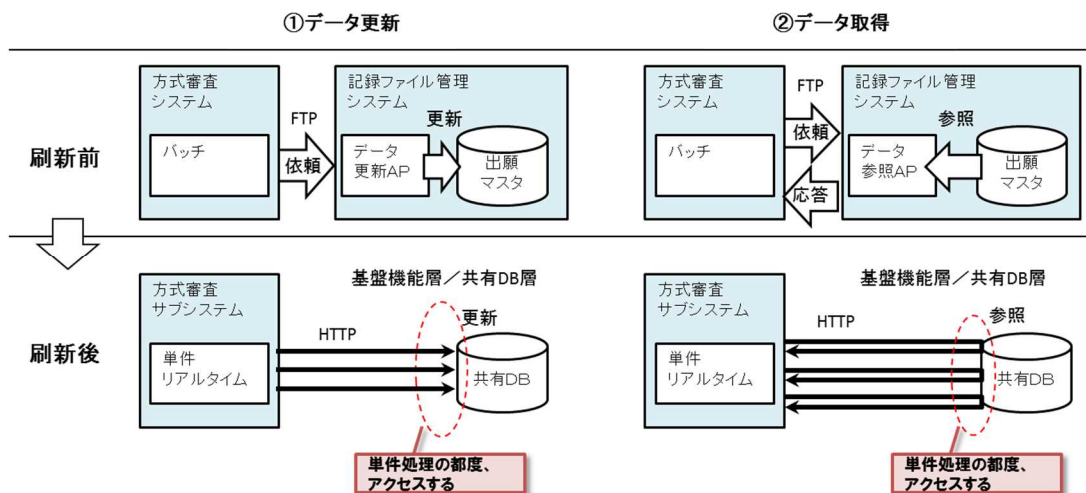
6.3.5 共有データ及び共通リソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響

単件リアルタイム化とデータの集中化により、意匠・商標方式審査システムから共有データベース及び共通リソースデータを保有する他サブシステムの個別データベースに対して、アクセスが増加する可能性があり、その情報を保有するシステムの設備に対する性能要求に影響があると想定される。当該情報を保有するシステムの設備条件への影響を定める上で考慮すべき点を以下に示す。

- 単件リアルタイム化に伴う共有データベース及び個別データベースへのアクセス増加

単件リアルタイム化による影響として、以下の①データ更新と②データ取得のいずれのケースにおいても、単件処理の都度、共有データベースへアクセスすることになり、例えばデータベース接続の接続や切断が都度発生することになり、処理のオーバーヘッドが想定される。

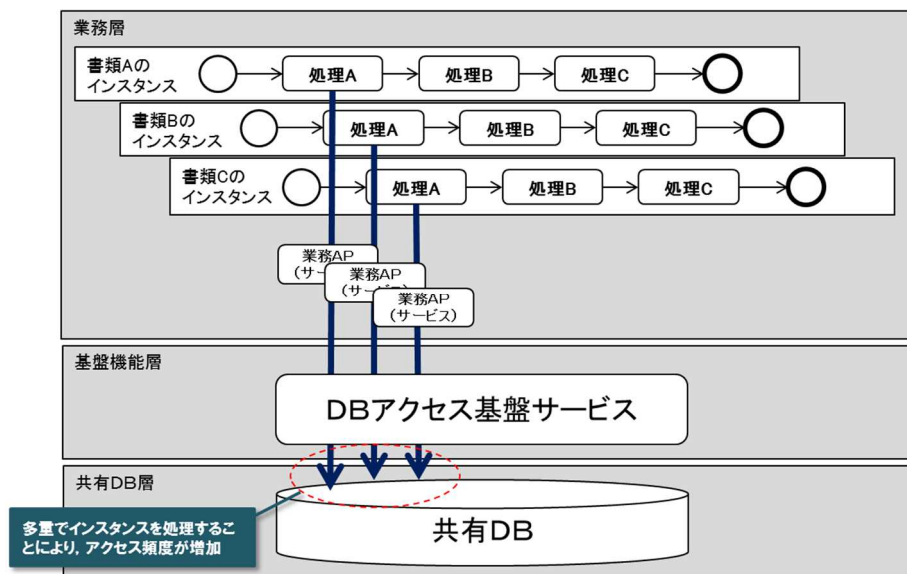
刷新により、バッチ処理から単件リアルタイム処理に見直しされるインタフェースについて、これらの影響を考慮する必要がある。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-24 単件リアルタイム化に伴う共有データベースへのアクセス増加

さらに、ビジネスプロセスのインスタンスを多重で処理するため、設定した多重度に応じて共有データベースや個別データベースへのアクセス頻度が増加し、共有データベース及び個別データベースに要求されるリソースが増えることが想定される。

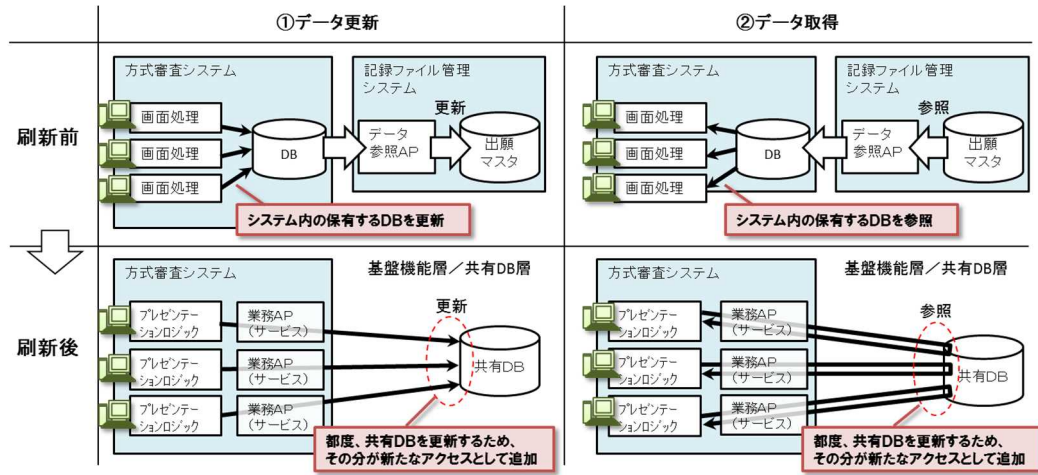


※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-25 インスタンスの多重処理によるデータベースアクセス増加

- データ配置方針に伴う共有データベースや個別データベースへのアクセス増加

データ配置方針による影響として、既存システムにおいて内部システムに保有するデータベースへ参照・更新するケースに対し、刷新後は共有データベースや個別データベースを都度、参照・更新するケースが増えることが想定されるため、主に起案などの画面を利用した業務において、以下の①データ更新と②データ取得のいずれも、共有データベースや個別データベースへのアクセスが新たに追加となる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-26 データ配置方針に伴う共有データベースへのアクセス増加

- 共有データベースの設備条件を定める上での考慮点

以上を踏まえると、共有データベースの設備条件を定める上での考慮点は以下のとおりとなる。これらを踏まえて業務量を評価し、システム刷新による性能要求に耐えうる共有データベースの設備条件を定める必要がある。

表 6-21 共有データベース設備条件を定める上での考慮点

アクセス頻度が増加する要因	アクセス頻度が増加するケース	共有データベースの設備条件を定める上での考慮点
単件リアルタイム化に伴う影響	バッチ処理のリアルタイム化	バッチ処理から単件リアルタイム処理となるインタフェースの見直しによる影響を考慮する必要がある。 ※意匠・商標方式審査システムでは該当するインタフェースは存在しない
データ配置方針の見直しに伴う影響	内部保有データベースの共有データベース化	既存システムにおいてシステム内部に保有していたデータを、システム刷新後に共有データベースとして配置した場合においての、内部データから共有データベースへのアクセスへ変更することに伴うアクセス頻度の増加。 ※意匠・商標方式審査システムでは該当するデータは存在しない

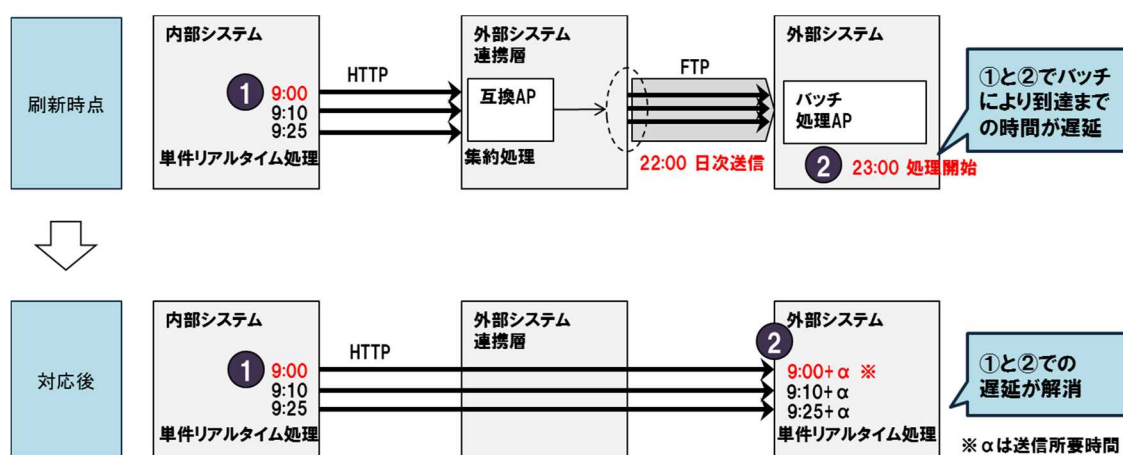
6.3.6 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策

刷新する意匠・商標方式審査システムと外部システムの間において、業務上のボトルネックが発生するケースが想定される。ボトルネックが発生する箇所及びその対策を以下に示す。

- 外部システムのバッチ処理への送信

送信インタフェースについて、外部システムに合わせて日次等の周期で定時にインタフェースを送信するため、刷新システムからの単件リアルタイム処理により送信した時間から、外部システムへ到達する時間が遅延する。(下図「刷新時点」①と②)

なお、意匠・商標方式審査システム(既存)で対象となる連携先システムは、登録情報処理機関(刷新対象外)との媒体による連携のみとなり、該当するケースは存在しない。



※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

図 6-27 外部システムへのバッチ処理への送信

- 外部システムのバッチ処理からの受信

受信インタフェースについて、以下2点のボトルネックが存在する。

- バッチ処理によるボトルネック

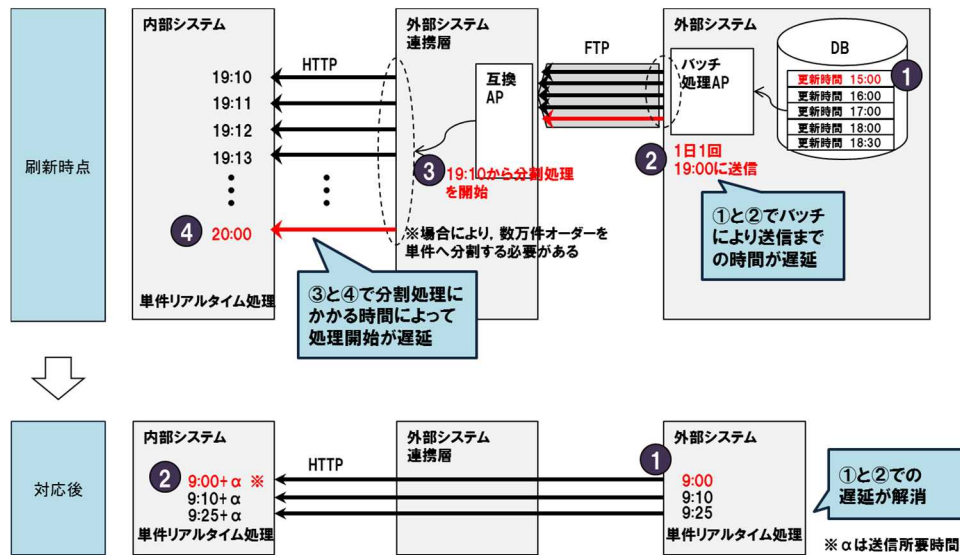
外部システムはバッチ処理であり、日次等の周期で定時にインタフェースが送信されるため、外部システムにて送信可能となった時点から遅延する。(下図①と②)

- 分割処理によるボトルネック

外部システム連携にて、刷新システムの単件リアルタイム処理で管理するビジネスプロセスへ通知するために出願番号等を単位として分割する。それにより、特にレコード件数が多量にある場合に分割処理を開始した時点から、分割処理にかかる時間分が遅延する。(下図③と④)2点のボトルネックはいずれも、送信インタフェースの検討と同様に外部システムが単件リアルタイム化することにより解消する。

また、将来刷新される予定の外部システムが刷新される前や、外部システムが単件リアルタイム化される前において、分割処理によるボトルネックに対する対策として、刷新システムへのデータ送信処理をマルチプロセス化することで処理時間を短縮できる。なお、ビジネスフロー管理への要求を過度にマルチプロセス化した場合は、それが起因となり輻輳する恐れがあるため、無制限にマルチプロセス化せずに流量制限も考慮する必要がある。また、処理順序を持ったインタフェースをESBがマルチプロセスとする場合、分割処理及び外部システム連携から内部システムへのデータ送信の際に処理順序を考慮する必要がある。

なお、意匠・商標方式審査システム(既存)では、該当するケースは存在しない。



※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

図 6-28 外部システムのバッチ処理からの受信

● 業務上のボトルネックとなる箇所への対策

以上を踏まえると、意匠・商標方式審査システムと外部システムの間において発生する業務上のボトルネックの箇所とその対策は以下のとおりとなる。

表 6-22 個別システム単件リアルタイム化による業務上のボトルネックとその対策

ケース	業務上のボトルネック箇所	対策
外部システムのバッチ処理への送信	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部システムに合わせて日次等の周期で定時にインタフェースを送信するため、刷新システムからの単件リアルタイム処理による送信時点から、外部システムへの到達時間が遅延する。 	<p>外部システムが単件リアルタイム化することにより解消する。</p> <p>なお、外部システムの修正時に、その連携について、円滑に単件リアルタイム化に移行することが望ましいため、外部システムが単件リアルタイム化するまでのギャップの吸収については「6.2 外部インタフェース」のとおり連携とする</p>
外部システムのバッチ処理からの受信	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部システムのバッチ処理により、日次等の周期で定時にインタフェースが送信されるため、外部システムにて送信可能となった時点から到達時間は遅延する。 ● 外部システム連携にて、刷新システムの単件リアルタイム処理で管理するビジネスプロセスへ流すよう出願番号等を単位として分割するため、レコード件数が多量にある場合に分割処理を開始した時点から、分割処理にかかる時間分が遅延する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同上 ● 刷新システムへのデータ送信処理をマルチプロセス化することで処理時間を短縮できる。その際、無制限にマルチプロセス化せずに流量制限も考慮する。

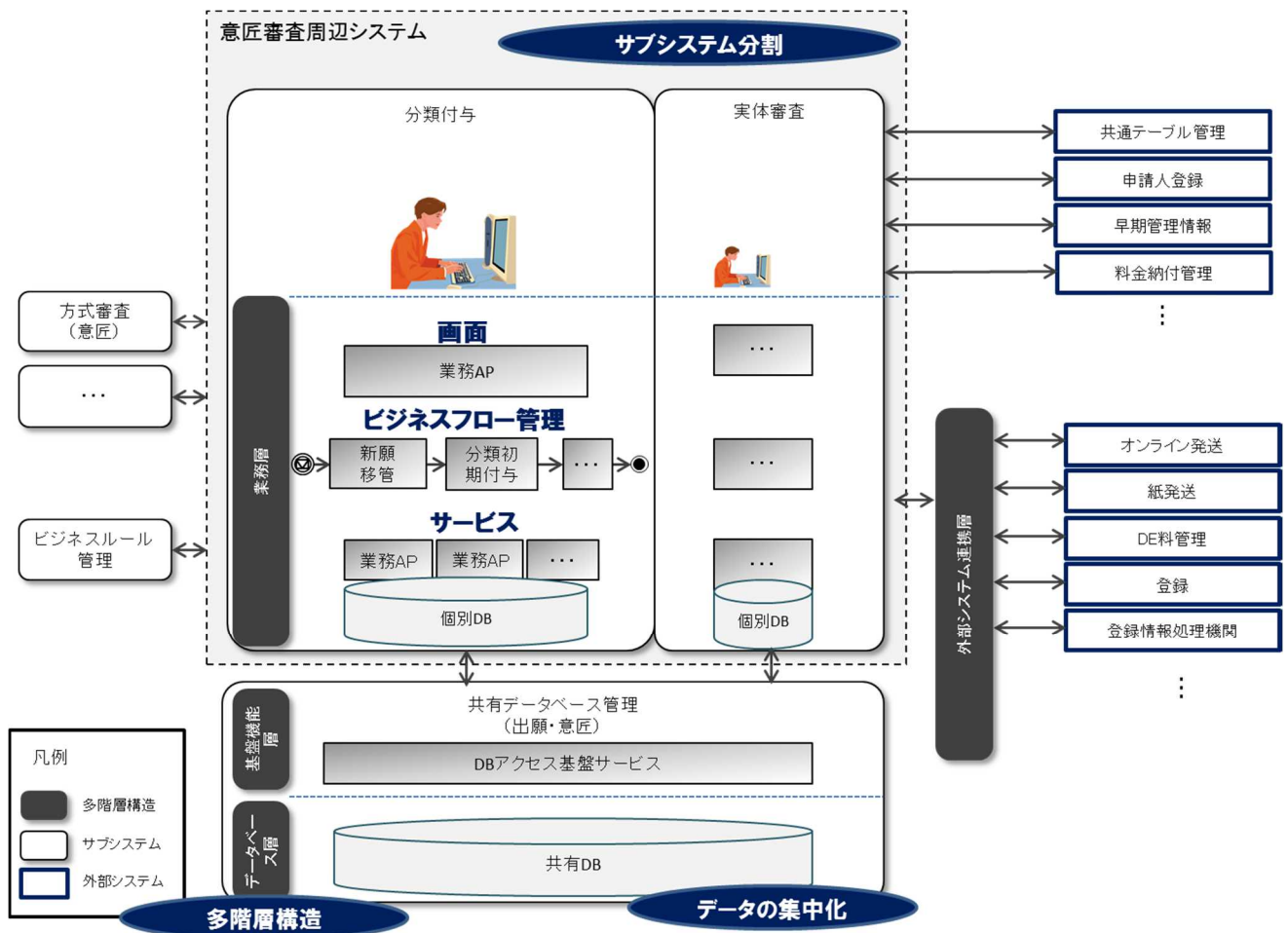
意匠審査周辺システム編

1. システムの概観

最適化計画に示された特許庁システムの課題である「累次の個別システム構築に伴うシステム構造の複雑化」と「データの個別システムへの分散に伴う処理の迅速性低下」に対して、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では「サブシステム分割」、「多階層構造によるシステム構造の定型化」、「データ集中化」を主とした設計方針を定めている。

これを踏まえて、互いに疎結合化するよう適切な粒度でサブシステムを分割し、意匠審査周辺システムは分類審査、実体審査のサブシステムから構成する。サブシステム内部においては多階層構造による定型化を図り、各層を構成するシステム構成要素に定める責務に合わせて機能を配置する。また、特許庁システム全体で利用する事件・書類データは共有データベースに一元管理する。

なお、外部システムとの連携においては、外部システム連携で新旧アーキテクチャによるインターフェースのギャップを吸収する。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図1-1 システムの概観

2. サブシステムの定義

本章では、以下を目的とし、意匠審査周辺システムの対象となるサブシステムを定義する。

- 互いに疎結合化するように適切な粒度でサブシステムを定義し、変更時の影響をサブシステム内に局所化すること。
- サブシステム間の類似機能の重複を排除し、業務的な変化による影響箇所数を削減することでシステムの保守性を高めること。
- 意匠審査周辺システムの要件定義工程の対象となるサブシステムと想定業務範囲を示すこと。

サブシステム分割は、概念データモデルをベースに特許庁業務で取り扱うデータの更新整合性の観点からデータモデル分析を行い、その結果を用いて同じ目的の業務処理の集合をサブシステムとして分割するものである。

(参考:意匠審査周辺システムに関連する分析結果は本章末を参照、またサブシステム分割の考え方は『データ統合方針書 2.1.4 サブシステム分割』を参照)

意匠審査周辺システムに関して分析したところ、意匠審査周辺システムを「分類付与」「実体審査」を業務単位としたサブシステムに分割する結果を得た。分析結果は業務システム間の関係が疎となる最小の単位であり、さらに細分化を行った場合は、サブシステムを跨ってデータの参照更新が必要となり疎結合化を阻害するため、細分化を行う場合は法改正も見越した業務の見直しが必要となる。

それに対して、開発の生産性を向上させるために分析結果の分割単位を統合し、1つのサブシステムとすることは、更新整合性を阻害するものではない。

なお、サブシステムの統合・分割は、業務要件(将来の環境変化に対する予測も含む)を踏まえて、統合による法域共通の変更に対する効果と、分割による法域固有の変更に対する効果を評価し、高めるべき品質特性(保守性、移植性)を見極めた上で、後続工程(要件整理以降)にて最終的に決定するものとする。

次に、意匠の法域において、分析結果として得られたサブシステムの統合に関する考察を以下に示す。

業務可視化資料などを元に、意匠審査業務と、国際意匠(ハーグ)指定官庁における分割後の意匠出願との意匠審査業務の類似性を分析したところ、業務の類似性は高く、業務内容からの分析によるエンティティの類似率についても高い結果となった。

また、どちらも、国内法(意匠法・特例法)に基づき、意匠出願番号単位の事件に対して意匠審査が実施されていることから、将来発生し得る法改正などの環境変化に対して、同様のシステム改修が必要となることが想定される。

以上の理由より、意匠審査業務、分割後の意匠出願に対する国際意匠(ハーグ)指定官庁業務については、機能統合により保守性の向上が見込まれるため、サブシステム分割をせず、分類付与サブシステム、実体審査サブシステムへ包含することが望ましいと考えられる。

2.1 意匠審査周辺システムの対象となるサブシステム

意匠審査周辺システムの対象となるサブシステムを下表に示す。

表 2-1 対象のサブシステム

サブシステム	概要説明
分類付与	分類初期付与～分類修正結果確認及び付随業務
実体審査	サーチ指示～起案～審査長決裁及び付随業務

案件情報の確認・確定や分類起案のように審査官が判断して行う業務は意匠審査周辺システム、分類の付与や類似案件の検索に関わる業務を意匠検索システムで担当する棲み分けとなっており、既に妥当な分担がなされている。

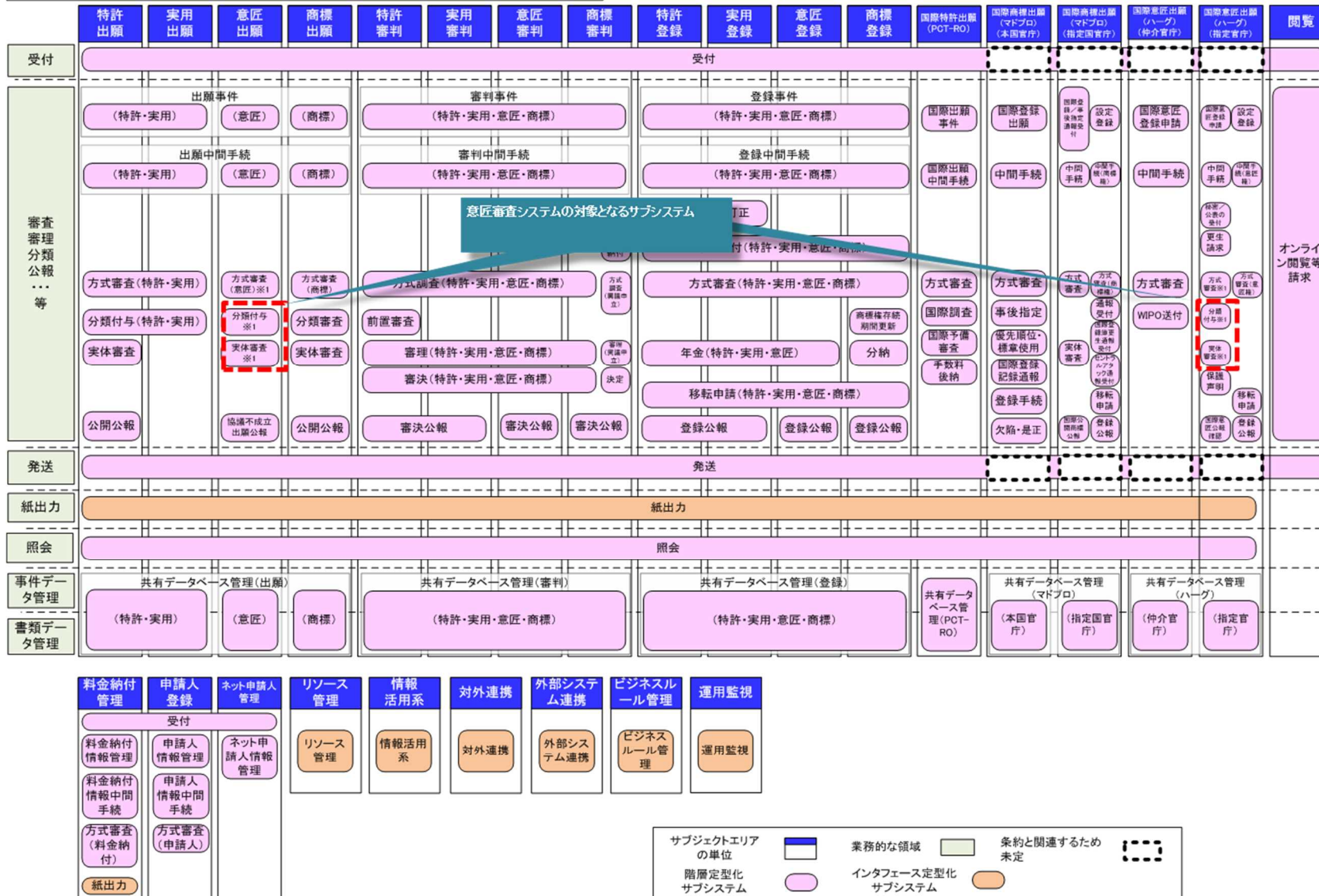
したがって、次期も両システムで同じ機能分担とする。

分類付与サブシステムは、主に分類起案や分類分担設定に関わる業務機能を配置し、実体審査サブシステムはサーチ指示、起案、決裁など実体審査に関わる業務機能を配置する。

なお、現行のシステムでは分類初期付与の結果を出願マスタに反映する際、意匠検索システムから意匠審査周辺システムを中継してマスタ更新しているが、次期では意匠検索システムからのインターフェースを外部連携サブシステムが受信し、外部連携サブシステムから共有データベースへの分類の書き込みと、意匠審査周辺システムへの通知をするよう連携を見直す余地がある。

ToBeの全体システム構成における意匠審査周辺システムのサブシステム対象範囲を次頁に示す。

別紙2-1 全体システム構成図(論理構成)【ToBeサブシステム構成図】



注釈
 ※1 国際意匠出願(ハーグ)(指定官庁)も含む

図 2-1 全体システム構成図(論理構成) 出典:『特許庁システム全体システム概念設計書 図 2.2-11』

2.2 意匠審査周辺システムの想定業務範囲

意匠審査周辺システムのサブシステムが担う想定業務範囲を下表に示す。
 想定業務範囲は、業務可視化資料に基づき記載している。

なお、システムの要件定義は後続工程で決定されるものであり、その要件を制限するものではないが、変更時の影響をサブシステム内に局所化することでシステムの保守性を高める目的により、新たな業務追加や業務の見直しは、当該サブシステムの業務の追加、見直しが妥当であるか検討した上で実施するものとする。

詳細な想定業務範囲については、「別紙1 サブシステム業務範囲一覧」参照とする。

表 2-2 意匠審査周辺システムの業務範囲

サブシステム	想定業務範囲		業務概要
	業務階層	業務	
分類付与	意匠(国内出願)	全業務	分類初期付与～分類修正結果確認, 及び付随業務
	意匠(ハーグ(指定官庁))	全業務	
実体審査	意匠(国内出願)	全業務	サーチ指示～起案～審査長決裁, 及び付随業務
	意匠(ハーグ(指定官庁))	全業務	

- (参考)サブシステム分割結果

出願事件(意匠)

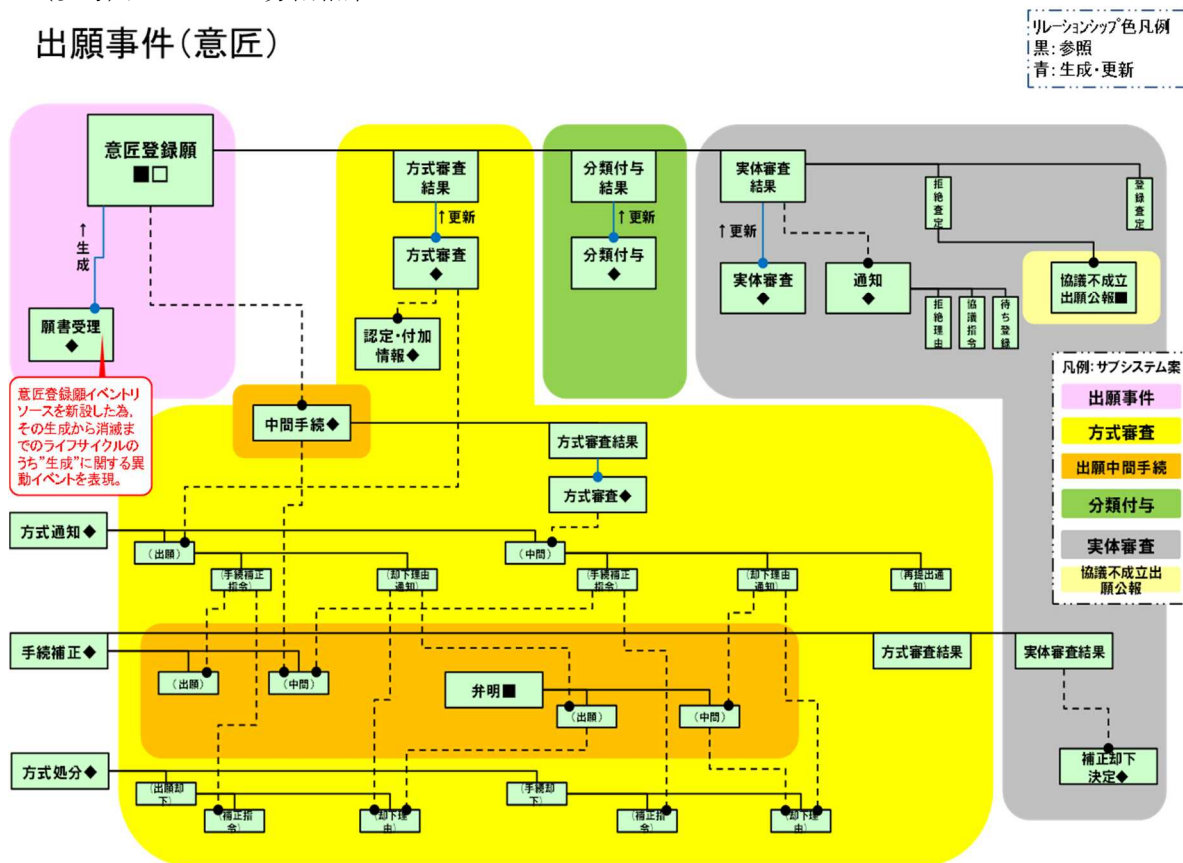


図 2-2 出願事件のサブシステム分割 出典:『データ統合方針書 図 2.1.6.3.1-1』

国際意匠(ハーグ)指定官庁

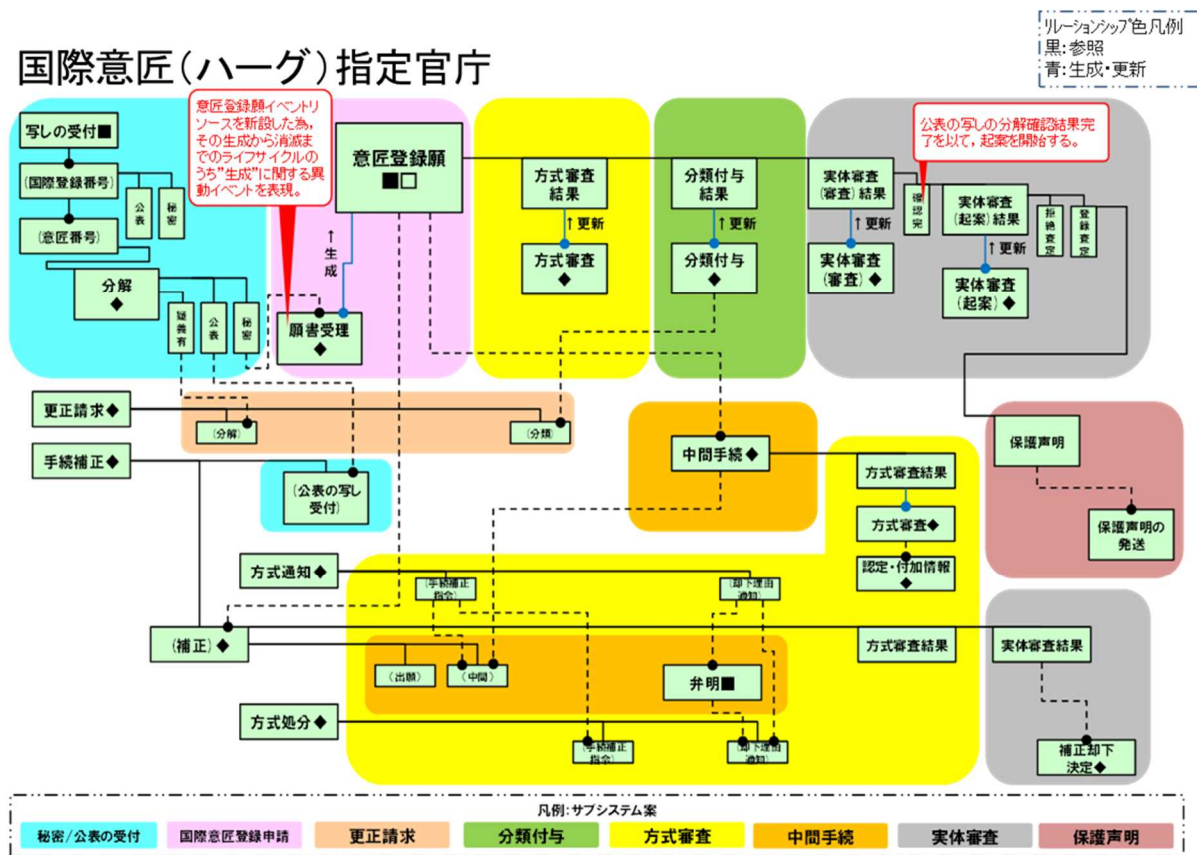


図 2-3 出願事件のサブシステム分割 出典:『データ統合方針書 図 2.1.6.6.1-1』

3. データ配置位置の方針

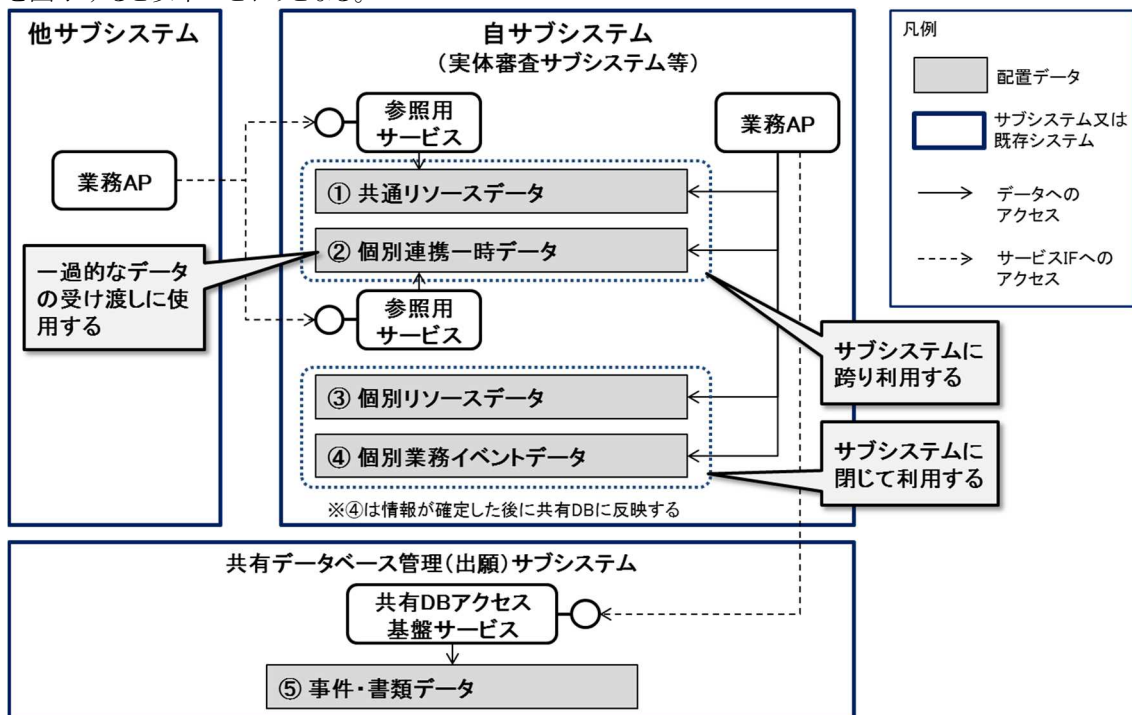
本章では、データ集中化による保守性の向上を目的に、意匠審査周辺システムのデータ配置位置の方針を定める。その方針を定めるにあたり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.5 個別データベース』及び『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.8 共有データベース』で定義されたシステム構成要素の方針を以下に示す。

表 3-1 個別データベースと共有データベースに配置するデータ

項番	対象データ	配置先のシステム構成要素
①	共通リソースデータ	個別データベース
②	個別連携一時データ	
③	個別リソースデータ	
④	個別業務イベントデータ	
⑤	事件・書類データ	共有データベース

※1 特許庁の行政サービスとは、特許庁が国民や申請人等に対し提供する各種サービスの事を指し、発明・考案・意匠・商標に対し、権利を与えるかどうかの査定をする出願サービス、査定された権利を原簿に登録し、原簿を維持管理する登録サービス、審判請求に対し、審決をする審判サービス、国際出願制度の手続に対応する国際出願サービスを表す。国際出願サービスは、申請人に対し直接的に結果を提供するものでない為、上記の出願、登録、審判とは区別する。

これを図示すると以下のとおりとなる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」、「IF」は「インタフェース」の略記である。

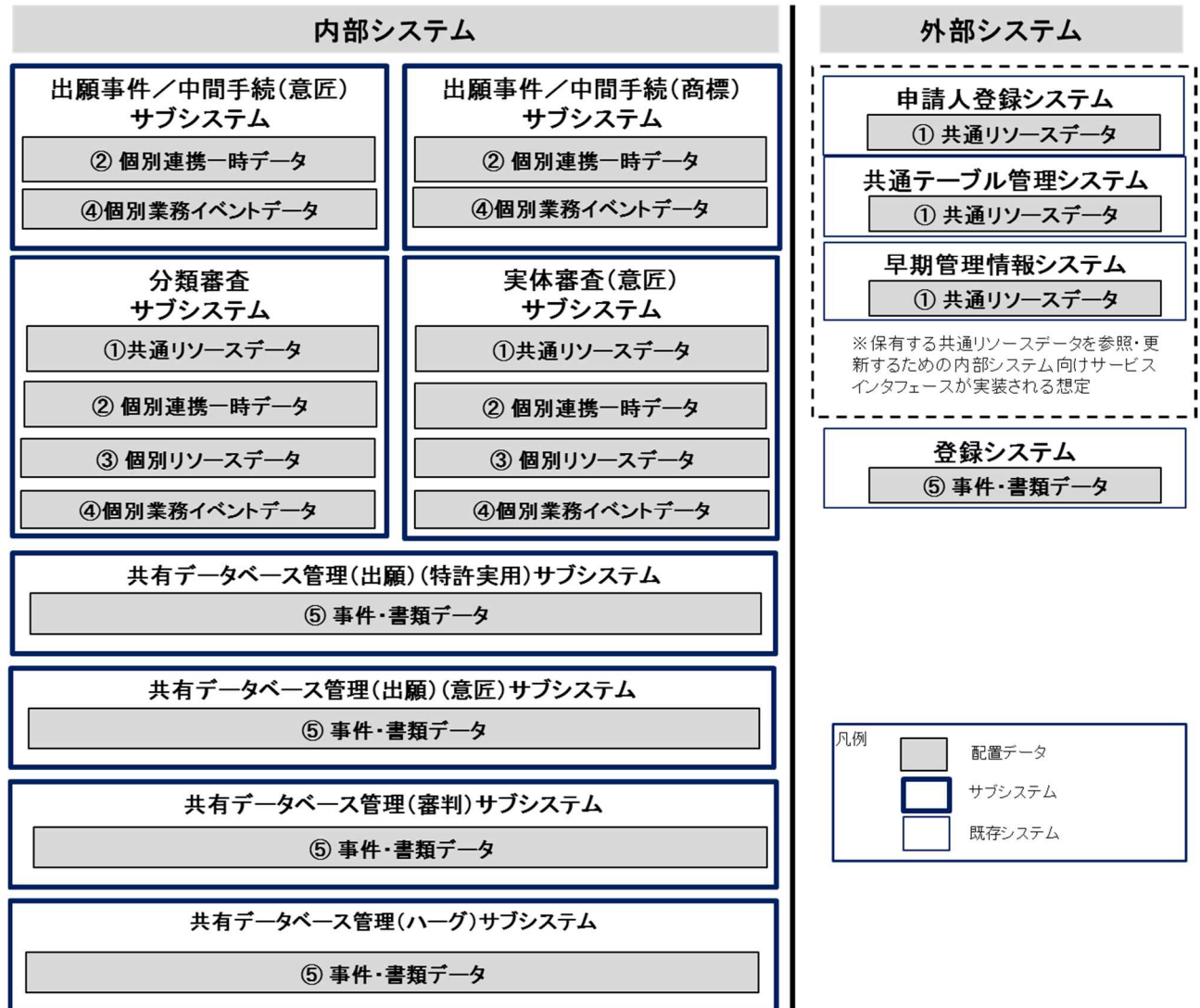
図 3-1 共有データ／個別データの配置位置

3.1 意匠審査周辺システム刷新時におけるデータ配置位置の方針

共有データ／個別データの配置位置の方針に準拠し、意匠審査周辺システム刷新時におけるデータ配置位置の方針を定める。

また、特許庁システムは段階的に個別システムを刷新することから、意匠審査周辺システム(既存)刷新時は、事件・書類データ、共通リソースデータを既存システムに配置する場合がある。

以上を踏まえると、意匠審査周辺システム(既存)の刷新時におけるデータ配置位置は以下のとおりとなる。



※ 内部システム、外部システムの定義は『用語集』を参照

図 3-2 意匠審査周辺システムのデータ配置位置

① 共通リソースデータ

共通リソースデータの配置データと配置位置は以下のとおり。

表 3-2 共通リソースデータの配置位置

区分	配置位置	配置データ	
外部システム	申請人登録システム(既存)	申請人情報	申請人住所, 氏名等の情報
	共通テーブル管理システム(既存)	国県名情報	国県名の情報
		書類情報	書類名の情報
		職員情報	所属, 役職, 氏名等の情報
早期管理情報システム(既存)	早期管理情報	紙申請書類のデータエントリ情報	

② 個別連携一時データ

サブシステム間のデータ授受を目的とし、一時的に共有されるデータは、連携元サブシステムの個別データベースに配置する。連携元サブシステムは、データ参照用サービスを作成しサービスインタフェースを連携先サブシステムに提供する。

③ 個別リソースデータ

実体審査サブシステムのみで利用する期間管理テーブル(期間管理を実施する年月日数を登録)など、単一サブシステムに閉じて使用するリソースデータについて、各サブシステムに配置する。

④ 個別業務イベントデータ

実体審査中の情報、起案中、決裁中の起案書情報など、単一サブシステムに閉じて使用する一時的なデータについて、業務要件を踏まえて必要なデータを各サブシステムに配置する。業務遂行中の段階ではサブシステム内に保有し、業務完了によって確定情報となった後、例えば、業務の結果の事件・書類データへの反映など、共有データベースに反映が必要なデータは、共有データベースに反映する。

⑤ 事件・書類データ

事件・書類データの配置データと配置位置は以下のとおり。

表 3-3 事件・書類データの配置位置

区分	配置位置	配置データ	
内部システム	共有データベース管理(出願)(特実)サブシステム	出願事件の情報	特許, 実用の出願事件における出願人や請求項数, アクセスコード等の情報や書類データ
	共有データベース管理(出願)(意匠)サブシステム		意匠の出願事件における出願人や類似意匠等の情報や書類データ
	共有データベース管理(出願)(商標)サブシステム		商標の出願事件における出願人や防護の原登録等の情報や書類データ
	共有データベース管理(審判)サブシステム	審判事件の情報	審判事件における審判記事や審判請求項記事, 審判請求人代理人記事等の情報や書類データ
	共有データベース管理(ハーグ)サブシステム	国際意匠指定官庁事件の情報	国際登録出願, 国際登録出願と意匠単位での出願に紐付く情報や書類データ
外部システム	登録システム(既存)	登録事件の情報	登録原簿情報

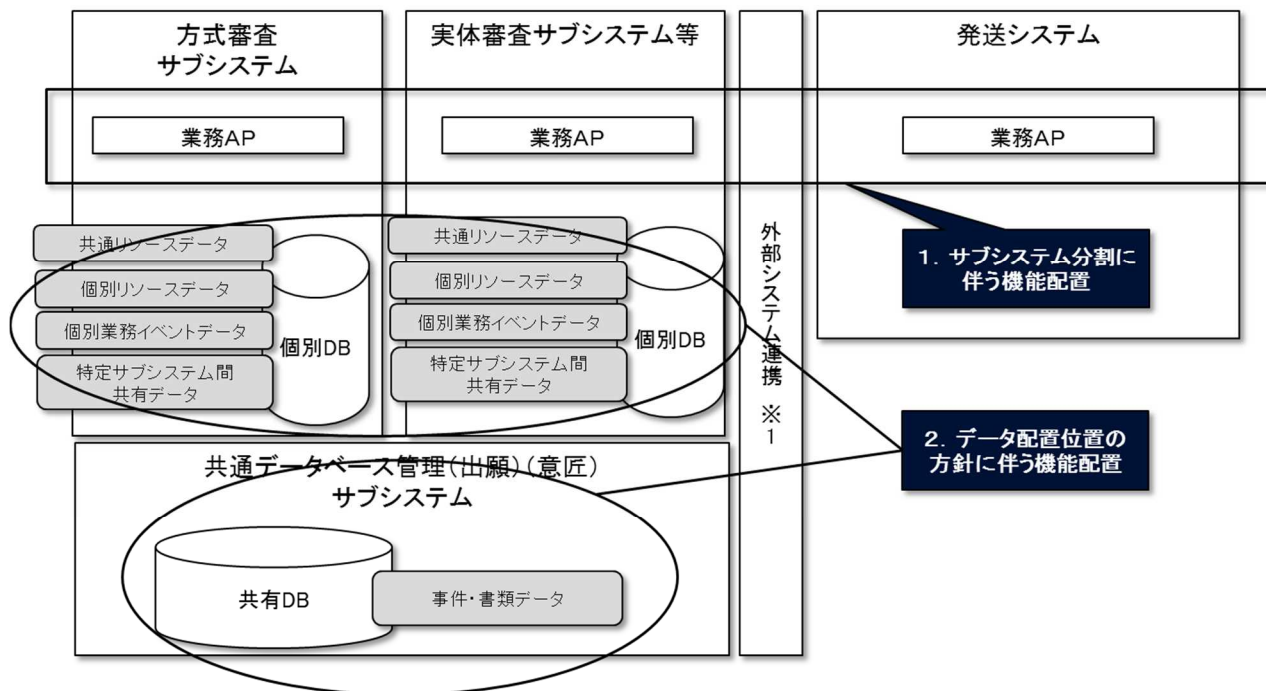
4. 機能配置の方針

本章では、サブシステム分割とデータ配置位置の方針を踏まえて、意匠審査周辺システムの刷新時における機能配置の方針を定める。

4.1 基本方針

機能配置の考え方は以下のとおりとなる。

- ① 「2. サブシステムの定義」に示す業務範囲により、業務を実現する機能の配置先を決定する
- ② 「3. データ配置位置の方針」により、データに対する参照機能と更新機能の配置先を決定する



※1 既存システム側の改修によりプロトコル変換等のインタフェースギャップを吸収する必要があるケースでは、外部システム連携を経由せず直接に外部システムと連携する場合もある

※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 4-1 機能配置のイメージ

4.1.1 サブシステム分割に伴う機能配置

「2. サブシステムの定義」に示す業務範囲のうち、システム化の要件が存在する業務を実現する機能をサブシステムに配置する。

4.1.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置

「3. データ配置位置の方針」に従い、共有データ、個別データにデータを配置し、それを踏まえてデータの参照機能と更新機能を配置する。データごとの機能配置の方針を以下に示す。

表 4-1 データ配置に伴う機能配置

項番	対象データ	管理DB	配置する機能に関する方針
1	個別リソースデータ	個別データベース	サブシステムに保有する個別データベースへの参照と更新は、サブシステムに配置する参照機能と更新機能により行う（他のサブシステムに保有する個別データベースへの参照と更新はしない。）。
	個別業務イベントデータ		
2	個別連携一時データ	個別データベース	個別連携一時データへの参照と更新は、連携元サブシステムに配置する参照機能と更新機能を経由して行う。
	共通リソースデータ		共通リソースデータへの参照と更新は、共通リソースデータを保有するサブシステムに配置する参照機能と更新機能を経由して行う。
3	事件・書類データ	共有データベース	共有データベースへの参照と更新は共有データベース管理サブシステムに配置するデータベースアクセス基盤サービスを経由して行う。

4.2 既存システムからの機能配置の見直し

基本方針より定義される機能配置と、既存システムの機能配置を比較し、システム刷新時に機能配置の見直しを行う点を示す。

4.2.1 サブシステム分割に伴う機能配置

サブシステム分割により定義したサブシステムが提供する業務範囲と、既存システムが提供する業務範囲を比較し、機能配置の見直しが必要となる業務機能を下表に示す。

なお、配置先は、ToBeモデルのサブシステムで示している。

表 4-2 機能配置の見直しが必要となる業務

項番	対象業務		既存の配置先システム	新規の配置先サブシステム
1	職権取消通知, 無効通知起案 業務	職権取消通知起案	意匠・商標方式審査システム	実体審査(意匠)サブシステム
2		無効通知起案		
3		庁内書類作成		

4.2.1.1 実体審査(意匠)サブシステムへの機能配置

既存システムでは、意匠審査発の起案書に対して職権取消通知、無効通知を起案した場合、意匠・商標方式審査システム(既存)の庁内書類入力機能でイメージ入力し、庁内書類として蓄積している。

意匠審査発の起案書に対する職権取消通知、または無効通知の起案、発送は、意匠審査の業務範囲となるため、これらの庁内書類入力機能について、実体審査(意匠)サブシステムへ機能配置する。

また、拒絶査定に対して職権取消通知、無効通知を起案した場合、意匠・商標方式審査システム(既存)から審判システム(既存)への通知を行っているが、この機能配置の変更により、実体審査(意匠)サブシステムから通知するよう変更となる。

4.2.1.2 国際意匠出願(ハーグ)への機能配置

意匠審査に係る業務は、国内の意匠法、特例法の規定、ならびに、その規定に基づく業務要件に準ずる必要があるが、既存の国際意匠出願システム(ハーグ)、意匠審査周辺システムの業務分担はそれらに基づく業務領域となっており、国際協定(ハーグ協定)、国内法(意匠法・特例法)での法域固有の変更事項に対して、改修範囲の局所化が実現されている。

また、業務の運用についても、国際意匠・商標出願室で一連の運用が行われており、課室を跨ぐことによる連携に対する考慮は不要と考えられる。

よって、次期システムにおいても、既存の業務領域を踏襲し、機能配置の変更は行わない。

4.2.1.3 DDC 配置に伴う機能変更

既存システムでは、意匠審査で利用するDDC情報には起案書編集に必要な拒絶理由条文コード、参考文献、協議対象案件、3条の2候補案件などの情報が含まれている。既存システムでは意匠検索システムでDDC情報を作成し、他システム間インタフェースにて意匠審査周辺システムへ送信の上、意匠審査周辺システムの個別データベースに受信した情報を格納の上、起案書を編集している。

システム刷新時には、DDC情報は検索業務の結果情報という位置づけであり、意匠審査周辺システムの起案編集で利用するだけでなく、意匠検索システムの業務画面から検索業務の結果を参照する用途も考えられることから、DDC情報は共通リソースデータとして意匠検索システムで個別データベースにより管理しておき、意匠審査周辺システムで利用する場合は、他システム間インタフェースにより逐次取得するよう機能配置の変更を行う。

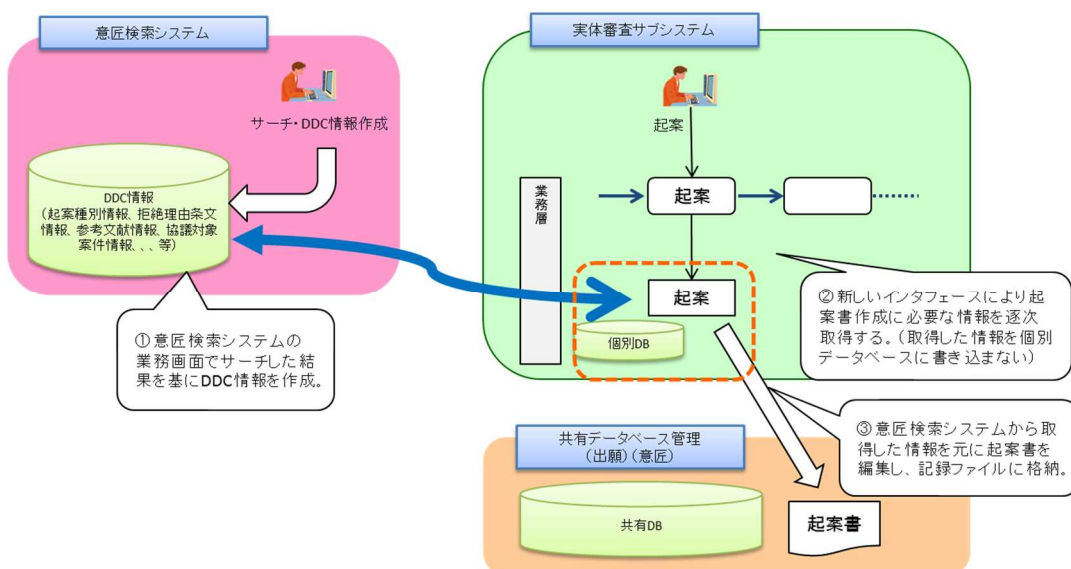


図4-2 DDC配置に伴う機能変更

4.2.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置

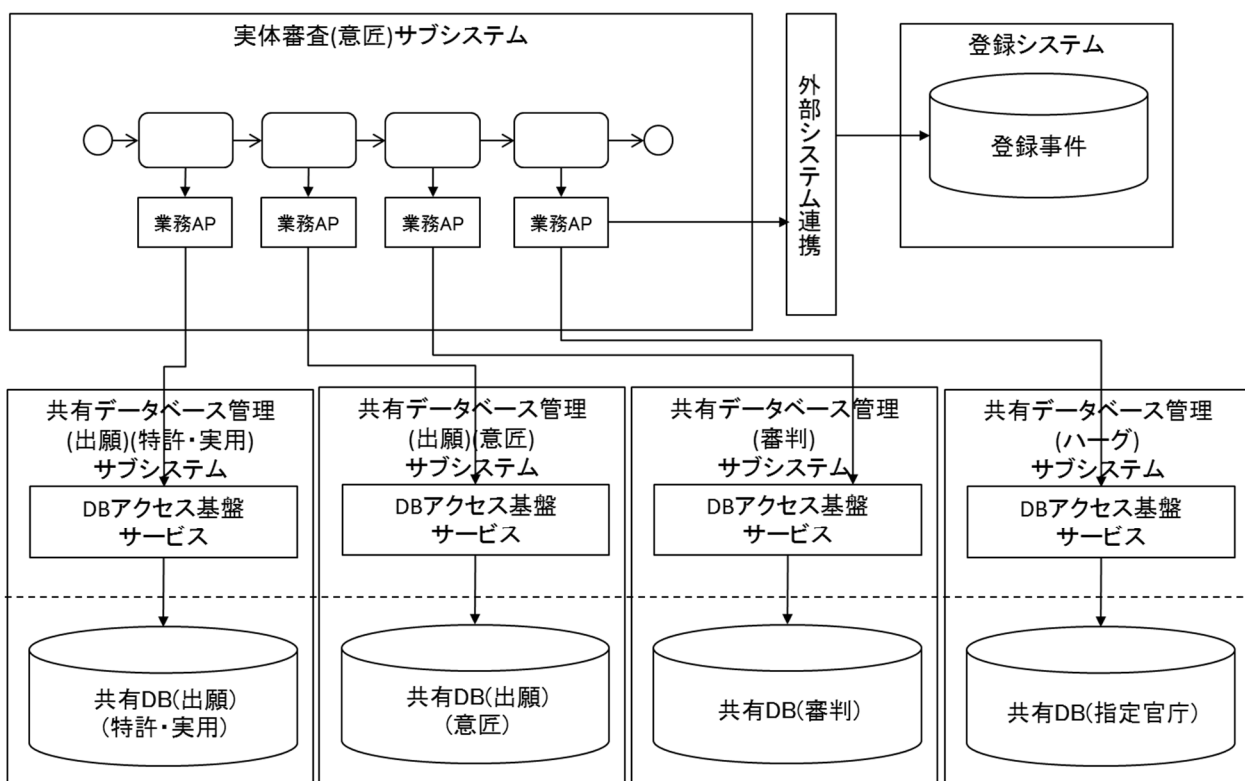
4.2.2.1 事件・書類データ

事件データ(出願人代理人, 優先権等)や書類データは共有データベースに配置され, 各サブシステムが, 基盤機能層を介して更新・参照するため, 既存システムで業務アプリケーション間の連携により事件・書類データを更新・参照している機能の見直しを行う。

意匠審査周辺システム(既存)刷新時の各事件・書類データの配置先とアクセス方法は以下のとおりとなる。

- 出願事件は, ToBeアーキテクチャに準拠した共有データベース管理(出願)サブシステムに配置し, 基盤機能層を介して更新・参照する。
- 審判事件は, ToBeアーキテクチャに準拠した共有データベース管理(審判)サブシステムに配置し, 基盤機能層を介して更新・参照する。
- 国際意匠指定官庁事件は, ToBeアーキテクチャに準拠した共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムに配置し, 基盤機能層を介して更新・参照する。
- 登録事件は, 既存システムに配置し, 外部システム連携サブシステムを介して更新・参照する。

外部システムとの連携は, 「6. システム間の連携方法」に記載する。



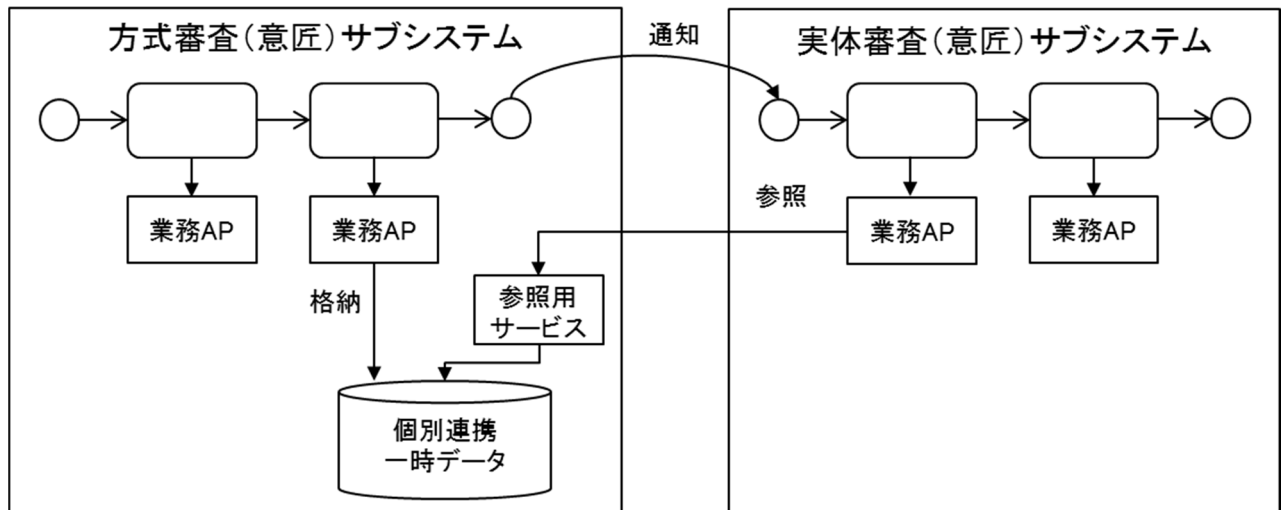
※ 図中の「DB」は「データベース」, 「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 4-3 各事件データの配置先とアクセス方法

4.2.2.2 個別連携一時データ

事件・書類データ及び共通リソースデータ以外の情報で、サブシステム間のデータ授受を目的とし、一時的に共有されるデータである個別連携一時データは、連携元サブシステムの個別データベースに配置され、連携先のサブシステムは連携元サブシステムが用意するデータ参照用サービスインタフェースを介して参照するため、既存システムで業務アプリケーション間により共有する情報を授受している機能の見直しを行う。

個別連携一時データの配置先とアクセス方法は以下のとおりとなる。



※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

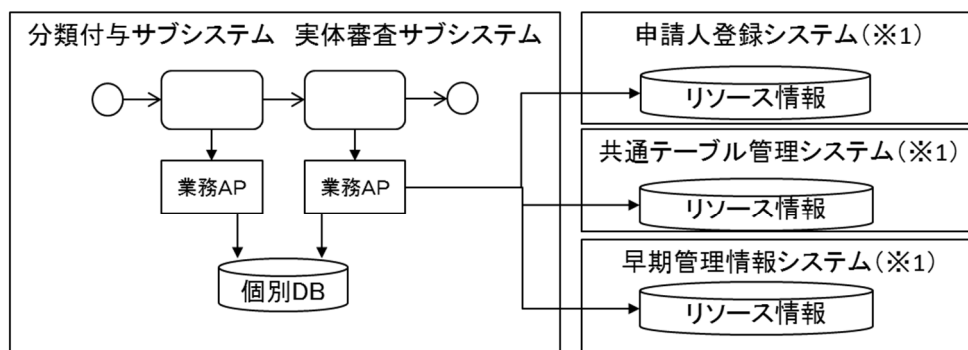
図 4-4 個別連携一時データの配置先とアクセス方法

4.2.2.3 共通リソースデータ

共通リソースデータは、そのデータを保守するサブシステムに配置され、そのサブシステムが提供するサービスインタフェースを介して、共通リソースデータの更新・参照するため、既存システムで業務アプリケーション間の連携により共通リソースデータを更新・参照している機能の見直しを行う。

申請人登録システム(既存)、料金納付管理システム(既存)、共通テーブル管理システム(既存)、早期管理情報システム(既存)に配置された共通リソースデータは、意匠審査周辺システム刷新時に外部システムであるが、保有する共通リソースデータを参照・更新するための内部システム向けサービスインタフェースが実装される想定のため、データ取得先のシステムが提供する更新・参照のサービスインタフェースを介して更新・参照する。

連携方法については、「6. システム間の連携方法」に記載する。



※1システムは刷新されず、リソース情報にアクセスするインタフェースが提供される。

※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

図 4-5 共通リソースデータの配置先とアクセス方法

5. アーキテクチャ適用方針

意匠審査周辺審査システムは定型化対象システムであり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の定める規約を適用することにより、システム構造の定型化を実現する。それを踏まえて本章では、意匠審査周辺システムが担う業務特性を考慮し、規約を適用する際の考え方や、規約の選択肢が複数ある場合の採用方針など、システムの定型化に効果的な規約の適用方針を示す。

本章の構成を以下に示す。

5.1 多階層構造の適用方針

サブシステム(分類付与、実体審査)における多階層構造の適用方針及びアクセスパスの適用方針を記載する。

5.2 階層ごとの適用方針

サブシステムを構成する多階層構造の階層ごとに、規約の適用方針を記載する。また、必要に応じて適用した場合の具体的な業務例を示す。

また、本章では『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定める規約のうち、要件定義において、そのまま適用するには複数の解釈があることから設計のバラツキに繋がる懸念があるものや、正しく理解する上で業務観点での補足が必要となるものを対象に記載する。その対象となる規約を下表に示す。

上記の理由より、本章に記載のない事項については、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に従う。

表 5-1 本章の記載範囲

項番	『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3. 規約』		本書の記載	
1	3.規約	システム構造	○	
2		システム構成要素	ビジネスフロー管理	○
3			業務アプリケーション(サービス)	○
4			業務アプリケーション(画面)	○
5			業務アプリケーション(バッチ)	○
6			個別データベース	—
7			ビジネスルール管理	○
8			DBアクセス基盤サービス	○
9			共有データベース	○
10			外部システム連携	○
11			サブシステム間連携方式	○※1
12		システム開発全般	重複データの禁止	—
13			業務アプリケーションの版管理	—
14			文字コード	—
15			認証・認可	—
16	4.例外規定	規約を遵守できない場合の取扱	—	
17	別冊	BPMN表記規則	—	

○:記載する

※1 「6. システム間の連携方法」に記載する。

5.1 多階層構造の適用方針

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.1 システム構造』では、システム構造の定型化、及び変更時における影響範囲の把握容易化を目的として、多階層構造の各層のシステム構成要素を定めている。意匠審査周辺システムにおけるサブシステムの対象範囲を以下に示す。

表 5-2 多階層構造とサブシステムの範囲

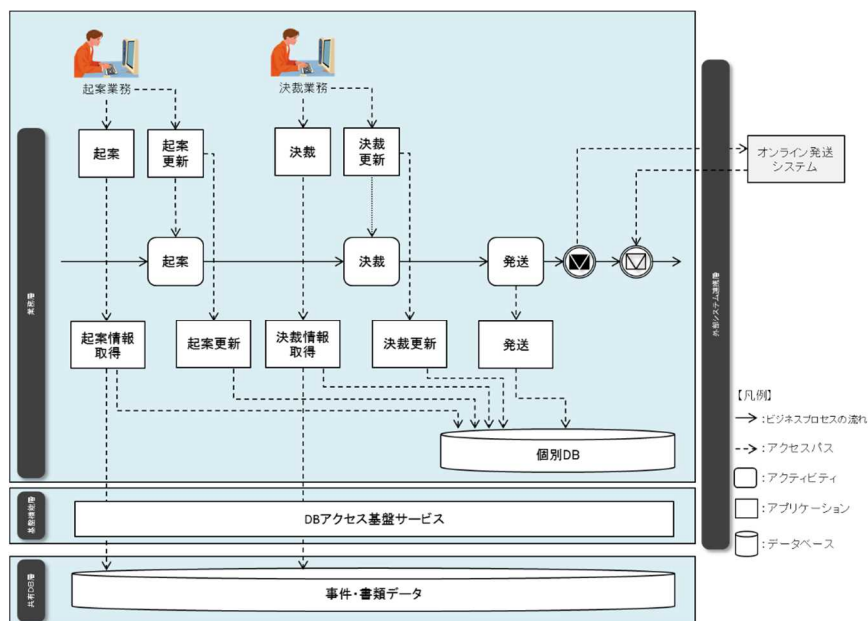
項番	層	システム構成要素	責務	対象範囲
1	業務層	ビジネスフロー管理	次の①及び②を担う。①ビジネスプロセスの管理,②ビジネスプロセスインスタンスの管理。	○
2		業務アプリケーション(画面)	業務処理の実行うち、画面を備える処理の実行に関する責務を担う。	○
3		業務アプリケーション(サービス)	業務処理の実行うち、サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する責務を担う。	○
4		業務アプリケーション(バッチ)	業務処理の実行のうち、次の①あるいは②のいずれかの処理の実行に関する責務を担う。①予め定められた期間あるいは日時に処理の実行を開始するもの。②複数の業務キーに関する処理を、一括して処理せざるをえないもの。	—
5		個別データベース	個別データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。	—
6		ビジネスルール管理	ビジネスルールを処理することができる。	○
7	基盤機能層	DBアクセス基盤サービス	共有データベースに配置されたデータに対して標準化された操作を提供する責務を担う。	—
8	共有DB層	共有データベース	共有データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。	○

○:対象範囲

なお、外部システム連携は、システム間連携の実現のため刷新時に合わせて設計する要素であり、「6. システム間の連携方法」に示す。

● 多階層構造の適用イメージ

意匠審査周辺システムにおいて、上記の多階層構造を適用した場合のイメージを以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-1 多階層構造の適用イメージ

5.1.1 多階層構造の適用対象

意匠審査周辺システムのサブシステム(分類付与, 実体審査)では, 各種実体認定や起案, 決裁等の画面を有し, さらに発送保留要否判定, 起案書発送準備といった業務フローを有することから, 下表に示す階層におけるシステムの構成要素を必要とする。

各階層が適用するルールは「特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3. 規約」を参照。

表 5-3 規約の適用対象となるサブシステムの階層

項番	層	意匠審査周辺システムのサブシステム	
		分類付与	実体審査
1	業務層	○	○
2	基盤機能層	—	—
3	共有 DB 層	—	—

○:適用する

5.1.2 アクセスパス

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では、変更時の影響範囲の特定を容易にし、段階刷新における相互接続性を確保することを目的として、システム構成要素のアクセスを基本アクセスパスとして定めており、刷新後の意匠審査周辺システムもこれに従う。

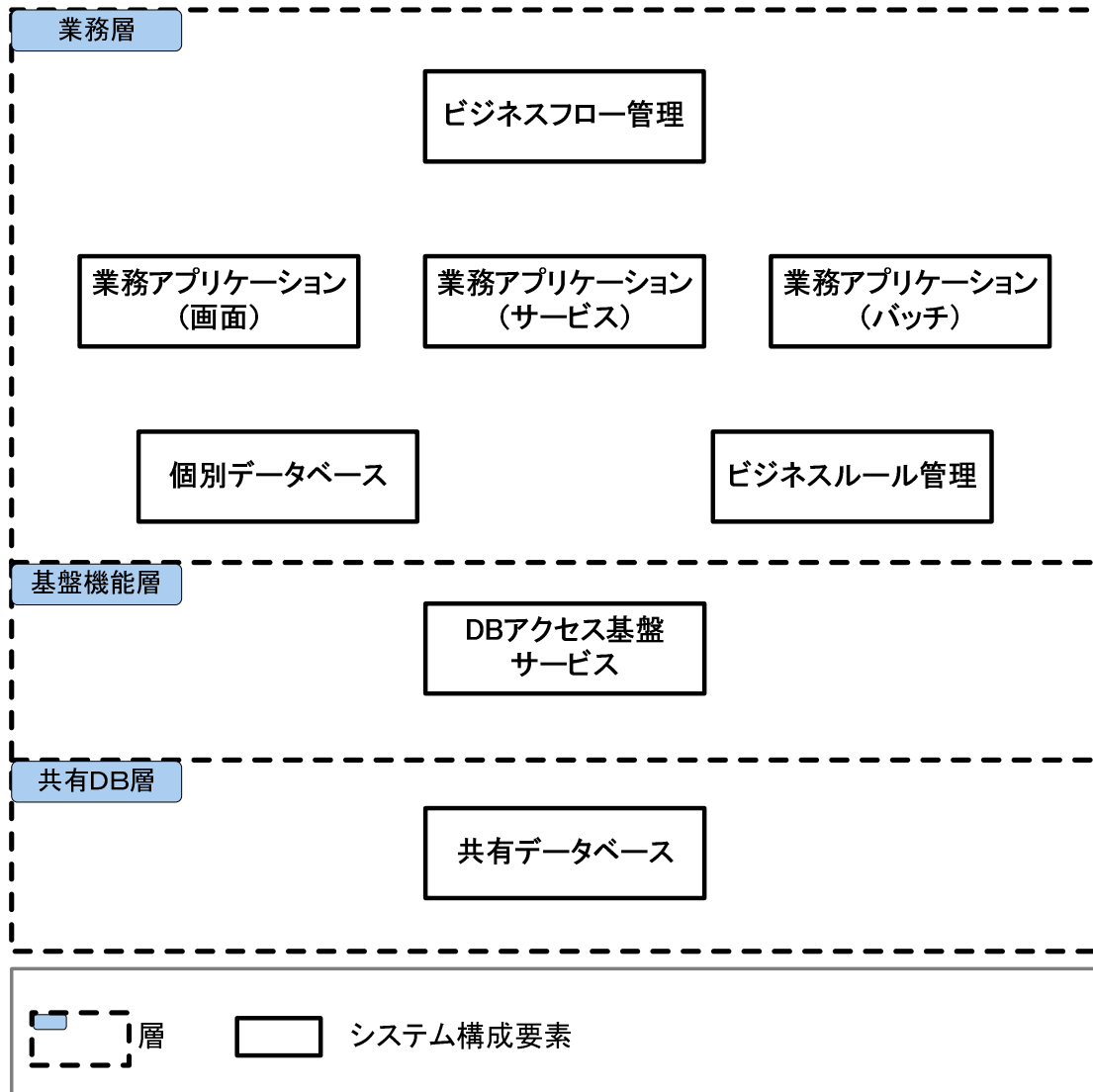


図 5-2 アクセスパスのイメージ 出典:『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.1.3 アクセスパス』

5.2 階層ごとの適用方針

5.2.1 業務層

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.1.2層とシステム構成要素』に従い、業務層のシステム構成要素ごとに適用方法を示す。

5.2.1.1 ビジネスフロー管理

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.1 ビジネスフロー管理』に従い、ビジネスプロセスの表記法としてBPMNを利用し、ビジネスプロセスの実行にはビジネスフロー管理で行う。それを踏まえ、ここではビジネスフロー管理で動作させる対象業務と実現方法、及び業務をビジネスプロセス化する上での分割・統合単位の考え方を示す。

はじめに、刷新時におけるビジネスフロー管理の全体像と、そのうちの本章での記載範囲を以下に示す。

● ビジネスフロー管理の全体像

受付システム(既存)にて既存と同様に事件の振り分けを行い、そのうち意匠の出願書類について、外部システム連携を経由して出願事件/出願中間手続サブシステム^{※1}へ送信する。出願事件/出願中間手続サブシステムでは、全体ワークフロー^{※2}又は、個別ワークフローのビジネスプロセスインスタンスを生成する。以降は全体ワークフローの進行状況に応じて、方式審査や実体審査などの個別ワークフロー^{※2}への振り分けを行う。

なお、出願事件(特許・実用)、審判事件については、受付システム(既存)より、出願事件/中間手続(特許・実用)サブシステム、審判事件/中間手続サブシステムへの事件の振り分けが既に行われている。同様に、意匠審査周辺システム(既存)の刷新時には、出願事件/中間手続(意匠)サブシステム、出願事件/中間手続(商標)サブシステムへ、出願事件(意匠)、出願事件(商標)の振り分けを行う必要がある。

この時点で、振分システム(既存)は廃止となり、また、登録システムは既存システムとなるため、登録事件の振分は登録システム刷新時に対応される。

● 本章の記載範囲

本章では、意匠審査周辺システムにおけるサブシステム(分類付与、実体審査)の個別ワークフローを検討し、さらに連携する全体ワークフロー及び他の個別ワークフローとの連携部分を合わせて検討する。

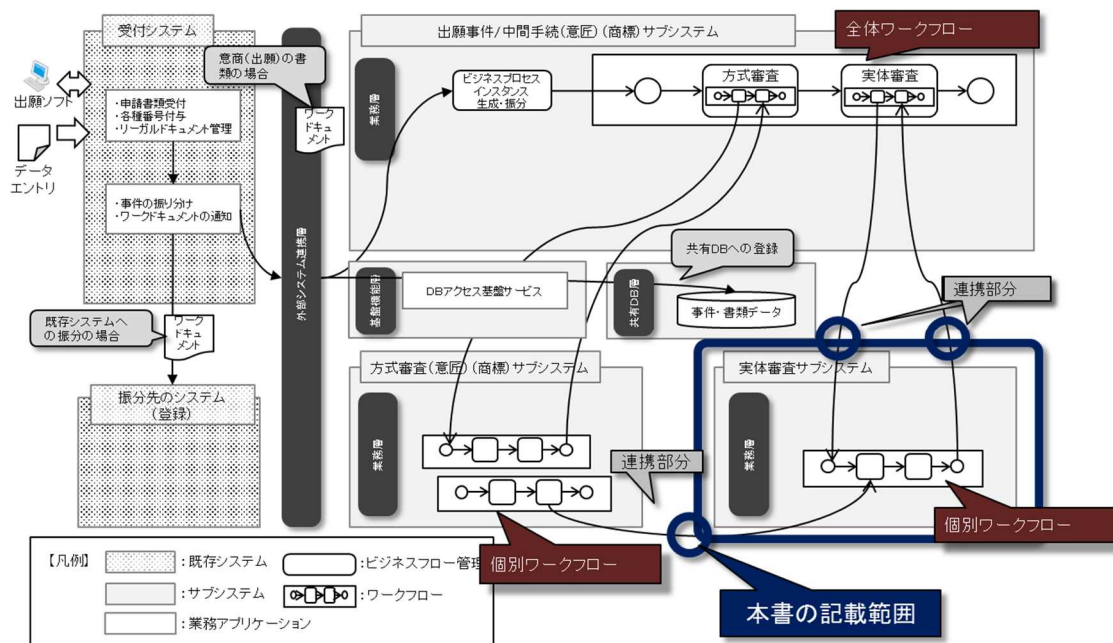


図 5-3 ビジネスフロー管理の全体像と本書の記載範囲(国内意匠)

※1 データ分析とそれに基づくサブシステム分割の結果、出願事件の流れを管理するサブシステムとして、出願事件/出願中間手続サブシステムを定義している。

※2 全体ワークフローは大域的に管理したい(可視化したい)要件により決定されるビジネスプロセスであり、分類付与サブシステム、実体審査サブシステムのビジネスプロセスが振り分け先の個別ワークフローとして紐付けられる。全体ワークフローには、事件に関するものと、中間手続に関するものの2つがある。例えば、出願事件の全体ワークフローは願書受理を契機にイベントを開始し、当該願書に係る出願事件のビジネスプロセスを管理する

ものである。中間手続の全体ワークフローは中間書類受理を契機に開始し、当該中間書類のビジネスプロセスを管理するものである。なお、中間手続の全体ワークフローは可視化の要件に応じて定義する。

5.2.1.1.1 ビジネスフロー管理の適用業務

ここでは、BPMNで記載するビジネスプロセスをビジネスフロー管理で動作させる上で、適用する対象業務を決定する考え方と、その具体的な業務例を示す。

ビジネスフロー管理で動作させる対象業務を以下に示す。

- ① 手作業などで行うシステム化しない業務を除き、システム化する業務を適用候補とする^{*1}
 - ② ①の適用候補のうち、業務間の前後関係が存在する業務をビジネスフロー管理の適用対象とする
- ※1 上記①は、設計工程における分析レベル以降のビジネスフロー管理の対象を示しており、システムの業務発見契機となりえない非システム業務を除いているが、要件定義において業務分析やモデリングのため、非システム業務をビジネスフロー管理で可視化することを縛るものではない。

それぞれの業務例を以下に示す。

● ビジネスフロー管理の適用候補となるシステム化する業務の例（上記①の例）

下表に示す業務のうち、業務発見契機となりえないシステム化されない業務を除き、画面やバッチ処理によりシステム化する業務がビジネスフロー管理の適用候補となる。

表 5-4 業務の区分

区分	内容	例
システム化する業務	人が画面等を利用して行う作業や、システムが行う自動化された作業。	画面による起案業務やシステムによる新願移管処理
システム化しない業務	システム化されていない、人が手動で行う作業。	連絡票による個別対応

● 業務間の前後関係が存在する業務の例（上記②の例）

先行業務として審査官が各種実体認定を行い、後続業務として登録査定を起案するなど、業務間の前後関係が存在する業務がビジネスフロー管理の適用対象となる。

反して、審査担当者の変更を行う分担変更業務などのように単体で完結し、業務間の前後関係がない業務はビジネスフロー管理の適用対象外となる。

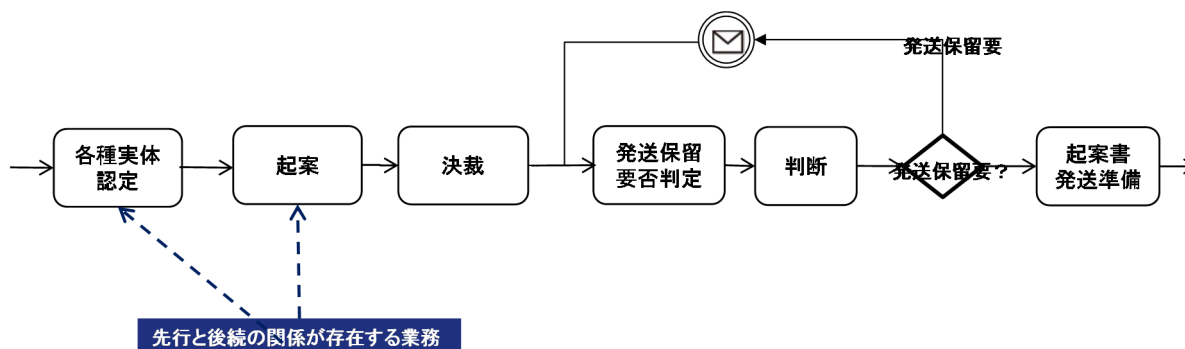
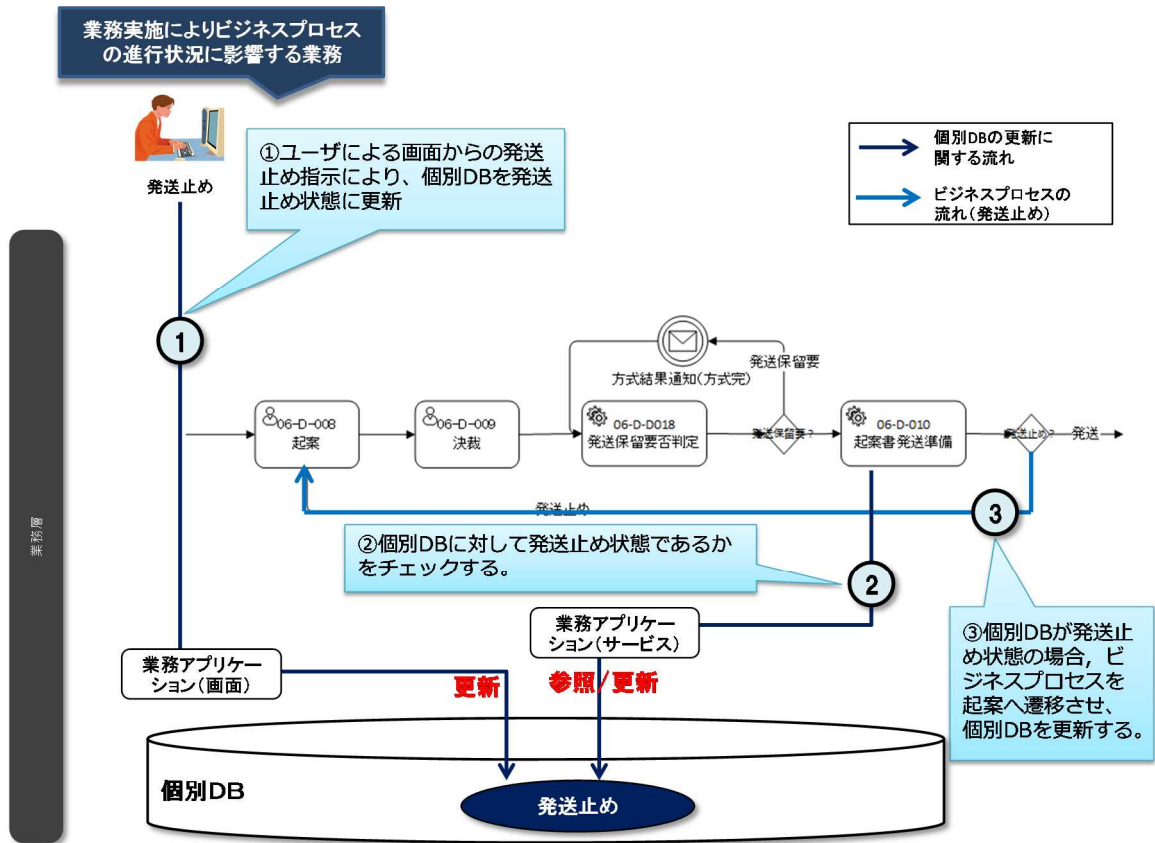


図 5-4 業務間の前後関係が存在する業務

また、ユーザが画面により指示する発送止め業務は、その実施により進行中のビジネスプロセスの進行を抑制させる。以下の実現例では、画面から発送止め指示した場合、個別データベースの発送止めフラグを更新する。その後、起案書発送準備で個別データベースの状態を確認し、発送止めであればビジネスフロー管理を起案へ遷移させることで、間接的に発送サービスタスクの完了を止めることができる。

このように、それ自体ビジネスプロセスとして動作させる対象とならない場合にも、実施によりビジネスプロセスの進行状況に影響する可能性がある。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-5 ビジネスプロセスの進行状況に影響する業務

5.2.1.1.2 ビジネスフロー管理の適用方法

(1) ビジネスフロー管理によるビジネスプロセスの実現

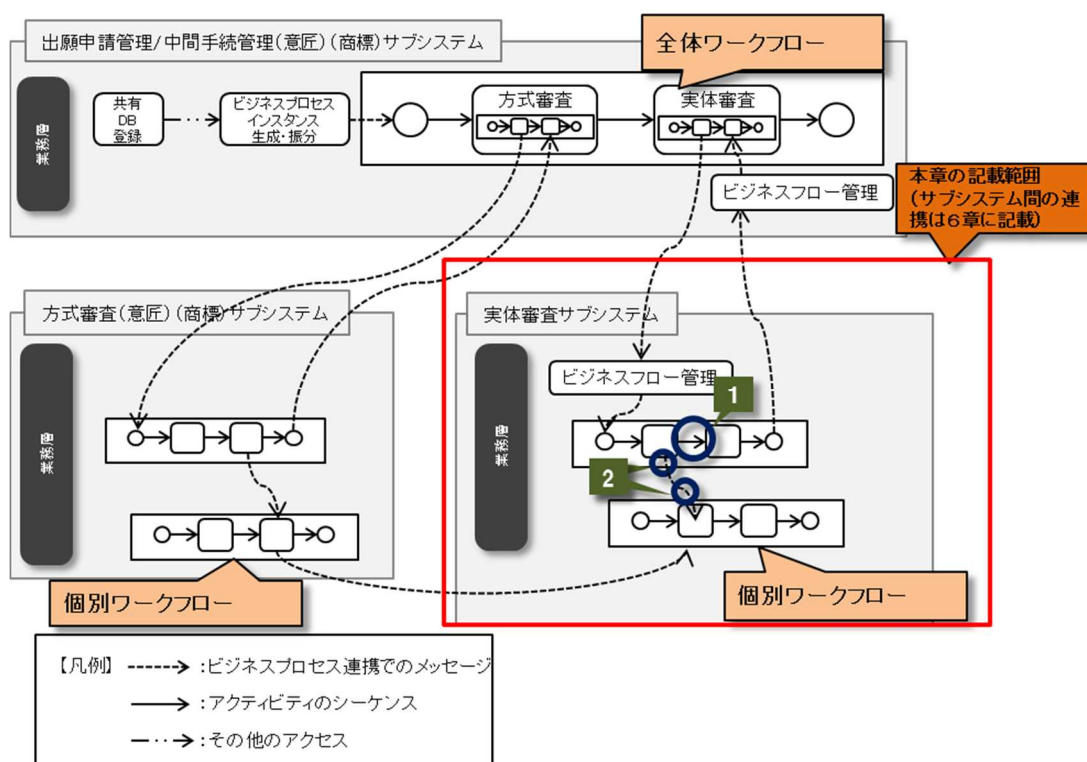
ビジネスフロー管理の全体像から、ビジネスプロセスにおける先行・後続関係を実現するためにビジネスフロー管理を適用するケースを以下のとおりに分類し、それぞれビジネスフロー管理の適用方法を示す。

表 5-5 ビジネスフロー管理によりビジネスプロセスを実現するケース

項番	ケース	説明
1	同一のビジネスプロセス※1 内における後続タスクの開始	同一のビジネスプロセスにおいて、定義された前後関係に従い、先行タスクから後続タスクを開始させるケース。
2	サブシステム内における他のビジネスプロセスの後続タスクの開始	サブシステム内において定義された別のビジネスプロセスの後続タスクに対して、先行タスクから開始させるケース。

※1 本章における「同一のビジネスプロセス」は、同一のプールにおけるビジネスフロー管理の開始から終了までの一連の流れを指し、複数レーンでビジネスプロセスを連携するケースを含む。

ビジネスフロー管理の全体像における、上記表のケースの対応箇所は以下のとおりとなる。
なお、サブシステム間の連携部分は6章に記載する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-6 ビジネスプロセス全体におけるケースの対応箇所

前述のビジネスフロー管理でビジネスプロセスを実現するケースの他に、ビジネスフロー管理のみではビジネスプロセスの実現が困難である場合や、フローが複雑となり可視性が著しく損なわれる場合に対しては、ビジネスプロセスと業務アプリケーションの組み合わせで実現する。

意匠審査周辺システムにおいては以下のケースが該当し、それぞれビジネスフロー管理の適用方法を示す。

表 5-6 ビジネスプロセスと業務アプリケーションの組み合わせで実現するケース

項番	ケース	説明
1	予見しないタイミングでビジネスプロセスインスタンスに割り込み	割り込みによる再処理
2		待機状態の設定・解除
3		強制的な状態遷移

次頁以降に、上記に示したケースについての実現方法を具体的な業務例を用いて説明する。

- 同一のビジネスフロー内における後続タスクの開始（表 5-5 項番 1）

サブシステム内の1つのビジネスプロセス内において、定義されたルートに沿って進行させるケースであり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 別冊_BPMN表記規則』に示されるBPMN のルールに則り、先行タスクから後続タスクを開始させる。

各種実体認定から決裁までを例に、ビジネスプロセス内で先行タスクから後続タスクを開始させる流れを以下に示す。

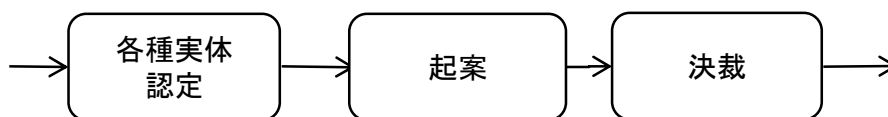


図 5-7 同一のビジネスプロセス内における先行後続の関係

- サブシステム内における他のビジネスプロセスの後続タスクの開始（表 5-5 項番 2）

サブシステム内において、1つのビジネスプロセスから他のビジネスプロセスを開始させるケースであり、先行タスクからのメッセージイベント通知により、後続のビジネスフローを開始させる。

意匠審査では複数同時に起案したようなケースにおいても、期間管理等を含めて常に事件単位での状態制御となることから、書類単位でのビジネスフロー管理が不要となるためこのケースには該当しない。

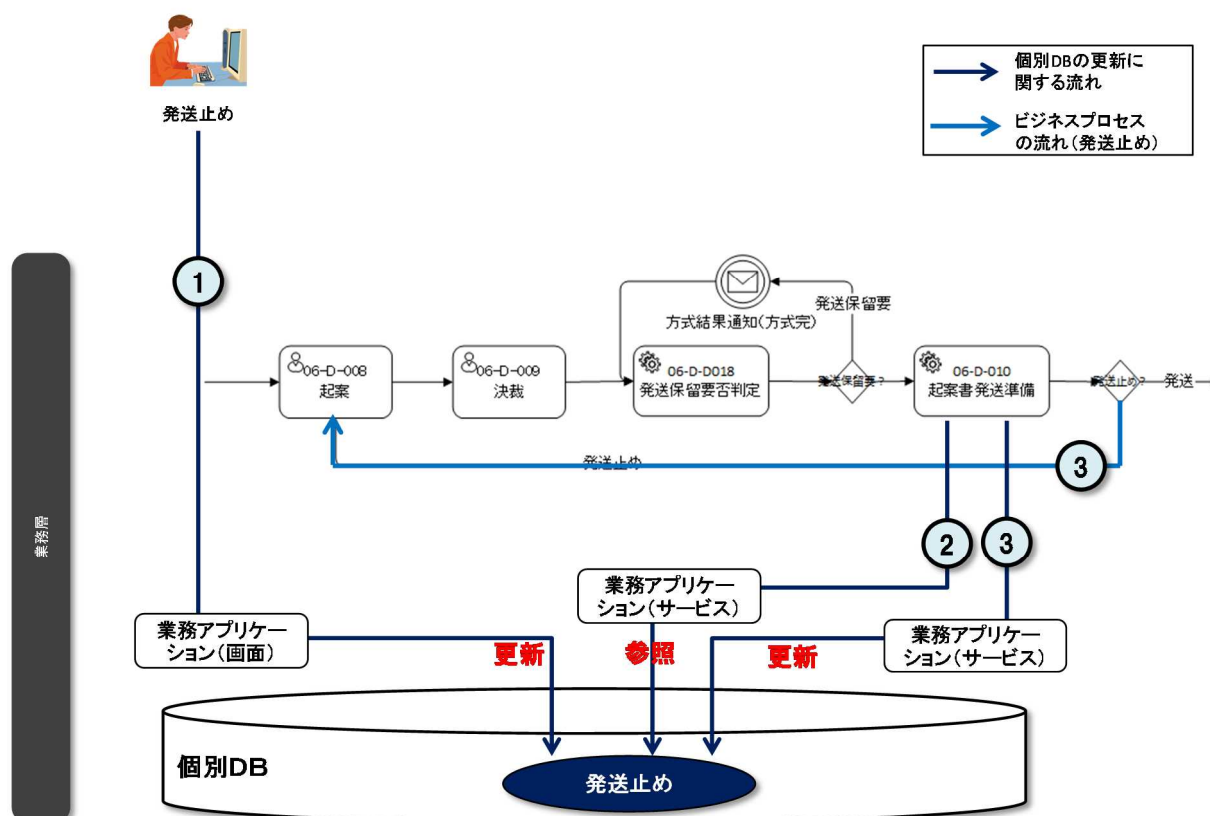
- 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(割り込みによる再処理) (表 5-6 項番 1)

ここでは、あるビジネスプロセスインスタンスで発生したイベントにより、すでに進行している別のビジネスプロセスインスタンスの処理に割り込み、アクティビティのステータスを更新するといった、異なるビジネスプロセスインスタンス間での実行順序の制御が必要となるケースについて、ビジネスフロー管理の適用方法を示す。

任意のタイミングで割り込みが発生するため、その全てをビジネスプロセスで表現した場合には、アクティビティ開始の都度、その判定を入れるために複雑となり、可視性や保守性が低下する。そのため、実行順序の制御が必要となるタイミングで業務アプリケーションを呼出し、個別データベースの状態を判定してビジネスプロセスを制御する。

割り込みによる再処理に関するケースとして、発送止めの実現例を以下に示す。

- ① ユーザが画面からの発送止め指示することにより、業務アプリケーション(画面)は個別データベースの状態を「発送止め状態」に更新する。
- ② 起案書発送準備より業務アプリケーション(サービス)が個別データベースの状態を確認し、「発送止め状態」であったら発送止め要と判断する。
- ③ 起案書発送準備は、個別データベースの状態が「発送止め状態」であったら、ビジネスフロー管理を起案へ遷移させ、個別データベースを更新することで、発送を止め、再起案を可能とする。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-8 割り込みによる発送止めの実現例

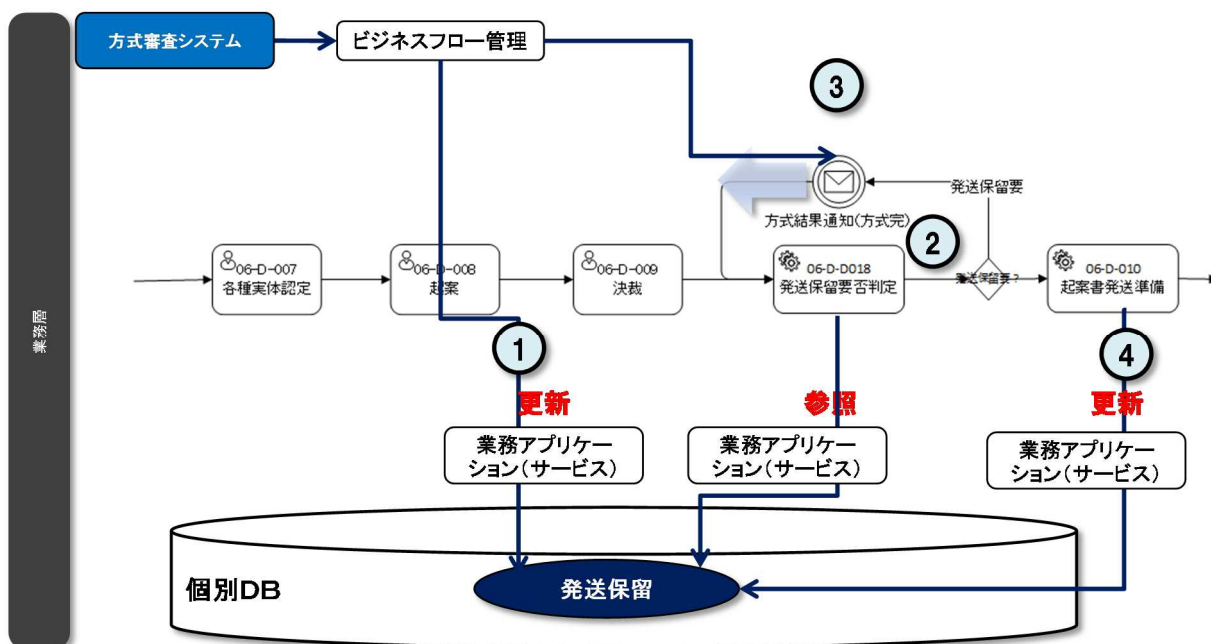
- 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(待機状態の設定・解除) (表 5-6 項番 2)

ここでは、あるビジネスプロセスインスタンスで発生したイベントにより、すでに進行している別のビジネスプロセスインスタンスの処理に割り込み、中断(戻し)したり、待機したりするといった異なるビジネスプロセスインスタンス間での実行順序の制御が必要となるケースについてビジネスフロー管理の適用方法を示す。

任意のタイミングで割り込みが発生するため、その全てをビジネスプロセスで表現した場合には、アクティビティ開始の都度、その判定を入れるために複雑となり、可視性や保守性が低下する。そのため、実行順序の制御が必要となるタイミングで業務アプリケーションを呼出し、個別データベースの状態を判定してビジネスプロセスを制御する。

待機状態の設定・解除に関するケースとして、発送保留、保留解除の実現例を以下に示す。

- ① 業務アプリケーション(サービス)は、該当事件に対して中間書類の方式受理通知を受信し、個別データベースの発送書類プロセスの状態を「発送保留」に更新する。
- ② ビジネスプロセスの進行においては、発送保留要否判定から業務アプリケーション(サービス)を呼出し、個別データベースの状態が「発送保留」であることを確認した場合には、メッセージ待ちイベントで停止させる。
- ③ 業務アプリケーション(サービス)は、中間書類の方式結果通知を受信し、個別データベースの状態を「発送保留解除」に更新する。また、ビジネスフロー管理のメッセージ待ちに対して、止め解除メッセージをスローする。
- ④ 再開したビジネスフロー管理では、起案書発送準備から業務アプリケーション(サービス)を呼び出し、個別データベースの状態が「発送保留解除」であることを確認し、ビジネスフロー管理を再開させ次アクティビティへ遷移する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-9 発送保留、保留解除による待機状態の設定・解除の実現例

- 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(強制的な状態遷移) (表 5-6 項番 3)

ここでは、任意のタイミングで進行しているビジネスプロセスインスタンスを強制的に終了させる制御が必要となるケースについて、ビジネスフロー管理の適用方法を示す。

前述の待機状態の設定・解除と同様の理由により、任意のタイミングで発生する割り込みをビジネスプロセスで全て表現することは行わず、ビジネスフロー管理からビジネスプロセス御機能を利用して、強制的にビジネスプロセスを終了させる。

強制的な状態遷移に関するケースとして、出願取下・放棄の方式完, 受理決裁の適格に伴い、方式審査を強制遷移させる実現例を以下に示す。

- ① 方式審査(意匠)サブシステムよりビジネスフロー管理に対して、強制遷移の旨が通知される。
- ② ビジネスフロー管理にて、強制終了させる対象ビジネスプロセスのインスタンスを特定し、強制終了の命令を実行する。
- ③ 対象ビジネスプロセスインスタンスを強制遷移させる。

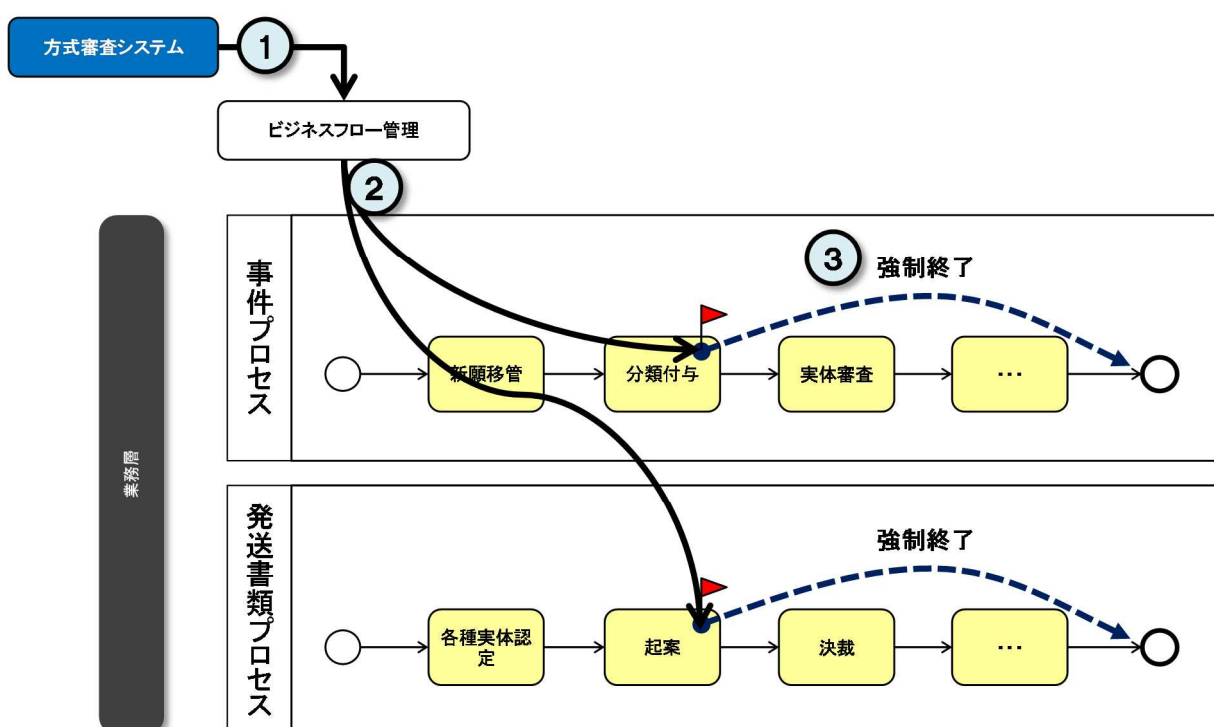


図 5-10 方式審査強制遷移の実現例

このケースの留意点として、メインとなる事件のビジネスプロセスに関連して発送書類のビジネスプロセスが別のインスタンスとして存在した場合には、それらも合わせて強制終了させるなど、ビジネスプロセス間で整合性を保つように設計する必要がある。

また、仕掛中の画面処理やアクティビティの処理に対しても、データの更新における整合性を保つよう、適切な排他制御を行うように設計する必要がある。

5.2.1.1.3 ビジネスプロセスの単位

前述のビジネスフロー管理の適用業務とビジネスフロー管理の適用方法を踏まえて、ここでは業務をビジネスプロセス化する上で、開始から終了までの一連の流れを統合又は分割するといった、ビジネスプロセスの単位を決定する考え方を示す。また、その考え方を踏まえ、現状の業務運用から導出されるビジネスプロセスの単位を示す。なお、本章におけるビジネスプロセスの単位とは、1つのプール内でシーケンスフローにより連携する一連のプロセスを指し、プールを跨った連携を含めたプロセスではない。

ビジネスプロセスの単位の考え方は、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.1 ビジネスフロー管理』の方針に従う。

● ビジネスプロセスの単位の考え方

- ビジネスプロセスはサブシステムに閉じる単位とし、サブシステムをまたがるプールは作らない。
- ビジネスプロセスを一意に特定するキー(登録番号, 受付番号等)が異なる場合は、ビジネスプロセスを分割する。
- 以下の観点により保守性の面から検討の上、適切な大きさにビジネスプロセスを分割する。
 - ✓ 四法(特許, 実用, 意匠, 商標)の法域特性や、法制度での業務運用を考慮した上で、類似性が高い場合は統合し、低い場合は分割することを検討する。
 - ✓ 業務フロー上の任意のタイミングで実行されるビジネスプロセスは、業務としての独立性が高く、一連の流れのを表すビジネスプロセスと任意のタイミングで実行されるビジネスプロセスを1つの流れとするよりも、任意のタイミングで実行されるビジネスプロセスを別のビジネスプロセスとした方が簡素化できるため、切り出して分割することを検討する。

● ビジネスプロセスの単位

上記の考え方を踏まえ、現状の業務運用の状況から導出したビジネスプロセスの単位を以下に示す。

なお、下表は一定の考え方から導出した結果であり、後続工程(要件整理以降)で、業務要件を踏まえた見直しによって変更となる可能性がある。

表 5-7 ビジネスプロセスの単位

サブシステム	ビジネスプロセスの単位
分類付与	<ul style="list-style-type: none">● 各サブシステムごとにビジネスプロセスを管理する。● 意匠審査の一連の流れをビジネスプロセスとする。● 起案書等, ビジネスプロセスの管理が異なる場合は、別プロセスとして分割する。
実体審査	

ビジネスプロセスの単位について、サブシステムごとの考え方を以下に示す。

意匠審査は分類付与と実体審査で課室、業務運用が異なるため、サブシステムを分けて変更管理することが保守性において望ましいと言える。

5.2.1.2 業務アプリケーション(画面)

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の業務アプリケーション(画面)』に関する規約を踏まえ、ここでは意匠審査周辺システムにおける業務に適用した場合の具体例を示す。

意匠審査周辺システム(既存)では、業務用PCに接続された物理デバイスを直接操作する業務要件が無く、ActiveXやブラウザのプラグイン等の特定のWEBブラウザに依存した機能も存在しない。

ただし、業務アプリケーション(画面)については刷新後システムの新しいアーキテクチャであるビジネスフロー管理との整合や、ユーザタスクに対応する画面遷移の制限に対する考慮が必要となる。具体的には、他アクティビティと前後関係を持つようなユーザタスクである「登録査定作成」等については、ビジネスフロー管理との整合性が必要となる。

一方、他アクティビティと前後関係を持たない「発送止め」等は、ビジネスフロー管理と関与しないと言える。

なお、業務アプリケーション(画面)の具体的な機能やビジネスフロー管理との関係は、後続工程(要件整理以降)に業務要件を踏まえて決定する。

5.2.1.3 業務アプリケーション(サービス)

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の業務アプリケーション(サービス)に関する規約を踏まえ、ここでは意匠審査周辺システムにおける業務に適用した場合の具体例を示す。

5.2.1.3.1 サービスの分類

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.2-2 業務アプリケーション(サービス)の類型』に従い、分類した例を以下に示す。

表 5-8 業務アプリケーション(サービス)の類型と意匠審査周辺システムの該当例

類型	内容	意匠審査周辺システムの場合の該当例
類型1	ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する業務処理を実行するもの	発送可否判定, 発送所別書類判定, 期間管理要否判定
類型2A	個別データベースに配置された共通リソースデータの操作に関するサービスを提供するもの	登録査定
類型2B	個別データベースに配置された個別連携一時データの操作に関するサービスを提供するもの	起案書通知
類型2C	個別データベースに配置された個別リソースデータ又は個別業務イベントデータの操作に関するサービスを提供するもの	該当なし

その他、類型1におけるビジネスフロー管理との整合や、類型1から類型2へのアクセスパスの特例等は『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の規約を遵守する。

5.2.1.3.2 サービスインタフェース

業務アプリケーション(サービス)は、利用者がアクセスするためのサービスインタフェースを提供する。以下に意匠審査周辺システムの場合のサービスインタフェースの例を示す。

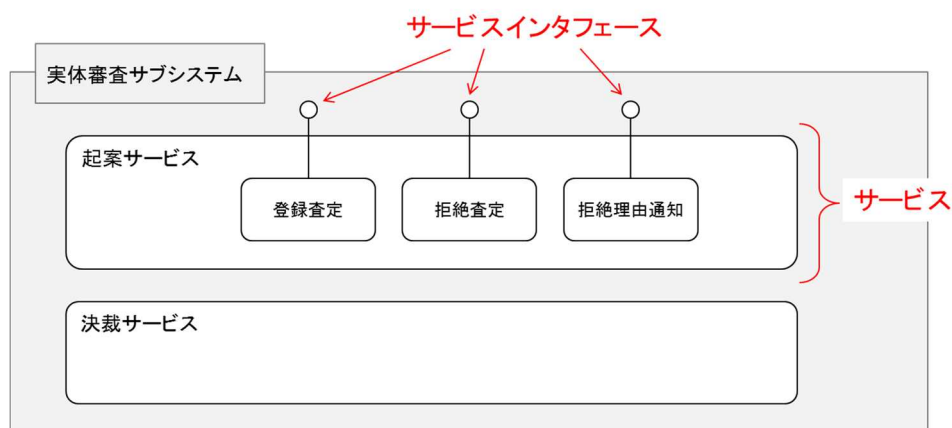
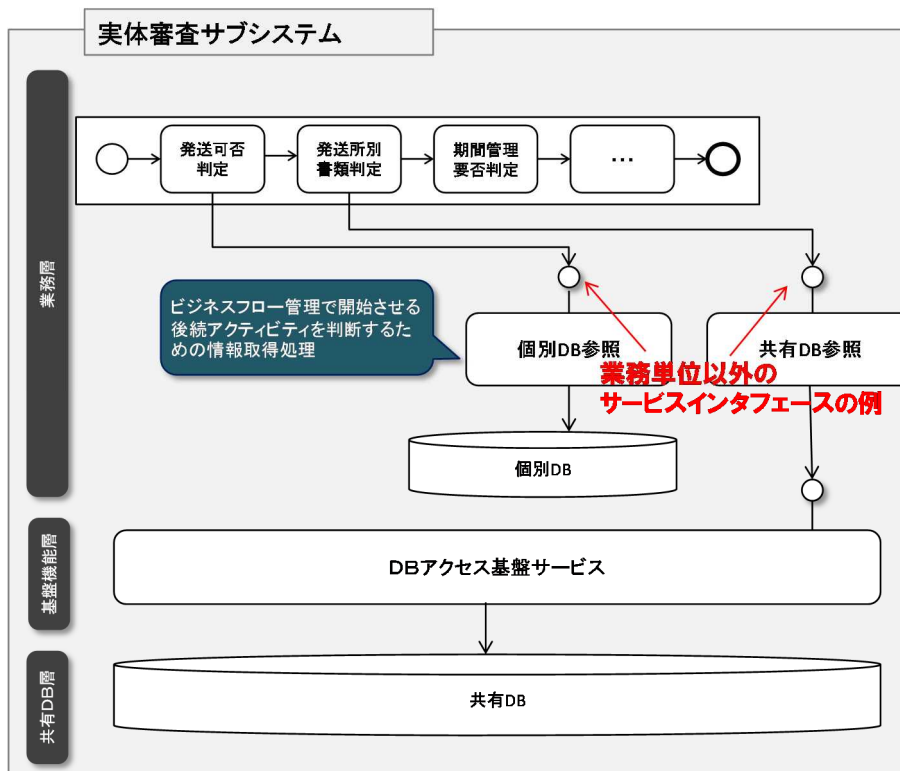


図 5-111 サービスインタフェース粒度の例

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では、業務アプリケーション(サービス)の類型ごとに提供すべきサービスインタフェースが定められているため、後続工程(要件整理以降)にて業務要件に基づいて、提供すべきサービスインタフェースを含めた意匠審査周辺システムのサービスとサービスインタフェースを決定する。

各サービス類型には提供すべきサービスインタフェースの仕様が定められているため、後続工程(要件整理以降)にて業務要件に基づいて、提供すべきサービスインタフェースを含めた意匠審査周辺システムのサービスとサービスインタフェースを決定する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-12 ビジネスフロー管理によるデータ取得及び更新

以上を踏まえ、後続工程(要件整理以降)にて業務要件に基づいて、サービスインターフェースの粒度を決定する。

5.2.1.4 ビジネスルール管理

意匠審査周辺システムのビジネスルール管理は『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』のルールに準拠する。

ここでは、制度改正や運用変更に対する保守性の向上を目的として、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定められているビジネスルールの管理ルールを踏まえて、意匠審査周辺システム(既存)における過去の仕様変更の傾向から変更頻度が高いビジネスルールを切り離す対象となる候補を示す。

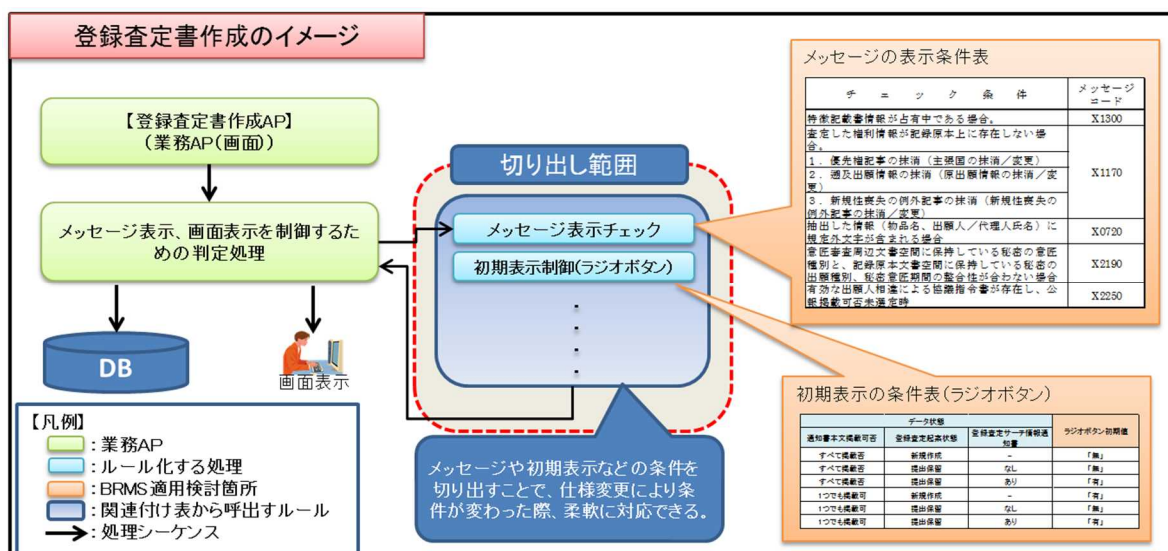
表 5-9 ビジネスルール切り出しの候補

項番	業務	変更内容
1	拒絶理由通知書作成	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運用変更や制度改正に伴う画面表示情報の追加 ・業務運用変更に伴うメッセージ表示・画面制御(ガード条件等)の変更 ・意匠検索システムとのインタフェース変更 ・業務運用変更に伴う起案書編集内容の変更
2	新願上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運用変更や制度改正に伴う画面表示情報の追加
3	審査長決裁	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運用変更や制度改正に伴う画面表示情報の追加 ・業務運用変更に伴うメッセージ表示・画面制御(ガード条件等)の変更
4	登録査定書作成	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運用変更や制度改正に伴う画面表示情報の追加 ・業務運用変更に伴うメッセージ表示・画面制御(ガード条件等)の変更 ・意匠検索システムとのインタフェース変更 ・業務運用変更に伴う起案書編集内容の変更
5	DDCデータ取得	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠検索システムとのインタフェース変更

ビジネスルールの外部切り出しのイメージを以下に示す。

● 登録査定書作成のイメージ

拒絶理由通知書作成や登録査定書作成など、業務アプリケーション(画面)に対する変更では、メッセージ表示や画面制御を判定する処理の切り出しにより変更の柔軟性が確保される。

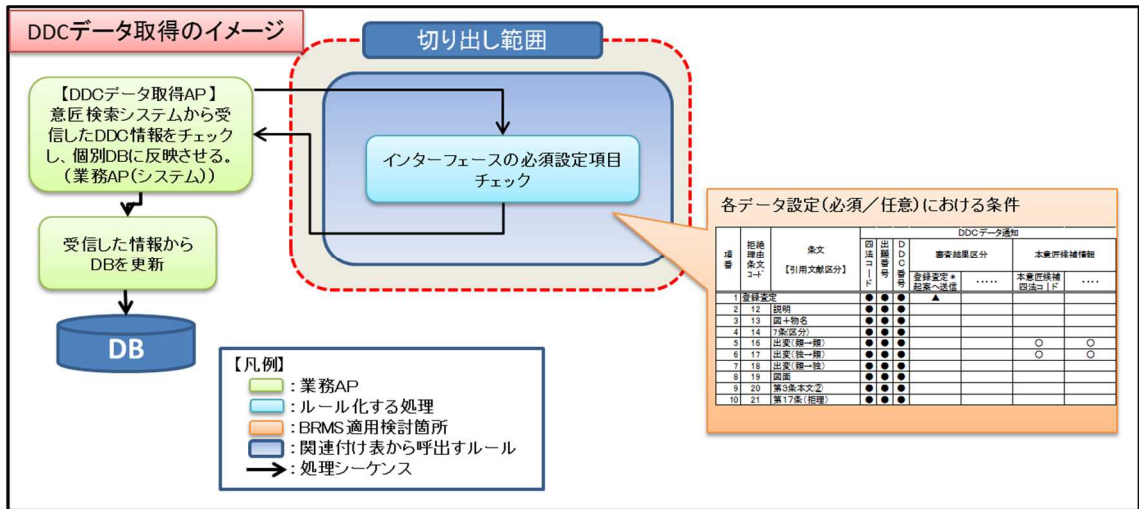


※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 5-13 登録査定書のイメージ

● DDC データ取得のイメージ

意匠検索システムとのインタフェース変更を想定した場合、受信したデータのチェック処理を切り出すことにより、仕様変更に対する柔軟性が確保される。



※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 5-14 DDCデータ取得のイメージ

上記は既存システムの仕様変更調査により抽出した候補であり、後続工程(要件整理以降)において最終的なビジネスルールとして切り出す対象業務を決定する。

5.2.2 基盤機能層

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の基盤機能層に関する規約を踏まえ、ここでは意匠審査周辺システムにおける業務に適用した場合の具体例を示す。

記録ファイル管理システム(既存)では、出願事件や審判事件と同様に、受付システム(既存)を経由して扱う書類データや、刷新後の複数サブシステムが扱う登録事件データが存在する。既存の記録ファイル管理システムに存在する書類データや事件データは共有データベース(出願)(意匠)に格納されるため、それらのデータを参照・更新するためのDBアクセス基盤サービスが必要となる。業務層から基盤機能層を介して共有DB層へアクセスする流れは、「5.2.3 共有DB層」に記載する。

データを参照・更新するためのDBアクセス基盤サービスが必要となる。業務層から基盤機能層を介して共有DB層へアクセスする流れは、「5.2.3 共有DB層」に記載する。

なお、DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースは、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定められている提供すべきサービスインタフェースを用意するが、それらを含めた全てのサービスインタフェースや仕様などの詳細は、後続工程(要件整理以降)で作成予定となる「データベースアクセス基盤利用者向けガイドライン(意匠)」において決定するものとする。

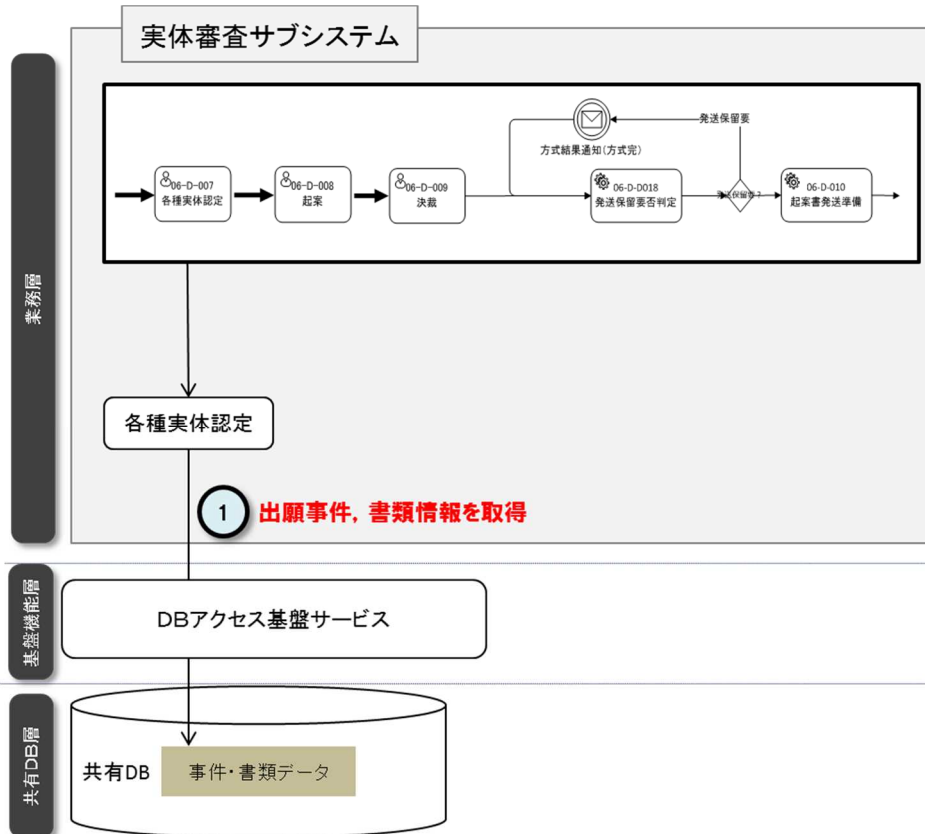
5.2.3 共有DB層

業務遂行系サブシステムが共通で利用する出願事件や審判事件、登録事件等の事件・書類データは、下記観点から共有データベースで一元管理する。

- 類似のデータ管理機能が重複して開発されることを抑止する。
- データを集約的に管理することで、データの整合性確保のためのサブシステム間連携が複雑化することを防ぐ。

共有データベースに配置する事件・書類データに関して、事件情報や書類を参照する場合や、審査結果を事件情報や書類に反映する場合に、共有データベースへの連携を行う。既存インタフェースでは、記事抽出データ、起案書類蓄積データなどが対象となる。

出願事件・書類情報抽出要求について、実現例を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-15 共有データベースへの連携(事件・書類データ)

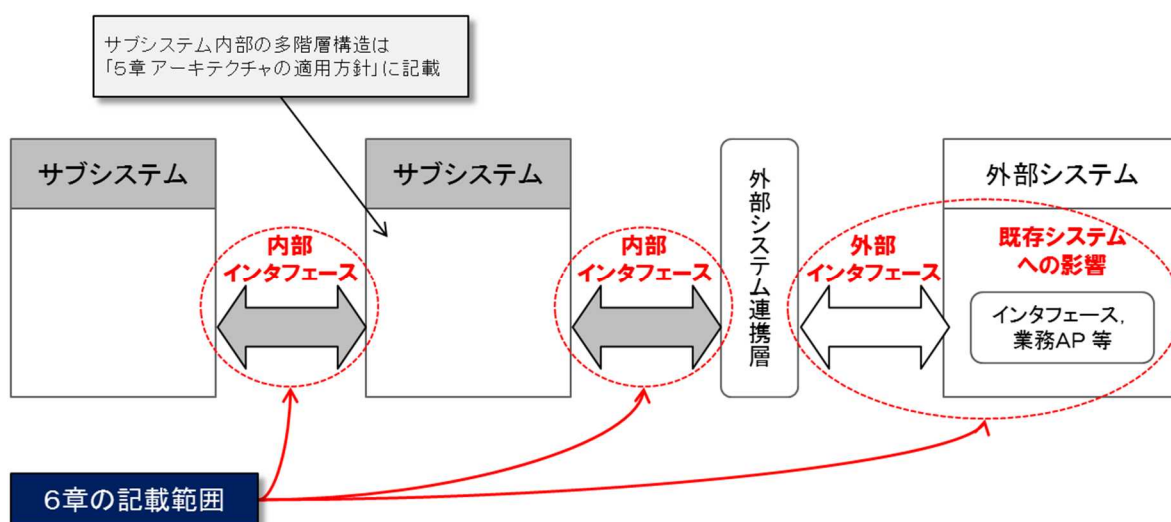
6. システム間の連携方法

刷新システムは、新たなサブシステムの定義、データ配置及び多階層構造によりシステム構造を定型化しており、システム間の連携方法が、既存のシステムとは異なる。その連携方法を正しく理解して設計することが、保守性を高める上で重要である。

また、特許庁システムは、段階的にシステムを刷新し、優先的な政策事項のシステム対応とシステム構造の見直しを同時並行で行う。そのため、意匠審査周辺システム(既存)の刷新時点は、既存のシステムと連携が必要となり、円滑なシステム移行の実現に向けて、新旧アーキテクチャ構成のギャップを意識して連携する必要がある。

以上を踏まえて、本章の目的を以下に示す。

- 内部インターフェースに関する連携方法に対して、その適用対象となるケースと具体例を示す。
- 外部インターフェースに関する連携方法に対して、具体的な既存インターフェースごとに外部システム連携を含めた新旧アーキテクチャのギャップとそれを吸収する方法と、外部システムの影響を示す。



※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

図 6-1 本章の記載範囲

本章の構成を以下に示す。

6.1 内部インターフェース

内部システムにおけるサブシステム間の連携方法及びその適用対象と具体例を示す。

6.2 外部インターフェース

外部システムにおけるシステム間の連携方法及び具体的な既存インターフェースごとに外部システム連携を含めた新旧アーキテクチャにおけるギャップ吸収の方法と、外部システム側への影響内容を示す。

6.3 システム間連携における考慮事項

内部システムのシステム構造の見直しによるシステム間連携について、以下の考慮事項を示す。

- 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し
- 意匠検索システムとの連携
- 国際意匠出願システム(ハーグ)との連携における考慮事項
- データウェアハウスシステムとの連携
- 共有データ及び共通リソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響
- 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策

また、意匠審査周辺システム(既存)刷新時点における、内部システムと外部システムを以下に示す。本章では、これに基づき、内部インタフェースと外部インタフェースを定義する。

なお、外部システムに関しては、意匠審査周辺システム(既存)に関連するシステムを記載する。

表 6-1 意匠審査周辺システム刷新時の内部システムと外部システムの想定

システムの区分		対象システム
内部システム	共通リソースデータの取得	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請人登録システム ● 早期管理情報システム ● 意匠検索システム
	共有データベース(出願事件・書類データ)への連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 記録ファイル管理システム ● 国際意匠出願システム(ハーグ)
	認証・認可に関するLDAPプロトコルによる連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通テーブル管理システム
	上記以外の連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 特実審査周辺システム ● 審判システム ● 意匠・商標・審判公報システム ● 意匠・商標方式審査システム ● 文献照会システム
外部システム ※関連するシステムのみ記載		<ul style="list-style-type: none"> ● DE料管理システム ● 登録システム ● オンライン発送システム ● 紙発送システム ● 照会システム ● 申請人登録システム^{※1} ● データウェアハウスシステム ● 意匠検索システム^{※1}

※1 共通リソースデータの取得以外の連携については、外部システムの扱いとする。

6.1 内部インタフェース

内部インタフェースは、新たなアーキテクチャによるシステム間の連携方法となるため、既存インタフェースを参考にしつつも、そのまま踏襲することはできず、サブシステムの定義やデータの配置位置、さらにビジネスプロセスの可視化等のアーキテクチャの適用方針を踏まえた上で設計することになる。

したがって、ここではサブシステム間の連携方法と、どのようなケースで適用するかを示し、さらに業務の具体例を示す。後続工程(要件整理以降)の検討結果により、既存インタフェースは見直しすることが基本となるが、新たなアーキテクチャにおいて既存インタフェースがどの連携方法に位置付けられるかの参考になるため、その整理結果の一覧を以下の別紙に示す。

「別紙2 既存インタフェースの整理結果(意匠審査)」

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では、サブシステム間の連携において業務契機の授受を行う場合の連携方法や、共通リソースデータ及び共有データベースのデータへのアクセス手段の統一化を目的として、内部インタフェースとしての連携方式を定めている。以下にサブシステム間の連携方法の分類を示し、次頁以降に連携方法の詳細説明と具体的な業務例を示す。

表 6-2 内部インタフェースの連携方法

項番	大区分	小区分	概要	章番号
1	ビジネスフロー管理間の連携	— ※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	サブシステム間における、ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知に関する連携。	6.1.1
2	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	業務アプリケーション(サービス)における共通リソースデータの操作に関するサービスへの連携	6.1.2
3	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照／更新	共有データベースのデータの操作に関するサービスへの連携	—
4	—	URLによる画面連携	WEBブラウザからの画面表示は単なるURLリンクであるため、内部インタフェースの連携として特記すべき事項はない	—

6.1.1 ビジネスフロー管理間の連携

業務アプリケーション間での直接の通知を排除し、サブシステム間連携を疎にする新たなアーキテクチャの方針に従い、ビジネスプロセスの振る舞いに影響するサブシステム間の通知は全体ワークフロー又は個別ワークフローにより連携し、データは共有データベースを介して授受する。基本的には『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』の、(A)直接連携の方式で連携を行う。

(A)直接連携の方式は、連携元が連携先の特定を行い、連携元から直接連携先のキャッチポイントを指し示す方式となる。サブシステム間で連携先のキャッチポイントが明確となるパターンとして、同一事件内における全体ワークフローと個別ワークフローの連携を例に以下に示す。

全体ワークフローは事件全体の流れを制御し、個別ワークフローのビジネスプロセスインスタンス開始の契機を与える流れとなるため、個別ワークフローの開始メッセージイベントへ直接連携を行う。

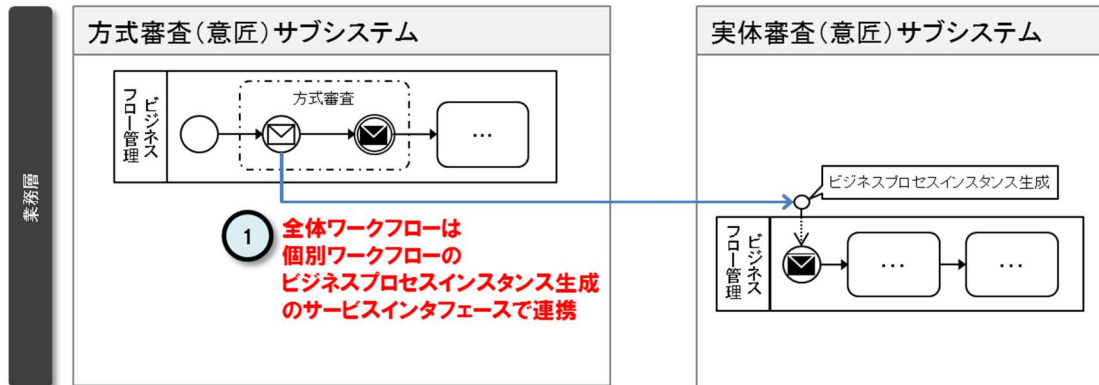


図 6-2 全体ワークフローから個別ワークフローへの連携(A:直接連携)

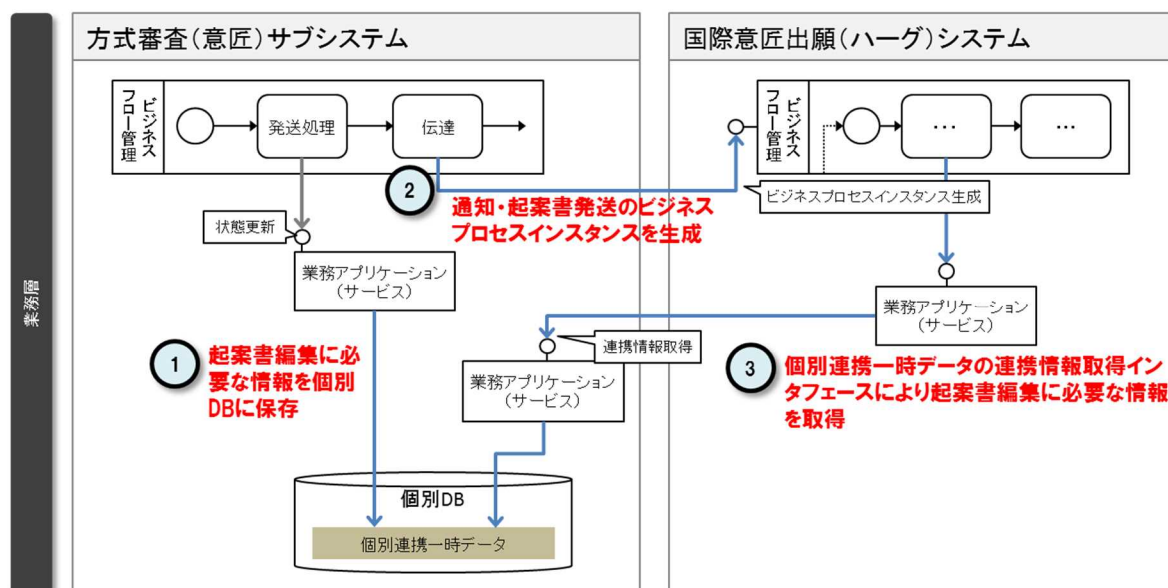
6.1.1.1 個別連携一時データに対応するサービスへの連携

実体審査(意匠)から国際意匠出願(ハーグ)へ起案書編集に必要な情報を連携する場合、意匠審査周辺システム(既存)から国際意匠出願(ハーグ)システムに必要な情報を起案書情報として既存インタフェースデータで送付している。

起案書情報は、特許庁システム全体で利用する事件データや書類データのような共有データベースの情報とは異なり、国際意匠出願(ハーグ)システムが起案書編集でのみ利用するデータであり、このようなデータは個別連携一時データに該当する。

意匠審査周辺システムにおける個別連携一時データの連携パターンとして、実体審査(意匠)サブシステムが作成した起案書情報に関する個別連携一時データを、国際意匠出願(ハーグ)システムが伝達情報取得する場合の実現例を以下に示す。

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』のパターンでは、(A)直接連携の方式に該当する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-3 個別連携一時データの連携 ((A) 直接連携)

なお、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では共通リソースデータに関するサービスインタフェースの入出力項目までは指定していないため、意匠審査周辺システム刷新時には国際意匠出願(ハーグ)システム(既存)から提供されるサービスインタフェース仕様に従った連携を行う。

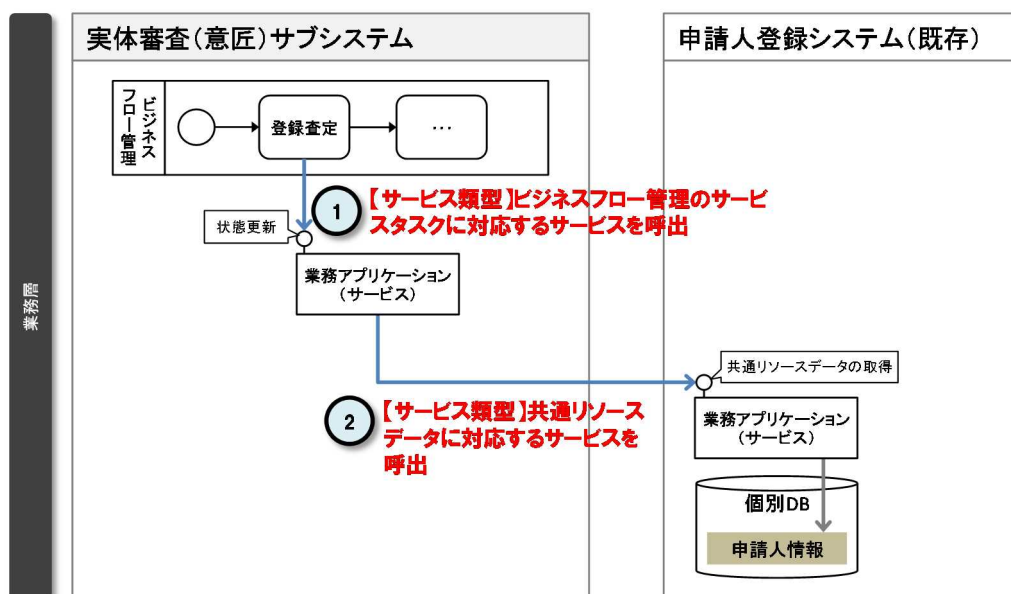
6.1.2 業務アプリケーションへの連携

6.1.2.1 共通リソースデータに対応するサービスへの連携

ビジネスフロー管理からサービスタスクで呼ばれる業務アプリケーション(サービス)は、処理の中で申請人情報などの他サブシステムが保有する共通リソースデータを参照する場合があります。サービスタスクに対応する業務アプリケーション(サービス)から共通リソースデータに対応する業務アプリケーション(サービス)へ連携して情報を取得する。

この際の連携は業務アプリケーション(サービス)間の連携となるが、異なるサービス類型同士の連携は可能であり、業務アプリケーション(サービス)を疎の関係とする目的から同じサービス類型同士の連携は禁止されていることに留意する。(『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 図3.2-4 業務アプリケーション(サービス)のアクセスパスの制限事項のイメージ』参照)。

意匠審査周辺システムにおける共通リソースデータ参照のパターンとして、実体審査(意匠)サブシステムから申請人登録システムが保有する申請人情報を参照する連携について、実現例を以下に示す。



※ 申請人登録システムは意匠審査周辺システム刷新時に外部システム(刷新前)の想定だが、共通リソースデータ取得用のサービスインターフェースが用意される予定であるため、外部システム連携を介さず内部システムと同様にデータ参照が可能となる。

※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-4 共通リソースデータとの連携の実現例

6.2 なお、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では共通リソースデータに関するサービスインターフェースの入出力項目までは指定していないため、意匠審査周辺システム刷新時には申請人登録システム(既存)から提供されるサービスインターフェース仕様に従った連携を行う。外部インターフェース

外部インターフェースでは、旧アーキテクチャで稼働中の外部システムとの連携を考慮する必要がある。

したがって、ここでは外部システムとのギャップを吸収するための連携方法と、どのようなケースで適用するかに加えて、外部システムで想定される対応を示す。後続工程(要件整理以降)では、既存インターフェースをベースに具体的な対応を検討する必要があるため、別紙に既存インターフェースごとの対応方法の一覧を整理する。

「別紙2 既存インターフェースの整理結果(意匠審査)」

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.9 外部システム連携』では、内部システムが外部システムと連携する際に、外部システム連携を配置することを定めている。

以下に外部システムとの連携方法の分類を示し、次頁以降に連携方法の詳細説明と具体的な業務例を示す。

表 6-3 外部インタフェースの連携方法

項番	大区分	小区分	章番号
1	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	—	6.2.1
2	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(画面)の連携	6.2.2
3		外部システムが保有するデータの参照/更新	該当無し
4		共通リソースデータへの参照	該当無し
5		業務アプリケーション(サービス)の連携	6.2.3
6		—	URLによる画面連携
7	—	クライアントアプリケーションとの連携	該当無し
8	DBアクセス基盤サービスと外部システムとの連携	事件・書類データへの参照/更新	該当無し

- 外部インターフェースにおける連携方法の考え方

意匠審査周辺システムは段階的刷新における途中段階に刷新するため、刷新前のToBe対象システムやToBe対象外の外部システムと連携する必要があり、新旧アーキテクチャのシステムが混在する状況となる。このような状況において、円滑に段階的刷新を推進していくには、外部システムへの影響を極力なくすることが基本的な考え方となる。

また、ToBeの最終形へスムーズに移行する観点から、意匠審査周辺システム(既存)の刷新後にToBe対象システムが刷新した際に、意匠審査周辺システムで必要な対応を極力なくすることも重要となる。

これを踏まえ、外部インターフェースにおける連携方法の考え方を、以下に示す。

- ▶ 外部システムとのインターフェースの踏襲

外部システムへの影響を極力なくするため、外部システムとのインターフェースは既存仕様を原則踏襲し、新旧アーキテクチャにより生じるインターフェースの差異は外部システム連携で吸収する。

- ▶ 将来の ToBe 対象システムとの連携を想定したインターフェースの実現

意匠審査周辺システムの刷新した後にToBe対象システムが刷新した際の見直しを極力なくするため、意匠審査周辺システムでは、将来のToBe対象システムとの連携を想定したインターフェースとする。

例えば、意匠審査周辺システム(既存)と将来のToBe対象システムのインターフェースが、ToBeではビジネスプロセス間の連携になると想定される場合、意匠審査周辺システム(既存)刷新時には、先行してビジネスプロセスの連携の方式で通知機能の構築を行う。

次期モデルでは将来のToBe対象システムは外部システムであり、インターフェースは既存仕様を原則踏襲するため、ビジネスプロセス間の連携による通知と既存インターフェースの間にギャップが生じる。このギャップについては、外部システム連携で吸収する。

その後、ToBe対象システム刷新によって新規アーキテクチャ(ビジネスプロセス間の連携)が適用された際、外部システム連携の外部システム連携を廃止することで、相互のビジネスプロセス間の連携が可能となる。

また、外部インターフェースの全般における考慮事項として、刷新システムのインターフェースでは可変長を扱えるが、既存システムのインターフェースは、その構造仕様に起因する制限値(繰り返し数、データ長)がある。したがって、外部システムとの連携においては、外部定義等により動的に制限値をコントロールする仕組みにより、既存システムに合わせる方向でギャップを吸収し、将来に外部システムが刷新された際に、外部定義等の見直しにより制限値をなくす。

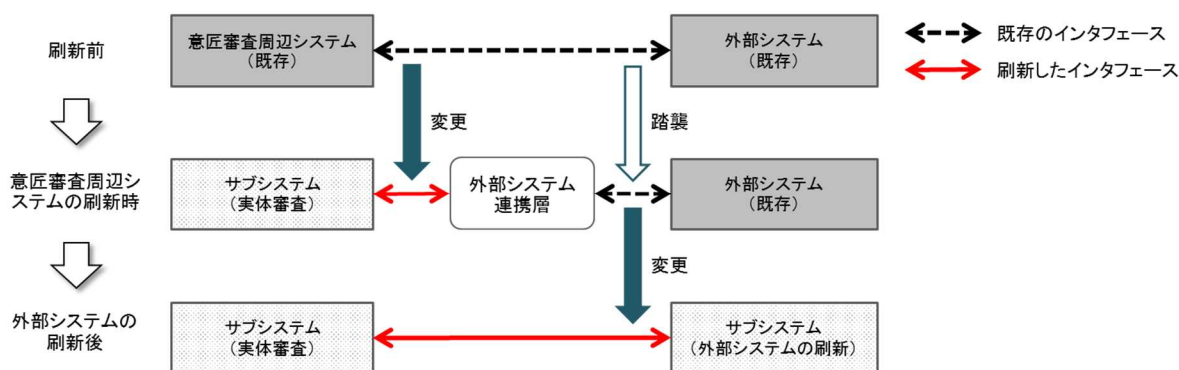


図 6-5 外部インターフェースにおける連携方法の考え方

一方、外部システム連携を新たに開発するよりも、外部システムを修正することが優位であるケースも存在するため、当該ケースが当てはまる場合には、外部システムを修正することも検討すべきである。

既存システムから、データをバッチ処理で受信しているインターフェースなどは、既存システムが保有する情報をオンライン取得するインターフェースを設けることでオンライン参照に対応できるか、検討すべきケースと考えられる。

以上の考え方を踏まえて、次頁以降では「表6-3 外部インタフェースの連携方法」に示す各連携方法について、以下の2つを整理する。

A. 基本的な連携方法

外部システム連携によりギャップを吸収し、外部システムへの影響を極力なくす基本的な連携方法

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

外部システムを修正する可能性があるインタフェースや、要件定義で特に考慮が必要なインタフェース

6.3.1 ビジネスフロー管理と外部システムとの連携

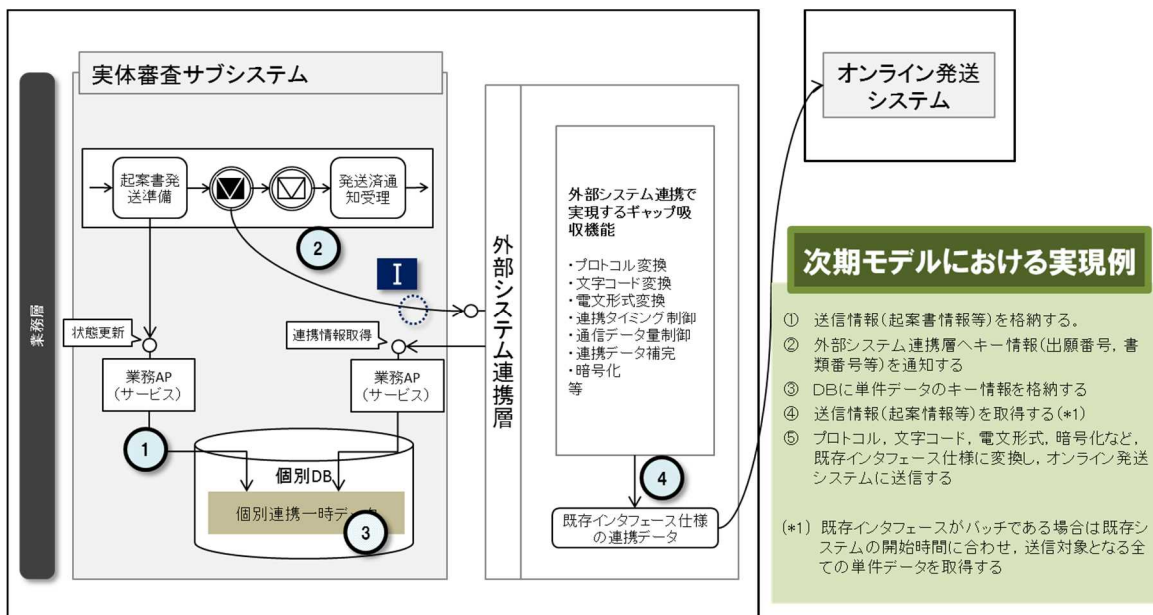
ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知が対象であり、外部システムが刷新した後にビジネスプロセス間の連携となることを想定した連携である。既存インタフェースの例では、外部システムへの通知は發送要求データ(XML)、外部システムからの通知はオンライン發送済通知データなどが該当する。

(1) ビジネスフロー管理から外部システム連携への連携

A. 基本的な連携方法

ビジネスプロセスのメッセージイベントからキー情報を外部システム連携に通知し、キー情報に紐づくデータが存在する場合には、業務アプリケーションにて共有データベースや個別データベースにデータを格納する。外部システム連携では、通知されたキー情報と、それに紐づく共有データベースや個別データベースのデータを基に、既存インタフェースとのプロトコルや電文形式等のギャップ吸収を行い、外部システムへ通知する。なお、外部システムへ一括データとしてバッチ送信する場合には、外部システム連携にてメッセージを編集し、既存インタフェースに合わせたタイミングで一括データとして取りまとめて送信する。

オンライン發送システムへの發送データの通知を例に、連携方法を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

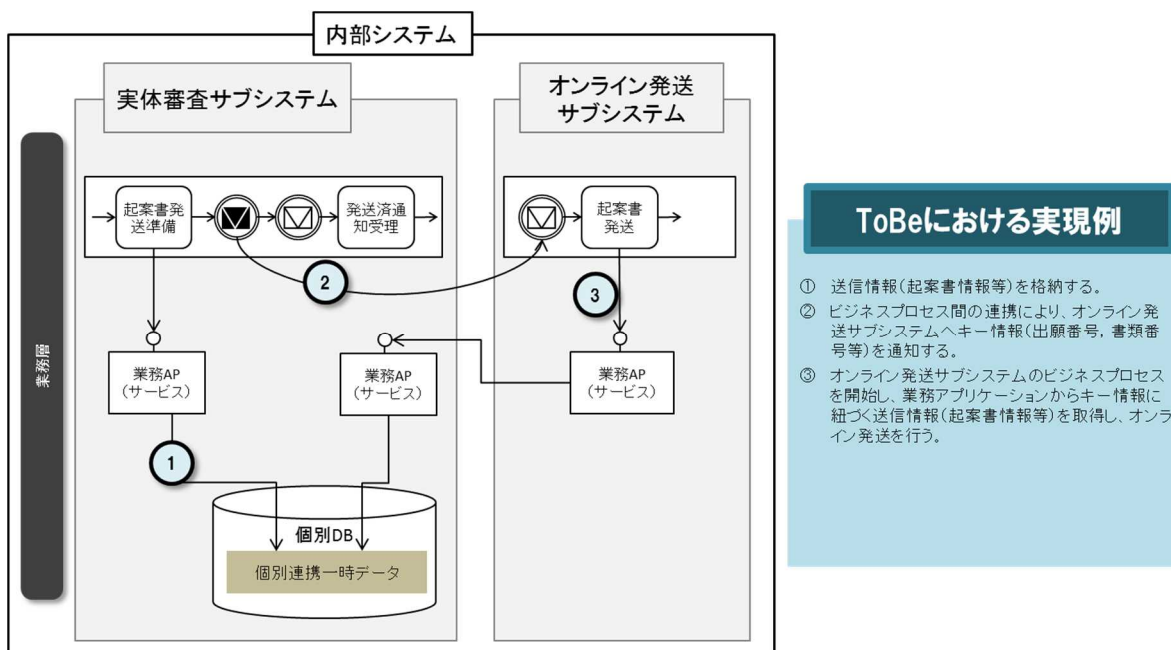
図 6-6 發送データ通知の実現例

意匠審査周辺システム(既存)の刷新後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、意匠審査周辺システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. ビジネスプロセスの通知先を刷新したサブシステムのビジネスフロー管理のサービスインタフェースに変更し、ビジネスプロセス間の連携に切り替える。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)
- II. 外部システム連携を廃止する。

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェース「6.1.1 ビジネスフロー管理間の連携」に定型化される。上図のオンライン発送システムへの発送データの通知を定型化した場合の実現例を以下に示す。

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』のパターンでは、(A)直接連携の方式に該当する。



ToBeにおける実現例

- ① 送信情報(起案書情報等)を格納する。
- ② ビジネスプロセス間の連携により、オンライン発送サブシステムへキー情報(出願番号、書類番号等)を通知する。
- ③ オンライン発送サブシステムのビジネスプロセスを開始し、業務アプリケーションからキー情報に紐づく送信情報(起案書情報等)を取得し、オンライン発送を行う。

※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-7 定型化した連携方法の実現例(A:直接連携)

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インタフェースの整理結果(意匠審査)」を参照。)

表 6-4 対象システムとインタフェース例

項番	外部システム	インタフェース例	概要
1	オンライン発送	発送要求データ	指定された起案書(SGML)についてオンライン発送基準チェックを行い、オンライン発送/紙発送それぞれの場合について発送準備を行う。

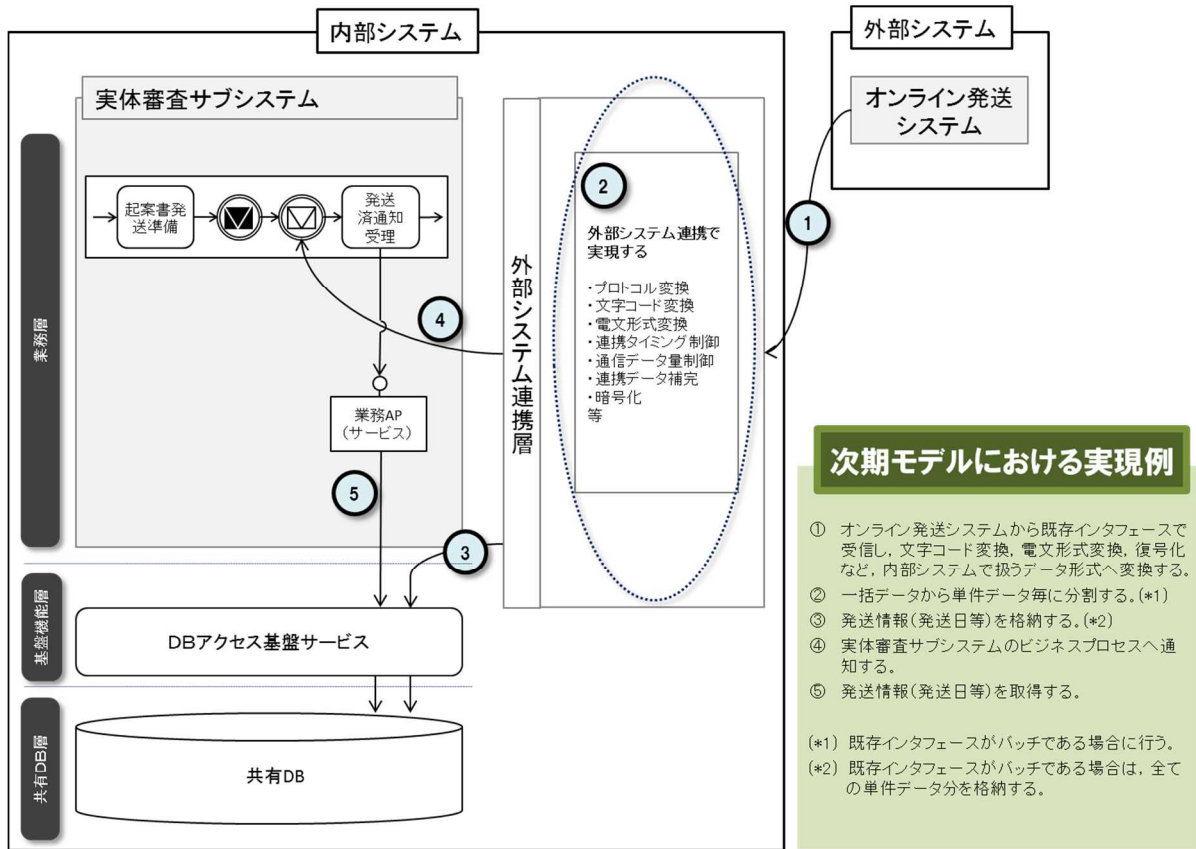
B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

(2) 外部システム連携からビジネスフロー管理への連携

A. 基本的な連携方法

オンライン送システムから通知されるオンライン送済通知データを例に、連携方法を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

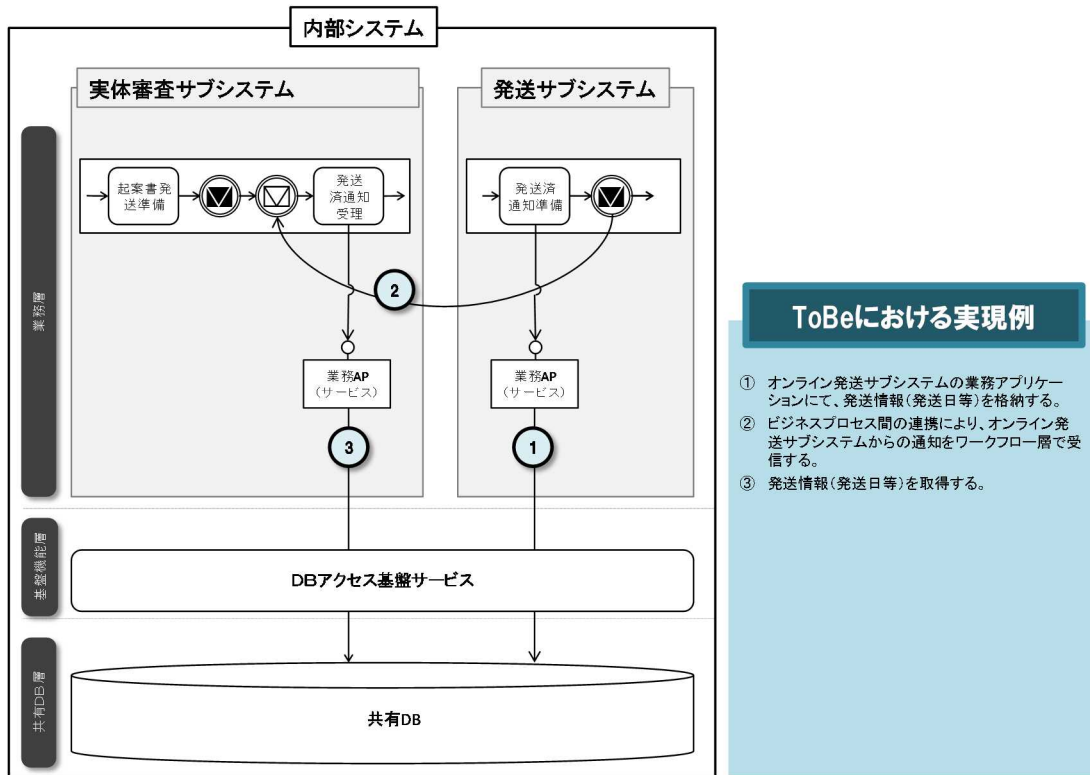
図 6-8 送付要求データ通知に関する実現例

意匠審査周辺システムの刷新した後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

I. 外部システム連携を廃止する

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェース「6.1.1ビジネスプロセス間の連携」に定型化される。上図のオンライン発送済通知データの通知を定型化した場合の実現例を以下に示す。

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』のパターンでは、(A)直接連携の方式に該当する。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-9 定型化した連携方法の実現例(A:直接連携)

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インタフェースの整理結果(意匠審査)」を参照。)

表 6-5 対象システムとインタフェース例

項番	外部システム	インタフェース例	概要
1	紙発送	発送済通知データ(SGML)	発送システムより発送済通知を受信し、起案決裁管理フォルダの発送日を更新する。
2	オンライン閲覧等請求	意匠謄本請求書方式結果通知データ(意匠商標)	謄本請求書が方式完または方式却下となった旨を通知する。
3	紙発送	返送再送日通知データ	発送システムから、通知種別と発送番号等を受け取り、返送再送日通知処理を行う。
4	オンライン発送	オンライン発送済通知データ	発送済情報

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

6.3.2 業務アプリケーション(画面)と外部システム連携との連携

ビジネスプロセスの振る舞いに影響する画面契機による連携が対象であり、外部システムが刷新した後に、業務アプリケーション(画面)からビジネスフロー管理へ通知し、通知先のサブシステムにて業務単位のビジネスロジックが実行されることを想定した連携である。

また、他のシステムが保有するデータに関する連携という点で類似する連携方法として、後述の「6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照/更新」がある。参考として、それぞれの適用基準を以下に示す。

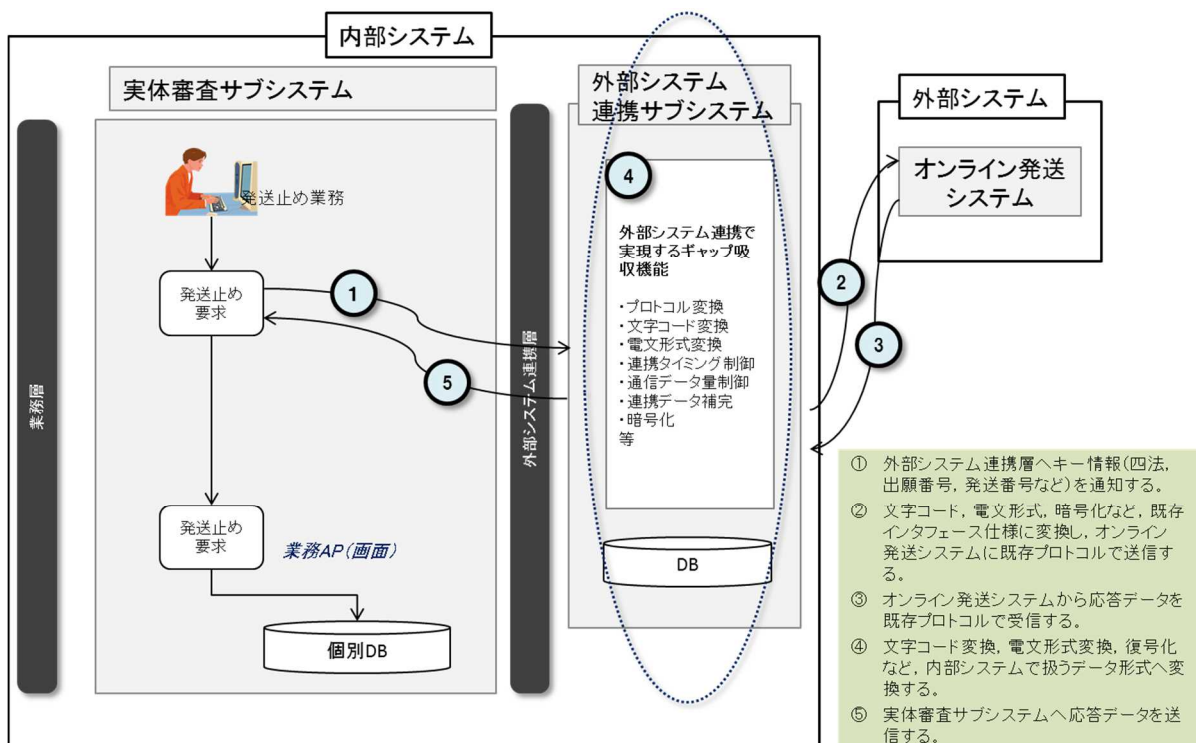
表 6-6 連携方法の適用基準

項番	連携方法	適用基準
1	6.2.2業務アプリケーション(画面)から外部システム連携との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 画面契機による連携であること。 ● 通知先のサブシステムにおいて、業務単位のビジネスロジックが実行されること。
2	6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照/更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 通知先のサブシステムにおいて、業務単位以外のサービス(他のサブシステムが管理する共通リソースデータや個別データの取得及び更新のためのサービス)が実行されること。

A. 基本的な連携方法

業務アプリケーション(画面)からキー情報を外部システム連携に通知し、外部システム連携で既存インタフェースとのプロトコルや電文形式等のギャップ吸収を行い、外部システムへ通知する。外部システムでは業務を実行後に、その結果を外部システム連携に通知し、既存インタフェースとのギャップ吸収を行った上で、業務アプリケーション(画面)に実行結果を返却する。

オンライン発送システムへのキー情報(四法, 出願番号, 発送番号など)の通知を例に、連携方法を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」, 「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-10 オンライン発送システムへのキー情報通知の実現例

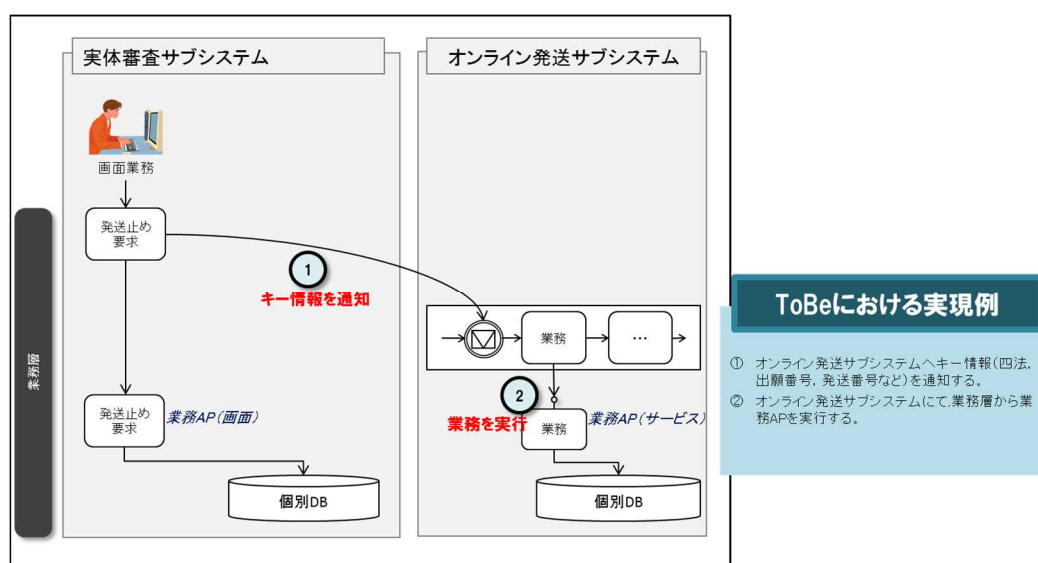
意匠審査周辺システム(既存)の刷新後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、意匠審査周辺システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. 業務アプリケーション(画面)からの通知先を、刷新したサブシステムのビジネスフロー管理に変更する。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)
- II. 外部システム連携を廃止する。

この変更により、連携方法は業務アプリケーション(画面)から、ビジネスフロー管理または業務アプリケーションへの連携に定型化される。既存インタフェースの整理より、刷新時点においては内部インタフェースに本連携方法の対象となる業務はないが、上図の料金徴収を定型化した場合の実現例は以下のとおりとなる。

● 業務アプリケーション(画面からビジネスフロー管理への連携)

この連携では業務アプリケーション(画面)から他サブシステムのビジネスフロー管理へ連携し、ビジネスプロセスを実行させる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-11 定型化した連携方法の実現例(プレゼンテーションからビジネスフロー管理への連携)

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インタフェースの整理結果(意匠審査)」を参照。)

表 6-7 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	オンライン発送システム	発送止め	紙発送またはオンライン発送システムに発送通知済の起案書に対し、発送止めを行う。

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

6.3.3 業務アプリケーション(サービス)と外部システム連携との連携

6.3.3.1 外部システムが保有するデータの参照/更新

外部システムが保有するデータを参照/更新するための連携が対象であり、将来に外部システムが刷新した際は、共有データベースへのアクセスや、サービスインタフェースによる共通リソースデータへのアクセスとなることを想定した連携となる。

既存インタフェースより、連携方法は以下の3つに分類される。

表 6-8 事件・書類データまたは共通リソースデータの取得における連携方法

項番	連携方法	
1	既存の外部システムとオンラインにより参照/更新している場合の連携方法	外部システムの保有するデータを必要なタイミングで都度、オンラインにより参照/更新する。
2	既存の外部システムとバッチによりデータの要求と応答を行っている場合の連携方法	外部システムの保有するデータについて、外部システムへ必要な情報について要求データを送信し、その応答データを外部システムから受信する。
3	既存の外部システムからバッチによりデータ受信している場合の連携方法	外部システムの保有するデータについて、外部システム側から全量または差分データを通知する。

前述した外部インタフェースの考え方より、既存インタフェースを踏襲することが原則となるが、意匠審査周辺システムは刷新により単件リアルタイム化するため、ビジネスプロセスを滞留させないためには、項番1のオンラインによる参照/更新で連携することが望ましい。

また、既存インタフェースが項番2と項番3のバッチによる連携である場合において、ToBeシステムを想定して、内部システム側でのオンラインによる参照/更新を想定した連携とのインタフェースギャップを、外部システム連携で吸収させる場合には、詳細は後述するが単なるプロトコルの変換以上の仕組みを導入する必要がある。

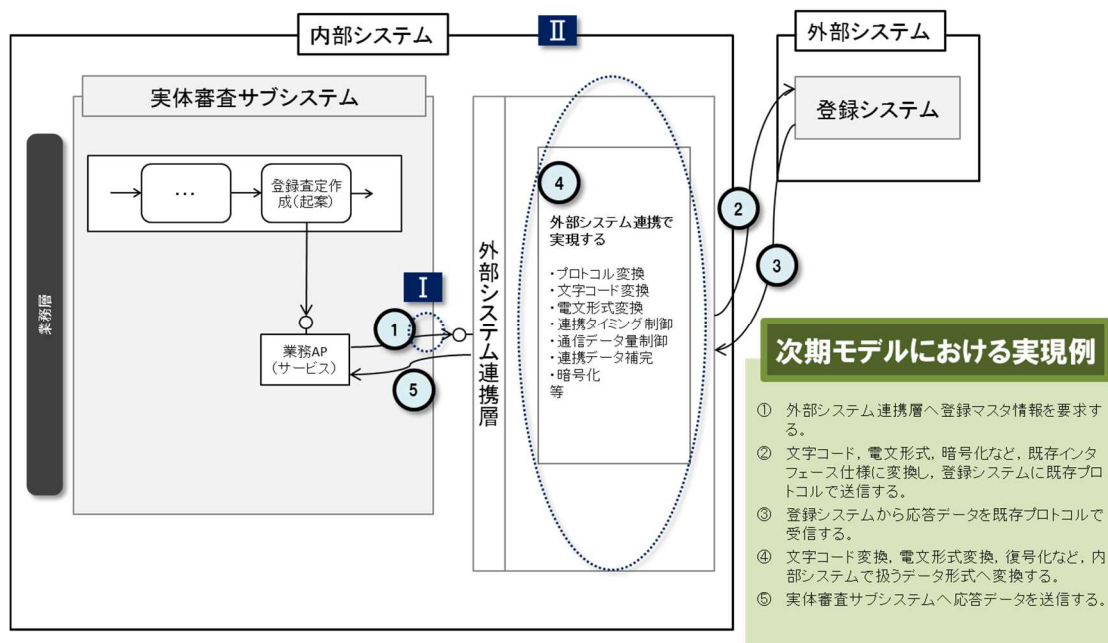
このギャップ吸収の仕組みの開発と、オンライン参照/更新できるインタフェースを設ける修正を、意匠審査周辺システムの刷新時に前倒しで開発することを比較した場合、後者の方が機能性、コスト等の観点から優位となる可能性もある。

これらを踏まえると、後続工程(要件整理以降)においては、外部システム側を修正することも選択肢として、検討すべき事項であるといえる。したがって次頁以降には、上記の基本的な連携方法を示すとともに、対象となる既存インタフェースごとに個別対応を考慮すべき点を示す。

なお、全ての外部システムが刷新されたToBeシステムを想定すると、共有データベースや共通リソースデータへ都度アクセスする新たなアーキテクチャとなるため、項番1の連携に最終的には移行される。

A. 基本的な連携方法

登録システムに対する情報取得を例として、連携方法を以下に示す。



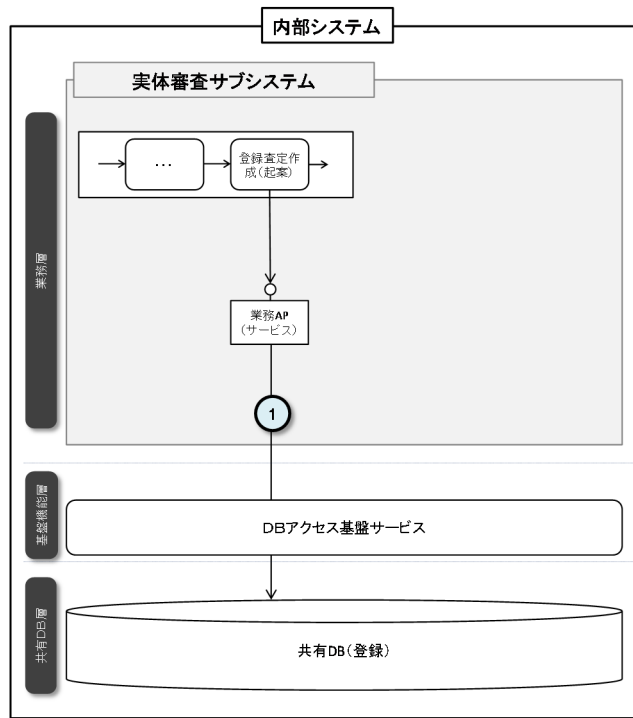
※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-12 登録システムに対する情報取得の実現例

意匠審査周辺システム(既存)の刷新から後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、意匠審査周辺システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. 通知先を、刷新したサブシステムのDBアクセス基盤サービスに変更する。
- II. 外部システム連携を廃止する。

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェースのうち、事件・書類データであれば「共有データベースへの連携」に、共通リソースデータであれば「共通リソースデータの取得」に定型化される。上図の登録システムに対する情報取得を定型化した場合の実現例を以下に示す。



ToBeにおける実現例

① 共有DB(登録)から必要なデータを取得する。

※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。
 図 6-13 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インタフェースの整理結果(意匠審査)」を参照。)

表 6-9 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	登録	登録マスタ参照・要求データ	登録査定書の提出、発送時において本意匠の専用実施権のチェックと本願と本意匠案件、または3条の2候補案件の出願人をチェックする。

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

6.4 システム間連携における考慮事項

内部システムのシステム構造の見直しによるシステム間連携について、以下の考慮事項を示す。

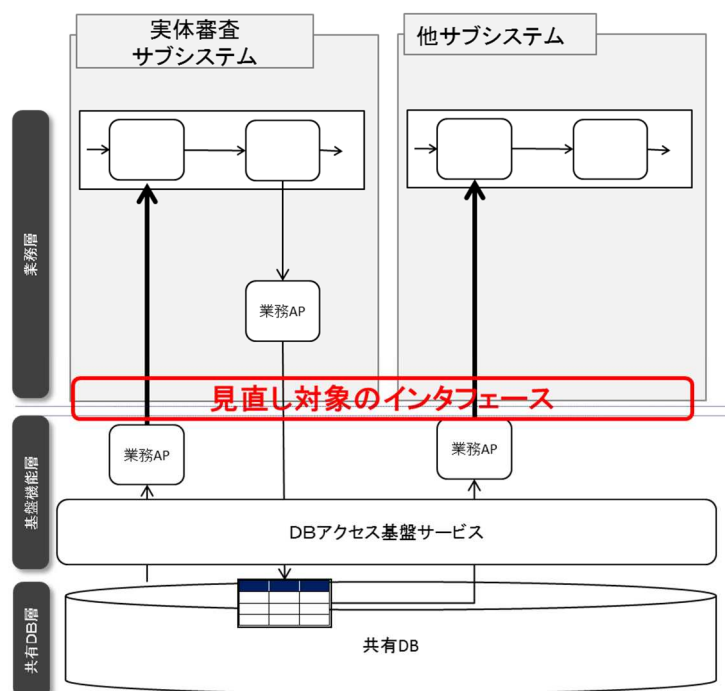
- 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し
- 意匠検索システムとの連携
- 国際意匠出願システム(ハーグ)との連携における考慮事項
- データウェアハウスシステムとの連携
- 共有データ及び共通リソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響
- 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策

6.4.1 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し

ToBeアーキテクチャは、業務契機をビジネスプロセスで制御し、ビジネスプロセスのアクティビティと対になるサービスインタフェースを介して、共有データベースに対してアクセスする多階層構造とその層の役割を定めることにより保守性を高めている。その考え方から共有データベースに位置する意匠、審査、審判公報システムと記録ファイル管理システム(既存)との間で、ビジネスプロセスに影響する通知を送受する既存インタフェースは望ましくない。

したがって、そのインタフェースとそれを作成する意匠、審査、審判公報システムと記録ファイル管理システム(既存)の業務アプリケーションが持つ業務(機能)の配置先を見直す必要がある。

見直し対象は、意匠審査周辺システムが共有データベースに位置するシステムから通知を受け取る場合と、意匠審査周辺システムから共有データベースに位置するシステムへの通知を契機に、他サブシステムへ通知するものとなる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-14 見直し対象のインタフェース

本項では、対象インタフェース、業務の配置先と想定される連携方法を示す。
 業務の配置先は、サブシステムの定義の業務範囲により定めており、後続工程(要件整理以降)の要件により業務の見直しがある場合は、その要件に合わせて整理するものとする。
 対象の既存インタフェースは下表のとおりとなる。

表 6-10 対象インタフェース

項番	既存の連携先システム	インタフェース名
1	意匠, 商標, 審判公報システム	協議不成立案件通知
2		公報掲載協議対象案件通知
3	記録ファイル管理システム	特実マスタ抽出データ
4		最終処分確定通知データ

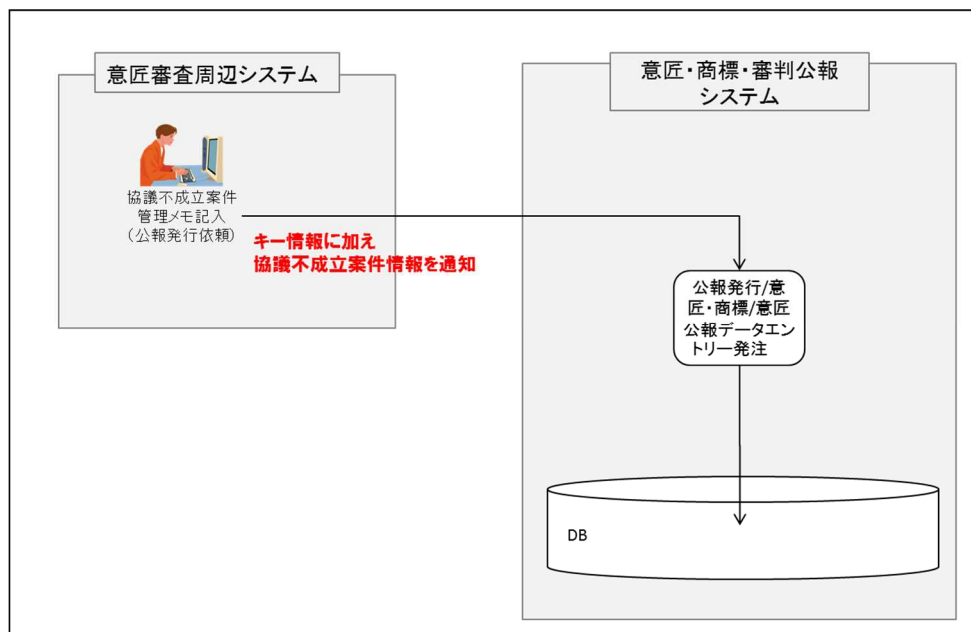
(1) 協議不成立案件通知, 公報掲載協議対象案件通知

既存では、意匠審査周辺システム(既存)で、意匠登録公報に掲載する登録意匠の協議対象案件を通知する。

当該インタフェースの業務配置、想定される連携方法は以下のとおりとなる。

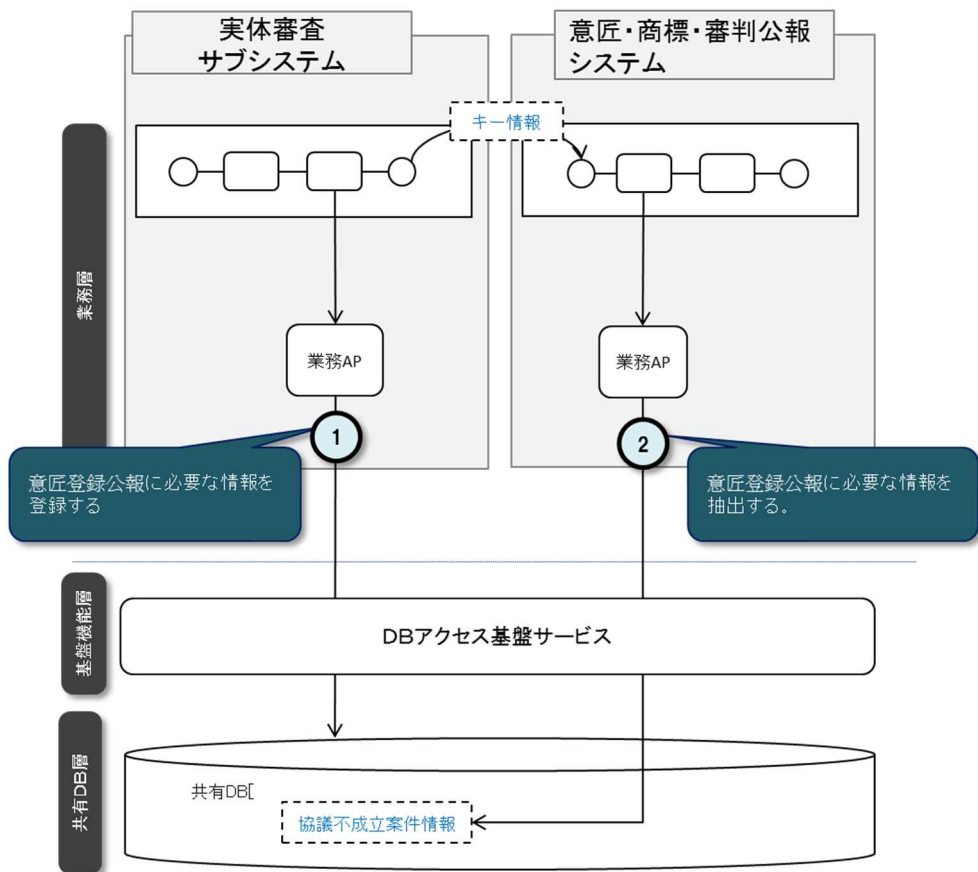
● 業務(機能)配置

現行では、意匠審査周辺システムが、意匠・商標・審判公報システムにキー情報に加え協議不成立案件情報を送信しているが、次期では、実体審査サブシステムが、協議不成立案件情報を共有データベースに格納することで、意匠・商標・審判公報システムが、協議対象案件情報を共有データベースから参照することができる。そのため、意匠審査周辺システムのキー情報を送信する業務を削除する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-15 協議不成立案件通知(既存)



※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-16 協議不成立案件通知の連携の実現例

(2) 特実マスタ抽出データ

既存では、自システムからの抽出要求をもとに記録ファイル管理システム(既存)へ出願マスタ抽出要求を送信し、記録ファイル管理システム(既存)からの抽出結果を自システムへ送信する。

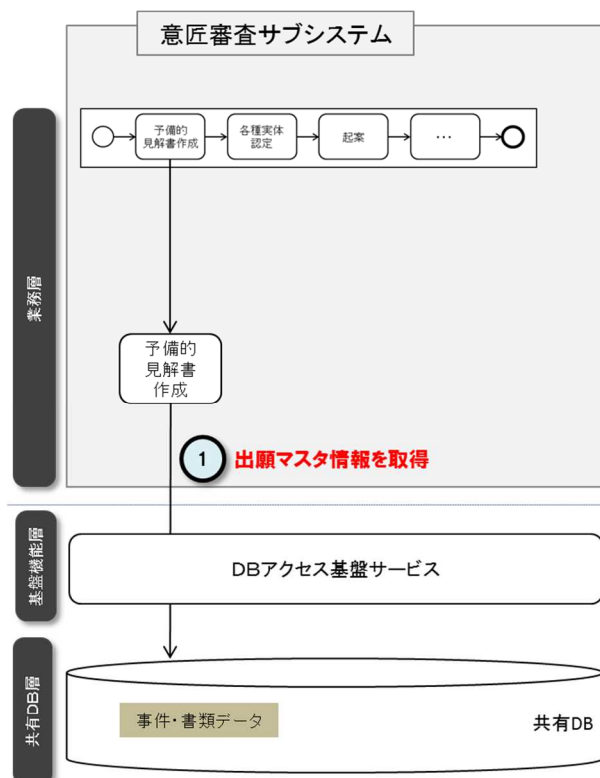
当該インタフェースの業務配置, 想定される連携方法は以下のとおりとなる。

- 業務(機能)配置

意匠審査の業務要件による記事抽出であり, 事件データを保有するサブシステムへの連携となるため, 直接共有データベース(出願事件(特許・実用))を参照する。

- 想定される連携方法

特実マスタ抽出データの連携の実現例を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-17 特実マスタ抽出データの連携の実現例

(3) 最終処分確定データ

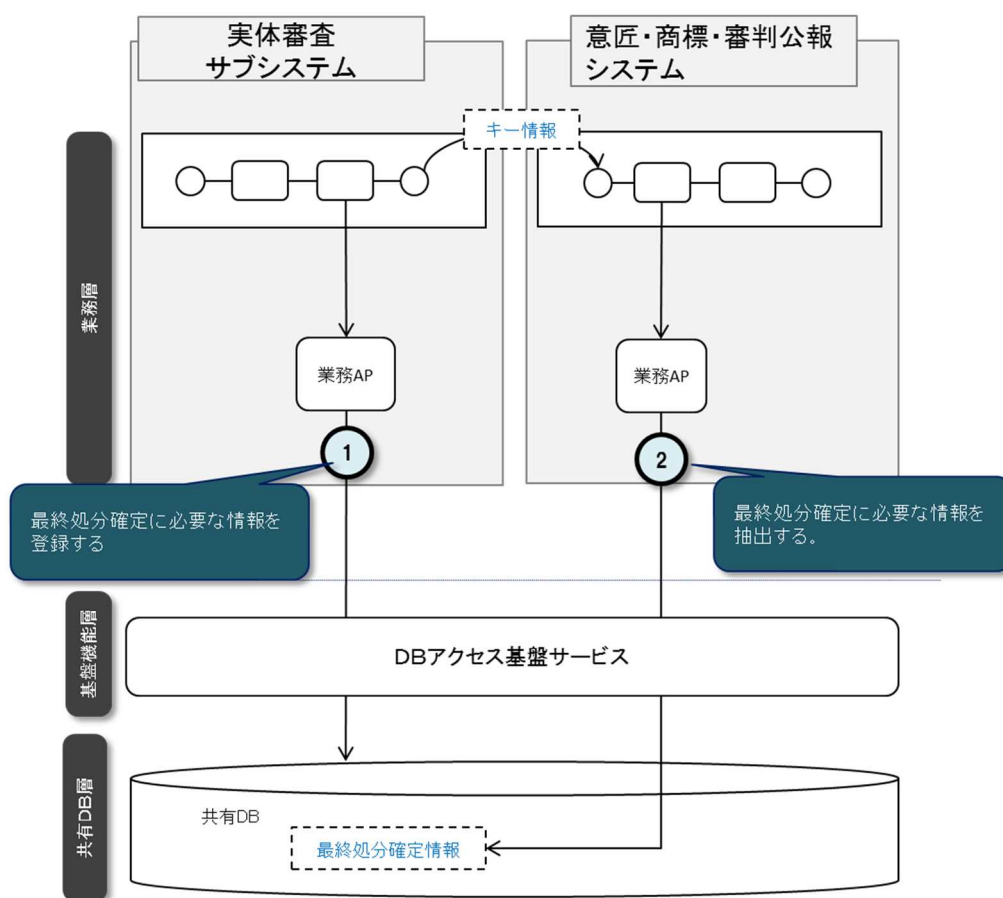
既存では、事件が最終処分となると、出願マスタの最終処分記事に情報が設定され、それを契機に記録ファイル管理システムより意匠審査周辺システムへ通知がなされる。

当該インターフェースの業務配置、想定される連携方法は以下のとおりとなる。

- 業務(機能)配置

最終処分確定情報を設定するシステム(※)により共有データベース(出願事件(意匠))を更新後、サブシステム間の連携でキー情報のみ送信し、実体審査サブシステムより共有データベース(出願事件(意匠))の最終処分確定情報を参照するよう変更する。

(※)図6-28は実体審査中に意匠商標方式審査システムが取下げ・放棄処分などにより最終処分確定情報を設定したことを想定したもの。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

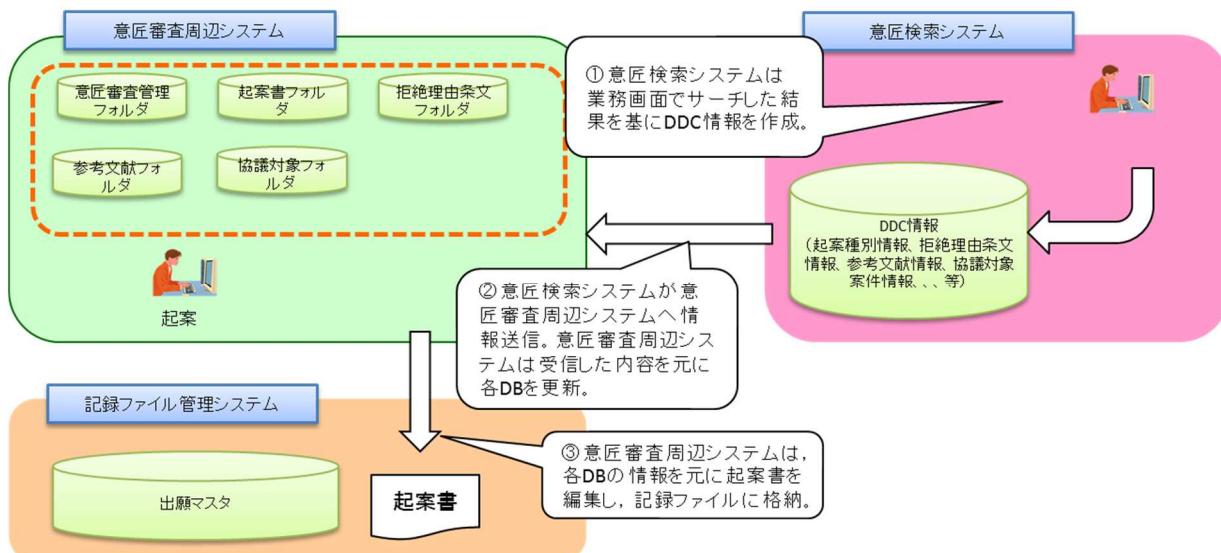
図 6-18 最終処分確定通知データの連携の実現例

6.4.2 意匠検索システムとの連携

(1) DDC(Document Data Collection)情報

意匠審査で利用する特徴的なデータとしてDDC情報があげられる。DDC情報には起案書編集に必要な拒絶理由条文コード、参考文献、協議対象案件、3条の2候補案件などの情報が含まれており、既存システムでは意匠検索システムで情報を作成し、他システム間インタフェースにて意匠審査周辺システムへ送信の上、意匠審査周辺システムの個別データベースに受信した情報を格納の上、起案書を編集している。

なお、既存システムでの他システム間インタフェースは複数に及んでいる。



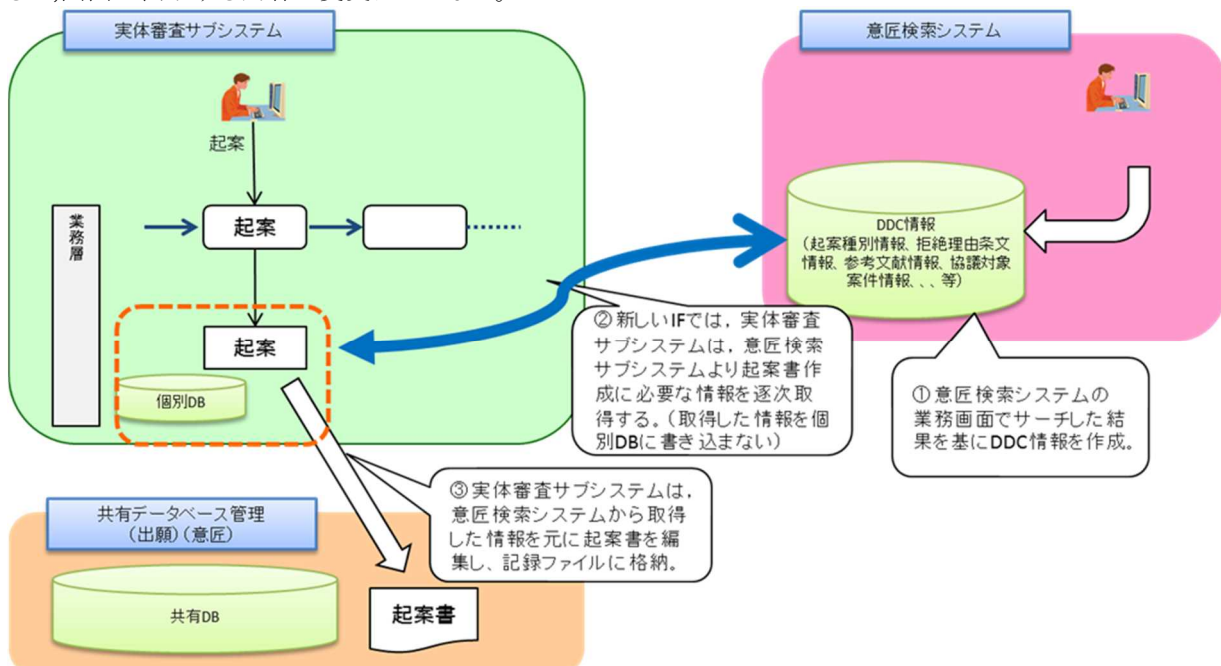
※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-19 DDC情報を取り扱うインタフェース

● 業務(機能)配置

上記により見直し後のインタフェースを使用した実装イメージを以下に示す。

なお、刷新システムの画面にDDCデータを表示する際、逐次、意匠検索システムよりデータ取得する処理方式になるが、画面に表示する内容の変更は生じない。

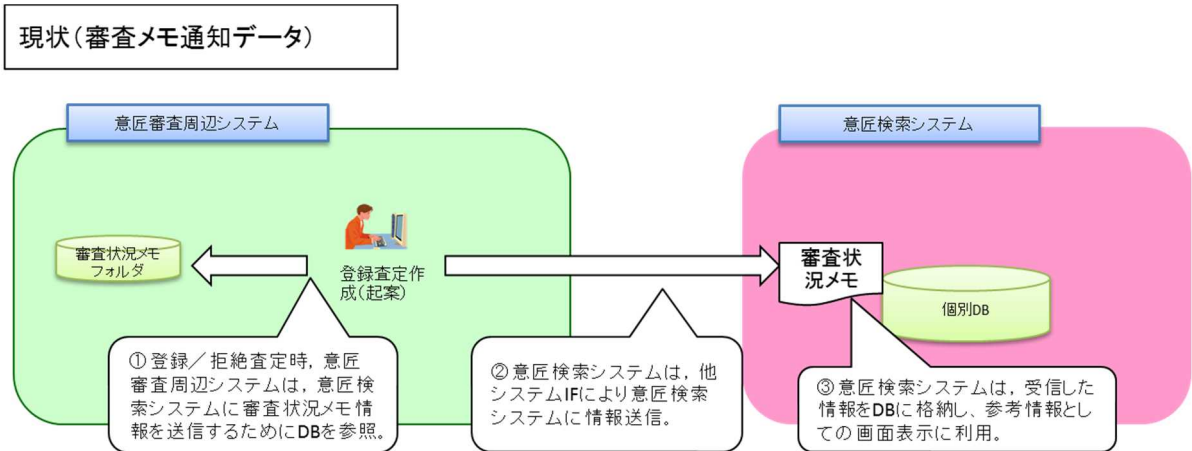


※ 図中の「DB」は「データベース」、 「IF」は「インタフェース」の略記である。

図 6-20 見直し対象のインタフェース

(2) 審査状況メモ情報

既存の意匠審査周辺システムでは、査定起案時において審査結果の情報として審査状況メモを意匠検索システムに送信しており、意匠検索システムでは受信した審査状況メモを参考情報として業務画面に表示している。



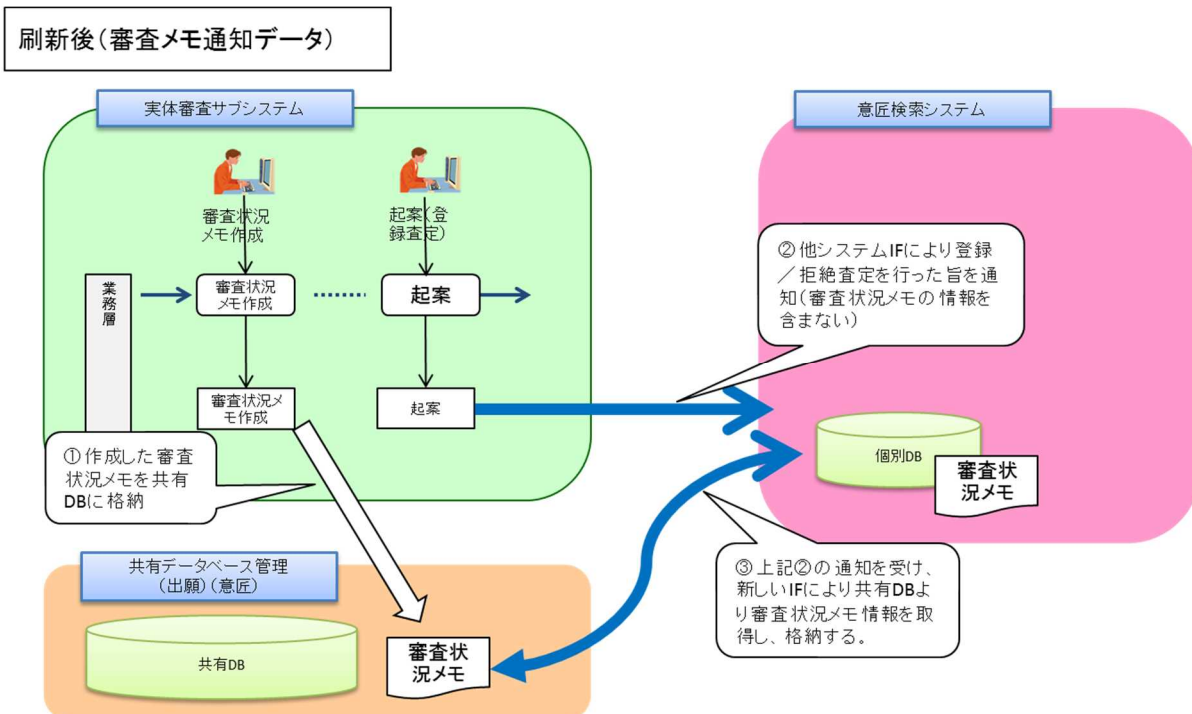
※ 図中の「DB」は「データベース」、「IF」は「インタフェース」の略記である。

図 6-21 審査メモ通知データのインタフェース

● 業務(機能)配置

上記により見直し後のインタフェースを使用した実装イメージを以下に示す。

※審査状況メモは、審査時の一時的なものとして位置づけることも考えられる。その場合、審査状況メモの配置を個別データベースとして扱い、データ重複を排除する観点で、データ保持および画面表示の機能を意匠審査周辺システム、意匠検索システムのいずれかに統一することが望ましい。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「IF」は「インタフェース」の略記である。

図 6-22 見直し対象のインタフェース

6.4.3 国際意匠出願システム(ハーグ)との連携における考慮事項

意匠審査に係る業務は、国内の意匠法、特例法の規定、ならびに、その規定に基づく業務要件に準ずる必要があるが、既存の国際意匠出願システム(ハーグ)、意匠審査周辺システムの業務分担はそれらに基づく業務領域となっており、国際協定(ハーグ協定)、国内法(意匠法・特例法)での法域固有の変更事項に対して、改修範囲の局所化が実現されている。

また、業務の運用についても、国際意匠・商標出願室で一連の運用が行われており、課室を跨ぐことによる連携に対する考慮は不要と考えられる。

よって、次期システムにおいても、既存の業務領域を踏襲するものとする。

なお、国際意匠出願システム(ハーグ)におけるハーグ固有情報は、指定官庁業務情報については「ハーグ指定官庁マスタ」にて管理されているが、国際登録出願及び国際登録出願と意匠単位での出願に紐付く情報(一意匠一出願に分割後の単位)であり、長期に渡り(事件の完了及び権利の消滅まで)管理される共有データであるため、共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムにおける共有データベースへの配置が妥当である。

このハーグ固有情報について、データ集中化の考え方から、データ配置位置や参照方法が変更となるケースが存在するため、本項では変更が発生する連携について記載する。

(1) 記録ファイル管理システム(既存)保有情報

- データ配置

ハーグに関する既存システムと次期システムのデータ配置は以下ようになる。

表 6-11 対象データ(既存)

項番	保有システム(既存)	保有システム(次期)	データ	詳細
1	記録ファイル管理システム	共有データベース管理(出願)(意匠)サブシステム	ハーグ情報管理テーブル	・国際登録番号 ・意匠番号 ・国際公表日
2	国際意匠出願システム(ハーグ)	共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステム	ハーグマスタ	・国際意匠分類情報 ↳国際意匠分類 等

(2) 国際意匠出願システム(ハーグ)保有情報

- データ配置

「国際意匠公報(XMLデータ)」は、既存では「ハーグ指定官庁マスタ」で管理されおり、意匠単位での情報に紐付く事件データ(XML)であるため、共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムにて管理される共有データベースへの配置とする。

表 6-12 対象データ(既存)

項番	保有システム(既存)	保有システム(次期)	通知データ	詳細
1	国際意匠出願システム(ハーグ)	共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)	国際意匠公報(XMLデータ)	国際登録出願単位でWIPOより送信される国際意匠公報であり、意匠単位で分割されたXMLデータ

● 連携方法の変更

既存において、国際意匠公報更新が通知された後、国際意匠出願システム(ハーグ)より送付される「国際意匠公報(XMLデータ)」を参照している業務については、共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムに配置された、国際意匠公報(XMLデータ)を参照するよう変更する。

次期システムにおける連携方法は、下表のとおりとなる。

表 6-13 対象インタフェース(既存)

項番	連携システム	インタフェース名称(既存)	概要
1	国際意匠出願システム(ハーグ)	ハーグ指定官庁マスタ参照(審査)	指定にもとづき国際意匠出願システム(ハーグ)におけるハーグ指定官庁マスタの情報を取得する。
2		官報公告通知(審査)	国際意匠出願システム(ハーグ)より意匠審査周辺システムへ官報公告があったことを通知する。

表 6-14 対象インタフェース(意匠審査周辺刷新時)

項番	連携システム		インタフェース名称(既存)	連携方法	概要
1	国際意匠出願システム(ハーグ)		ハーグ指定官庁マスタ参照(審査)	共有データベースへの連携	意匠審査周辺システムは、国際意匠出願システム(ハーグ)にハーグ指定官庁マスタ参照要求を行い、国際意匠出願システム(ハーグ)よりハーグ指定官庁マスタの情報を受信する。
2			官報公告通知(審査)	ビジネスプロセス間の連携	意匠審査周辺システムは、国際意匠出願システム(ハーグ)が官報公告を行った際、その旨を通知の結果を受信する。

(3) 国際意匠出願システム(ハーグ)とのビジネスプロセス連携イメージ

意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新前後における、国際意匠出願システム(ハーグ)との連携イメージを以下に示す。

なお、既存にて国際意匠出願システム(ハーグ)が保有するハーグ指定官庁マスタは、意匠・商標方式審査システム(既存)の刷新時において、共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)サブシステムにデータ配置されているものとし、申請書類や発送書類の作成や蓄積といった機能配置は、既存より変更がない前提とする。

また、既存での連携イメージにおいて、記録ファイル管理システムは既に刷新されているものとする。

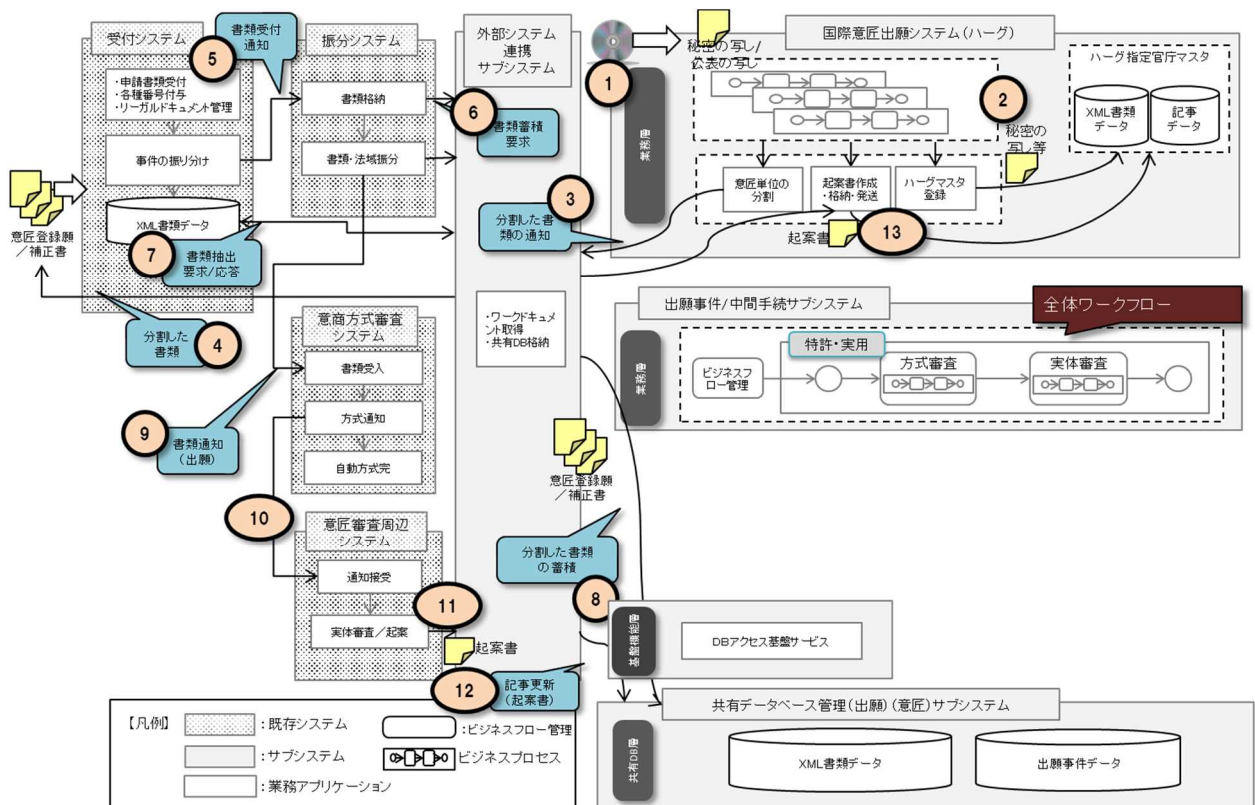
● 秘密の写し/公表の写し

出願の内容となる国際登録の秘密の写し、公表の写しには複数意匠が記載されるが、国際意匠出願システム(ハーグ)が意匠単位に分割し、意匠登録願・手続補正書を作成しており、国内出願における意匠登録願・手続補正書と同様に、受付システム(既存)にて受入処理を行っている。

既存システムでは、振分システム(既存)より、外部システム連携を經由して共有データベース管理(出願)(意匠)サブシステムへ事件・書類データの蓄積を行っているが、次期システムでは、受付システム(既存)からの通知により、外部システム連携で共有データベース管理(出願)(意匠)サブシステムへ事件・書類データの蓄積を行う連携となる。

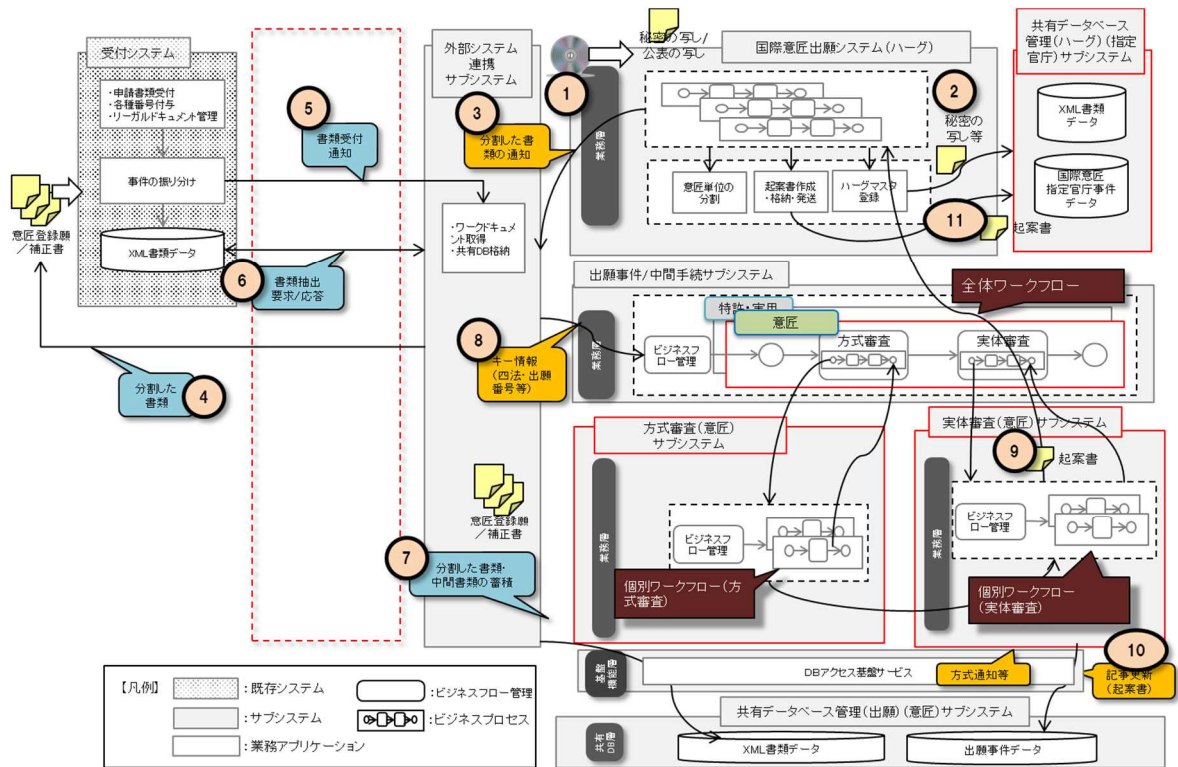
また発送書類については、起案元システムの画面にて起案・決裁を行い、その情報を国際意匠出願システム(ハーグ)に送信し、国際意匠出願システム(ハーグ)にてXML書類を作成・蓄積の上、申請人に紙発送する整理となっている。

既存システムでは、意匠・商標方式審査システム(既存)や意匠審査周辺システム(既存)より、発送書類情報を国際意匠出願システム(ハーグ)へ送信し、国際意匠出願システム(ハーグ)にてXML書類の作成・ハーグ指定官庁マスタへの蓄積を行っているが、次期システムでは、方式審査(意匠)サブシステムや実体審査サブシステムより、ビジネスプロセス連携にて国際意匠出願システム(ハーグ)へ起案・決裁を行った旨を通知し、国際意匠出願システム(ハーグ)にてXML書類の作成・共有データベース管理(ハーグ)(指定官庁)への蓄積を行う連携となる。



※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

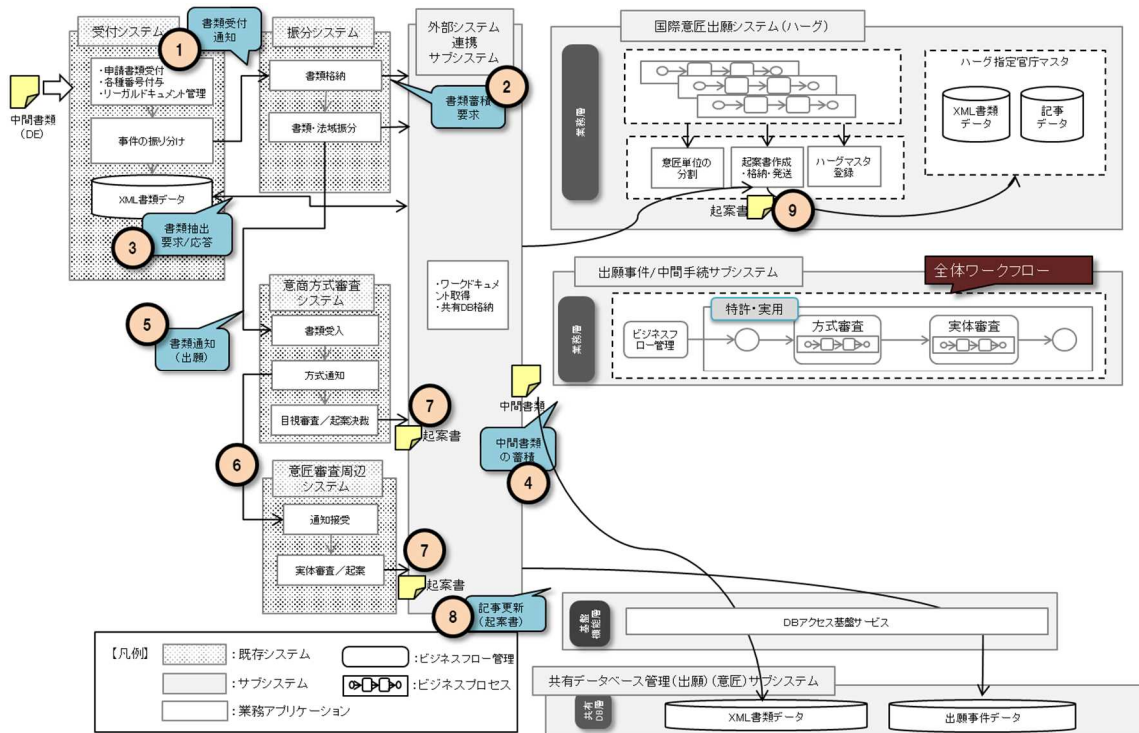
図 6-23 (既存)ビジネスプロセス連携イメージ(秘密の写し/公表の写し)



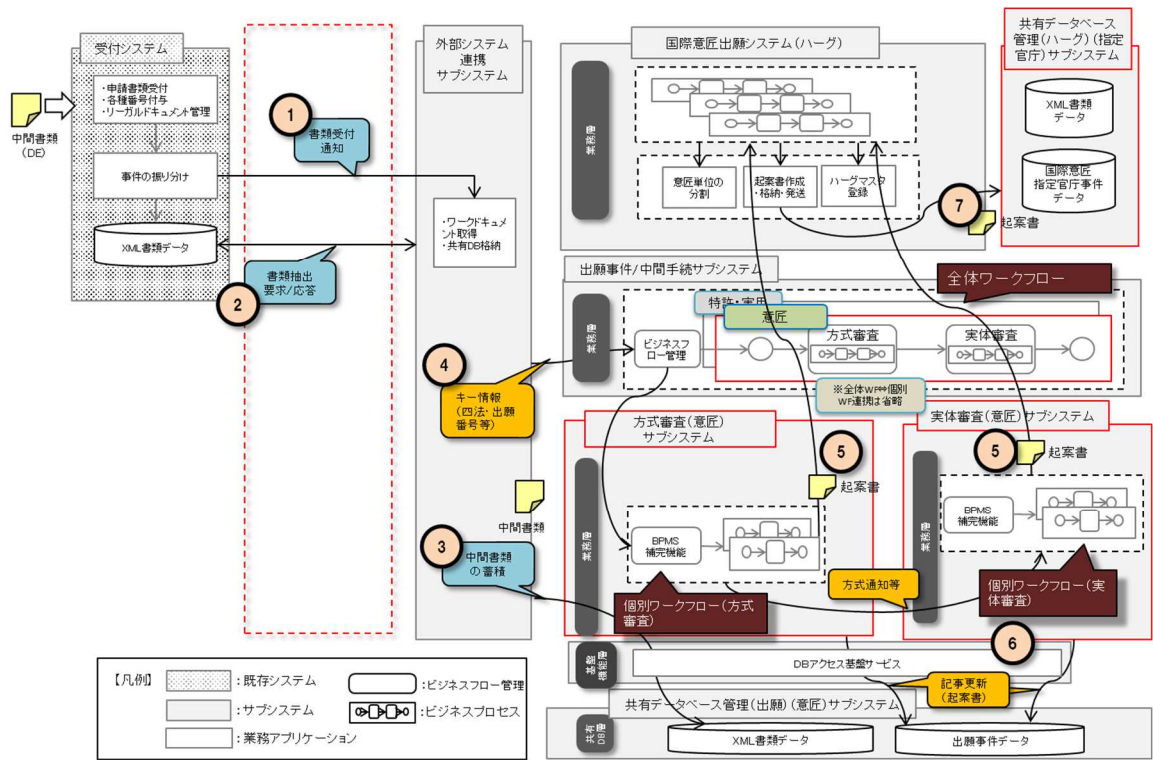
※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。
 図 6-24 (次期)ビジネスプロセス連携イメージ(秘密の写し/公表の写し)

● 中間書類

中間書類は日本国特許庁へ直接提出され、必ず書面受付による意匠単位の申請となる。そのため、受付後の申請書類及び発送書類の流れについては、前述の「秘密の写し/公表の写し」での分割後の意匠登録願・手続補正書となる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。
 図 6-25 (既存)ビジネスプロセス連携イメージ(中間書類)



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-26 (次期)ビジネスプロセス連携イメージ(中間書類)

6.4.4 データウェアハウスシステムとの連携

意匠審査周辺システムの刷新に伴い、データウェアハウスシステム(既存)との連携において、以下の変更が想定される。

<変更内容>

- ① 意匠審査周辺システムのデータ構造を変更することに伴い、データウェアハウスシステム(既存)へ連携するデータも変更する。
- ② 意匠審査周辺システムにおけるデータの配置先が他システムとなることに伴い、データウェアハウスシステム(既存)へデータが連携されなくなる。

データウェアハウスシステム(既存)は庁内の各システムからデータを収集・蓄積し、意思決定のためにデータを活用するシステムであることから、収集元のデータ構造が変更された場合やデータの配置先が変更された場合には、それに合わせてデータウェアハウスシステム(既存)側を対応させる必要がある。

したがって上記の変更に対して、データウェアハウスシステム(既存)にて以下のとおりに対応する。

<データウェアハウスシステムの対応内容>

- ① 意匠審査周辺システムのデータ構造の変更に合わせて、データウェアハウスシステム(既存)の格納先のデータ構造を対応させる。
- ② 意匠審査周辺システムにおけるデータの配置先の変更に合わせて、別のシステムから必要なデータを取得するなど、データの取得方法を対応させる。
- ③ ①の収集したデータ構造の変更により、2次加工して生成する業務集計データや、ユーザごとに定義するレポート用SQLに影響がある場合には、それぞれ対応させる。

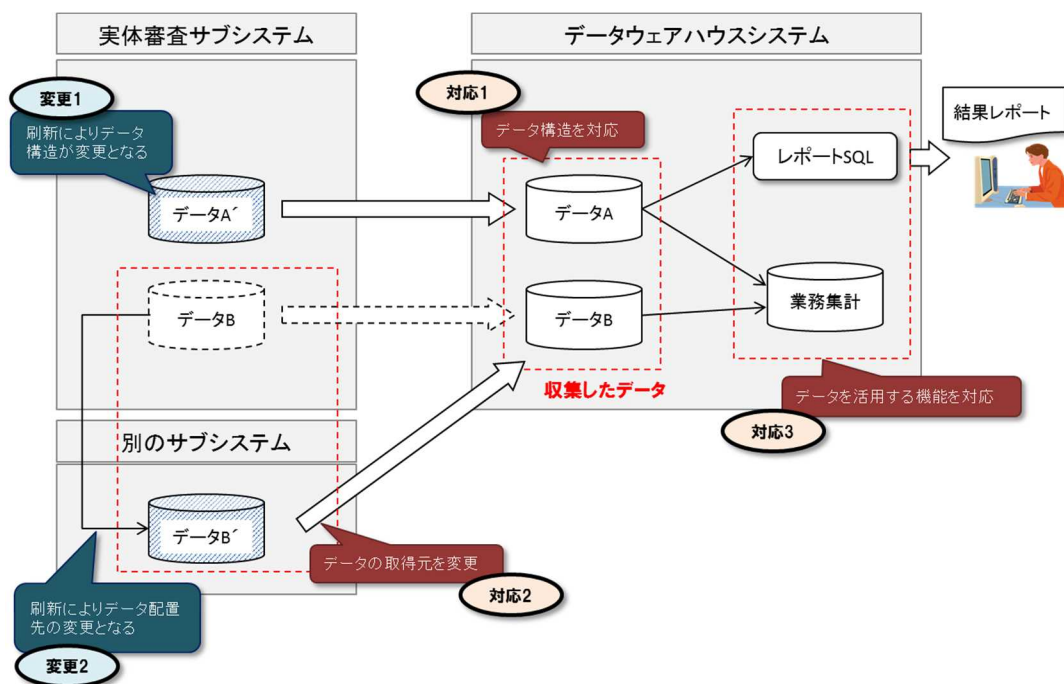


図 6-27 刷新に伴うデータウェアハウスシステムとの連携における対応内容

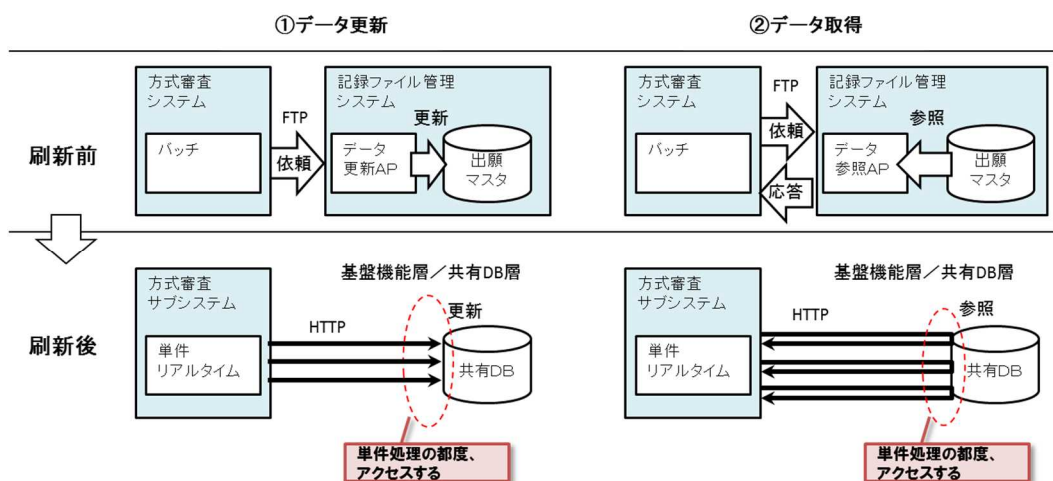
6.4.5 共有データ及び共通リソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響

単件リアルタイム化とデータの集中化により、意匠審査周辺システムから共有データベース及び共通リソースデータを保有する他サブシステムの個別データベースに対して、アクセスが増加する可能性があり、その情報を保有するシステムの設備に対する性能要求に影響があると想定される。当該情報を保有するシステムの設備条件への影響を定める上で考慮すべき点を以下に示す。

- 単件リアルタイム化に伴う共有データベース及び個別データベースへのアクセス増加

単件リアルタイム化による影響として、以下の①データ更新と②データ取得のいずれのケースにおいても、単件処理の都度、共有データベースへアクセスすることになり、例えばデータベース接続の接続や切断が都度発生することになり、処理のオーバーヘッドが想定される。

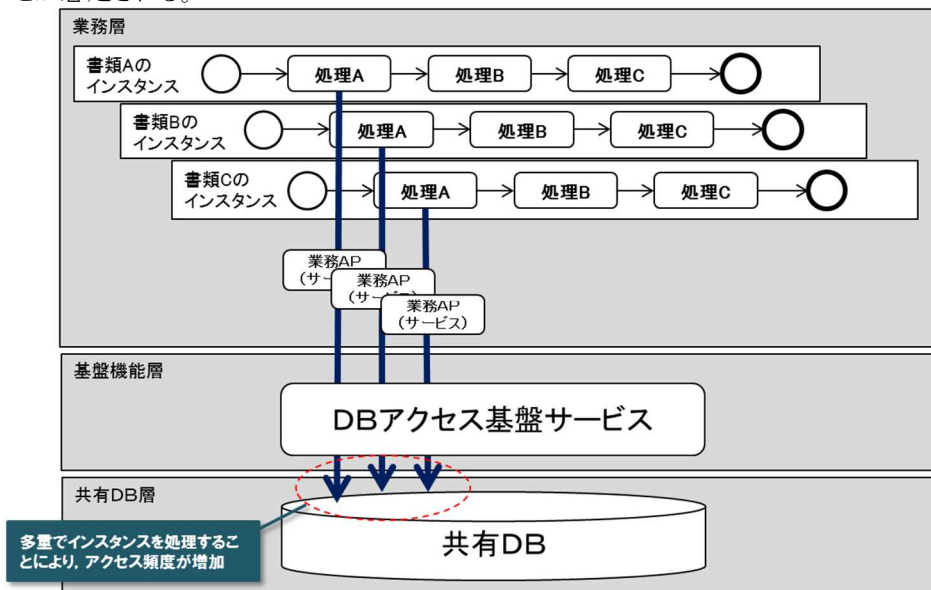
刷新により、バッチ処理から単件リアルタイム処理に見直しされるインタフェースについて、これらの影響を考慮する必要がある。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-28 単件リアルタイム化に伴う共有データベースへのアクセス増加

さらに、ビジネスプロセスのインスタンスを多重で処理するため、設定した多重度に応じて共有データベースや個別データベースへのアクセス頻度が増加し、共有データベース及び個別データベースに要求されるリソースが増えることが想定される。

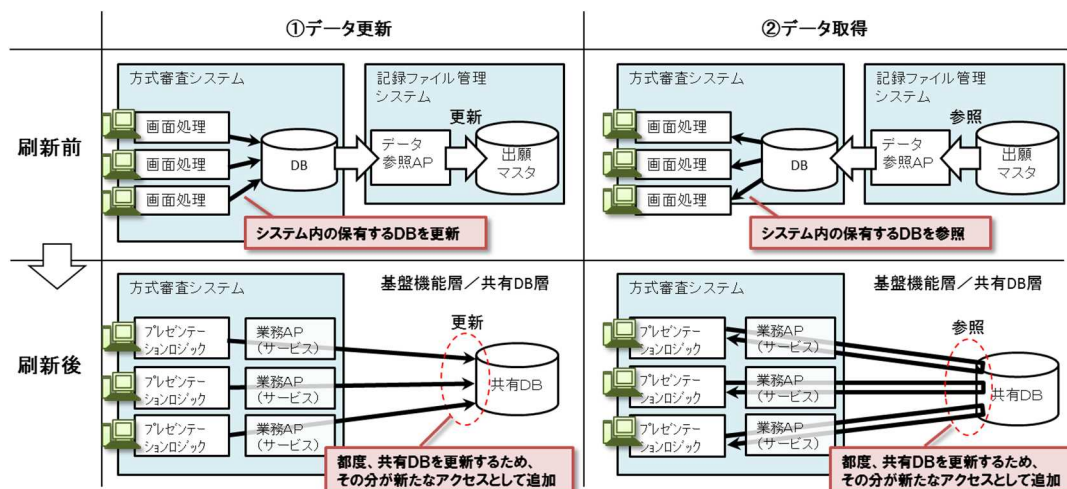


※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-29 インスタンスの多重処理によるデータベースアクセス増加

- データ配置方針に伴う共有データベースや個別データベースへのアクセス増加

データ配置方針による影響として、既存システムにおいて内部システムに保有するデータベースへ参照・更新するケースに対し、刷新後は共有データベースや個別データベースを都度、参照・更新するケースが増えることが想定されるため、主に起案などの画面を利用した業務において、以下の①データ更新と②データ取得のいずれも、共有データベースや個別データベースへのアクセスが新たに追加となる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-30 データ配置方針に伴う共有データベースへのアクセス増加

● 共有データベースの設備条件を定める上での考慮点

以上を踏まえると、共有データベースよいかの設備条件を定める上での考慮点は以下のとおりとなる。これらを踏まえて業務量を評価し、システム刷新による性能要求に耐えうる共有データベースの設備条件を定める必要がある。

表 6-15 共有データベース及び個別データベースの設備条件を定める上での考慮点

アクセス頻度が増加する要因	アクセス頻度が増加するケース	共有データベースの設備条件を定める上での考慮点
単件リアルタイム化に伴う影響	バッチ処理のリアルタイム化	バッチ処理から単件リアルタイム処理となるインターフェースの見直しによる影響を考慮する必要がある。 ※意匠審査周辺システムでは該当するインターフェースは存在しない
データ配置方針の見直しに伴う影響	内部保有データベースの共有データベース化	既存システムにおいてシステム内部に保有していたデータを、システム刷新後に共有データベースとして配置した場合において、内部データから共有データベースへのアクセスへ変更することに伴うアクセス頻度の増加。 ※意匠審査周辺システムでは該当するデータは存在しない

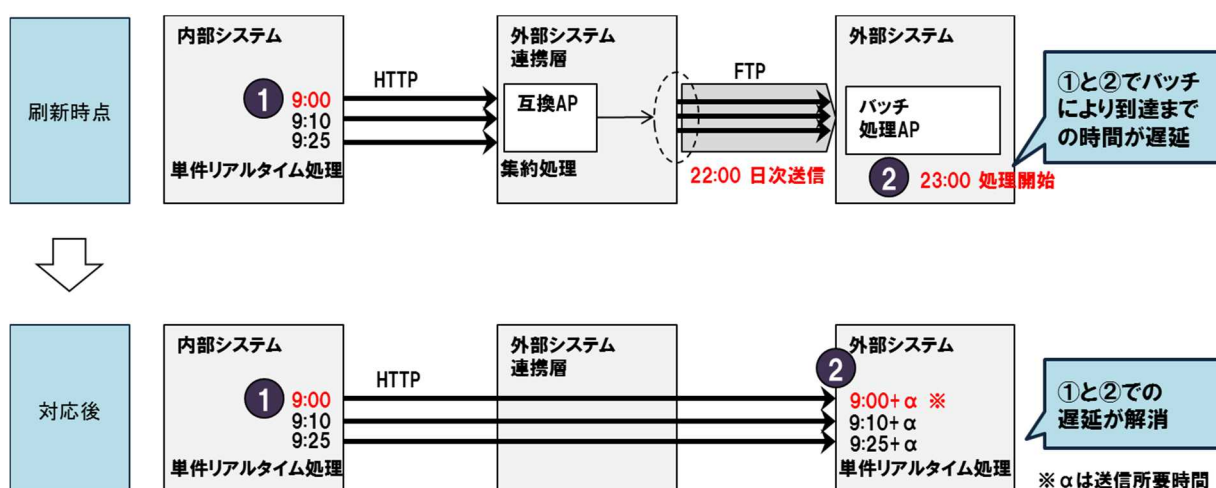
6.4.6 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策

刷新する意匠審査周辺システムと外部システムの間において、業務上のボトルネックが発生するケースが想定される。ボトルネックが発生する箇所及びその対策を以下に示す。

- 外部システムのバッチ処理への送信

送信インタフェースについて、外部システムに合わせて日次等の周期で定時にインタフェースを送信するため、刷新システムからの単件リアルタイム処理により送信した時間から、外部システムへ到達する時間が遅延する。(下図「刷新時点」①と②)

なお、意匠審査周辺システム(既存)で対象となる連携先システムは、「意匠検索システム」であり、例えば審査結果のメモを単件リアルタイム処理で送信することで審査結果のメモを意匠検索システムに即座に通知でき、審査結果のメモのリアルタイム登録が可能となり、利便性が向上する可能性がある。



※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

図 6-31 外部システムへのバッチ処理への送信

- 外部システムのバッチ処理からの受信

受信インタフェースについて、以下2点のボトルネックが存在する。

- バッチ処理によるボトルネック

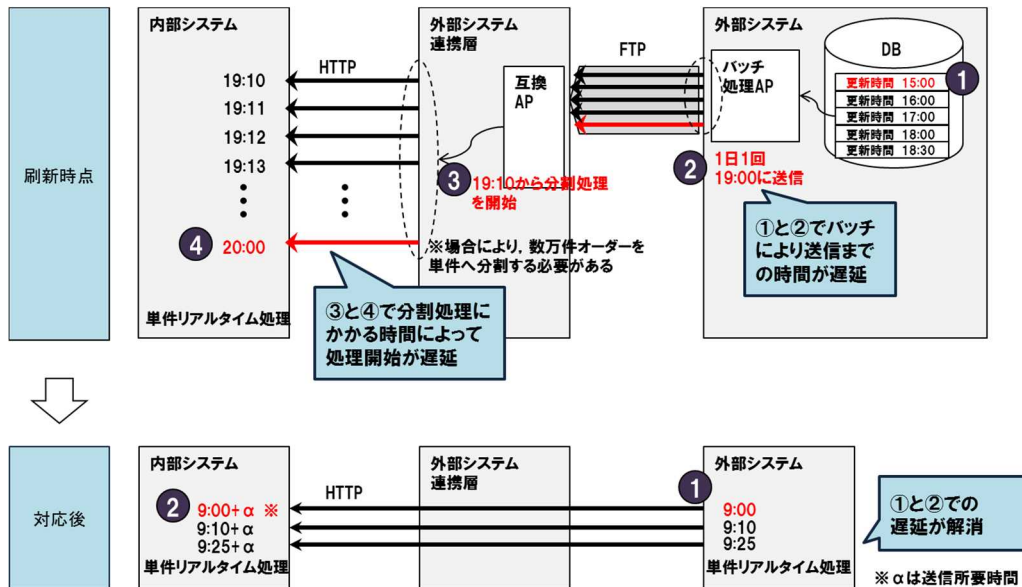
外部システムはバッチ処理であり、日次等の周期で定時にインタフェースが送信されるため、外部システムにて送信可能となった時点から遅延する。(下図①と②)

- 分割処理によるボトルネック

外部システム連携にて、刷新システムの単件リアルタイム処理で管理するビジネスプロセスへ通知するために出願番号等を単位として分割する。それにより、特にレコード件数が多量にある場合に分割処理を開始した時点から、分割処理にかかる時間分が遅延する。(下図③と④)2点のボトルネックはいずれも、送信インタフェースの検討と同様に外部システムが単件リアルタイム化することにより解消する。

また、将来刷新される予定の外部システムが刷新される前や、外部システムが単件リアルタイム化される前において、分割処理によるボトルネックに対する対策として、刷新システムへのデータ送信処理をマルチプロセス化することで処理時間を短縮できる。なお、ビジネスフロー管理への要求を過度にマルチプロセス化した場合は、それが起因となり輻輳する恐れがあるため、無制限にマルチプロセス化せずに流量制限も考慮する必要がある。また、処理順序を持ったインタフェースをESBがマルチプロセスとする場合、分割処理及び外部システム連携から内部システムへのデータ送信の際に処理順序を考慮する必要がある。

なお、意匠審査周辺システム(既存)で対象となる連携先システムは、「意匠検索システム」であり、例えば出願が主分類付与結果及び組物意匠である旨の登録結果を単件リアルタイム処理で送信することで登録結果を意匠検索システムに即座に通知でき、登録結果のリアルタイム登録が可能となり、利便性が向上する可能性がある。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。
 図 6-32 外部システムのバッチ処理からの受信

● 業務上のボトルネックとなる箇所への対策

以上を踏まえると、意匠審査周辺システムと外部システムの間において発生する業務上のボトルネックの箇所とその対策は以下のとおりとなる。

表 6-16 個別システム単件リアルタイム化による業務上のボトルネックとその対策

ケース	業務上のボトルネック箇所	対策
外部システムのバッチ処理への送信	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部システムに合わせて日次等の周期で定時にインタフェースを送信するため、刷新システムからの単件リアルタイム処理による送信時点から、外部システムへの到達時間が遅延する。 	<p>外部システムが単件リアルタイム化することにより解消する。</p> <p>なお、外部システムの修正時に、その連携について、円滑に単件リアルタイム化に移行することが望ましいため、外部システムが単件リアルタイム化するまでのギャップの吸収については「6.2 外部インタフェース」のとおり連携とする</p>
外部システムのバッチ処理からの受信	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部システムのバッチ処理により、日次等の周期で定時にインタフェースが送信されるため、外部システムにて送信可能となった時点から到達時間は遅延する。 ● 外部システム連携にて、刷新システムの単件リアルタイム処理で管理するビジネスプロセスへ流すよう出願番号等を単位として分割するため、レコード件数が多量にある場合に分割処理を開始した時点から、分割処理にかかる時間分が遅延する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同上 ● 刷新システムへのデータ送信処理をマルチプロセス化することで処理時間を短縮できる。その際、無制限にマルチプロセス化せずに流量制限も考慮する。

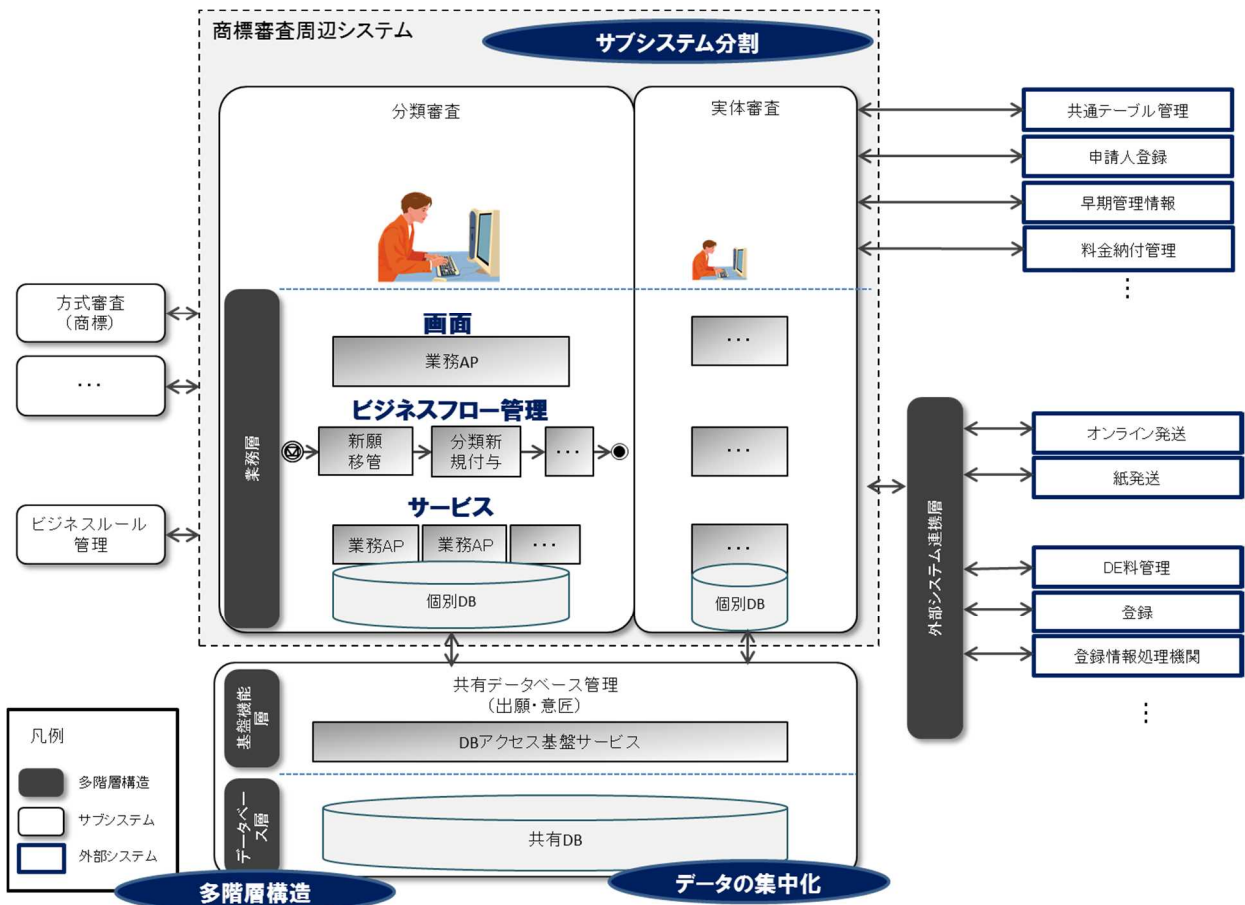
商標審査周辺システム編

1. システムの概観

最適化計画に示された特許庁システムの課題である「累次の個別システム構築に伴うシステム構造の複雑化」と「データの個別システムへの分散に伴う処理の迅速性低下」に対して、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では「サブシステム分割」、「多階層構造によるシステム構造の定型化」、「データ集中化」を主とした設計方針を定めている。

これを踏まえて、互いに疎結合化するよう適切な粒度でサブシステムを分割し、商標審査周辺システムは分類審査、実体審査のサブシステムから構成する。サブシステム内部においては多階層構造による定型化を図り、各層を構成するシステム構成要素に定める責務に合わせて機能を配置する。また、特許庁システム全体で利用する事件・書類データは共有データベースに一元管理する。

なお、外部システムとの連携においては、外部システム連携で新旧アーキテクチャによるインタフェースのギャップを吸収する。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図1-1 システムの概観

2. サブシステムの定義

本章では、以下を目的とし、商標審査周辺システムの対象となるサブシステムを定義する。

- 互いに疎結合化するよう適切な粒度でサブシステムを定義し、変更時の影響をサブシステム内に局所化すること。
- サブシステム間の類似機能の重複を排除し、業務的な変化による影響箇所数を削減することでシステムの保守性を高めること。
- 商標審査周辺システムの要件定義工程の対象となるサブシステムと想定業務範囲を示す。

サブシステム分割は、概念データモデルをベースに特許庁業務で取り扱うデータの更新整合性の観点からデータモデル分析を行い、その結果を用いて同じ目的の業務処理の集合でサブシステムに分割する。

(参考:商標審査周辺システムに関連する分析結果は本章末を参照、またサブシステム分割の考え方は『データ統合方針書 2.1.4 サブシステム分割』を参照)

商標審査周辺システムに関して分析したところ、商標審査周辺システムを「分類審査」「実体審査」を業務単位としたサブシステムに分割する結果を得た。分析結果は業務システム間の関係が疎となる最小の単位であり、さらに細分化を行った場合は、サブシステムを跨ってデータの参照更新が必要となり疎結合化を阻害するため、細分化を行う場合は法改正も見越した業務の見直しが必要となる。

それに対して、開発の生産性を向上させるために分析結果の分割単位を統合し、1つのサブシステムとすることは、更新整合性を阻害するものではない。

なお、サブシステムの統合・分割は、業務要件(将来の環境変化に対する予測も含む)を踏まえて、統合による法域共通の変更に対する効果と、分割による法域固有の変更に対する効果を評価し、高めるべき品質特性(保守性、移植性)を見極めた上で、後続工程(要件整理以降)にて最終的に決定するものとする。

次に、商標の法域において、分析結果として得られたサブシステムの統合に関する考察を以下に示す。

データ統合方針、及び個別業務システム概念設計書に向けた検討結果を踏まえ、業務可視化資料の業務単位に配置先サブシステムを分析したところ、課題は抽出されなかった。

2.1 商標審査周辺システムの対象となるサブシステム

商標審査周辺システムの対象となるサブシステムを下表に示す。

表 2-1 対象のサブシステム

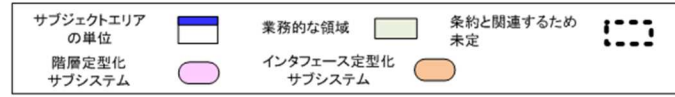
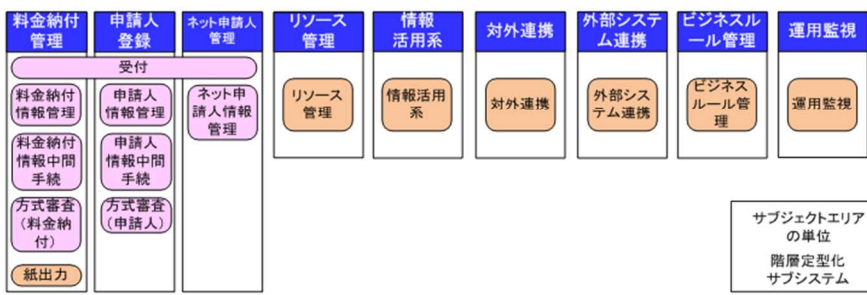
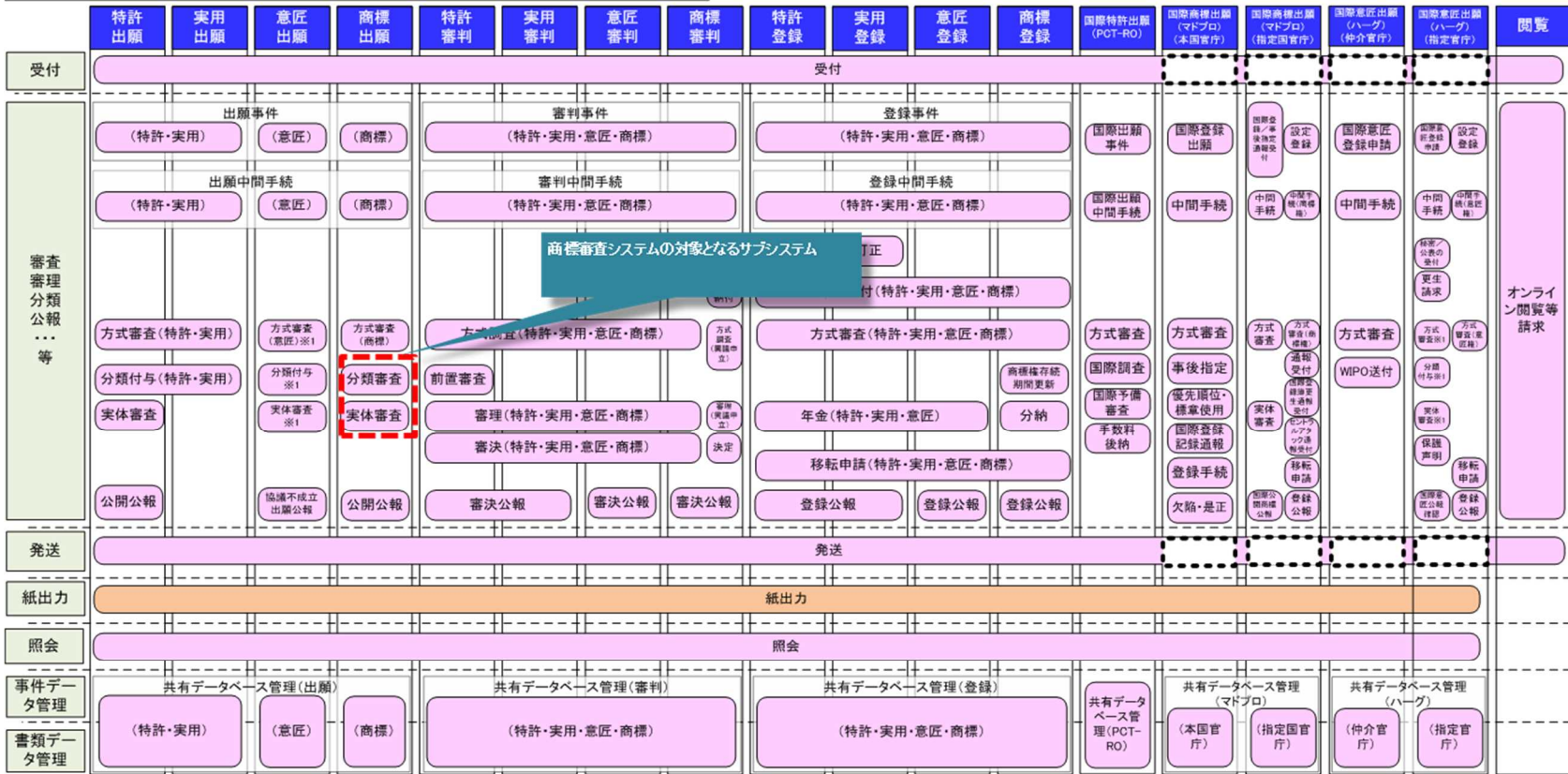
サブシステム	概要説明
分類審査	分類審査対象設定～類似群付与, 及び付随業務
実体審査	各種認定(分割出願認定, 変更出願認定, 色彩認定等)～起案～審査長決裁, 及び付随業務

分類審査サブシステムは, 国際分類管理室のユーザが初期に類似群コードを付与する業務を捉え, そのための機能を配置することと捉えている。

分類審査で付与した類似群コードまたは付与できなかった類似群コードに対し, 実体審査においてユーザが類似群コードを再確認し, 拒絶理由の起案や類似群コードの再付与を行う業務があるが, これらを行うための機能は実体審査サブシステムに配置すべきと考えられる。

ToBeの全体システム構成における商標審査周辺システムのサブシステム対象範囲を次頁に示す。

別紙2-1 全体システム構成図(論理構成)【ToBeサブシステム構成図】



注釈
 ※1 国際意匠出願(ハーグ)(指定官庁)も含む

図 2-1 全体システム構成図(論理構成) 出典:『特許庁システム全体システム概念設計書 図 2.2-11』

2.2 商標審査周辺システムの想定業務範囲

商標審査周辺システムのサブシステムが担う想定業務範囲を下表に示す。
想定業務範囲は、業務可視化資料に基づき記載している。

なお、システムの要件定義は後続工程で決定されるものであり、その要件を制限するものではないが、変更時の影響をサブシステム内に局所化することでシステムの保守性を高める目的により、新たな業務追加や業務の見直しは、当該サブシステムの業務の追加、見直しが妥当であるか検討した上で実施するものとする。

詳細な想定業務範囲については、「別紙1 サブシステム業務範囲一覧」参照とする。

表 2-2 商標審査周辺システムの業務範囲

サブシステム	想定業務範囲		業務概要
	業務階層	業務	
分類審査	商標	全業務	分類審査対象設定～類似群付与、及び付随業務
実体審査	商標	全業務	各種認定～起案～審査長決裁、及び付随業務

- (参考)サブシステム分割結果

出願事件(商標)

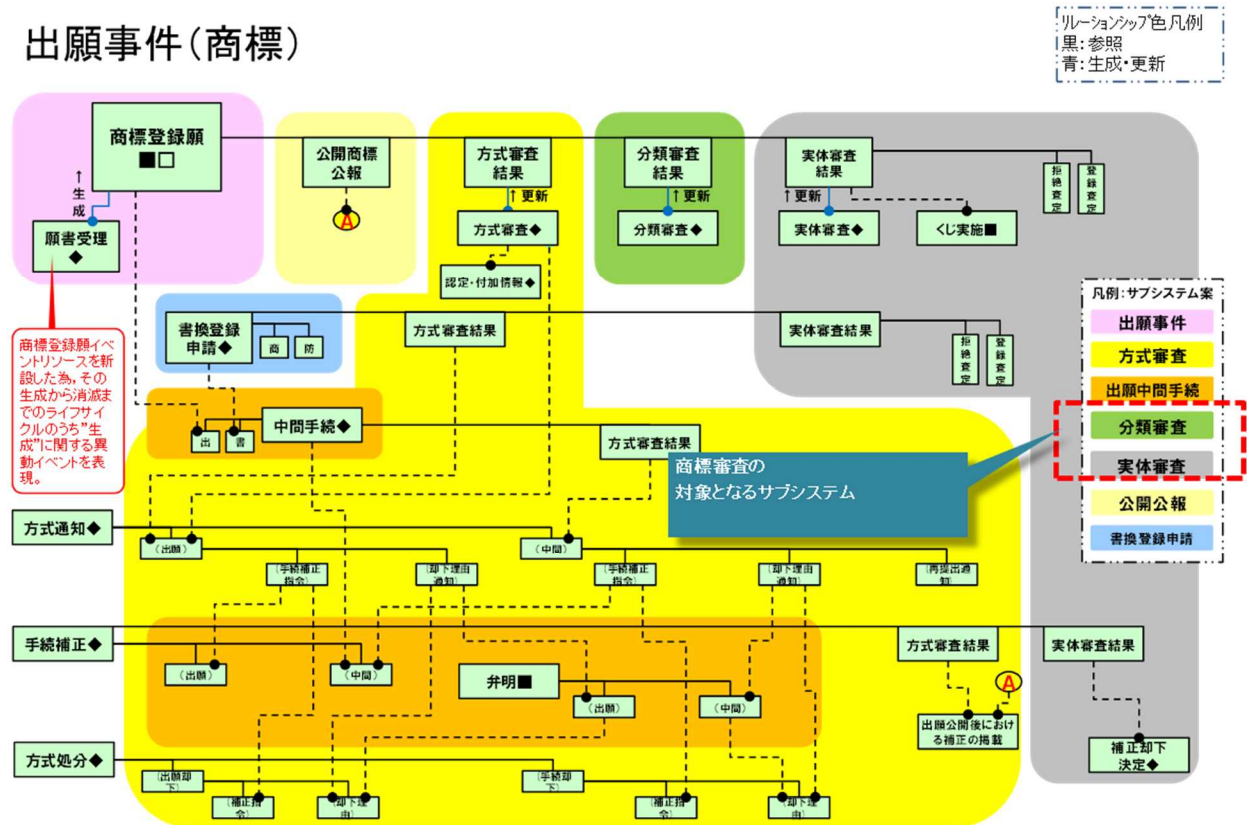


図 2-2 出願事件のサブシステム分割 出典:『データ統合方針書 図 2.1.6.3.1-1』

3. データ配置位置の方針

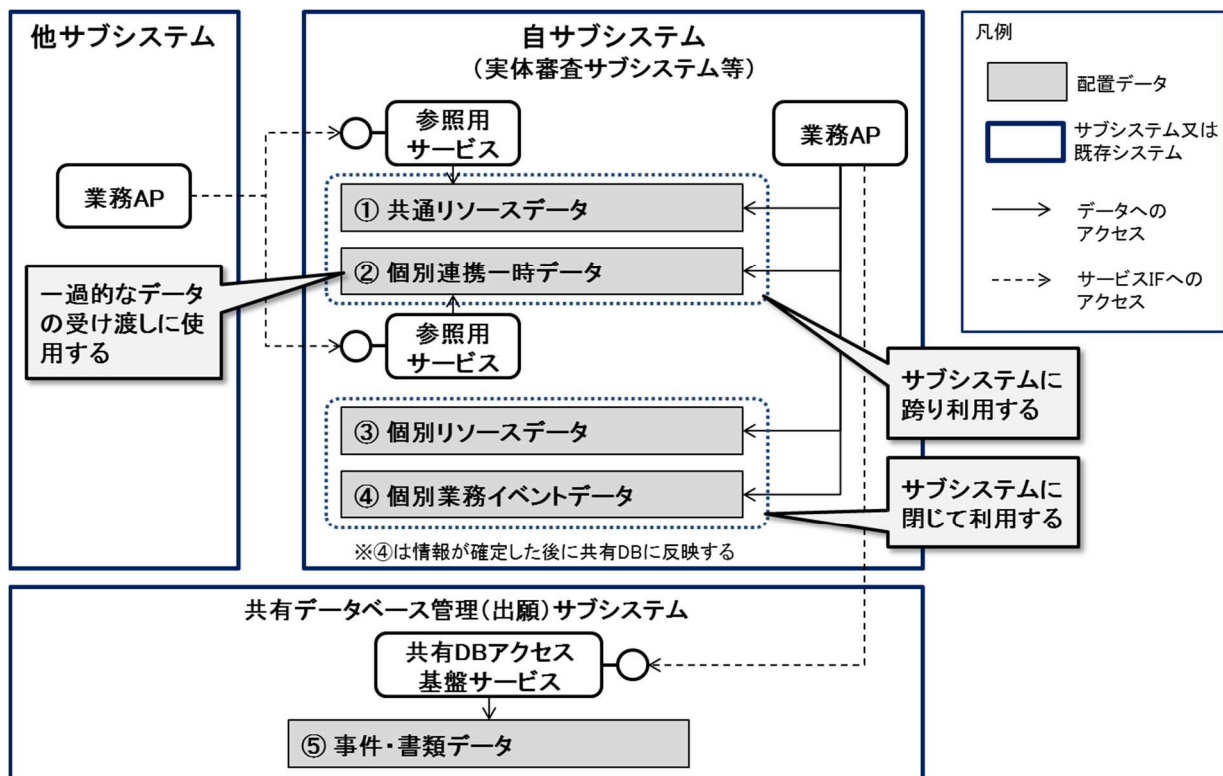
本章では、データ集中化による保守性の向上を目的に、商標審査周辺システムのデータ配置位置の方針を定める。その方針を定めるにあたり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.5 個別データベース』及び『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.8 共有データベース』で定義されたシステム構成要素の方針を以下に示す。

表 3-1 個別データベースと共有データベースに配置するデータ

項番	対象データ	配置先のシステム構成要素
①	共通リソースデータ	個別データベース
②	個別連携一時データ	
③	個別リソースデータ	
④	個別業務イベントデータ	
⑤	事件・書類データ	共有データベース

※1 特許庁の行政サービスとは、特許庁が国民や申請人等に対し提供する各種サービスの事を指し、発明・考案・意匠・商標に対し、権利を与えるかどうかの査定をする出願サービス、査定された権利を原簿に登録し、原簿を維持管理する登録サービス、審判請求に対し、審決をする審判サービス、国際出願制度の手続に対応する国際出願サービスを表す。国際出願サービスは、申請人に対し直接的に結果を提供するものでない為、上記の出願、登録、審判とは区別する。

これを図示すると以下のとおりとなる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」、「IF」は「インタフェース」の略記である。

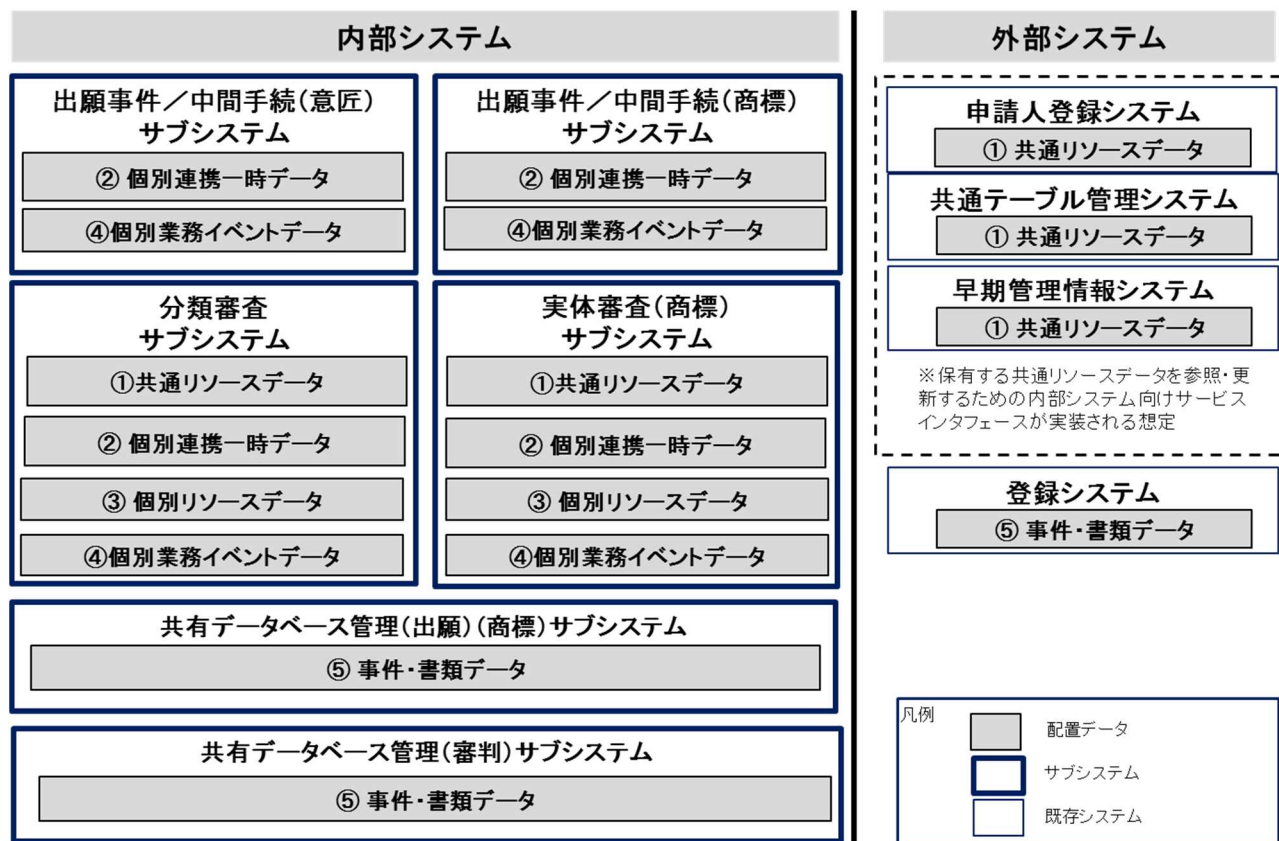
図 3-1 共有データ／個別データの配置位置

3.1 商標審査周辺システム刷新時におけるデータ配置位置の方針

共有データ／個別データの配置位置の方針に準拠し、商標審査周辺システム刷新時におけるデータ配置位置の方針を定める。

また、特許庁システムは段階的に個別システムを刷新することから、商標審査周辺システム(既存)刷新時は、事件・書類データ、共通リソースデータを既存システムに配置する場合がある。

以上を踏まえると、商標審査周辺システム(既存)の刷新時におけるデータ配置位置は以下のとおりとなる。



※ 内部システム、外部システムの定義は『用語集』を参照

図 3-2 商標審査周辺サブシステムのデータ配置位置

① 共通リソースデータ

共通リソースデータの配置データと配置位置は以下のとおり。

表 3-2 共通リソースデータの配置位置

区分	配置位置	配置データ	
外部システム	申請人登録システム(既存)	申請人情報	申請人住所, 氏名等の情報
	共通テーブル管理システム(既存)	国県名情報	国県名の情報
		書類情報	書類名の情報
		職員情報	所属, 役職, 氏名等の情報
早期管理情報システム(既存)	早期管理情報	紙申請書類のデータエントリ情報	

② 個別連携一時データ

サブシステム間のデータ授受を目的とし、一時的に共有されるデータは、連携元サブシステムの個別データベースに配置する。連携元サブシステムは、データ参照用サービスを作成しサービスインタフェースを連携先サブシステムに提供する。

③ 個別リソースデータ

実体審査サブシステムのみで利用する期間管理テーブル(期間管理を実施する年月日数を登録)など、単一サブシステムに閉じて使用するリソースデータについて、各サブシステムに配置する。

④ 個別業務イベントデータ

実体審査中の情報、起案中、決裁中の起案書情報など、単一サブシステムに閉じて使用する一時的なデータについて、業務要件を踏まえて必要なデータを各サブシステムに配置する。業務遂行中の段階ではサブシステム内に保有し、業務完了によって確定情報となった後、例えば、業務の結果の事件・書類データへの反映など、共有データベースに反映が必要なデータは、共有データベースに反映する。

⑤ 事件・書類データ

事件・書類データの配置データと配置位置は以下のとおり。

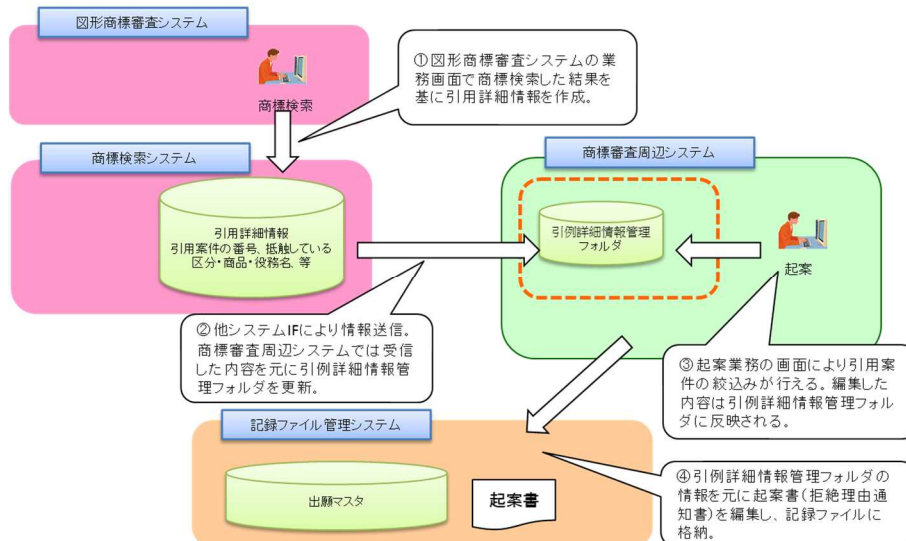
表 3-3 事件・書類データの配置位置

区分	配置位置	配置データ	
内部システム	共有データベース管理(出願)(特実)サブシステム	出願事件の情報	特許, 実用の出願事件における出願人や請求項数, アクセスコード等の情報や書類データ
	共有データベース管理(出願)(意匠)サブシステム		意匠の出願事件における出願人や類似意匠等の情報や書類データ
	共有データベース管理(出願)(商標)サブシステム		商標の出願事件における出願人や防護の原登録等の情報や書類データ
	共有データベース管理(審判)サブシステム	審判事件の情報	審判事件における審判記事や審判請求項記事, 審判請求人代理人記事等の情報や書類データ
外部システム	登録システム(既存)	登録事件の情報	登録原簿情報

3.2 データ配置位置に関する留意事項

3.2.1 引用詳細情報の位置づけ

商標審査で利用する特徴的なデータとして引用詳細情報があげられる。引用詳細情報には拒絶理由通知書(4-1-11)の編集に必要な引用案件の番号, 抵触している区分・商品・役務名などの情報が含まれている。既存システムでは図形商標審査システム(既存), 商標検索システム(既存)で引用詳細情報を作成し, 他システム間インタフェースにて商標審査周辺システム(既存)へ送信の上, 商標審査周辺システム(既存)の個別データベースに受信した情報を格納の上, 起案書を編集している。



※ 図中の「IF」は「インタフェース」を略記したものである。

図3-3 引用詳細情報利用の流れ(現状)

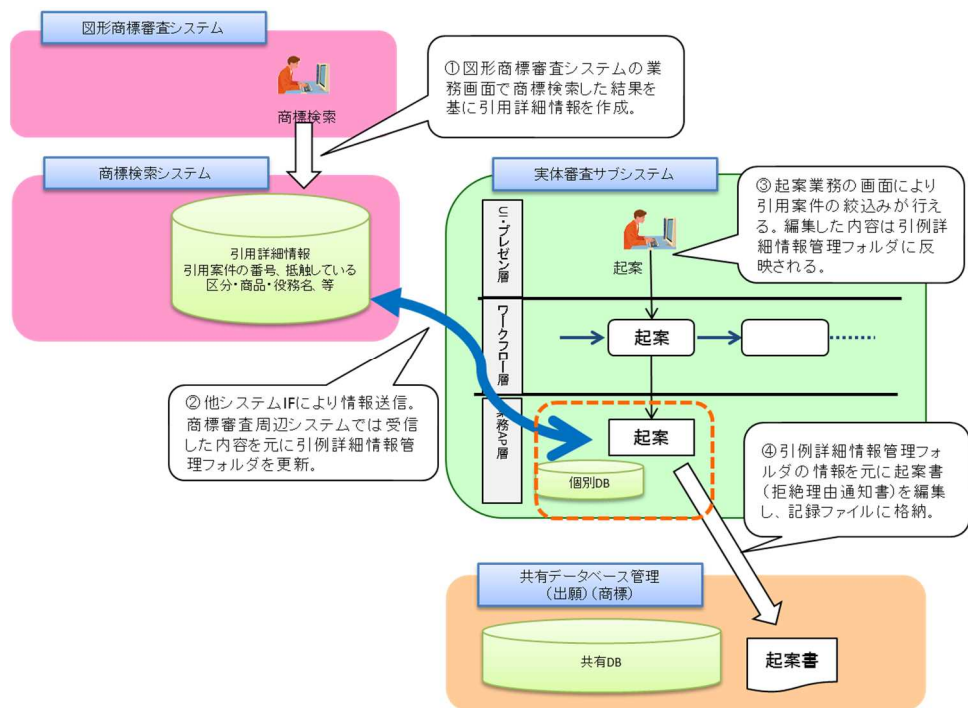
特許庁システムにおける引用詳細情報を保有する目的は, 以下2点が考えられる。

- ① 引用詳細情報を含む起案書を記録として保管する
- ② 引用案件を絞り込むための関連情報として引用詳細情報を確認する

①は引用詳細情報を含む起案書が対象データであり, 事件の完了及び権利の消滅までの長期間にわたり管理する。さらに複数サブシステムがデータを利用することから, 共有データベースへ配置するのが妥当と考えられる。

②は当該案件と関連する引用詳細情報の紐付けが対象データであり, 商標審査周辺システムにて拒絶理由通知書(4-1-11)起案時に, 商標検索システムから該当案件の引用詳細候補情報を受信し, 引用商標一覧から審査管理により引用すべき情報を選択する。検索業務では商標見本表示画面にて該当案件の引用候補を設定する必要があるため, サーチシステムに配置するのが妥当と考えられる。

よって, 次期システムにおいても, 既存のデータ配置を踏襲するものとし, 商標審査周辺システムでは拒絶理由通知書(4-1-11)の起案時に引用詳細情報を個別業務イベントデータに仕掛データの位置づけで保有し, 発送等により確定情報となった後は共有データベースで一元管理する。



※ 図中の「DB」は「データベース」,「IF」は「インタフェース」の略記である。

図3-4 引用詳細情報利用の流れ(刷新後)

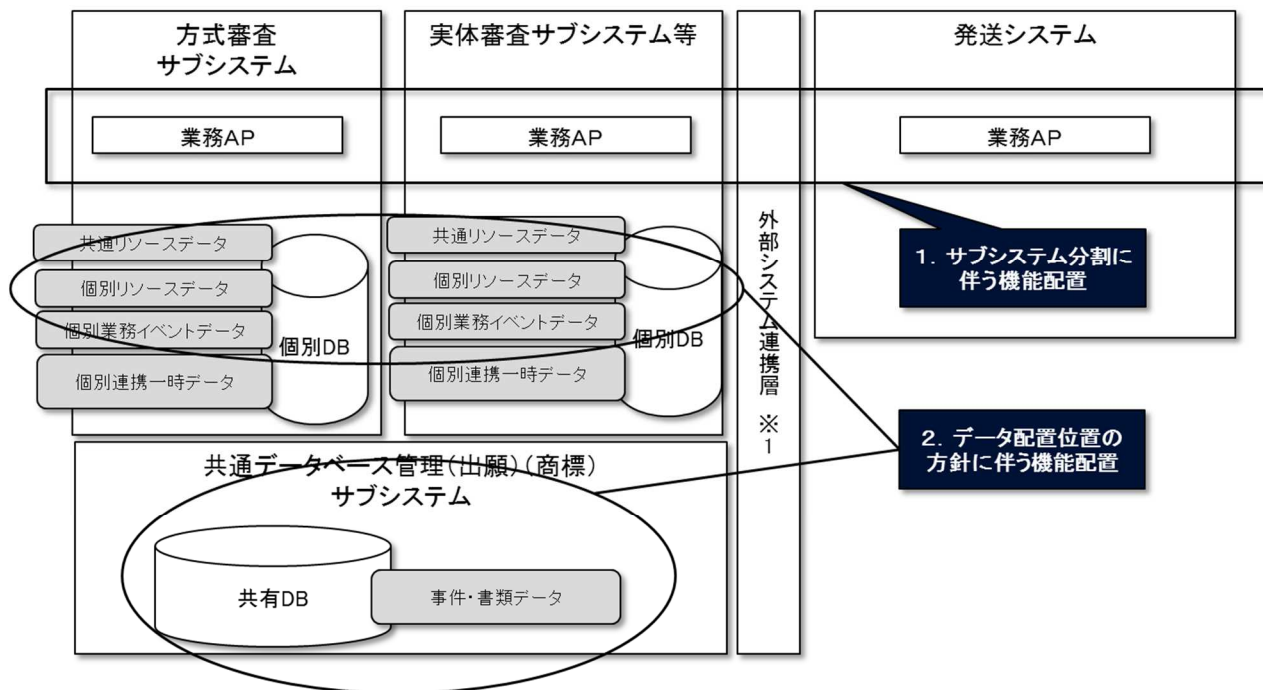
4. 機能配置の方針

本章では、サブシステム分割とデータ配置位置の方針を踏まえて、商標審査周辺システムの刷新時における機能配置の方針を定める。

4.1 基本方針

機能配置の考え方は以下のとおりとなる。

- ① 「2. サブシステムの定義」に示す業務範囲により、業務を実現する機能の配置先を決定する
- ② 「3. データ配置位置の方針」により、データに対する参照機能と更新機能の配置先を決定する



※1 既存システム側の改修によりプロトコル変換等のインターフェースギャップを吸収する必要がないケースでは、外部システム連携層を経由せず直接に外部システムと連携する場合もある

※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 4-1 機能配置のイメージ

4.1.1 サブシステム分割に伴う機能配置

「2. サブシステムの定義」に示す業務範囲のうち、システム化の要件が存在する業務を実現する機能をサブシステムに配置する。

4.1.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置

「3. データ配置位置の方針」に従い、共有データベース、個別データベースにデータを配置し、それを踏まえてデータの参照機能と更新機能を配置する。データごとの機能配置の方針を以下に示す。

表 4-1 データ配置に伴う機能配置

項番	対象データ	管理DB	配置する機能に関する方針
1	個別リソースデータ	個別データベース	サブシステムに保有する個別データベースへの参照と更新は、サブシステムに配置する参照機能と更新機能により行う（他のサブシステムに保有する個別データベースへの参照と更新はしない。）。
	個別業務イベントデータ		
2	個別連携一時データ	個別データベース	個別連携一時データへの参照と更新は、連携元サブシステムに配置する参照機能と更新機能を経由して行う。
	共通リソースデータ		共通リソースデータへの参照と更新は、共通リソースデータを保有するサブシステムに配置する参照機能と更新機能を経由して行う。
3	事件・書類データ	共有データベース	共有データベースへの参照と更新は共有データベース管理サブシステムに配置するデータベースアクセス基盤サービスを経由して行う。

4.2 既存システムからの機能配置の見直し

基本方針より定義される機能配置と、既存システムの機能配置を比較し、システム刷新時に機能配置の見直しを行う点を示す。

4.2.1 サブシステム分割に伴う機能配置

サブシステム分割により定義したサブシステムが提供する業務範囲と、既存システムが提供する業務範囲を比較し、機能配置の見直しが必要となる業務機能を下表に示す。

なお、配置先は、ToBeモデルのサブシステムで示している。

表 4-2 機能配置の見直しが必要となる業務

項番	対象業務	既存の配置先システム	新規の配置先サブシステム
1	職権取消通知、	意匠・商標方式審査システム	実体審査(商標)サブシステム
2	無効通知起案		
3	業務		
		庁内書類作成	

4.2.1.1 実体審査(商標)サブシステムへの機能配置

既存システムでは、商標審査発の起案書に対して職権取消通知、無効通知を起案した場合、意匠・商標方式審査システム(既存)の庁内書類入力機能でイメージ入力し、庁内書類として蓄積している。

商標審査発の起案書に対する職権取消通知、または無効通知の起案、発送は、商標審査の業務範囲となるため、これらの庁内書類入力機能について、実体審査(商標)サブシステムへ機能配置する。

また、拒絶査定に対して職権取消通知、無効通知を起案した場合、意匠・商標方式審査システム(既存)から審判システム(既存)への通知を行っているが、この機能配置の変更により、実体審査(商標)サブシステムから通知するよう変更となる。

4.2.2 データ配置位置の方針に伴う機能配置

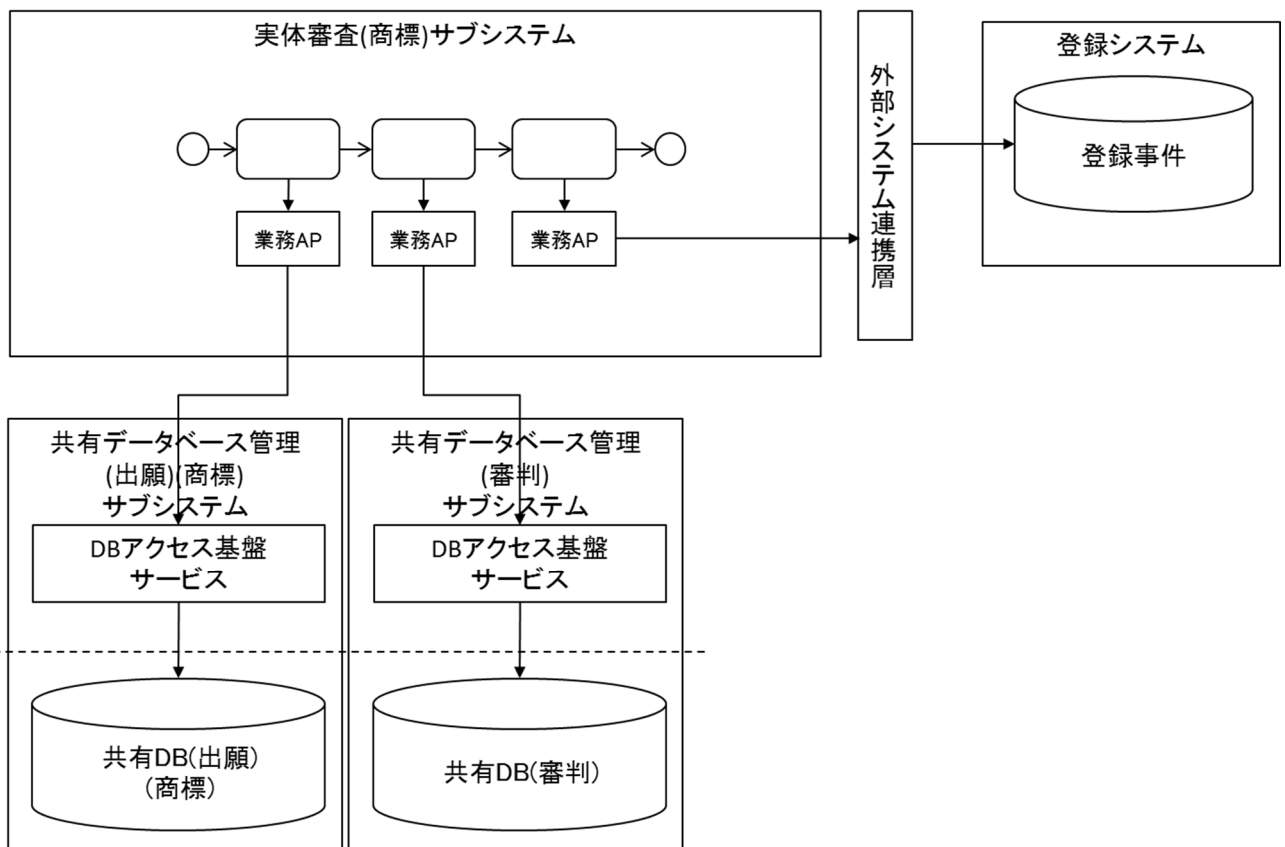
4.2.2.1 事件・書類データ

事件データ(出願人代理人, 優先権等)や書類データは共有データベースに配置され, 各サブシステムが, 基盤機能層を介して更新・参照するため, 既存システムで業務アプリケーション間の連携により事件・書類データを更新・参照している機能の見直しを行う。

商標審査周辺システム(既存)刷新時の各事件・書類データの配置先とアクセス方法は以下のとおりとなる。

- 出願事件は, ToBeアーキテクチャに準拠した共有データベース管理(出願)サブシステムに配置し, 基盤機能層を介して更新・参照する。
- 審判事件は, ToBeアーキテクチャに準拠した共有データベース管理(審判)サブシステムに配置し, 基盤機能層を介して更新・参照する。
- 登録事件は, 既存システムに配置し, 外部システム連携を介して更新・参照する。

外部システムとの連携は, 「6. システム間の連携方法」に記載する。



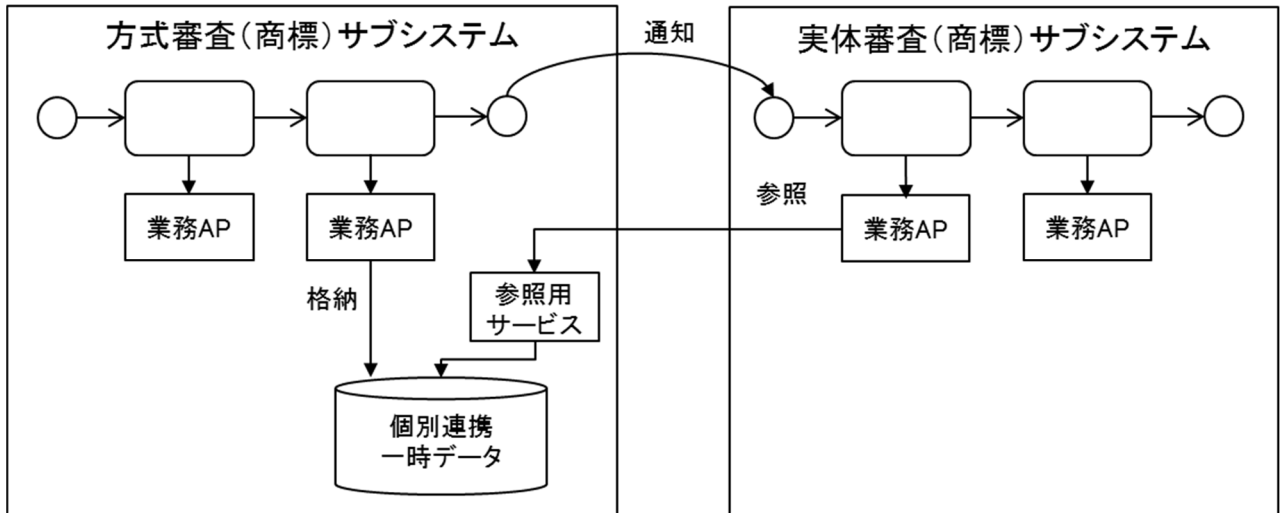
※ 図中の「DB」は「データベース」, 「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 4-2 各事件データの配置先とアクセス方法

4.2.2.2 個別連携一時データ

事件・書類データ及び共通リソースデータ以外の情報で、サブシステム間のデータ授受を目的とし、一時的に共有されるデータである個別連携一時データは、連携元サブシステムの個別データベースに配置され、連携先のサブシステムは連携元サブシステムが用意するデータ参照用サービスインタフェースを介して参照するため、既存システムで業務アプリケーション間により共有する情報を授受している機能の見直しを行う。

個別連携一時データの配置先とアクセス方法は以下のとおりとなる。



※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

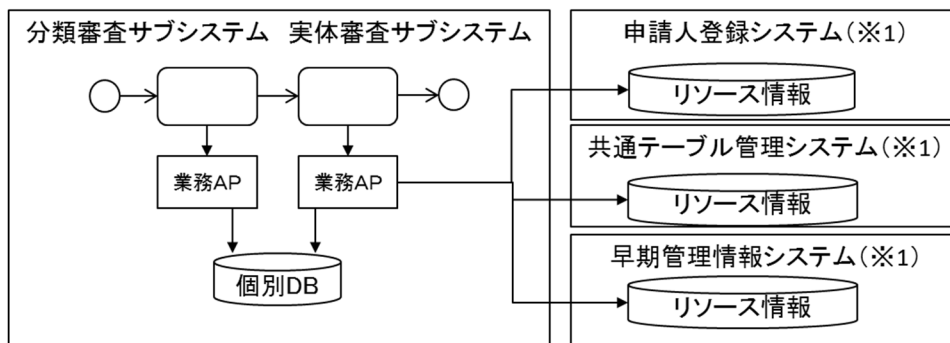
図 4-3 個別連携一時データの配置先とアクセス方法

4.2.2.3 共通リソースデータ

共通リソースデータは、そのデータを保守するサブシステムに配置され、そのサブシステムが提供するサービスインタフェースを介して、共通リソースデータの更新・参照するため、既存システムで業務アプリケーション間の連携により共通リソースデータを更新・参照している機能の見直しを行う。

申請人登録システム(既存)、料金納付管理システム(既存)、共通テーブル管理システム(既存)、早期管理情報システム(既存)に配置された共通リソースデータは、商標審査周辺システム刷新時に外部システムであるが、保有する共通リソースデータを参照・更新するための内部システム向けサービスインタフェースが実装される想定のため、データ取得先のシステムが提供する更新・参照のサービスインタフェースを介して更新・参照する。

連携方法については、「6. システム間の連携方法」に記載する。



※1システムは刷新されず、リソース情報にアクセスするインタフェースが提供される。

※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 4-4 共通リソースデータの配置先とアクセス方法

5. アーキテクチャ適用方針

商標審査周辺審査システムは定型化対象システムであり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の定める規約を適用することにより、システム構造の定型化を実現する。それを踏まえて本章では、商標審査周辺システムが担う業務特性を考慮し、ビジネスフロー管理を適用する対象業務など規約の適用範囲や、規約の選択肢が複数ある場合の採用方針など、システムの定型化に効果的な規約の適用方針を示す。

本章の構成を以下に示す。

5.1 多階層構造の適用方針

サブシステム(分類審査, 実体審査)における多階層構造の適用方針及びアクセスパスの適用方針を記載する。

5.2 階層ごとの適用方針

サブシステムを構成する多階層構造の階層ごとに、規約の適用方針を記載する。また、必要に応じて適用した場合の具体的な業務例を示す。

また、本章では『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定める規約のうち、要件定義において、そのまま適用するには複数の解釈があることから設計のバラツキに繋がる懸念があるものや、正しく理解する上で業務観点での補足が必要となるものを対象に記載する。その対象となる規約を下表に示す。

上記の理由より、本章に記載のない事項については、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に従う。

表 5-1 本章の記載範囲

項番	『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3. 規約』		本書の記載	
1	3.規約	システム構造	○	
2		システム構成要素	ビジネスフロー管理	○
3			業務アプリケーション(サービス)	○
4			業務アプリケーション(画面)	○
5			業務アプリケーション(バッチ)	○
6			個別データベース	—
7			ビジネスルール管理	○
8			DBアクセス基盤サービス	○
9			共有データベース	○
10			外部システム連携	○
11			サブシステム間連携方式	○※1
12		システム開発全般	重複データの禁止	—
13			業務アプリケーションの版管理	—
14			文字コード	—
15			認証・認可	—
16	4.例外規定	規約を遵守できない場合の取扱	—	
17	別冊	BPMN表記規則	—	

○: 記載する

※1 「6. システム間の連携方法」に記載する。

5.1 多階層構造の適用方針

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.1 システム構造』では、システム構造の定型化、及び変更時における影響範囲の把握容易化を目的として、多階層構造の各層のシステム構成要素を定めている。そのうち意匠審査周辺システムにおけるサブシステムの対象範囲は、以下のとおりとなる。

表 5-2 多階層構造とサブシステムの範囲

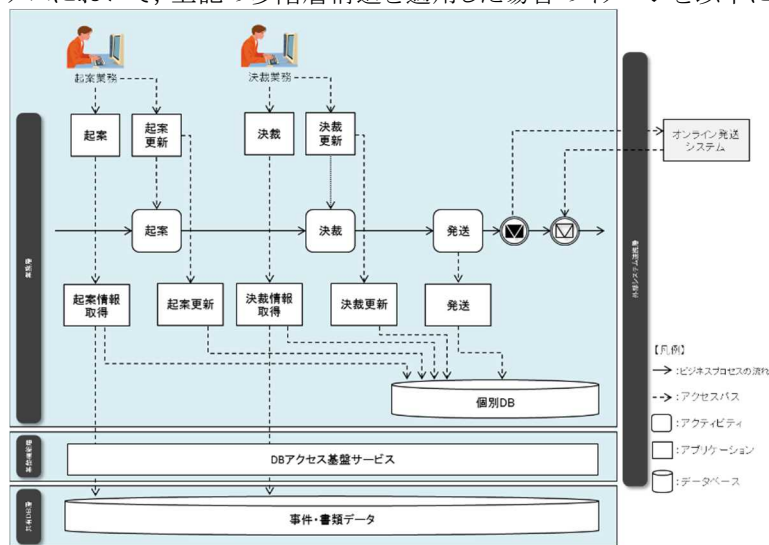
項番	層	システム構成要素	責務	対象範囲
1	業務層	ビジネスフロー管理	次の①及び②を担う。①ビジネスプロセスの管理,②ビジネスプロセスインスタンスの管理。	○
2		業務アプリケーション(画面)	業務処理の実行うち,画面を備える処理の実行に関する責務を担う。	○
3		業務アプリケーション(サービス)	業務処理の実行うち,サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する責務を担う。	○
4		業務アプリケーション(バッチ)	業務処理の実行のうち,次の①あるいは②のいずれかの処理の実行に関する責務を担う。①予め定められた期間あるいは日時に処理の実行を開始するもの。②複数の業務キーに関する処理を,一括して処理せざるをえないもの。	—
5		個別データベース	個別データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。	—
6		ビジネスルール管理	ビジネスルールを処理することができる。	○
7	基盤機能層	DBアクセス基盤サービス	共有データベースに配置されたデータに対して標準化された操作を提供する責務を担う。	—
8	共有DB層	共有データベース	共有データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。	○

○:対象範囲

なお、外部システム連携に配置する外部システム連携は、システム間の連携の実現のため刷新時に合わせて設計する要素であり、「6. システム間の連携方法」に示す。

● 多階層構造の適用イメージ

商標審査周辺システムにおいて、上記の多階層構造を適用した場合のイメージを以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-1 多階層構造の適用イメージ

5.1.1 多階層構造の適用対象

商標審査周辺システムのサブシステム(分類審査, 実体審査)では, 案件審査や起案, 決裁等の画面を有し, さらに発送保留要否判定, 起案書発送準備といった業務フローを有することから, 下表に示す階層におけるシステムの構成要素を必要とするため, それぞれ『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の規約を適用する。

表 5-3 規約の適用対象となるサブシステムの階層

項番	層	商標審査周辺システムのサブシステム	
		分類審査	実体審査
1	業務層	○	○
2	基盤機能層	—	—
3	共有DB層	—	—

○:適用する

5.1.2 アクセスパス

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では, 変更時の影響範囲の特定を容易にし, 段階刷新における相互接続性を確保することを目的として, システム構成要素のアクセスを基本アクセスパスとして定めており, 刷新後の商標審査周辺システムもこれに従う。

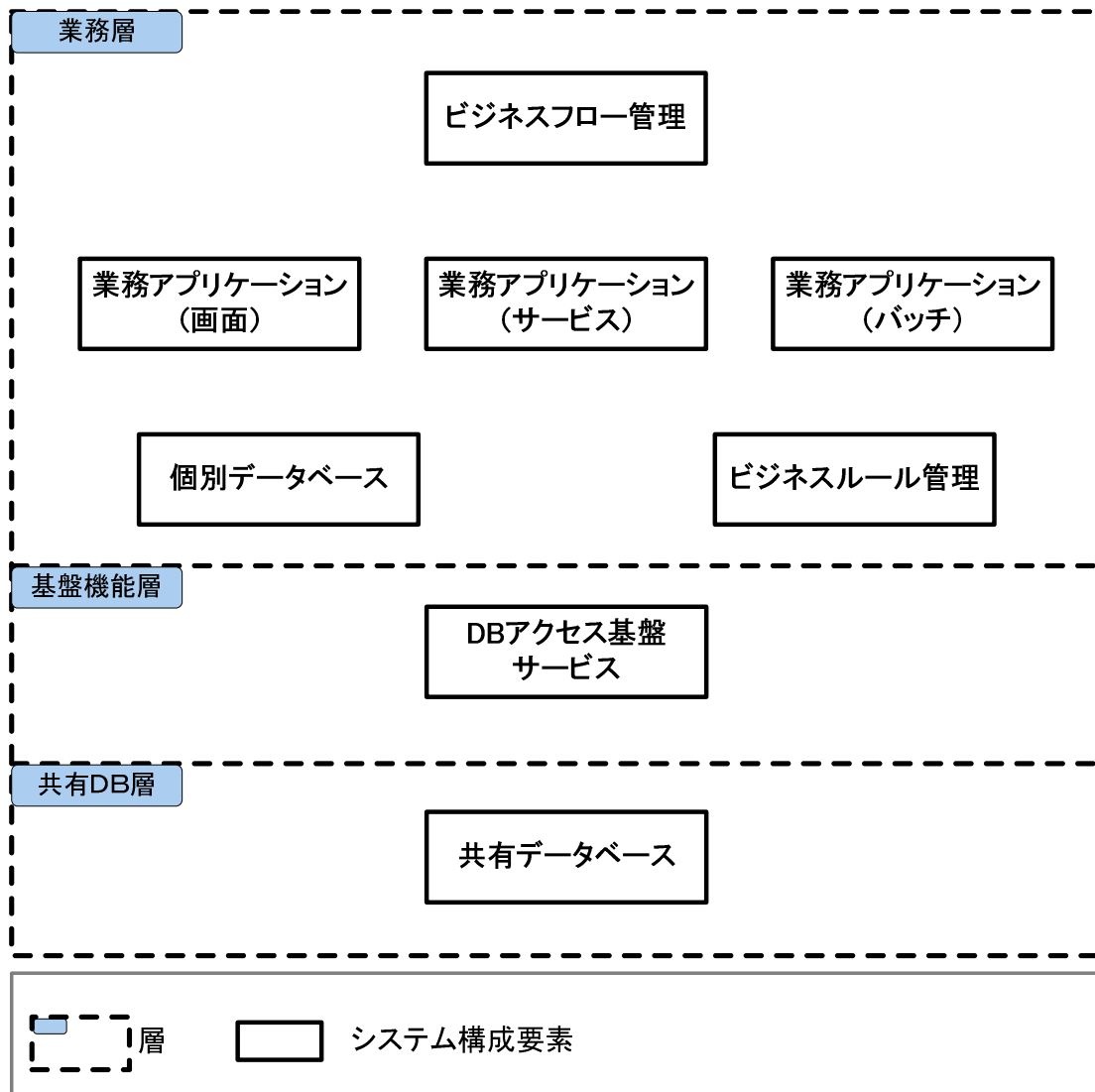


図 5-2 アクセスパスのイメージ 出典:『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.1.3 アクセスパス』

5.2 階層ごとの適用方針

5.2.1 業務層

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.1.2層とシステム構成要素』に従い、業務層のシステム構成要素ごとに適用方法を示す。

5.2.1.1 ビジネスフロー管理

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.1 ビジネスフロー管理』に従い、ビジネスプロセスの表記法としてBPMNを利用し、ビジネスプロセスの実行にはビジネスフロー管理で行う。それを踏まえ、ここではビジネスフロー管理で動作させる対象業務と実現方法、及び業務をビジネスプロセス化する上での分割・統合単位の考え方を示す。

はじめに、刷新時におけるビジネスフロー管理の全体像と、そのうちの本章での記載範囲を以下に示す。

● ビジネスフロー管理の全体像

受付システム(既存)にて既存と同様に事件の振り分けを行い、そのうち商標の出願書類について、外部システム連携を経由して出願事件/出願中間手続サブシステム^{*1}へ送信する。出願事件/出願中間手続サブシステムでは、全体ワークフロー^{*2}のビジネスプロセスインスタンスを生成する。以降は全体ワークフローの進行状況に応じて、方式審査や実体審査などの個別ワークフロー^{*2}への振り分けを行う。

なお、出願事件(特許・実用)、審判事件については、受付システム(既存)より、出願事件/中間手続(特許・実用)サブシステム、審判事件/中間手続サブシステムへの事件の振り分けが既に行われている。同様に、振分システム(既存)、商標審査周辺システム(既存)の刷新時には、出願事件/中間手続(意匠)サブシステム、出願事件/中間手続(商標)サブシステムへ、出願事件(意匠)、出願事件(商標)の振り分けを行う必要がある。

この時点で、振分システム(既存)は廃止となり、また、登録システムは既存システムとなるため、登録事件の振分は登録システム刷新時に対応される。

● 本章の記載範囲

本章では、商標審査周辺システムにおけるサブシステム(分類審査、実体審査)の個別ワークフローを検討し、さらに連携する全体ビジネスフロー管理及び他の個別ビジネスフロー管理との連携部分を合わせて検討する。

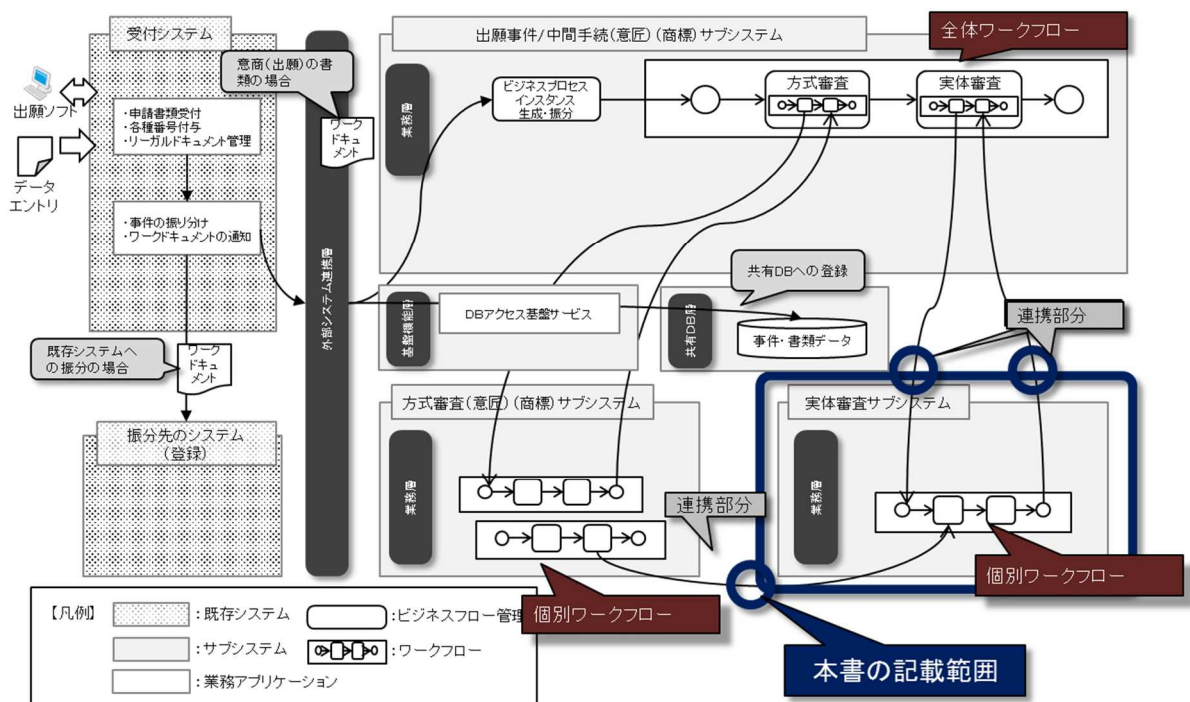


図 5-3 ビジネスフロー管理の全体像と本書の記載範囲

※1 データ分析とそれに基づくサブシステム分割の結果、出願事件の流れを管理するサブシステムとして、出願事件／出願中間手続サブシステムを定義している。

※2 全体ワークフローは大域的に管理したい(可視化したい)要件により決定されるビジネスプロセスであり、分類審査サブシステム、実体審査サブシステムのビジネスプロセスが振り分け先の個別ワークフローとして紐付けられる。全体ワークフローには、事件に関するものと、中間手続に関するものの2つがある。例えば、出願事件の全体ワークフローは願書受理を契機にイベントを開始し、当該願書に係る出願事件のビジネスプロセスを管理するものである。中間手続の全体ワークフローは中間書類受理を契機に開始し、当該中間書類のビジネスプロセスを管理するものである。なお、中間手続の全体ワークフローは可視化の要件に応じて定義する。

5.2.1.1.1 ビジネスフロー管理の適用業務

ここでは、BPMNで記載するビジネスプロセスをビジネスフロー管理で動作させる上で、適用する対象業務を決定する考え方と、その具体的な業務例を示す。

ビジネスフロー管理で動作させるビジネスプロセスの対象となる業務を以下に示す。

- ① 手作業などで行うシステム化しない業務を除き、システム化する業務を適用候補とする^{※1}
- ② ①の適用候補のうち、業務間の前後関係が存在する業務をビジネスフロー管理の適用対象とする

※1 上記①は、設計工程における分析レベル以降のビジネスフロー管理の対象を示しており、システムの業務発見契機となりえない非システム業務を除いているが、要件定義において業務分析やモデリングのため、非システム業務をビジネスフロー管理で可視化することを縛るものではない。

それぞれの業務例を以下に示す。

- **ビジネスフロー管理の適用候補となるシステム化する業務の例（上記①の例）**

下表に示す業務のうち、業務発見契機となりえないシステム化されない業務を除き、画面やバッチ処理によりシステム化する業務がビジネスフロー管理の適用候補となる。

表 5-4 業務の区分

区分	内容	例
システム化する業務	人が画面等を利用して行う作業や、システムが行う自動化された作業。	画面による起案業務やシステムによる新願移管処理
システム化しない業務	システム化されていない、人が手動で行う作業。	連絡票による個別対応

- **業務間の前後関係が存在する業務の例（上記②の例）**

先行業務として審査官が案件審査を行い、後続業務として登録査定を起案するなど、業務間の前後関係が存在する業務がビジネスフロー管理の適用対象となる。

反して、審査担当者の変更を行う分担変更業務などのように単体で完結し、業務間の前後関係がない業務はビジネスフロー管理の適用対象外となる。

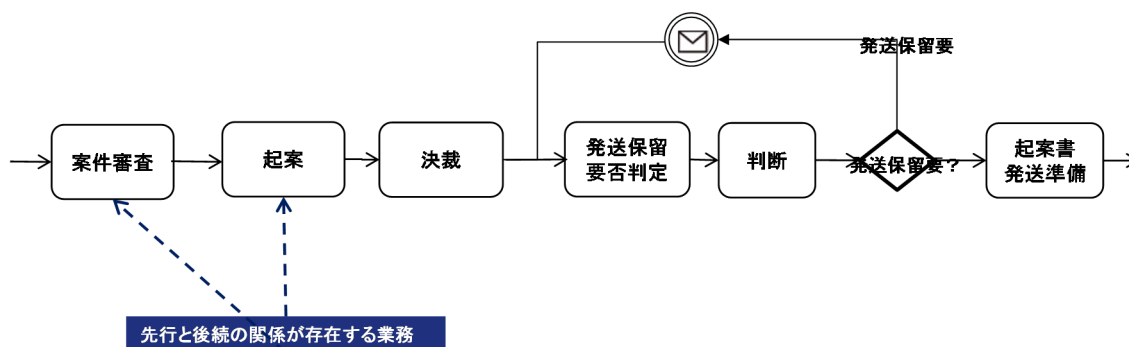
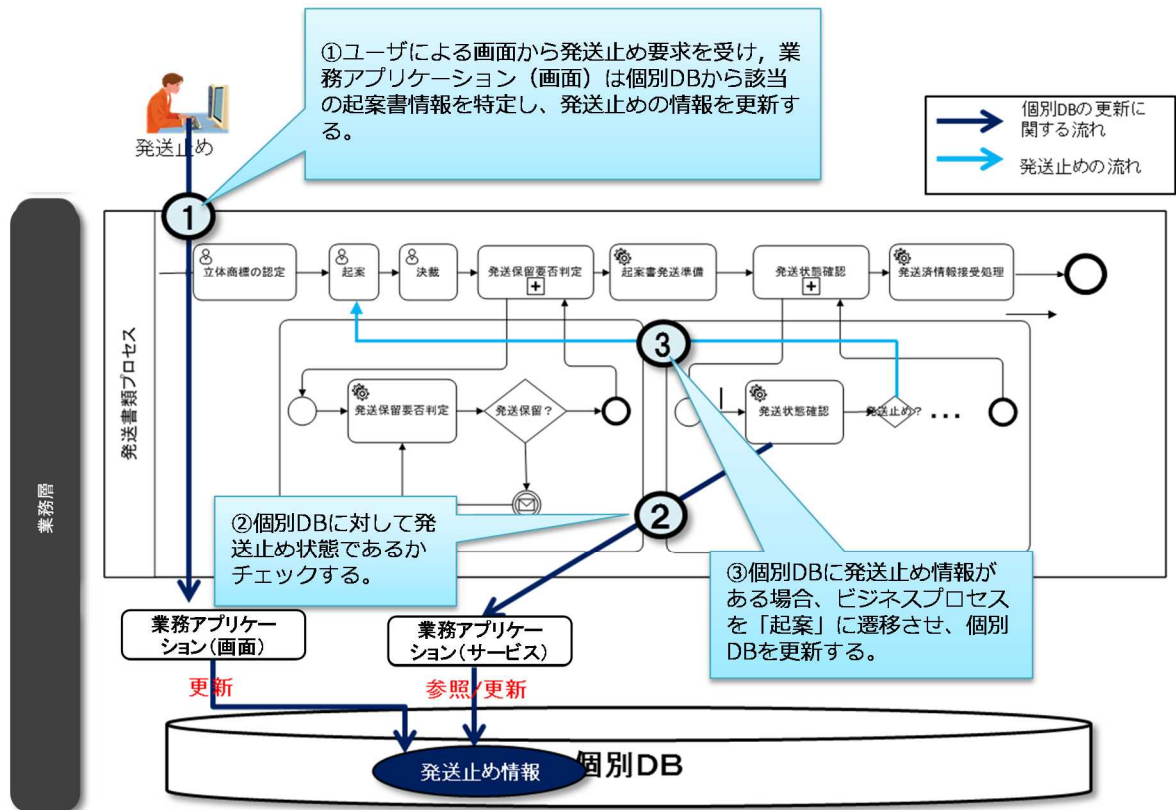


図 5-4 業務間の前後関係が存在する業務

また、ユーザが画面により指示する発送止め業務は、その実施により進行中のビジネスプロセスの進行を抑制させる。以下の実現例では、画面から発送止め指示した場合、個別データベースの発送止めの情報を

更新する。その後、発送状態確認で個別データベースの状態を確認し、発送止めであればビジネスプロセスを起案へ遷移させることで、間接的に発送アクティビティの完了を止めることができる。

このように、それ自体ビジネスプロセスとして動作させる対象とならない場合にも、実施によりビジネスプロセスの進行状況に影響する可能性がある。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-5 ビジネスプロセスの進行状況に影響する業務

5.2.1.1.2 ビジネスフロー管理の適用方法

(1) ビジネスフロー管理によるビジネスプロセスの実現

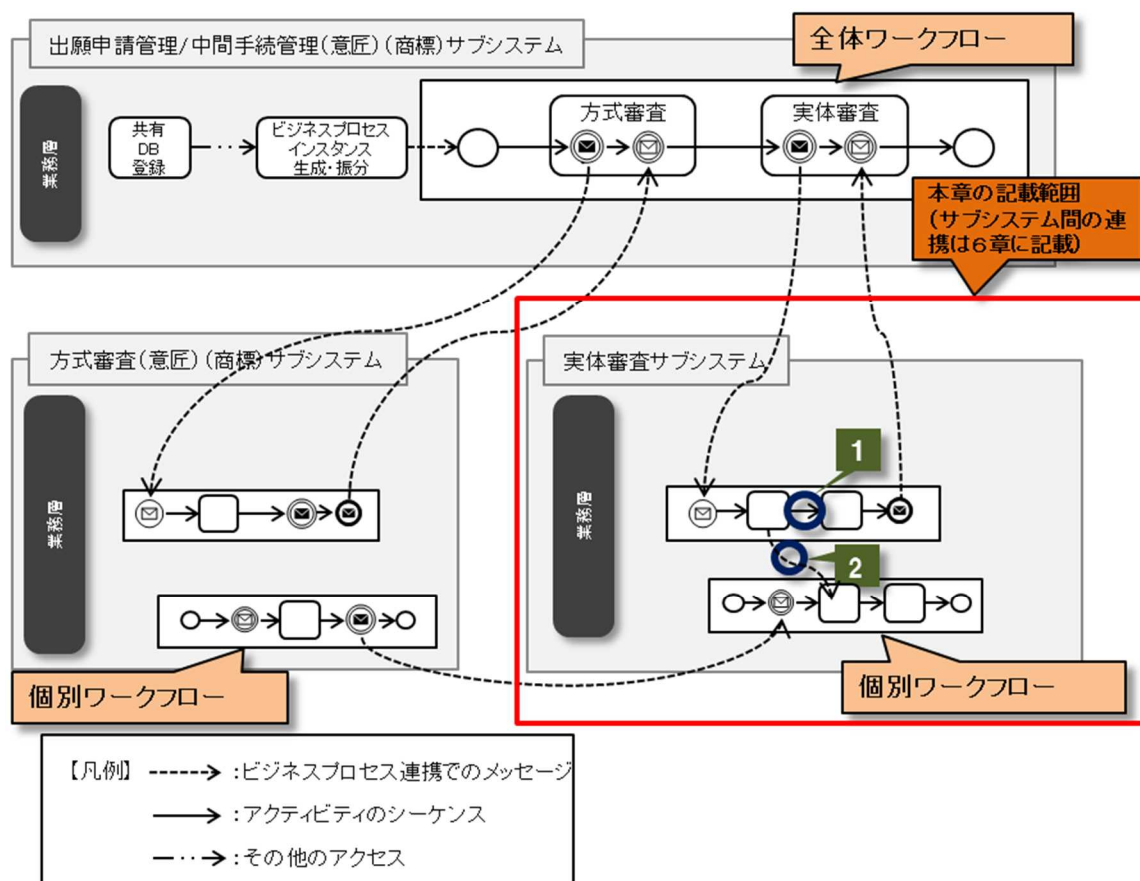
ビジネスフロー管理の全体像から、ビジネスプロセスにおける先行後続関係を実現するためにビジネスフロー管理を適用するケースを以下のとおりに分類し、それぞれビジネスフロー管理の適用方法を示す。

表 5-5 ビジネスフロー管理によりビジネスプロセスを実現するケース

項番	ケース	説明
1	同一のビジネスプロセス※1内における後続タスクの開始	同一のビジネスプロセスにおいて、定義された前後関係に従い、先行タスクから後続タスクを開始させるケース。
2	サブシステム内における他のビジネスプロセスの後続タスクの開始	サブシステム内において定義された別のビジネスプロセスの後続タスクに対して、先行タスクから開始させるケース。

※1 本章における「同一のビジネスプロセス」は、同一のプールにおけるビジネスフロー管理の開始から終了までの一連の流れを指し、複数レーンでビジネスプロセスを連携するケースを含む。

ビジネスフロー管理の全体像における、上記表のケースの対応箇所は以下のとおりとなる。
なお、サブシステム間の連携部分は6章に記載する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-6 ビジネスプロセス全体におけるケースの対応箇所

前述のビジネスフロー管理でビジネスプロセスを実現するケースの他に、ビジネスフロー管理のみではビジネスプロセスの実現が困難である場合や、フローが複雑となり可視性が著しく損なわれる場合に対しては、ビジネスプロセスと業務アプリケーションの組み合わせで実現する。

商標審査周辺システムにおいては以下のケースが該当し、それぞれビジネスフロー管理の適用方法を示す。

表 5-6 ビジネスプロセスと業務アプリケーションの組み合わせで実現するケース

項番	ケース	説明
1	予見しないタイミングでビジネスプロセスインスタンスに割り込み	割り込みによる再処理
2		待機状態の設定・解除
3		強制的な状態遷移

次頁以降に、上記に示したケースについての実現方法を具体的な業務例を用いて説明する。

- 同一のビジネスフロー内における後続タスクの開始（表 5-5 項番 1）

サブシステム内の1つのビジネスプロセス内において、定義されたルートに沿って進行させるケースであり、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に示されるBPMNの記載ルールに則り、先行タスクから後続タスクを開始させる。

案件審査から決裁までを例に、ビジネスプロセス内で先行タスクから後続タスクを開始させる流れを以下に示す。

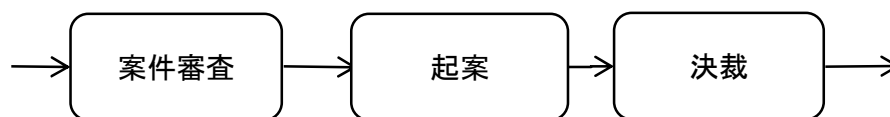


図 5-7 同一のビジネスプロセス内における先行後続の関係

- サブシステム内における他のビジネスプロセスの後続タスクの開始（表 5-5 項番 2）

サブシステム内において、1つのビジネスプロセスから他のビジネスプロセスを開始させるケースであり、先行タスクからのメッセージイベント通知により、後続のビジネスフローを開始させる。

商標審査では複数同時に起案したようなケースにおいても、期間管理等を含めて常に事件単位での状態制御となることから、書類単位でのビジネスフロー管理が不要となるためこのケースには該当しない。

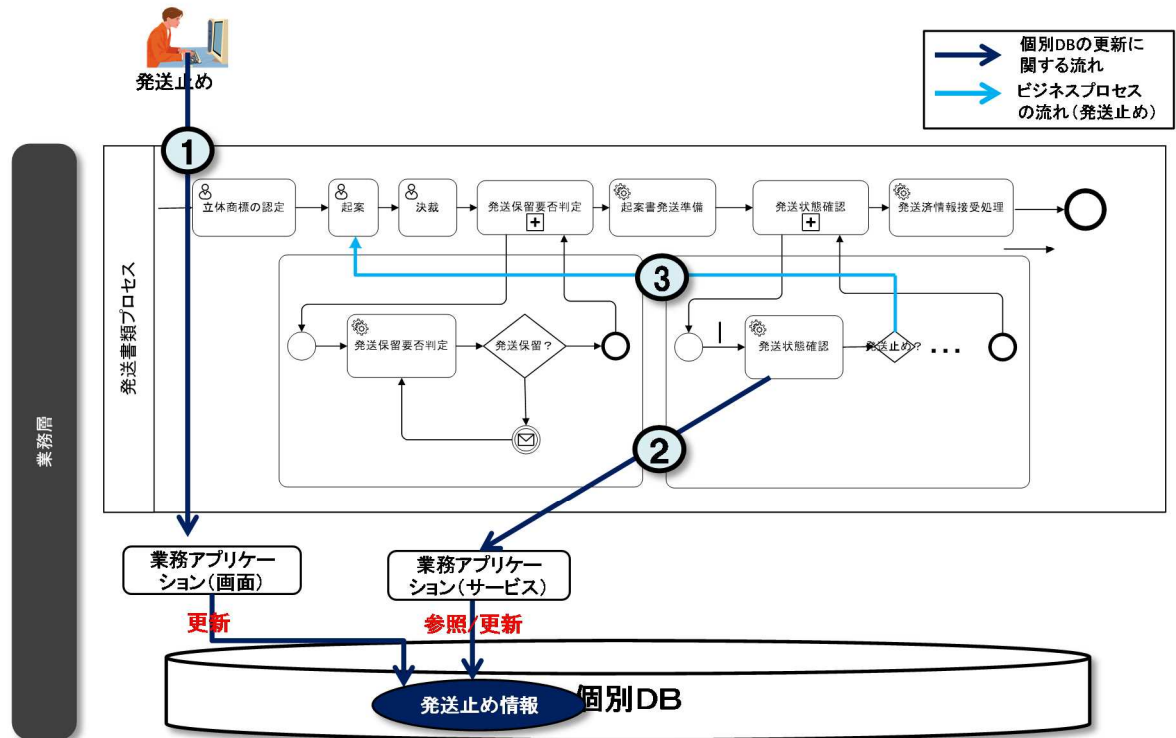
● 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(割り込みによる再処理) (表 5-6 項番 1)

ここでは、あるビジネスプロセスインスタンスで発生したイベントにより、すでに進行している別のビジネスプロセスインスタンスの処理に割り込み、アクティビティのステータスを更新するといった、異なるビジネスプロセスインスタンス間での実行順序の制御が必要となるケースについて、ビジネスフロー管理の適用方法を示す。

任意のタイミングで割り込みが発生するため、その全てをビジネスプロセスで表現した場合には、アクティビティ開始の都度、その判定を入れるために複雑となり、可視性や保守性が低下する。そのため、実行順序の制御が必要となるタイミングで業務アプリケーションを呼出し、個別データベースの状態を判定してビジネスプロセスを制御する。

割り込みによる再処理に関するケースとして、発送止めの実現例を以下に示す。

- ① ユーザが画面から発送止め指示することにより、業務アプリケーション(画面)は個別データベースから該当の起案書情報を特定し、発送止めの情報を更新する。
- ② 発送状態確認より業務アプリケーション(サービス)が個別データベースの状態を確認し、「発送止め状態」であったら発送止め要と判断する。
- ③ 発送状態確認は、個別データベースに発送止め情報がある場合、ビジネスプロセスを「起案」に遷移させ、個別データベースを更新する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-8 割り込みによる発送止めの実現例

- 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(待機状態の設定・解除) (表 5-6 項番 2)

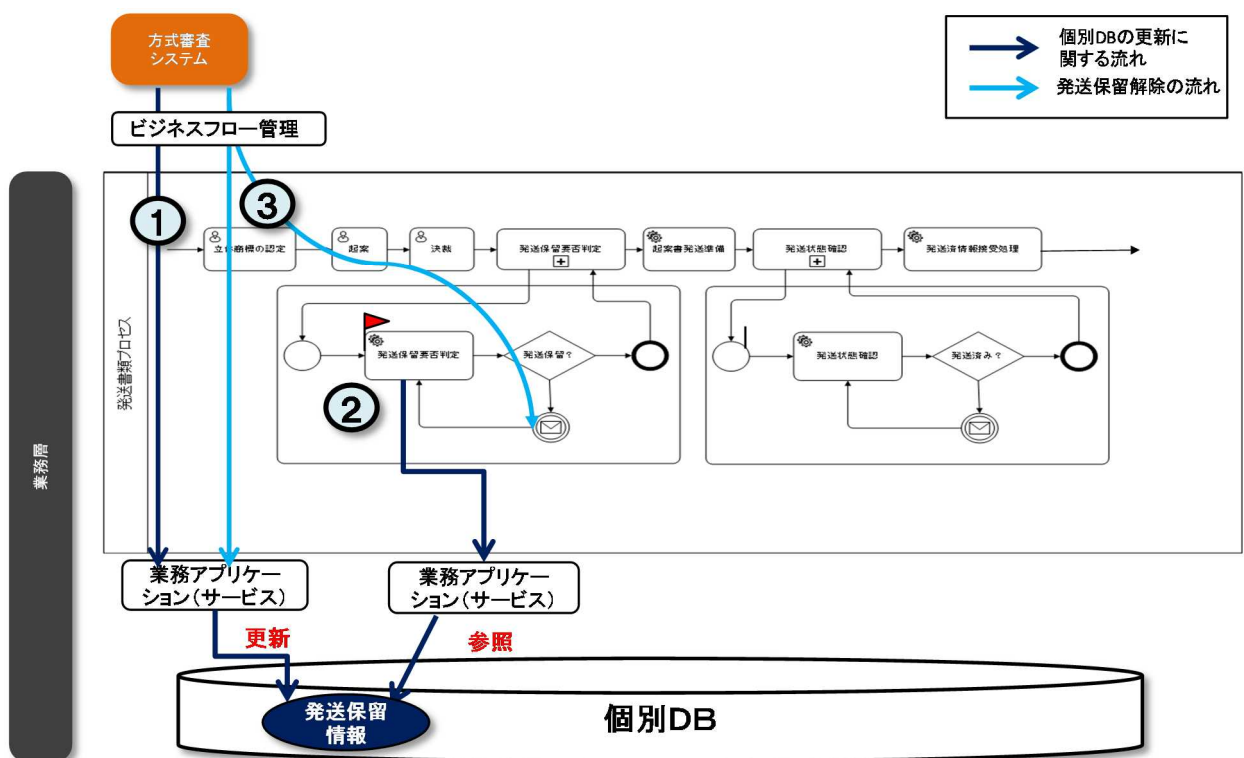
ここでは、あるビジネスプロセスインスタンスで発生したイベントにより、すでに進行している別のビジネスプロセスインスタンスの処理に割り込み、中断(戻し)したり、待機したりするといった異なるビジネスプロセスインスタンス間での実行順序の制御が必要となるケースについて、ビジネスフロー管理の適用方法を示す。

任意のタイミングで割り込みが発生するため、その全てをビジネスプロセスで表現した場合には、アクティビティ開始の都度、その判定を入れるために複雑となり、可視性や保守性が低下する。そのため、実行順序の制御が必要となるタイミングで業務アプリケーションを呼出し、個別データベースの状態を判定してビジネスプロセスを制御する。

待機状態の設定・解除に関するケースとして、方式審査止め/方式審査止め解除の実現例を以下に示す。

- ① 業務アプリケーション(サービス)は、該当事件に対して中間書類の方式受理通知を受信し、個別データベースの發送書類プロセスの状態を「發送保留」に更新する。
- ② ビジネスプロセスの進行においては、發送保留要否判定から業務アプリケーション(サービス)を呼出し、個別データベースの状態が「發送保留」であることを確認した場合には、メッセージ待ちイベントで停止させる。
- ③ 業務アプリケーション(サービス)は、中間書類の方式結果通知を受信し、個別データベースの状態を「發送保留解除」に更新する。また、ビジネスフロー管理のメッセージ待ちに対して、止め解除メッセージをスローする。

再開したビジネスフロー管理では、業務アプリケーション(サービス)を呼び出し、個別データベースの状態が「發送保留解除」であることを確認し、ビジネスフロー管理を再開させ次アクティビティへ遷移する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-9 發送保留, 保留解除による待機状態の設定・解除の実現例

- 予見しないタイミングでビジネスプロセスに割り込み(強制的な状態遷移) (表 5-6 項番 3)

ここでは、任意のタイミングで進行しているビジネスプロセスインスタンスを強制的に終了させる制御が必要となるケースについて、ビジネスフロー管理の適用方法を示す。

前述の待機状態の設定・解除と同様の理由により、任意のタイミングで発生する割り込みをビジネスプロセスで全て表現することは行わず、ビジネスフロー管理からビジネスプロセス御機能を利用して、強制的にビジネスプロセスを終了させる。

強制的な状態遷移に関するケースとして、取下げ、放棄処分の実現例を以下に示す。

- ① 方式審査(商標)サブシステムよりビジネスフロー管理に対して、強制遷移の旨が通知される。
- ② ビジネスフロー管理にて、強制終了させる対象ビジネスプロセスのインスタンスを特定し、強制終了の命令を実行する。
- ③ 対象ビジネスプロセスインスタンスを強制遷移させる。

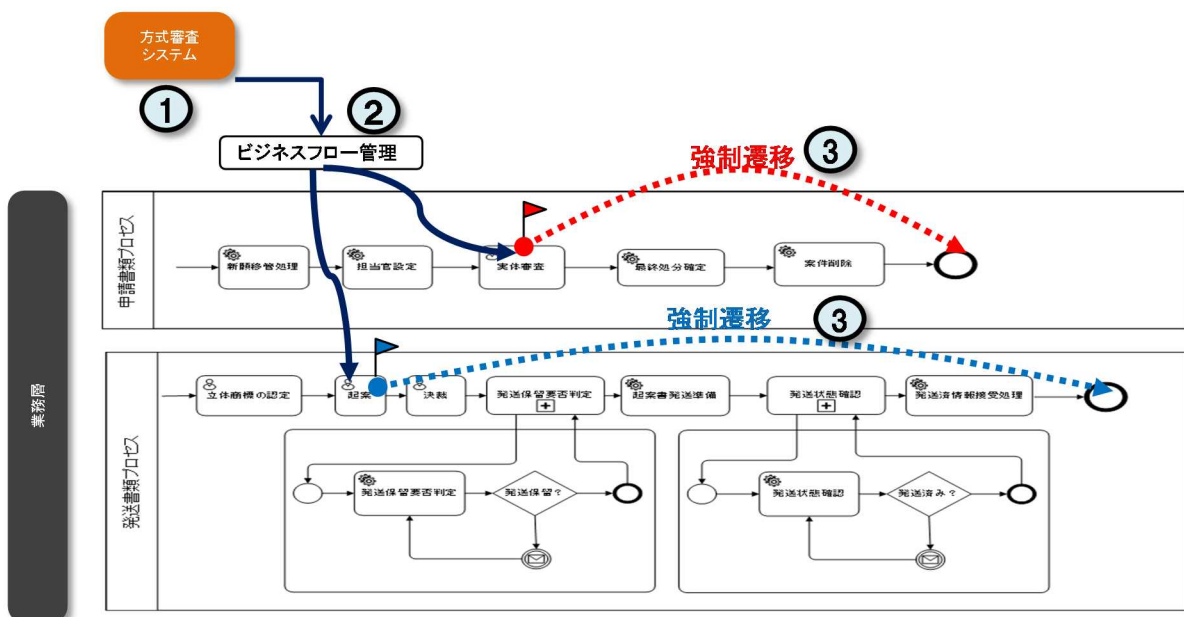


図 5-10 取下げ・法規処分による強制遷移の実現例

このケースの留意点として、メインとなる申請書類のビジネスプロセスに関連して発送書類のビジネスプロセスのビジネスプロセスが別のインスタンスとして存在した場合には、それらも合わせて強制終了させるなど、ビジネスプロセス間で整合性を保つように設計する必要がある。

また、仕掛中の画面処理やアクティビティの処理に対しても、データの更新における整合性を保つよう、適切な排他制御を行うように設計する必要がある。

5.2.1.1.3 ビジネスプロセスの単位

前述のビジネスフロー管理の適用業務とビジネスフロー管理の適用方法を踏まえて、ここでは業務をビジネスプロセス化する上で、開始から終了までの一連の流れを統合又は分割するといった、ビジネスプロセスの単位を決定する考え方を示す。また、その考え方を踏まえ、現状の業務運用から導出されるビジネスプロセスの単位を示す。なお、本章におけるビジネスプロセスの単位とは、1つのプール内でシーケンスフローにより連携する一連のプロセスを指し、プールを跨った連携を含めたプロセスではない。

ビジネスプロセスの単位の考え方は、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.1 ビジネスフロー管理』の方針に従う。

● ビジネスプロセスの単位の考え方

- ビジネスプロセスはサブシステムに閉じる単位とし、サブシステムをまたがるプールは作らない。
- ビジネスプロセスを一意に特定するキー(登録番号, 受付番号等)が異なる場合は、ビジネスプロセスを分割する。
- 以下の観点により保守性の面から検討の上、適切な大きさにビジネスプロセスを分割する。
 - ✓ 四法(特許, 実用, 意匠, 商標)の法域特性や、法制度での業務運用を考慮した上で、類似性が高い場合は統合し、低い場合は分割することを検討する。
 - ✓ 業務フロー上の任意のタイミングで実行されるビジネスプロセスは、業務としての独立性が高く、一連の流れのを表すビジネスプロセスと任意のタイミングで実行されるビジネスプロセスを1つの流れとするよりも、任意のタイミングで実行されるビジネスプロセスを別のビジネスプロセスとした方が簡素化できるため、切り出して分割することを検討する。

● ビジネスプロセスの単位

上記の考え方を踏まえ、現状の業務運用の状況から導出したビジネスプロセスの単位を以下に示す。

なお、下表は一定の考え方から導出した結果であり、後続工程(要件整理以降)で、業務要件を踏まえた見直しによって変更となる可能性がある。

表 5-7 ビジネスプロセスの単位

サブシステム	ビジネスプロセスの単位
分類審査	<ul style="list-style-type: none">● 各サブシステムごとにビジネスプロセスを管理する。● 商標審査の一連の流れをビジネスプロセスとする。● 起案書等, ビジネスプロセスの管理が異なる場合は、別プロセスとして分割する。
実体審査	

ビジネスプロセスの単位について、サブシステムごとの考え方を以下に示す。

商標審査は分類審査と実体審査で課室、業務運用が異なるため、サブシステムを分けて変更管理することが保守性において望ましいと言える。

5.2.1.2 業務アプリケーション(画面)

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の業務アプリケーション(画面)』に関する規約を踏まえ、ここでは商標審査周辺システムにおける業務に適用した場合の具体例を示す。

商標審査周辺システム(既存)では、業務用PCに接続された物理デバイスを直接操作する業務要件が無く、ActiveXやブラウザのプラグイン等の特定のWEBブラウザに依存した機能も存在しない。

ただし、業務アプリケーション(画面)については刷新後システムの新しいアーキテクチャであるビジネスフロー管理との整合や、ユーザタスクに対応する画面遷移の制限に対する考慮が必要となる。具体的には、他アクティビティと前後関係を持つようなユーザタスクである「分類審査画面」等については、ビジネスフロー管理との整合性が必要となる。

一方、他アクティビティと前後関係を持たない「発送止め」等は、ビジネスフロー管理と関与しないと言える。

なお、業務アプリケーション(画面)の具体的な機能やビジネスフロー管理との関係は、後続工程(要件整理以降)に業務要件を踏まえて決定する。

5.2.1.3 業務アプリケーション(サービス)

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の業務アプリケーション(サービス)に関する規約を踏まえ、ここでは商標審査周辺システムにおける業務に適用した場合の具体例を示す。

5.2.1.3.1 サービスの分類

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.2-2 業務アプリケーション(サービス)の類型』に従い、分類した例を以下に示す。

表 5-8 業務アプリケーション(サービス)の類型と商標審査周辺システムの該当例

類型	内容	商標審査周辺システムの場合の該当例
類型1	ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する業務処理を実行するもの	案件審査, 案件振分, 決裁
類型2A	個別データベースに配置された共通リソースデータの操作に関するサービスを提供するもの	
類型2B	個別データベースに配置された個別連携一時データの操作に関するサービスを提供するもの	起案
類型2C	個別データベースに配置された個別リソースデータ又は個別業務イベントデータの操作に関するサービスを提供するもの	

その他、類型1におけるビジネスフロー管理との整合や、類型1から類型2へのアクセスパスの特例等は『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の規約を遵守する。

5.2.1.3.2 サービスインタフェース

業務アプリケーション(サービス)は、利用者がアクセスするためのサービスインタフェースを提供する。以下に商標審査周辺システムの場合のサービスインタフェースの例を示す。

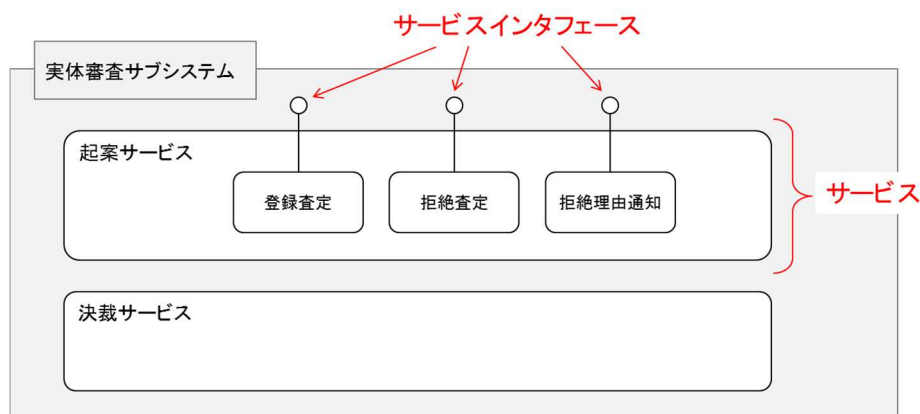


図 5-11 サービスインタフェース粒度の例

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では、業務アプリケーション(サービス)の類型ごとに提供すべきサービスインタフェースが定められているため、後続工程(要件整理以降)にて業務要件に基づいて、提供すべきサービスインタフェースを含めた商標審査周辺システムのサービスとサービスインタフェースを決定する。

各サービス類型には提供すべきサービスインタフェースの仕様が定められているため、後続工程(要件整理以降)にて業務要件に基づいて、提供すべきサービスインタフェースを含めた商標審査周辺システムのサービスとサービスインタフェースを決定する。

5.2.1.4 ビジネスルール管理

商標審査周辺システムのビジネスルール管理は『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』のルールに準拠する。

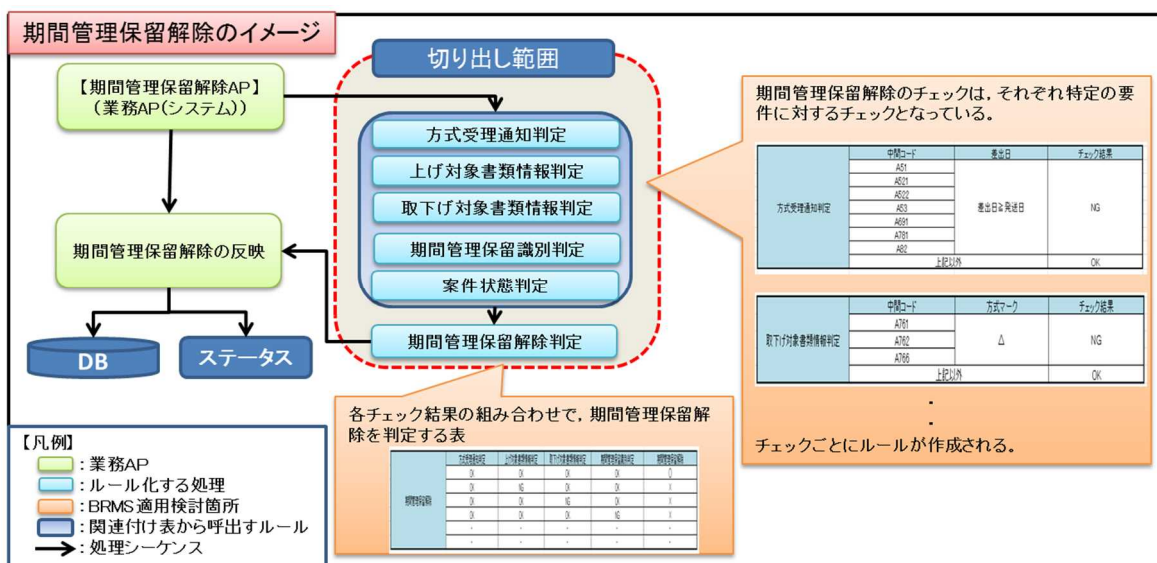
ここでは、制度改正や運用変更に対する保守性の向上を目的として、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定められているビジネスルールの管理ルールを踏まえて、意匠審査周辺システム(既存)における過去の仕様変更の傾向から変更頻度が高いビジネスルールを切り離す対象となる候補を示す。

表 5-9 ビジネスルール切り出しの候補

項番	業務	変更内容
1	案件審査	・制度改正に伴い画面の編集・表示項目の追加 ・利便性向上を目的とした画面修正や画面操作時のワーニングメッセージ追加
2	待ち管理	・利便性向上を目的とした待ち管理機能改善
3	起案	・利便性向上を目的としたワーニングメッセージを追加 ・利便性向上を目的とした画面編集機能変更
4	案件振分	・制度改正に伴い新規書類や新規項目に対するチェック・更新を追加
5	発送・期間管理	・制度改正に伴い期間管理満了時に更新する条件や内容を追加
6	決裁	・宛先出願人代理人設定方法の変更

ビジネスルールの外部切り出しのイメージを以下に示す。

- 案件振分(期間管理保留解除)のイメージ
方式受理時に行っている期間管理保留解除対象となるかの各種チェックを外部へ切り出すことで、仕様変更に対する柔軟性を確保することができる。

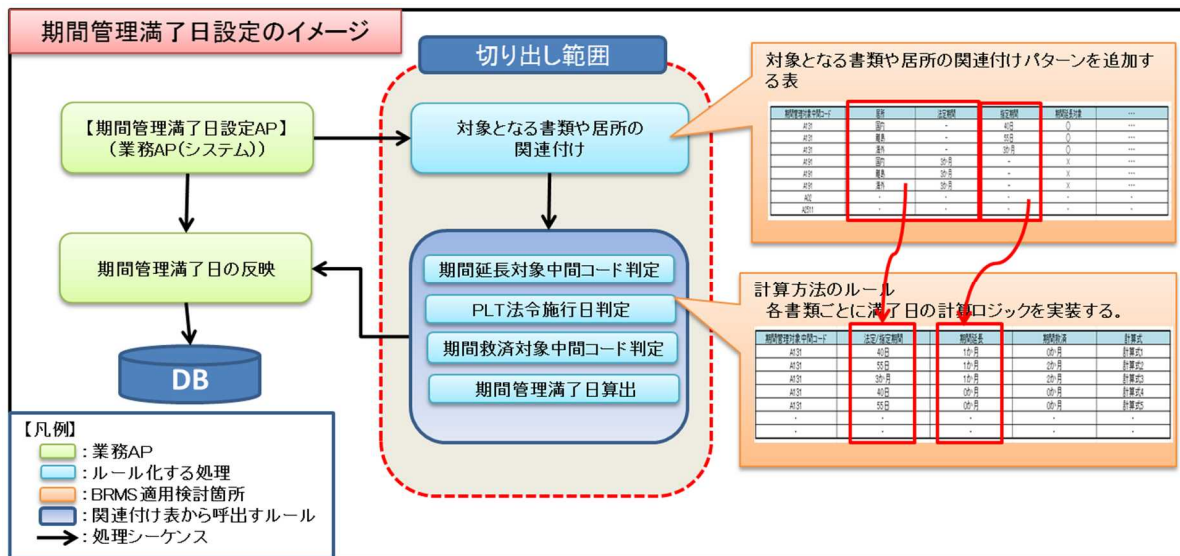


※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 5-112 期間管理保留解除のイメージ

- 期間管理(期間管理満了日設定)のイメージ

期間管理対象書類の追加及び期間管理満了日の計算の変更を想定した場合、各判定処理を切り出しすることで、仕様変更に対する柔軟性が確保される。

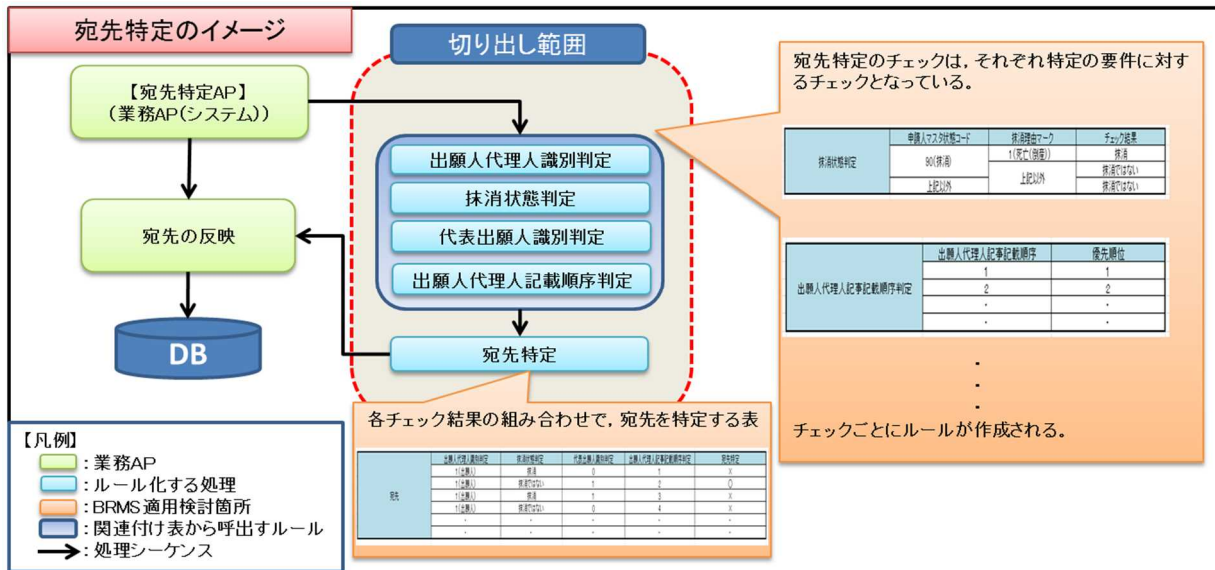


※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 5-123 期間管理満了日設定のイメージ

- 決裁(宛先特定)のイメージ

起案書の宛先特定条件の変更を想定した場合、各判定処理を切り出しすることで、仕様変更に対する柔軟性が確保される。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 5-134 宛先特定のイメージ

上記は既存システムの仕様変更調査により抽出した候補であり、後続工程(要件整理以降)において最終的なビジネスルールとして切り出す対象業務を決定する。

5.2.2 基盤機能層

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の基盤機能層に関する規約を踏まえ、ここでは商標審査周辺システムにおける業務に適用した場合の具体例を示す。

記録ファイル管理システム(既存)では、出願事件や審判事件と同様に、受付システム(既存)を経由して扱う書類データや、刷新後の複数サブシステムが扱う登録事件データが存在する。既存の記録ファイル管理システムに存在する書類データや事件データは共有データベース(出願)(商標)に格納されるため、それらのデータを参照・更新するためのDBアクセス基盤サービスが必要となる。業務層から基盤機能層を介して共有DB層へアクセスする流れは、「5.2.3 共有DB層」に記載する。

データを参照・更新するためのDBアクセス基盤サービスが必要となる。業務層から基盤機能層を介して共有DB層へアクセスする流れは、「5.2.3 共有DB層」に記載する。

なお、DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースは、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』に定められている提供すべきサービスインタフェースを用意するが、それらを含めた全てのサービスインタフェースや仕様などの詳細は、後続工程(要件整理以降)で作成予定となる「データベースアクセス基盤利用者向けガイドライン(商標)」において決定するものとする。

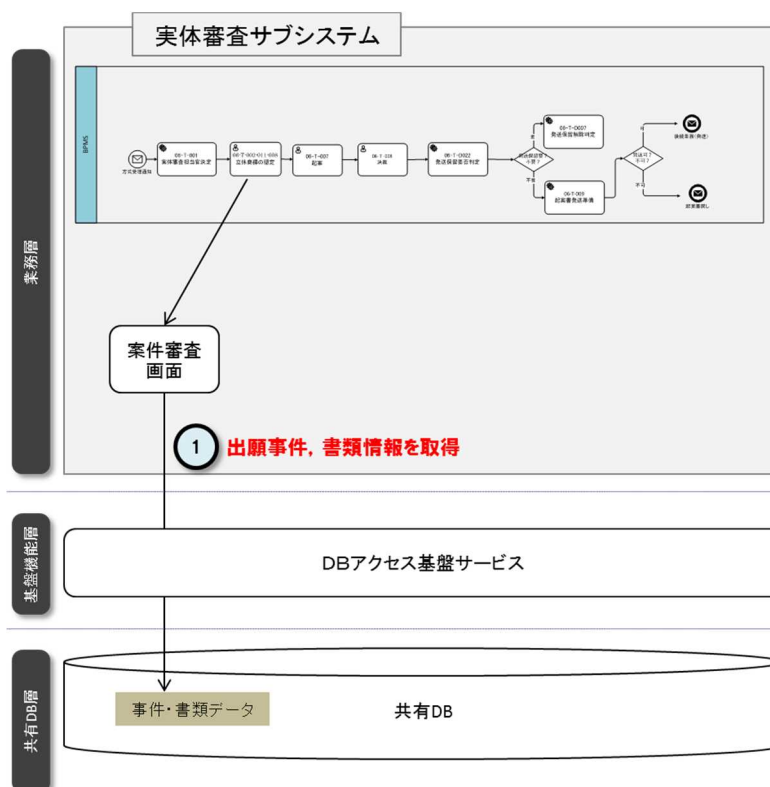
5.2.3 共有DB層

業務遂行系サブシステムが共通で利用する出願事件や審判事件、登録事件等の事件・書類データは、下記観点から共有データベースで一元管理する。

- 類似のデータ管理機能が重複して開発されることを抑止する。
- データを集中的に管理することで、データの整合性確保のためのサブシステム間連携が複雑化することを防ぐ。

共有データベースに配置する事件・書類データに関して、事件情報や書類を参照する場合や、商品情報等を事件情報や書類に反映する場合に、共有データベースへの連携を行う。既存インタフェースでは、記事抽出データ、起案書類蓄積データなどが対象となる。

出願事件書類情報抽出要求について、実現例を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 5-15 共有データベースへの連携(事件・書類データ)

6. システム間の連携方法

刷新システムは、新たなサブシステムの定義、データ配置及び多階層構造によりシステム構造を定型化しており、システム間の連携方法が、既存のシステムとは異なる。その連携方法を正しく理解して設計することが、保守性を高める上で重要である。

また、特許庁システムは、段階的にシステムを刷新し、優先的な政策事項のシステム対応とシステム構造の見直しを同時並行で行う。そのため、商標審査周辺システム(既存)の刷新時点は、既存のシステムと連携が必要となり、円滑なシステム移行の実現に向けて、新旧アーキテクチャ構成のギャップを意識して連携する必要がある。

以上を踏まえて、本章の目的を以下に示す。

- 内部インターフェースに関する連携方法に対して、その適用対象となるケースと具体例を示す。
- 外部インターフェースに関する連携方法に対して、具体的な既存インターフェースごとに外部システム連携を含めた新旧アーキテクチャのギャップとそれを吸収する方法と、外部システムの影響を示す。

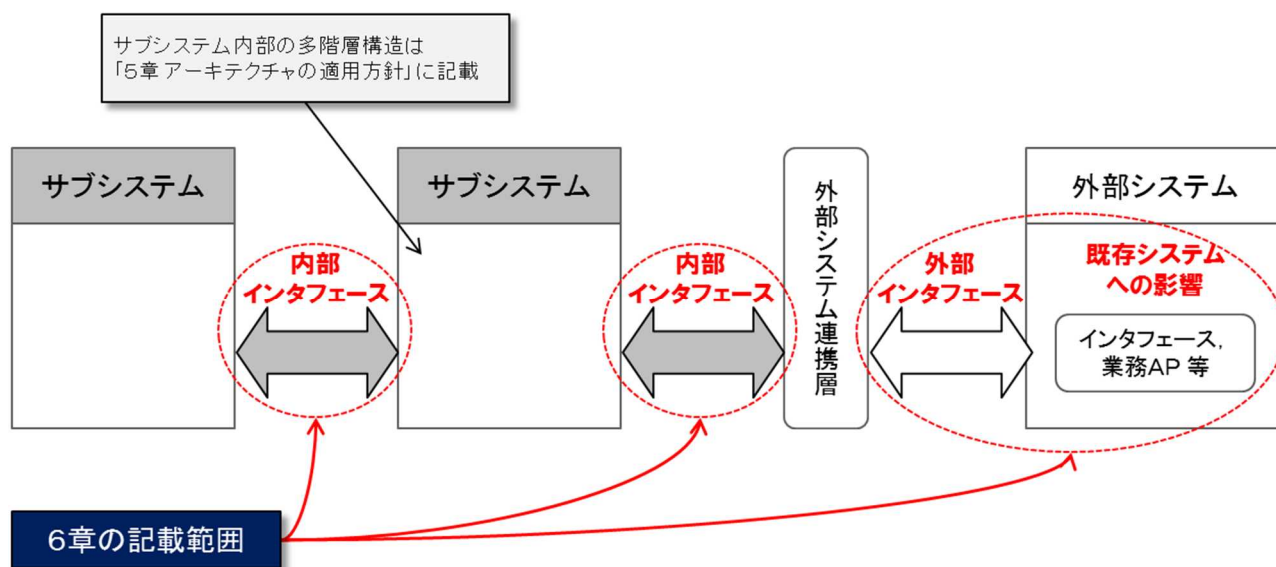


図 6-1 本章の記載範囲

本章の構成を以下に示す。

6.1 内部インターフェース

内部システムにおけるサブシステム間の連携方法及びその適用対象と具体例を示す。

6.2 外部インターフェース

外部システムにおけるシステム間の連携方法及び具体的な既存インターフェースごとに外部システム連携を含めた新旧アーキテクチャにおけるギャップ吸収の方法と、外部システム側への影響内容を示す。

6.3 システム間連携における考慮事項

内部システムのシステム構造の見直しによるシステム間連携について、以下の考慮事項を示す。

- 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し
- 商標検索システムとの連携
- 図形商標審査システムとの連携
- データウェアハウスシステムとの連携
- 共有データ及び共通ソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響
- 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策

また、商標審査周辺システム(既存)刷新時点における、内部システムと外部システムを以下に示す。本章では、これに基づき、内部インタフェースと外部インタフェースを定義する。

なお、外部システムに関しては、商標審査周辺システムに関連するシステムを記載する。

表 6-1 内部システムと外部システム

システムの区分		対象システム
内部システム	共通リソースデータの取得	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請人登録システム ● 早期管理情報システム ● 共通テーブル管理システム
	共有データベース(出願事件・書類データ)への連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 記録ファイル管理システム
	認証・認可に関するLDAPプロトコルによる連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通テーブル管理システム
	上記以外の連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 審判システム ● 意匠・商標・審判公報システム ● 意匠・商標方式審査システム ● 文献照会システム
外部システム ※関連するシステムのみ記載		<ul style="list-style-type: none"> ● DE料管理システム ● 登録システム ● オンライン発送システム ● 紙発送システム ● 照会システム ● 申請人登録システム※¹ ● データウェアハウスシステム ● Jタームシステム ● 図形商標審査システム ● 商標検索システム ● オンライン閲覧等請求システム ● 国際商標出願システム(マドプロ) ● オンライン発送システム

※1 共通リソースデータの取得以外の連携については、外部システムの扱いとする。

6.1 内部インタフェース

内部インタフェースは、新たなアーキテクチャによるシステム間の連携方法となるため、既存インタフェースを参考にしつつも、そのまま踏襲することはできず、サブシステムの定義やデータの配置位置、さらにビジネスプロセスの可視化等のアーキテクチャの適用方針を踏まえた上で設計することになる。

したがって、ここでは内部システムにおけるサブシステム間の連携方法と、どのようなケースで適用するかを示し、さらに業務の具体例を示す。後続工程（要件整理以降）の検討結果により、既存インタフェースは見直しすることが基本となるが、新たなアーキテクチャにおいて既存インタフェースがどの連携方法に位置付けられるかの参考になるため、その整理結果の一覧を以下の別紙に示す。

「別紙2 既存インタフェースの整理結果(商標審査)」

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では、サブシステム間の連携において業務契機の授受を行う場合の連携方法や、共通リソースデータ及び共有データベースのデータへのアクセス手段の統一化を目的として、内部インタフェースとしての連携方式を定めている。以下にサブシステム間の連携方法の分類を示し、次頁以降に連携方法の詳細説明と具体的な業務例を示す。

表 6-2 内部インタフェースの連携方法

項番	大区分	小区分	概要	章番号
1	ビジネスフロー管理間の連携	— ※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	サブシステム間における、ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知に関する連携。	6.1.1
2	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	業務アプリケーション(サービス)における共通リソースデータの操作に関するサービスへの連携	6.1.2
3	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照／更新	共有データベースのデータの操作に関するサービスへの連携	—
4	—	URLによる画面連携	WEBブラウザからの画面表示は単なるURLリンクであるため、内部インタフェースの連携として特記すべき事項はない	—

6.1.1 ビジネスフロー管理間の連携

業務アプリケーション間での直接の通知を排除し、サブシステム間連携を疎にする新たなアーキテクチャの方針に従い、ビジネスプロセスの振る舞いに影響するサブシステム間の通知はビジネスプロセスにより連携し、データは共有データベースを介して授受する。基本的には『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』の、(A)直接連携の方式で連携を行う。

(A)直接連携の方式は、連携元が連携先の特定を行い、連携元から直接連携先のキャッチポイントを指し示す方式となる。サブシステム間で連携先のキャッチポイントが明確となるパターンとして、同一事件内における全体ワークフローと個別ワークフローの連携を例に以下に示す。

全体ワークフローは事件全体の流れを制御し、個別ワークフローのビジネスプロセスインスタンス開始の契機を与える流れとなるため、個別ワークフローの開始メッセージイベントへ直接連携を行う。

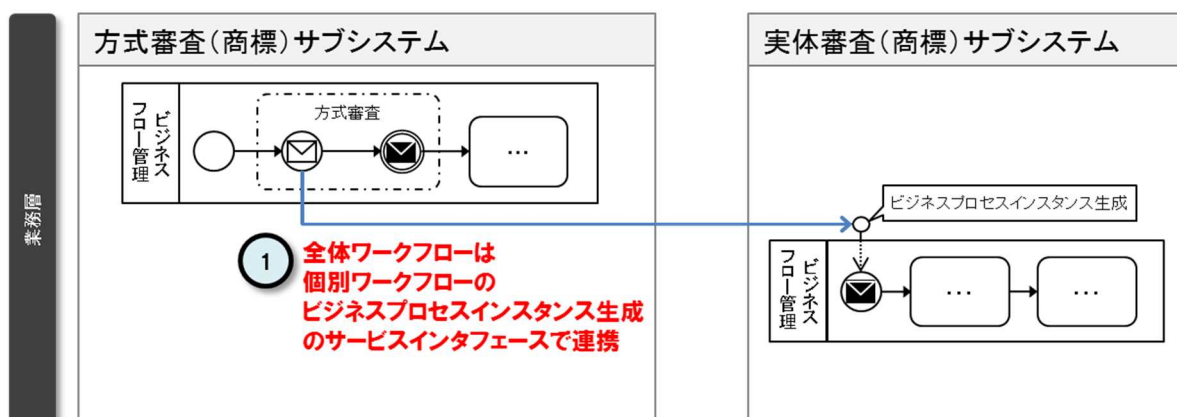


図 6-2 全体ワークフローから個別ワークフローへの連携(A:直接連携)

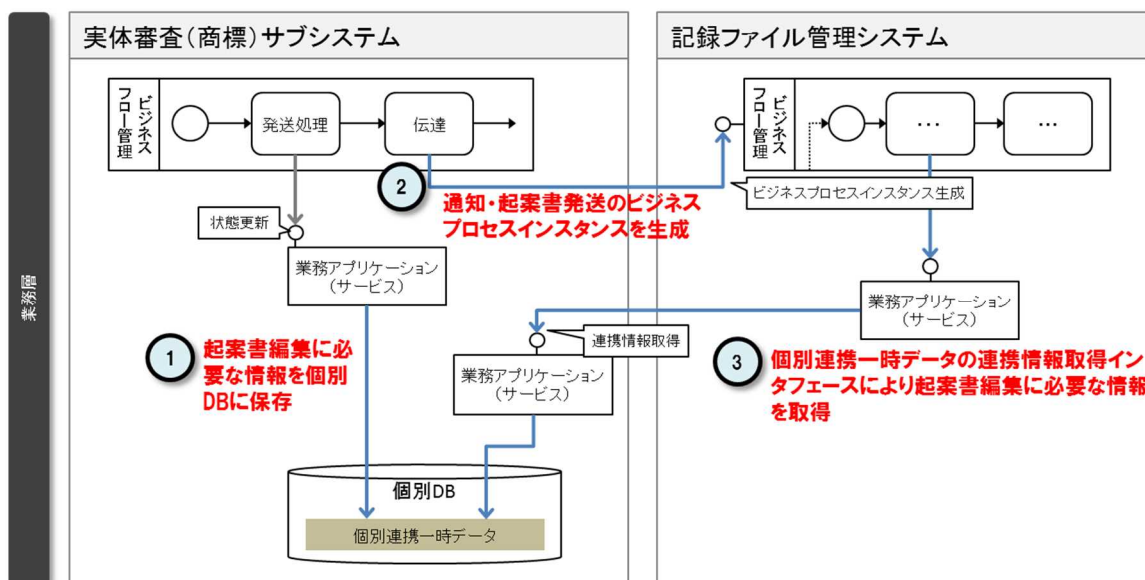
6.1.1.1 個別連携一時データに対応するサービスへの連携

実体審査(商標)から記録ファイル管理システムへ起案書編集に必要な情報を連携する場合、商標審査周辺システム(既存)から記録ファイル管理システムに必要な情報を起案書情報として既存インタフェースデータで送付している。

起案書情報は、特許庁システム全体で利用する事件データや書類データのような共有DBの情報とは異なり、記録ファイル管理システムが起案書編集でのみ利用するデータであり、このようなデータは個別連携一時データに該当する。

商標審査周辺システムにおける個別連携一時データの連携パターンとして、実体審査(商標)サブシステムが作成した起案書情報に関する個別連携一時データを、記録ファイル管理システムが伝達情報取得する場合の実現例を以下に示す。

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』のパターンでは、(A)直接連携の方式に該当する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-3 共有データベースへの連携(個別連携一時データ)(A:直接連携)

なお、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では共通リソースデータに関するサービスインタフェースの入出力項目までは指定していないため、商標審査周辺システム刷新時には記録ファイル管理システム(既存)から提供されるサービスインタフェース仕様に従った連携を行う。

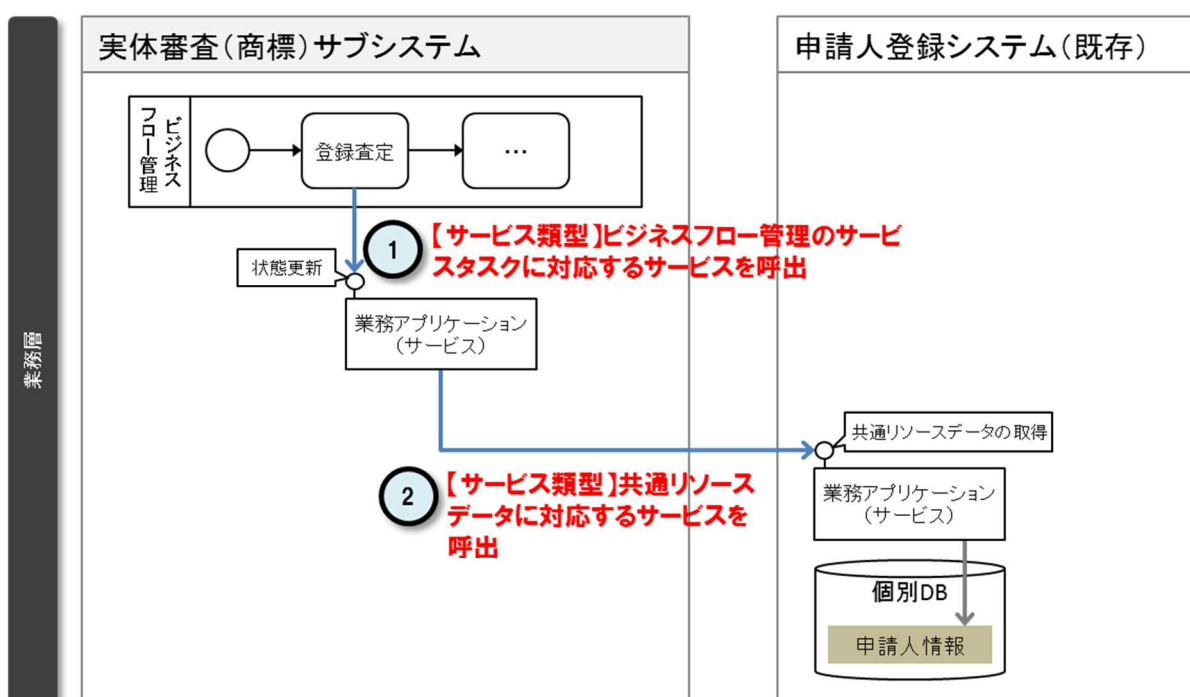
6.1.2 業務アプリケーションへの連携

6.1.2.1 共通リソースデータに対応するサービスへの連携

ビジネスフロー管理からサービスタスクと呼ばれる業務アプリケーション(サービス)は、処理の中で申請人情報などの他サブシステムが保有する共通リソースデータを参照する場合があります。サービスタスクに対応する業務アプリケーション(サービス)から共通リソースデータに対応する業務アプリケーション(サービス)へ連携して情報を取得する。

この際の連携は業務アプリケーション(サービス)間の連携となるが、異なるサービス類型同士の連携は可能であり、業務アプリケーション(サービス)を疎の関係とする目的から同じサービス類型同士の連携は禁止されていることに留意する。(『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 図3.2-4 業務アプリケーション(サービス)のアクセスパスの制限事項のイメージ』参照)。

商標審査周辺システムにおける共通リソースデータ参照のパターンとして、実体審査(商標)サブシステムから申請人登録システムが保有する申請人情報を参照する連携について、実現例を以下に示す。



※ 申請人登録システムは商標審査周辺システム刷新時に外部システム(刷新前)の想定だが、共通リソースデータ取得用のサービスインタフェースが用意される予定であるため、外部システム連携を介さず内部システムと同様にデータ参照が可能となる。

※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-4 他サブシステム画面表示の実現性

なお、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』では共通リソースデータに関するサービスインタフェースの入出力項目までは指定していないため、商標審査周辺システム刷新時には申請人登録システム(既存)から提供されるサービスインタフェース仕様に従った連携を行う。

6.2 外部インタフェース

外部インタフェースでは、旧アーキテクチャで稼働中の外部システムとの連携を考慮する必要がある。

したがって、ここでは外部システムとのギャップを吸収するための連携方法と、どのようなケースで適用するかに加えて、外部システムで想定される対応を示す。後続工程(要件整理以降)では、既存インタフェースをベースに具体的な対応を検討する必要があるため、別紙に既存インタフェースごとの対応方法の一覧を整理する。

「別紙2 既存インタフェースの整理結果(商標審査)」

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.2.9 外部システム連携』では、内部システムが外部システムと連携する際に、外部システム連携を配置することを定めている。

以下に外部システムとの連携方法の分類を示し、次頁以降に連携方法の詳細説明と具体的な業務例を示す。

表 6-3 外部インタフェースの連携方法

項番	大区分	小区分	章番号
1	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	—	6.2.1
2	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(画面)の連携	6.2.2
3		外部システムが保有するデータの参照/更新	該当無し
4		共通リソースデータへの参照	該当無し
5		業務アプリケーション(サービス)の連携	6.2.3
6	—	URLによる画面連携	—
7	—	クライアントアプリケーションとの連携	該当無し
8	DBアクセス基盤サービスと外部システムとの連携	事件・書類データへの参照/更新	該当無し

(補足)項番6は、内部インタフェースの場合と同様にURLリンクによる連携のため特記事項はない

- 外部インターフェースにおける連携方法の考え方

商標審査周辺システムは段階的刷新における途中段階に刷新するため、刷新前のToBe対象システムやToBe対象外の外部システムと連携する必要があり、新旧アーキテクチャのシステムが混在する状況となる。このような状況において、円滑に段階的刷新を推進していくには、外部システムへの影響を極力なくすることが基本的な考え方となる。

また、ToBeの最終形へスムーズに移行する観点から、商標審査周辺システム(既存)の刷新後にToBe対象システムが刷新した際に、商標審査周辺システムで必要な対応を極力なくすることも重要となる。

これを踏まえ、外部インターフェースにおける連携方法の考え方を、以下に示す。

- 外部システムとのインターフェースの踏襲

外部システムへの影響を極力なくするため、外部システムとのインターフェースは既存仕様を原則踏襲し、新旧アーキテクチャにより生じるインターフェースの差異は外部システム連携で吸収する。

- 将来の ToBe 対象システムとの連携を想定したインターフェースの実現

商標審査周辺システムの刷新した後にToBe対象システムが刷新した際の見直しを極力なくするため、商標審査周辺システムでは、将来のToBe対象システムとの連携を想定したインターフェースとする。

例えば、商標審査周辺システム(既存)と将来のToBe対象システムのインターフェースが、ToBeではビジネスプロセス間の連携になると想定される場合、商標審査周辺システム(既存)刷新時には、先行してビジネスプロセス間の連携の方式で通知機能の構築を行う。

次期モデルでは将来のToBe対象システムは外部システムであり、インターフェースは既存仕様を原則踏襲するため、ビジネスプロセス間の連携による通知と既存インターフェースの間にギャップが生じる。このギャップについては、外部システム連携で吸収する。

その後、ToBe対象システム刷新によって新規アーキテクチャ(ビジネスプロセス間の連携)が適用された際、外部システム連携を廃止することで、相互のビジネスプロセス間の連携が可能となる。

また、外部インターフェースの全般における考慮事項として、刷新システムのインターフェースでは可変長を扱えるが、既存システムのインターフェースは、その構造仕様に起因する制限値(繰り返し数、データ長)がある。したがって、外部システムとの連携においては、外部定義等により動的に制限値をコントロールする仕組みにより、既存システムに合わせる方向でギャップを吸収し、将来に外部システムが刷新された際に、外部定義等の見直しにより制限値をなくす。

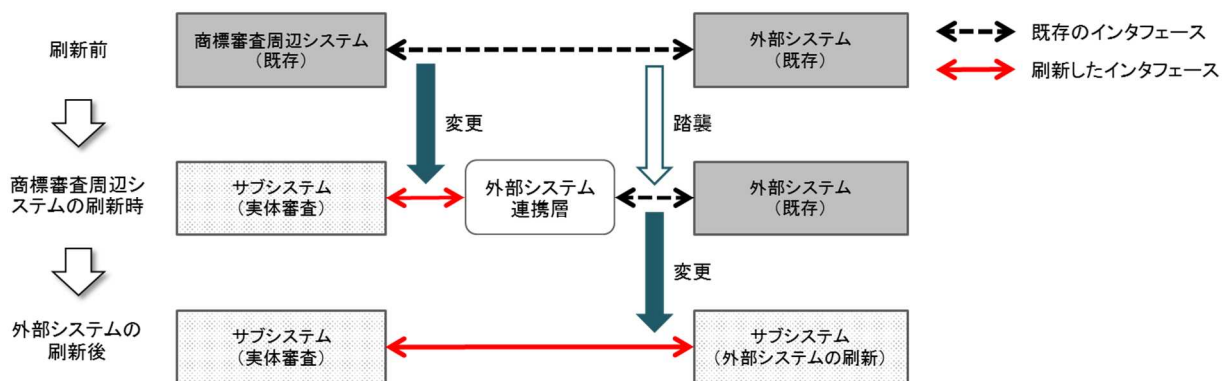


図 6-5 外部インターフェースにおける連携方法の考え方

一方、以下に示す例のように、外部システム連携を新たに開発するよりも、外部システムを修正する方が望ましいと考えられる場合がある。

- 外部システム連携を新たに開発するよりも、外部システムを修正することが優位である場合

既存システムから、データをバッチ処理で受信しているインターフェースなどは、既存システムが保有する情報をオンライン取得するインターフェースを設けることでオンライン参照に対応できるか、検討すべきケースと考えられる。

以上の考え方を踏まえて、次頁以降では「表6-3 外部インタフェースの連携方法」に示す各連携方法について、以下の2つを整理する。

A. 基本的な連携方法

外部システム連携によりギャップを吸収し、外部システムへの影響を極力なくす基本的な連携方法

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

外部システムを修正する可能性があるインタフェースや、要件定義で特に考慮が必要なインタフェース

6.2.1 ビジネスフロー管理と外部システムとの連携

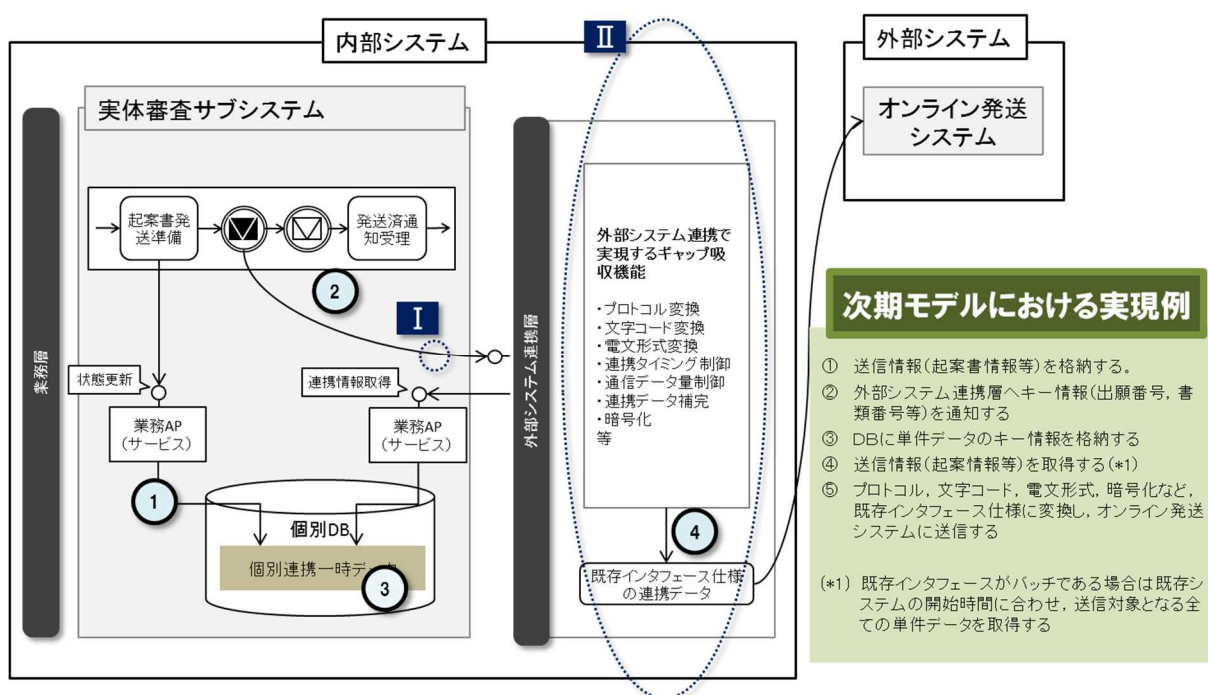
ビジネスプロセスの振る舞いに影響する通知が対象であり、外部システムが刷新した後にビジネスプロセス間の連携となることを想定した連携である。既存インタフェースの例では、外部システムへの通知は發送要求データ(XML)、外部システムからの通知はオンライン發送済通知データなどが該当する。

(1) ビジネスフロー管理から外部システム連携への連携

A. 基本的な連携方法

ビジネスプロセスのメッセージイベントからキー情報を外部システム連携に通知し、キー情報に紐づくデータが存在する場合には、業務アプリケーションにて共有データベースにデータを格納する。外部システム連携では、通知されたキー情報と、それに紐づく共有データベースのデータを基に、既存インタフェースとのプロトコルや電文形式等のギャップ吸収を行い、外部システムへ通知する。なお、外部システムへ一括データとしてバッチ送信する場合には、外部システム連携にてメッセージのタンキングをし、既存インタフェースに合わせたタイミングで一括データとして取りまとめて送信する。

オンライン發送システムへの發送データの通知を例に、連携方法を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」, 「AP」は「アプリケーション」の略記である。

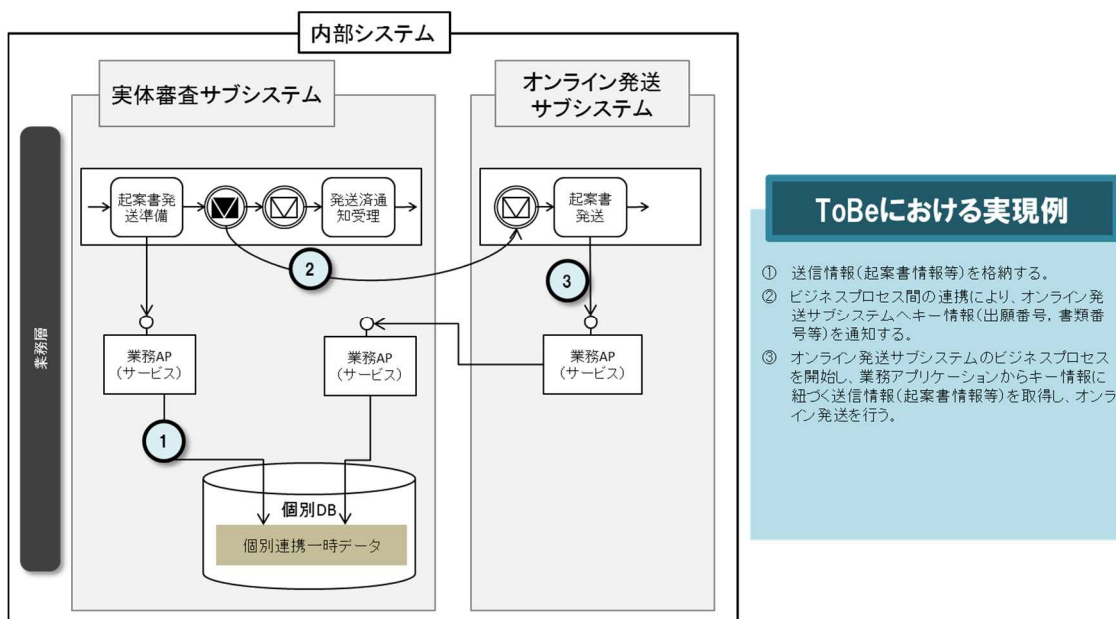
図 6-6 發送データ通知の実現例

商標審査周辺システム(既存)の刷新後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、商標審査周辺システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. ビジネスプロセスの通知先を刷新したサブシステムのビジネスフロー管理に変更し、ビジネスプロセス間の連携に切り替える。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)
- II. 外部システム連携を廃止する。

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェース「6.1.1 ビジネスプロセス間の連携」に定型化される。上図のオンライン発送システムへの発送データの通知を定型化した場合の実現例を以下に示す。

『特許庁アーキテクチャ標準仕様書 3.3.1-1 サブシステム間における、ビジネスフロー管理の連携』のパターンでは、(A)直接連携の方式に該当する。



ToBeにおける実現例

- ① 送信情報(起案書情報等)を格納する。
- ② ビジネスプロセス間の連携により、オンライン発送サブシステムへキー情報(出願番号、書類番号等)を通知する。
- ③ オンライン発送サブシステムのビジネスプロセスを開始し、業務アプリケーションからキー情報に紐づく送信情報(起案書情報等)を取得し、オンライン発送を行う。

※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-7 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インタフェースの整理結果(商標審査)」を参照。)

表 6-4 対象システムとインタフェース例

項番	外部システム	インタフェース例	概要
1	オンライン発送	発送要求データ	指定された起案書(SGML)についてオンライン発送基準チェックを行い、オンライン発送/紙発送それぞれの場合について発送準備を行う。

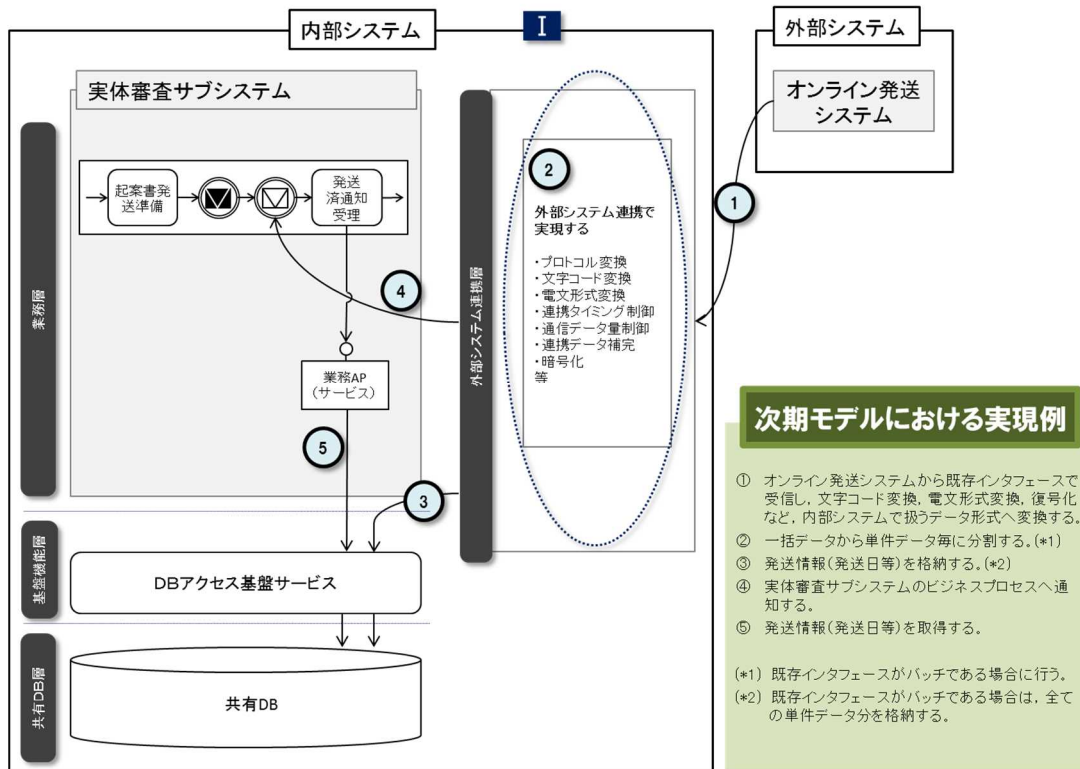
B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

(2) 外部システム連携からビジネスフロー管理への連携

A. 基本的な連携方法

オンライン送システムから通知されるオンライン送済通知データを例に、連携方法を以下に示す。

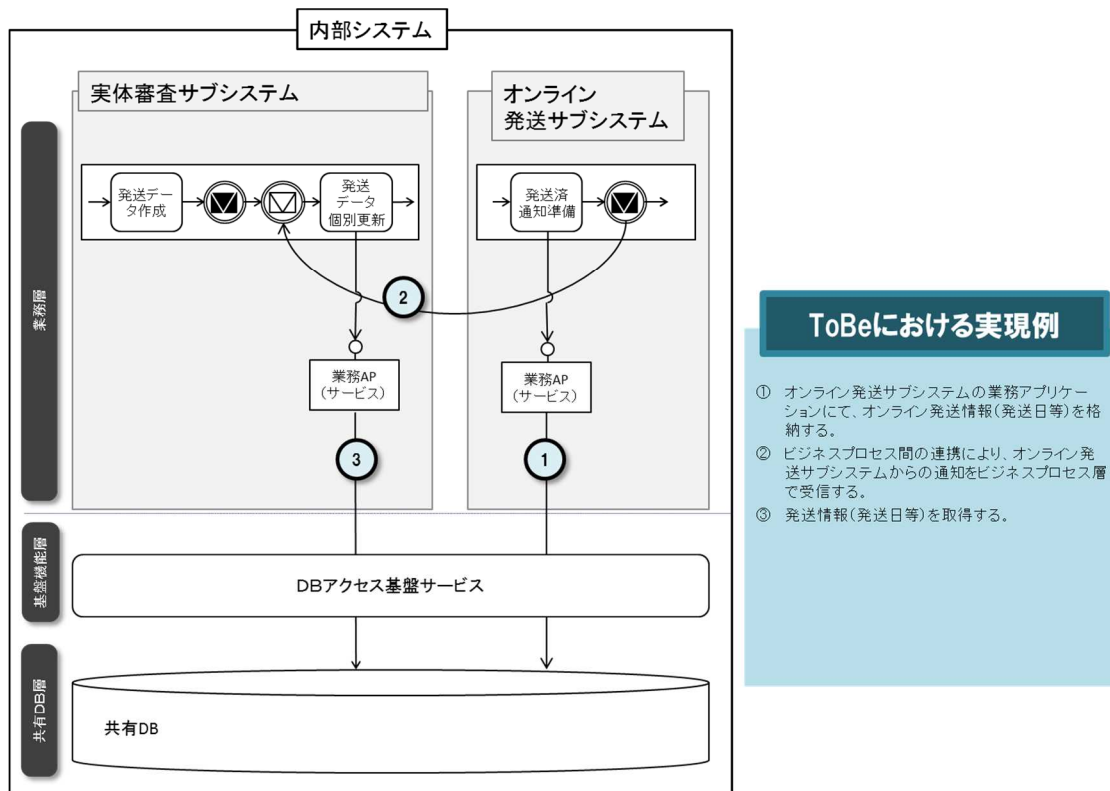


※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-8 送済要求データ通知に関する実現例

意匠審査周辺システムの刷新した後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

I. 外部システム連携を廃止する



ToBeにおける実現例

- ① オンライン発送サブシステムの業務アプリケーションにて、オンライン発送情報(発送日等)を格納する。
- ② ビジネスプロセス間の連携により、オンライン発送サブシステムからの通知をビジネスプロセス層で受信する。
- ③ 発送情報(発送日等)を取得する。

※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-9 定型化した連携方法の実現例 (A: 直接連携)

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インタフェースの整理結果(商標審査)」を参照。)

表 6-5 対象システムとインタフェース例

項番	外部システム	インタフェース例	概要
1	オンライン発送	発送要求データ	指定された起案書(SGML)についてオンライン発送基準チェックを行い、オンライン発送/紙発送それぞれの場合について発送準備を行う。
2	紙発送	発送済通知データ(SGML)	発送システムより発送済通知を受信し、起案決裁管理フォルダの発送日を更新する。
3	オンライン閲覧等請求	商標謄本請求書方式結果通知データ	謄本請求書の方式結果通知。

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

6.2.2 業務アプリケーション(画面)と外部システム連携との連携

ビジネスプロセスの振る舞いに影響する画面契機による連携が対象であり、外部システムが刷新した後に、業務アプリケーション(画面)からビジネスフロー管理へ通知し、通知先のサブシステムにて業務単位のビジネスロジックが実行されることを想定した連携である。

また、他のシステムが保有するデータに関する連携という点で類似する連携方法として、後述の「6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照/更新」がある。参考として、それぞれの適用基準を以下に示す。

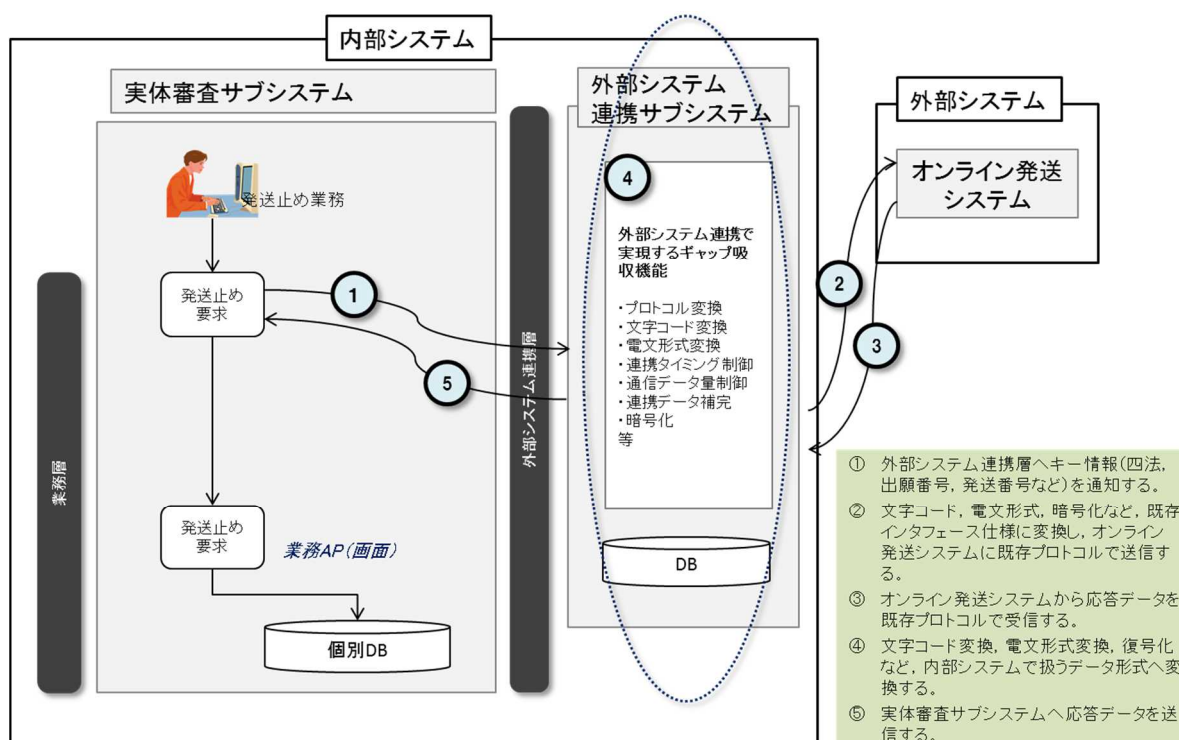
表 6-6 連携方法の適用基準

項番	連携方法	適用基準
1	6.2.2業務アプリケーション(画面)と外部システム連携との連携	<ul style="list-style-type: none"> 画面契機による連携であること。 通知先のサブシステムにおいて、業務単位のビジネスロジックが実行されること。
2	6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照/更新	<ul style="list-style-type: none"> 通知先のサブシステムにおいて、業務単位以外のサービス(他のサブシステムが管理する共通リソースデータや個別データの取得及び更新のためのサービス)が実行されること。

A. 基本的な連携方法

業務アプリケーション(画面)からキー情報を外部システム連携に通知し、外部システム連携で既存インタフェースとのプロトコルや電文形式等のギャップ吸収を行い、外部システムへ通知する。外部システムでは業務を実行後に、その結果を外部システム連携に通知し、既存インタフェースとのギャップ吸収を行った上で、業務アプリケーション(画面)に実行結果を返却する。

オンライン発送システムへのキー情報(四法, 出願番号, 発送番号など)の通知を例に、連携方法を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-10 オンライン発送システムへのキー情報通知の実現例

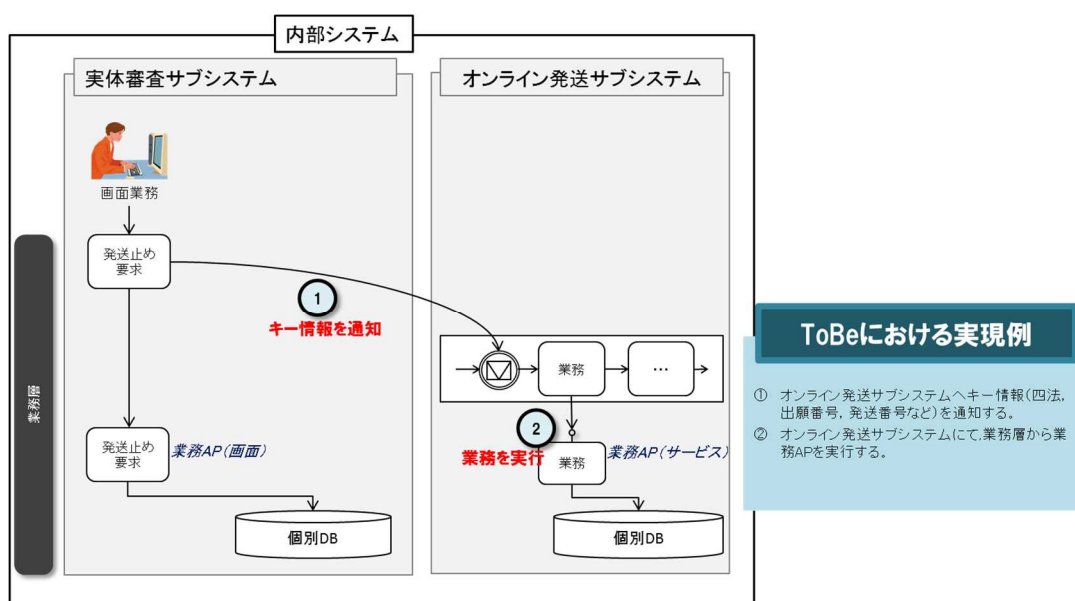
商標審査周辺システム(既存)の刷新後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、商標審査周辺システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. 業務アプリケーション(画面)からの通知先を、刷新したサブシステムのビジネスフロー管理、若しくは業務アプリケーション(サービス)に変更する。(ドメイン名などの接続先情報を外部定義する等、切り替えの容易性に配慮する。)
- II. 外部システム連携を廃止する。

この変更により、連携方法は業務アプリケーション(画面)から、ビジネスフロー管理または業務アプリケーションへの連携に定型化される。既存インタフェースの整理より、刷新時点においては内部インタフェースに本連携方法の対象となる業務はないが、上図の料金徴収を定型化した場合の実現例は以下のとおりとなる。

● **業務アプリケーション(画面)からビジネスフロー管理への連携**

この連携では業務アプリケーション(画面)から他サブシステムのビジネスフロー管理へ連携し、ビジネスプロセスを実行させる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-11 定型化した連携方法の実現例(業務アプリケーション(画面)からビジネスフロー管理への連携)

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。

(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インタフェースの整理結果(商標審査)」を参照。)

表 6-7 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	オンライン発送システム	発送止め要求データ	紙発送またはオンライン発送システムに発送通知済の起案書に対し、発送止めを行う。

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

6.2.3 業務アプリケーション(サービス)と外部システム層との連携

6.2.3.1 外部システムが保有するデータの参照/更新

外部システムが保有するデータを参照/更新するための連携が対象であり、将来に外部システムが刷新した際は、共有データベースへのアクセスや、サービスインタフェースによる共通リソースデータへのアクセスとなることを想定した連携となる。

既存インタフェースより、連携方法は以下の3つに分類される。

表 6-8 事件・書類データまたは共通リソースデータの取得における連携方法

項番	連携方法	
1	既存の外部システムとオンラインにより参照/更新している場合の連携方法	外部システムの保有するデータを必要なタイミングで都度、オンラインにより参照/更新する。
2	既存の外部システムとバッチによりデータの要求と応答を行っている場合の連携方法	外部システムの保有するデータについて、外部システムへ必要な情報について要求データを送信し、その応答データを外部システムから受信する。
3	既存の外部システムからバッチによりデータ受信している場合の連携方法	外部システムの保有するデータについて、外部システム側から全量または差分データを通知する。

前述した外部インタフェースの考え方より、既存インタフェースを踏襲することが原則となるが、商標審査周辺システムは刷新により単件リアルタイム化するため、ビジネスプロセスを滞留させないためには、項番1のオンラインによる参照/更新で連携することが望ましい。

また、既存インタフェースが項番2と項番3のバッチによる連携である場合において、ToBeシステムを想定して、内部システム側でのオンラインによる参照/更新を想定した連携とのインタフェースギャップを、外部システム連携で吸収させる場合には、詳細は後述するが単なるプロトコルの変換以上の仕組みを導入する必要がある。

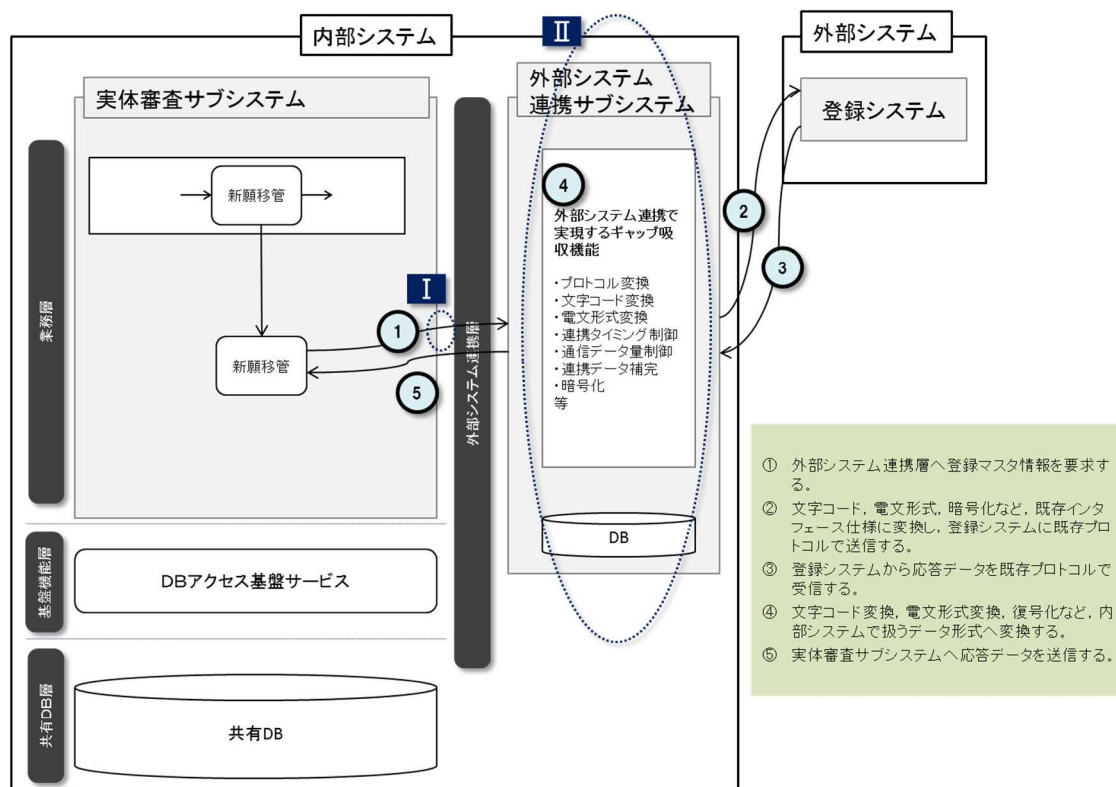
このギャップ吸収の仕組みの開発と、オンライン参照/更新できるインタフェースを設ける修正を、商標審査周辺システムの刷新時に前倒して開発することを比較した場合、後者の方が機能性、コスト等の観点から優位となる可能性もある。

これらを踏まえると、後続工程(要件整理以降)においては、外部システム側を修正することも選択肢として、検討すべき事項であるといえる。したがって次頁以降には、上記の基本的な連携方法を示すとともに、対象となる既存インタフェースごとに個別対応を考慮すべき点を示す。

なお、全ての外部システムが刷新されたToBeシステムを想定すると、共有データベースや共通リソースデータへ都度アクセスする新たなアーキテクチャとなるため、項番1の連携に最終的には移行される。

A. 基本的な連携方法

登録システムに対する情報取得を例として、連携方法を以下に示す。



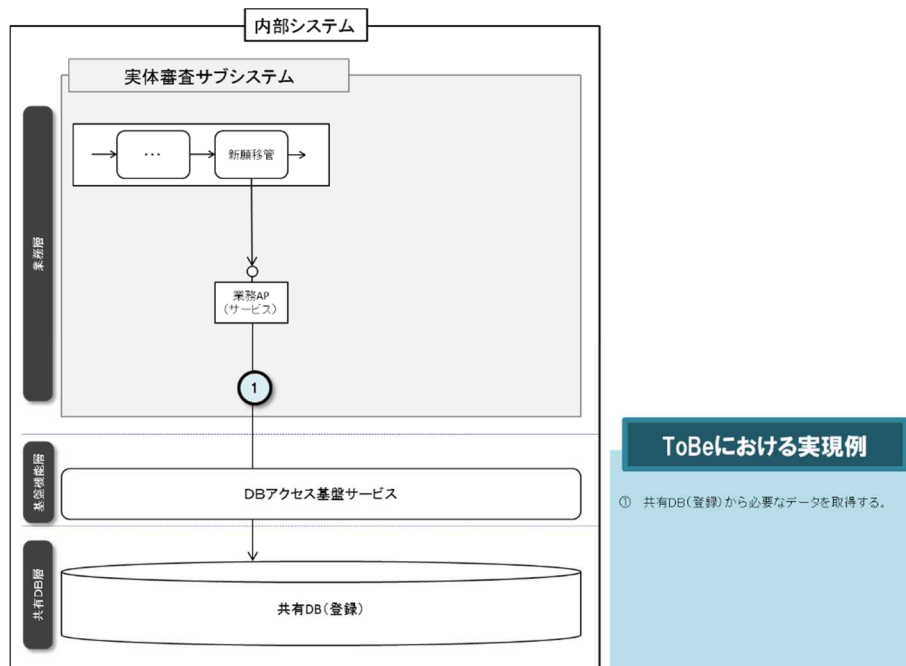
※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-12 登録システムに対する情報取得の実現例

商標審査周辺システム(既存)の刷新から後に、連携する外部システムに多階層構造等のアーキテクチャが適用された際、商標審査周辺システムで修正を要する箇所は以下のとおり。(図のローマ数字に対応)

- I. 通知先を、刷新したサブシステムのDBアクセス基盤サービスに変更する。
- II. 外部システム連携を廃止する。

この変更により、連携方法は前述の内部インタフェースのうち、事件・書類データであれば「共有データベースへの連携」に、共通リソースデータであれば「共通リソースデータの取得」に定型化される。上図の登録システムに対する情報取得を定型化した場合の実現例を以下に示す。



※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。
 図 6-13 定型化した連携方法の実現例

既存インタフェースについて、次期モデルで想定される連携方法を整理した結果より、この連携方法によって連携する外部システムすべてと、各外部システムとの間の代表的なインタフェースを以下に示す。(連携方法の整理結果の詳細は、「別紙2 既存インタフェースの整理結果(商標審査)」を参照。)

表 6-9 対象システムとインタフェース例

項番	通知先の外部システム	インタフェース例	概要
1	登録	登録マスタ参照・要求データ	登録査定書の提出、発送時において本商標の専用実施権のチェックと本願と本商標案件、または3条の2候補案件の出願人をチェックする。

B. 外部システムの対応や特に考慮が必要となるインタフェース

基本的な連携により実現し、想定される外部システムの対応や特に考慮が必要なインタフェースはない。

6.3 システム間連携における考慮事項

内部システムのシステム構造の見直しによるシステム間連携について、以下の考慮事項を示す。

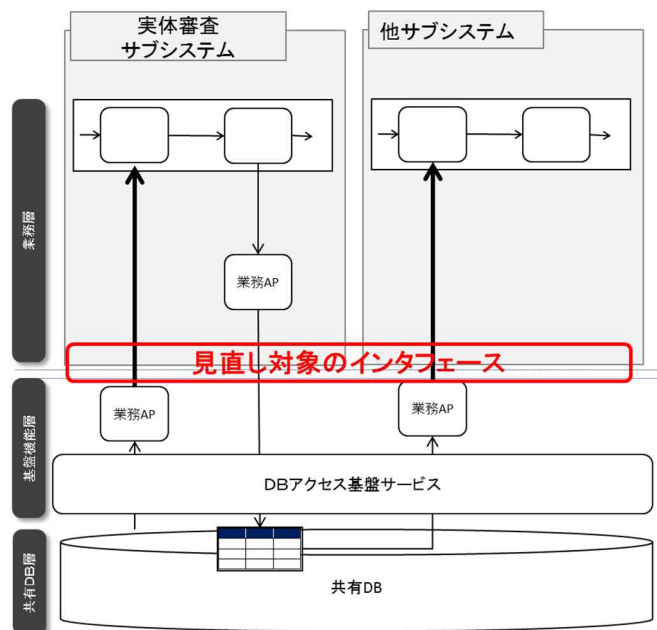
- 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し
- 商標検索システムとの連携
- 図形商標審査システムとの連携
- データウェアハウスシステムとの連携
- 共有データ及び共通リソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響
- 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策

6.3.1 記録ファイル管理システム(既存)に存在する機能の配置位置の見直し

ToBeアーキテクチャは、業務契機をビジネスプロセスで制御し、ビジネスプロセスのアクティビティと対になるサービスインタフェースを介して、共有データベースに対してアクセスする多階層構造とその層の役割を定めることにより保守性を高めている。その考え方から共有データベースに位置する記録ファイル管理システム(既存)との間で、ビジネスプロセスに影響する通知を送受する既存インタフェースは望ましくない。

したがって、そのインタフェースとそれを作成する記録ファイル管理システム(既存)の業務アプリケーションが持つ業務(機能)の配置先を見直す必要がある。

見直す対象は、意商審査周辺システムが共有データベースに位置するシステムから通知を受け取る場合と、意商審査周辺システムからの共有データベースに位置するシステムへの通知を契機に、他サブシステムへ通知するものとなる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-14 見直し対象のインタフェース

本項では、対象インタフェース、業務の配置先と想定される連携方法を示す。

業務の配置先は、サブシステムの定義の業務範囲により定めており、後続工程(要件整理以降)の要件により業務の見直しがある場合は、その要件に合わせて整理するものとする。

対象の既存インタフェースは下表のとおりとなる。

表 6-10 対象インタフェース

項番	既存の連携先システム	インタフェース名
1	記録ファイル管理システム	最終処分確定通知データ

(1) 最終処分確定通知データ

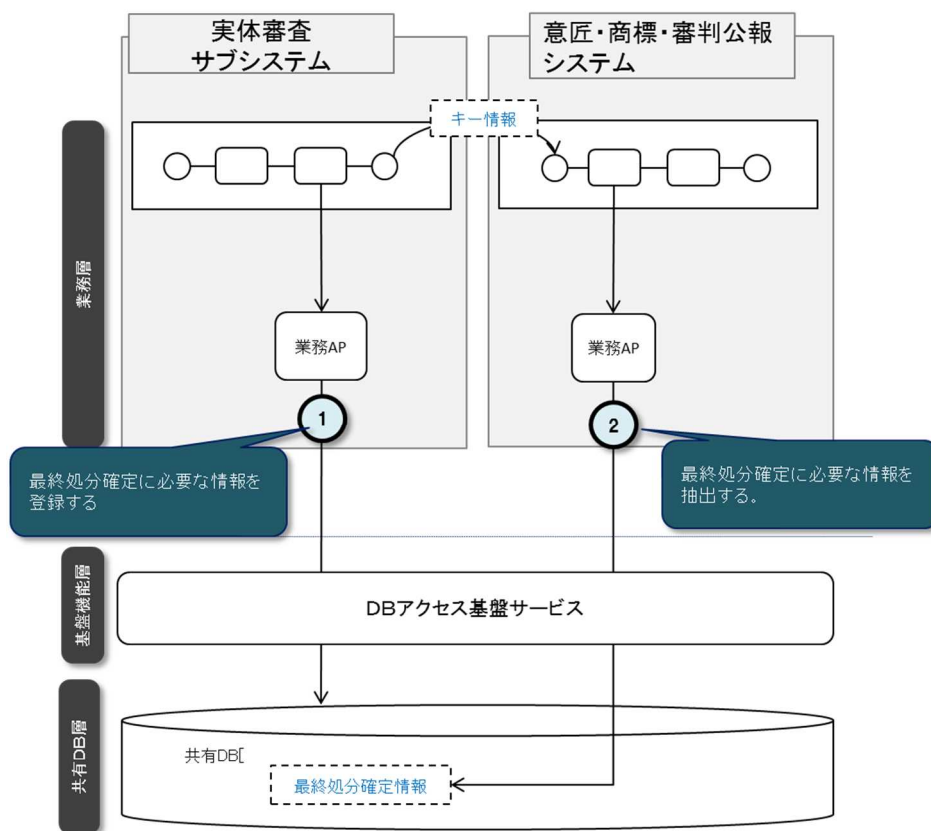
既存では、事件が最終処分となると、出願マスタの最終処分記事に情報が設定され、それを契機に記録ファイル管理システムより商標審査周辺システムへ通知がなされる。

当該インターフェースの業務配置、想定される連携方法は以下のとおりとなる。

- 業務(機能)配置

最終処分確定情報を設定するシステム(※)により共有データベース(出願事件(商標))を更新後、サブシステム間の連携でキー情報のみ送信し、実体審査サブシステムより共有データベース(出願事件(商標))の最終処分確定情報を参照するよう変更する。

(※)図6-25は実体審査中に意匠商標方式審査システムが取下げ・放棄処分などにより最終処分確定情報を設定したことを想定したもの。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

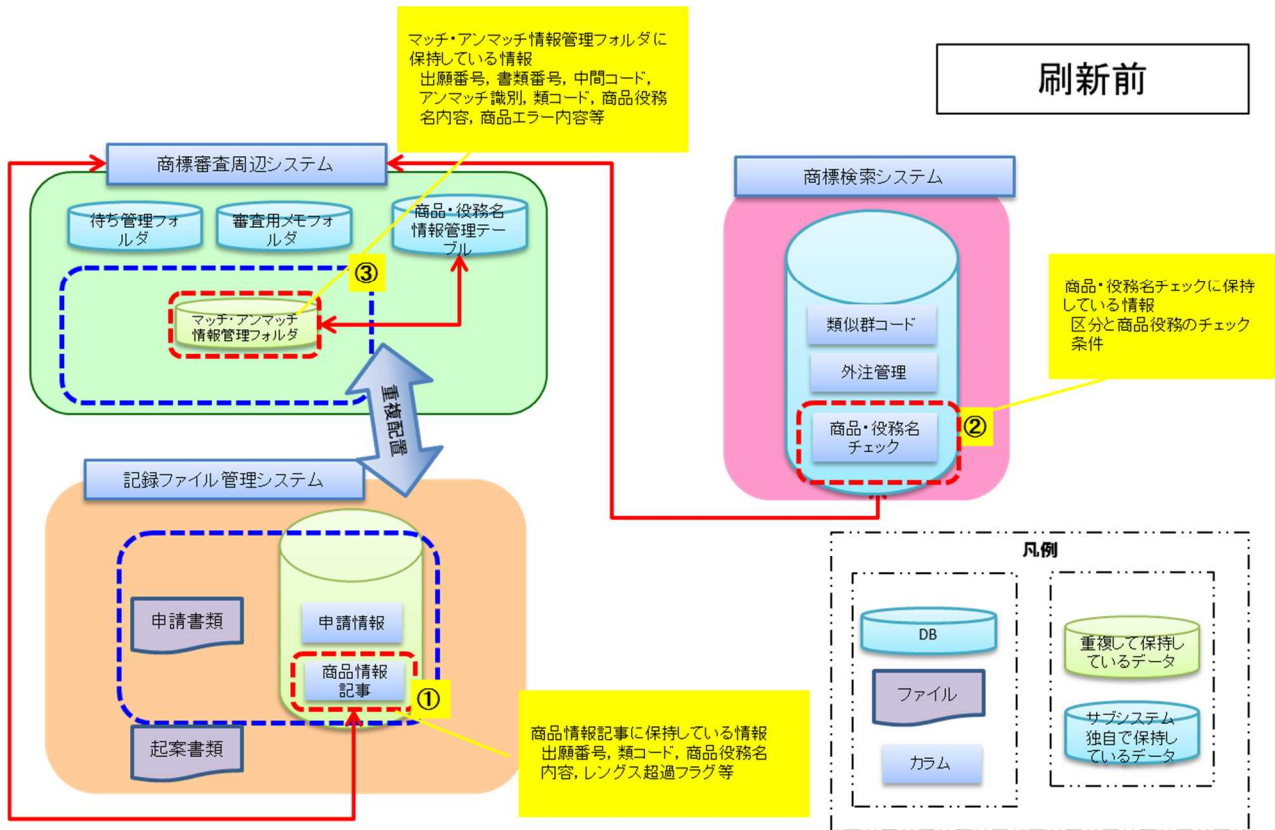
図 6-15 最終処分確定通知データの連携の実現例

6.3.2 商標検索システムとの連携

- 刷新前の商品検索システムとの連携

商標審査周辺システムの「マッチ・アンマッチ情報管理フォルダ」は、以下の順序で作成される。

- ① 商標審査周辺システムが、記録ファイル管理システムの商品役務名情報を抽出する。
- ② ①の情報を基に商標審査周辺システムが、商標検索システムへ「商品・役務名チェックテーブル」との突合チェックを要求し、商標検索システムよりチェック結果が返却される。
- ③ ②のチェック結果として、'テーブル無'エラーとなった商品役務名情報に対して、商標審査周辺システムの「商品・役務名情報管理テーブル」との突合チェックを行い、結果をデータベースに格納する。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-16 刷新前の商品検索システムとの連携

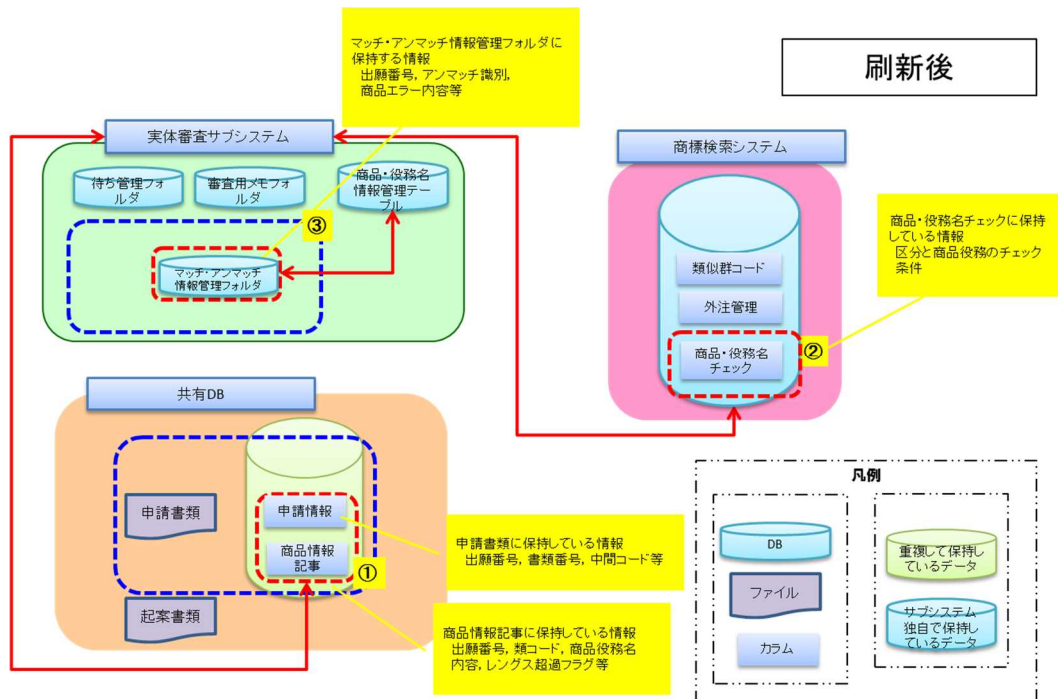
● 商品情報の位置づけ

- ①「商品情報」は、事件の完了及び権利の消滅までの長期間にわたり管理する。さらに複数サブシステムがデータを利用することから、共有データベースへ配置するのが妥当と考えられる。
- ②「商品情報のチェック条件」は、商標審査周辺システムからのチェック要求時だけでなく、検索業務による画面表示や更新時に使用することから、サーチ系システムに配置するのが妥当と考えられる。
- ③「商品情報のチェック結果」は、②によりチェックされたデータに対し商標審査周辺システムでのチェック結果を付加した情報が対象データであり、当該データは商標審査周辺システムのマッチ・アンマッチ画面にて審査官による該当案件の区分、商品役務等の情報を確認し類似群の確定時に使用することから、商標審査周辺システムに配置するのが妥当と考えられる。

なお、マッチ・アンマッチ情報管理フォルダに格納されたデータは、実体審査のみに使用させるものであって、実体審査終了後は削除可能であり、一時的なデータである。

表 6-11 商品情報に関するデータ配置

配置先	配置するデータ	情報の位置づけ	データライフサイクル	利用例
共有データベース	商品情報記事	商品情報	発送等により確定情報となった後に保有する ※保有期間はデータ統合方針に準拠する	実体審査等での版や区分、商品役務等の確認
サーチ系システム	商品役務名チェックテーブル	商品情報のチェック条件	版コード改訂時(1年に1回)に全データの見直しを行う	区分と商品役務のチェック条件
実体審査サブシステムの業務データベース (マッチ・アンマッチ情報管理フォルダ)	マッチアンマッチ情報管理テーブル	商品情報のチェック結果	起案から発送等により確定情報となるまで保有する	版や区分、商品役務等のチェック結果の確認



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-17 刷新後の商品検索システムとの連携

6.3.3 図形商標審査システムとの連携

商標審査周辺システムにて画面表示や起案書に引用商標詳細情報として編集している商標見本は、図形商標審査システムから取得している。

※ PL前案件は電子書類(SGML)が存在せず、記録ファイル管理システムで商標見本を保持していない。また、図形商標審査システムは検索結果として見本一覧画面(スクリーニング)へ商標見本を表示することが必要であり、PL前案件およびPL案件の商標見本を業務画面の表示に適した形に加工して保持している。現行において、商標審査周辺システムでは、PL前案件及びPL案件の商標見本を図形商標審査システムから取得している。

- 刷新前の図形商標審査システムとの連携

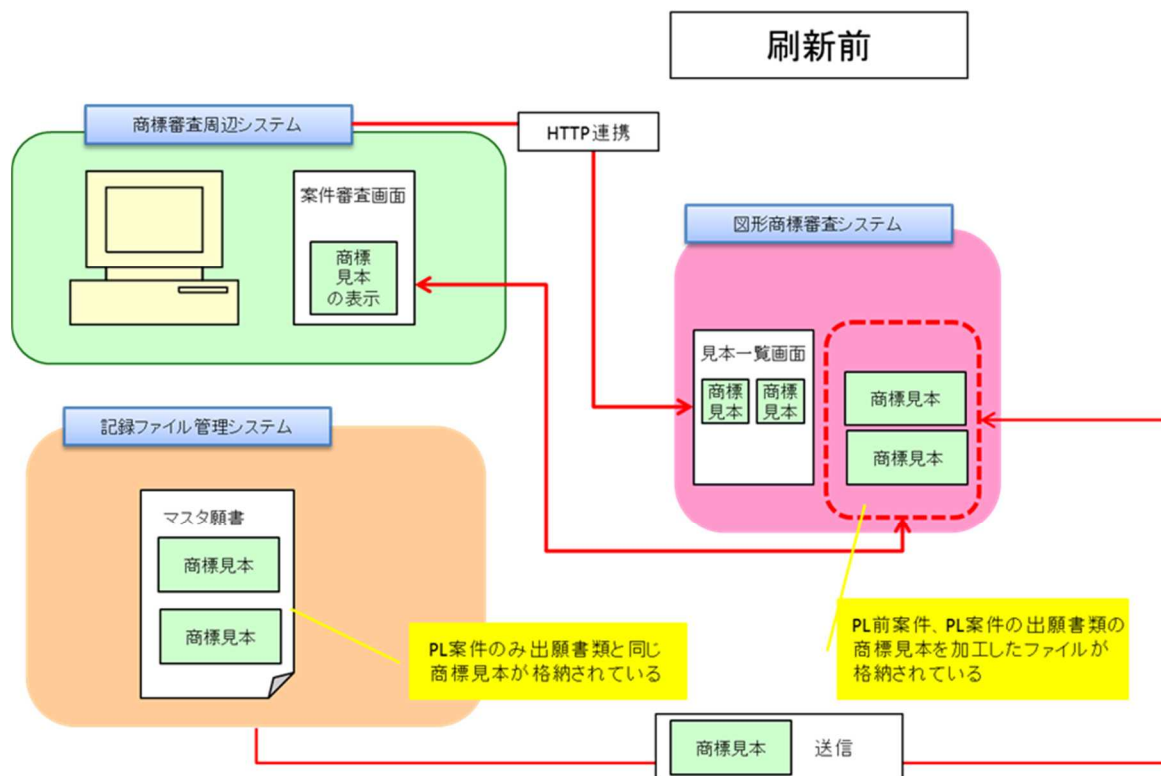


図 6-18 刷新前の図形商標審査システムとの連携

- 商標見本の位置づけ

商標見本は、事件の完了及び権利の消滅までの長期間にわたり管理する。さらに複数サブシステムがデータを利用することから、共有データベースへ配置するのが妥当と考えられる。既存システムでは、図形商標審査システムより商標見本を取得している。記録ファイル管理システムから図形商標審査システムへの商標見本の最新化にタイムラグが発生している。

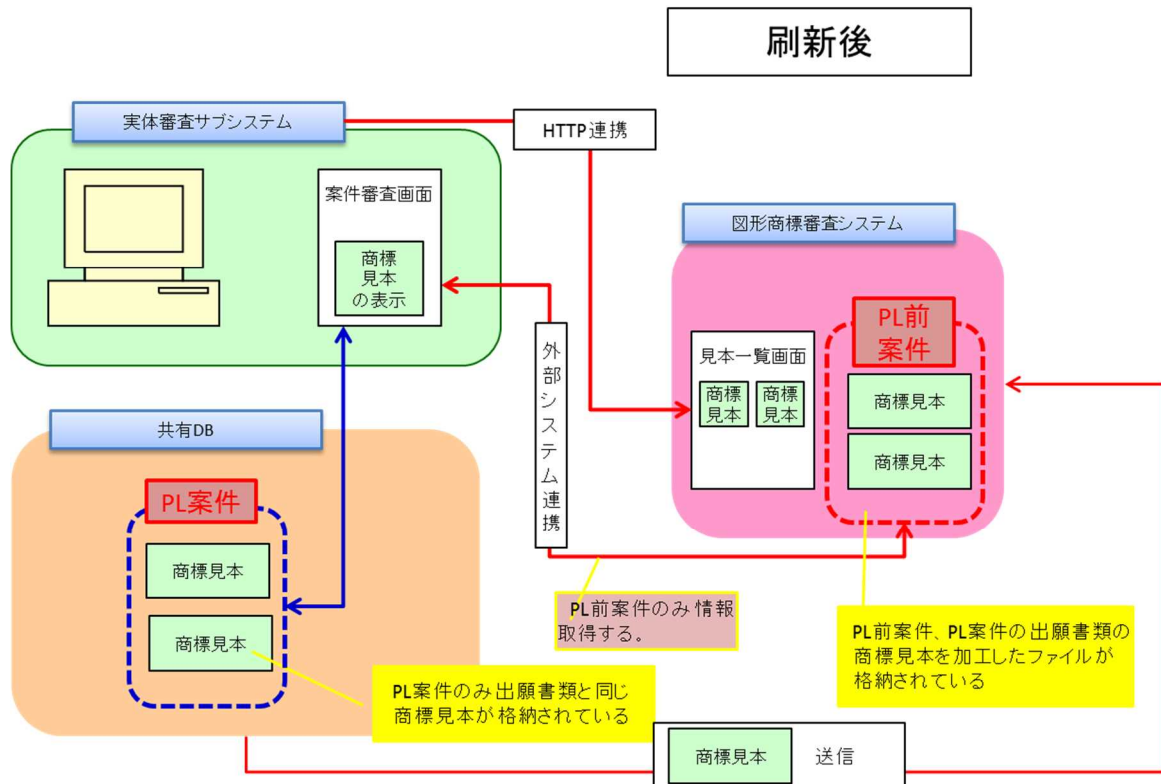
● 刷新後の図形商標審査システムとの連携

商標審査周辺システムの刷新に伴い,案件審査画面の表示のために商標見本データを取得する場合において,PL前案件,PL案件で取得先が以下のとおり異なる。

PL前案件は,図形商標審査システムで商標見本データを保持しているため,外部システム連携を介して図形商標審査システムよりデータ取得することとなる。

PL案件は,現行システムでは記録ファイル管理システムのマスタ願書で最新の商標見本を保持しているが,記録ファイル管理システム刷新後は重複データ排除の観点からマスタ願書を廃止し共有データベースで記事として最新の商標見本を保持することとなる。よって,現行システムでは図形商標審査システムからデータ取得しているが,該当案件の審査を行う画面表示(案件審査画面)に当たっては原本となるデータを参照するのが望ましいと考えられるため,刷新システムでは共有データベース参照するよう変更する。

なお,図形商標審査システムが提供する見本一覧画面を商標審査周辺システムから呼び出す場合は,既存と同様にHTTPにて参照することとなる。



※ 図中の「DB」は「データベース」を略記したものである。

図 6-19 刷新後の図形商標審査システムとの連携

6.3.4 データウェアハウスシステムとの連携

商標審査周辺システムの刷新に伴い、データウェアハウスシステム(既存)との連携において、以下の変更が想定される。

<変更内容>

- ① 商標審査周辺システムのデータ構造を変更することに伴い、データウェアハウスシステム(既存)へ連携するデータも変更する。
- ② 商標審査周辺システムにおけるデータの配置先が他システムとなることに伴い、データウェアハウスシステム(既存)へデータが連携されなくなる。

データウェアハウスシステム(既存)は庁内の各システムからデータを収集・蓄積し、意思決定のためにデータを活用するシステムであることから、収集元のデータ構造が変更された場合やデータの配置先が変更された場合には、それに合わせてデータウェアハウスシステム(既存)側を対応させる必要がある。

したがって上記の変更に対して、データウェアハウスシステム(既存)にて以下のとおりに対応する。

<データウェアハウスシステムの対応内容>

- ① 商標審査周辺システムのデータ構造の変更に合わせて、データウェアハウスシステム(既存)の格納先のデータ構造を対応させる。
- ② 商標審査周辺システムにおけるデータの配置先の変更に合わせて、別のシステムから必要なデータを取得するなど、データの取得方法を対応させる。
- ③ ①の収集したデータ構造の変更により、2次加工して生成する業務集計データや、ユーザごとに定義するレポート用SQLに影響がある場合には、それぞれ対応させる。

既存インタフェースの例では、出願事件情報(国内優先権情報等)のレプリケーションなどが該当する。「3. データ配置位置の方針」に示すとおり、出願事件情報(国内優先権情報等)は事件・書類データとして共有データベースでデータを一元管理することから、商標審査周辺システムからデータウェアハウスシステム(既存)に送付されなくなる。そのため、共有データベースを参照するように変更する必要がある。

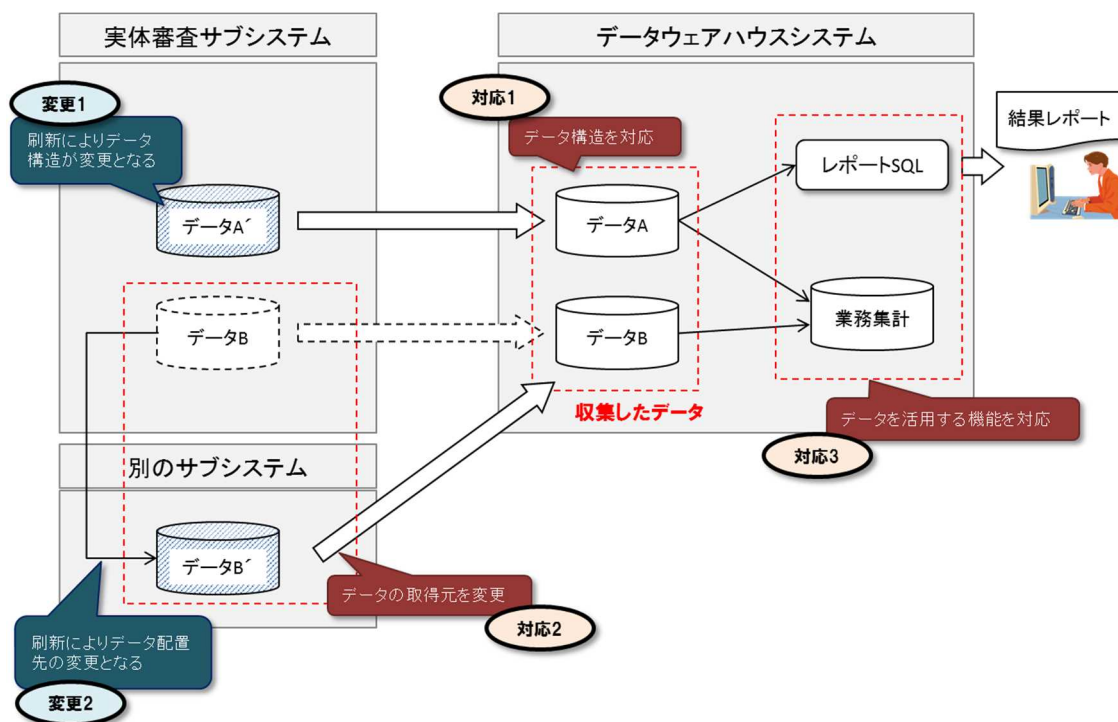


図 6-20 刷新に伴うデータウェアハウスシステムとの連携における対応内容

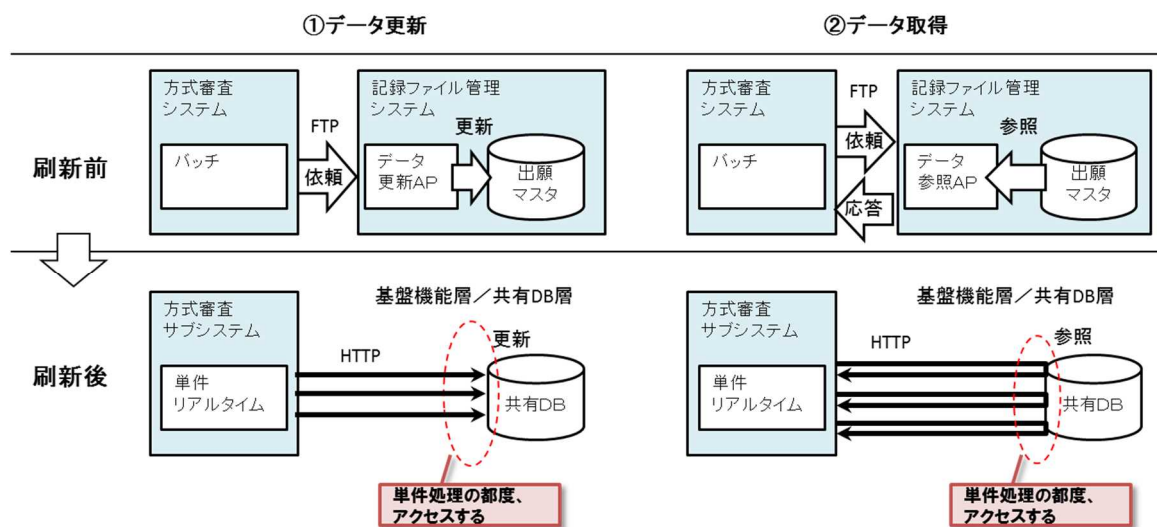
6.3.5 共有データ及び共通リソースデータを保有する個別データベースの設備条件への影響

単件リアルタイム化とデータの集中化により、意匠審査周辺システムから共有データベース及び共通リソースデータを保有する他サブシステムの個別データベースに対して、アクセスが増加する可能性があり、その情報を保有するシステムの設備に対する性能要求に影響があると想定される。当該情報を保有するシステムの設備条件への影響を定める上で考慮すべき点を以下に示す。

- 単件リアルタイム化に伴う共有データベース及び個別データベースへのアクセス増加

単件リアルタイム化による影響として、以下の①データ更新と②データ取得のいずれのケースにおいても、単件処理の都度、共有データベースへアクセスすることになり、例えばデータベースコネクションの接続や切断が都度発生することになり、処理のオーバーヘッドが想定される。

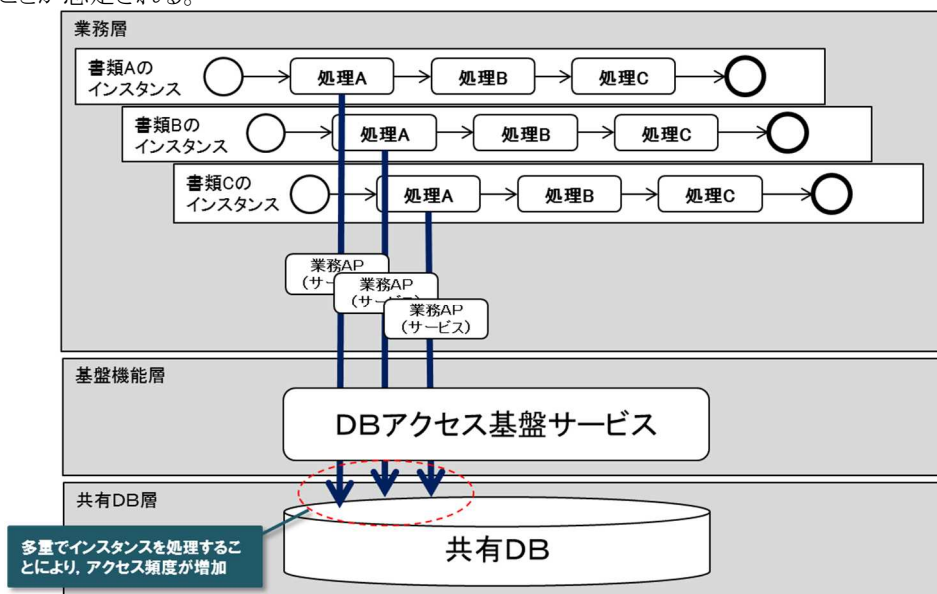
刷新により、バッチ処理から単件リアルタイム処理に見直しされるインタフェースについて、これらの影響を考慮する必要がある。



※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-21 単件リアルタイム化に伴う共有データベースへのアクセス増加

さらに、ビジネスプロセスのインスタンスを多重で処理するため、設定した多重度に応じて共有データベースや個別データベースへのアクセス頻度が増加し、共有データベース及び個別データベースに要求されるリソースが増えることが想定される。

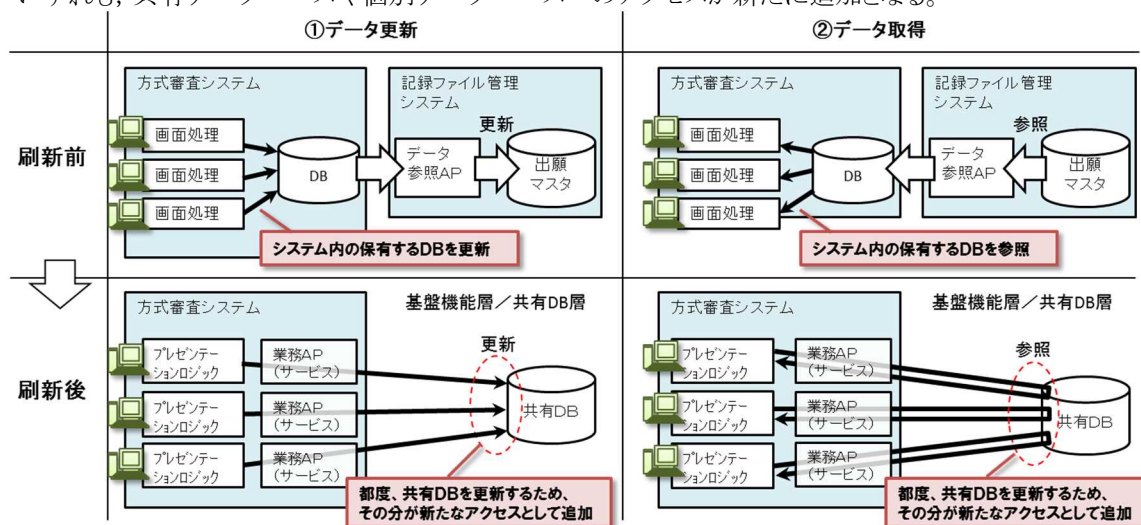


※ 図中の「DB」は「データベース」,「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-22 インスタンスの多重処理によるデータベースアクセス増加

- データ配置方針に伴う共有データベースや個別データベースへのアクセス増加

データ配置方針による影響として、既存システムにおいて内部システムに保有するデータベースへ参照・更新するケースに対し、刷新後は共有データベースや個別データベースを都度、参照・更新するケースが増えることが想定されるため、主に起案などの画面を利用した業務において、以下の①データ更新と②データ取得のいずれも、共有データベースや個別データベースへのアクセスが新たに追加となる。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-23 データ配置方針に伴う共有データベースへのアクセス増加

- 共有データベース及び個別データベースの設備条件を定める上での考慮点

以上を踏まえると、共有データベース及び個別データベースの設備条件を定める上での考慮点は以下のとおりとなる。これらを踏まえて業務量を評価し、システム刷新による性能要求に耐えうる共有データベース及び個別データベースの設備条件を定める必要がある。

表 6-12 共有データベースの設備条件を定める上での考慮点

アクセス頻度が増加する要因	アクセス頻度が増加するケース	共有データベースの設備条件を定める上での考慮点
単件リアルタイム化に伴う影響	バッチ処理のリアルタイム化	バッチ処理から単件リアルタイム処理となるインターフェースの見直しによる影響を考慮する必要がある。 ※商標審査周辺システムでは該当するインターフェースは存在しない
データ配置方針の見直しに伴う影響	内部保有データベースの共有データベース化	既存システムにおいてシステム内部に保有していたデータを、システム刷新後に共有データベースとして配置した場合においての、内部データから共有データベースへのアクセスへ変更することに伴うアクセス頻度の増加。 ※商標審査周辺システムでは該当するデータは存在しない

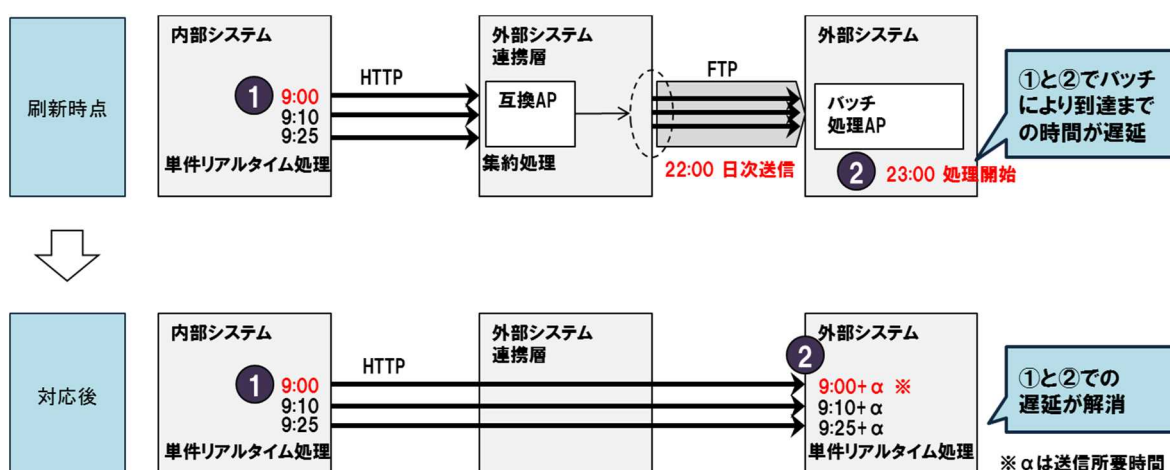
6.3.6 単件リアルタイム化の業務上のボトルネックとなるケースと対策

刷新する商標審査周辺システムと外部システムの間において、業務上のボトルネックが発生するケースが想定される。ボトルネックが発生する箇所及びその対策を以下に示す。

- 外部システムのバッチ処理への送信

送信インタフェースについて、外部システムに合わせて日次等の周期で定時にインタフェースを送信するため、刷新システムからの単件リアルタイム処理により送信した時間から、外部システムへ到達する時間が遅延する。(下図「刷新時点」①と②)

なお、商標審査周辺システム(既存)で対象となる連携先システムは、「商標検索システム」であり、例えば6条予備調査依頼の発注を行った案件情報を単件リアルタイム処理で送信することで案件情報を商標検索システムに即座に通知でき、案件情報のリアルタイム登録が可能となり、利便性が向上する可能性がある。



※ 図中の「AP」は「アプリケーション」を略記したものである。

図 6-24 外部システムへのバッチ処理への送信

- 外部システムのバッチ処理からの受信

受信インタフェースについて、以下2点のボトルネックが存在する。

- バッチ処理によるボトルネック

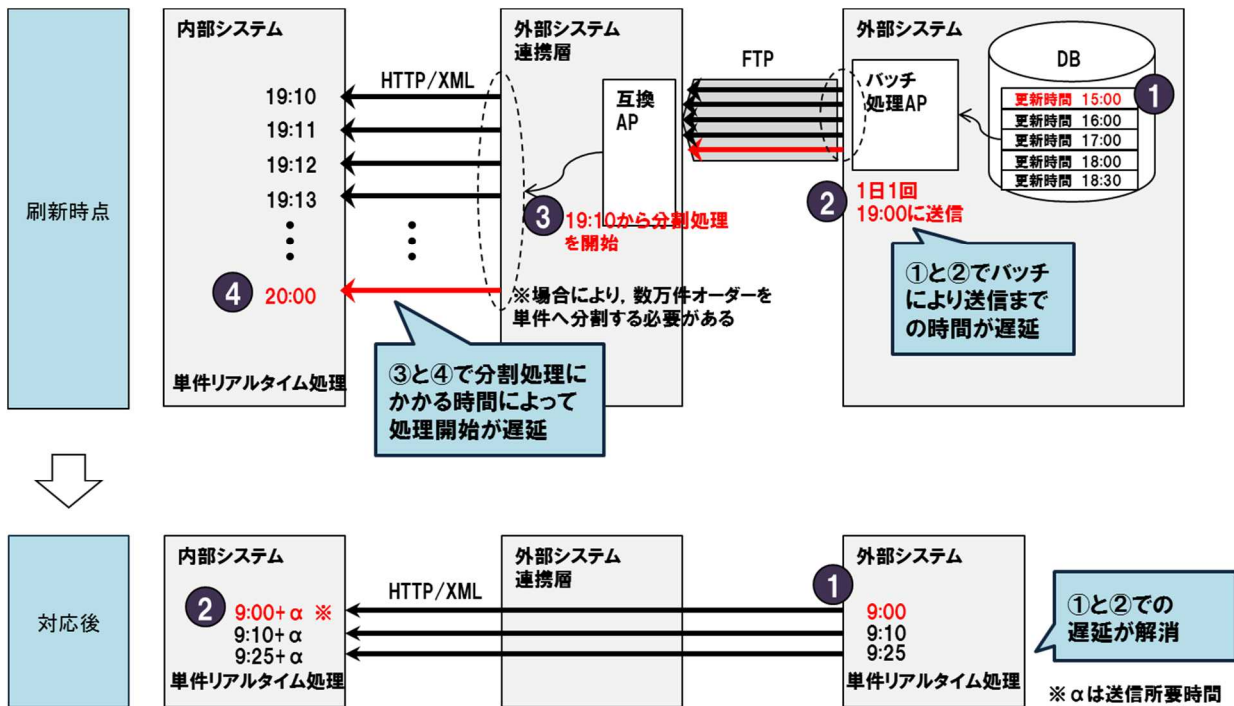
外部システムはバッチ処理であり、日次等の周期で定時にインタフェースが送信されるため、外部システムにて送信可能となった時点から遅延する。(下図①と②)

- 分割処理によるボトルネック

外部システム連携にて、刷新システムの単件リアルタイム処理で管理するビジネスプロセスへ通知するために出願番号等を単位として分割する。それにより、特にレコード件数が多量にある場合に分割処理を開始した時点から、分割処理にかかる時間分が遅延する。(下図③と④)2点のボトルネックはいずれも、送信インタフェースの検討と同様に外部システムが単件リアルタイム化することにより解消する。

また、将来刷新される予定の外部システムが刷新される前や、外部システムが単件リアルタイム化される前において、分割処理によるボトルネックに対する対策として、刷新システムへのデータ送信処理をマルチプロセス化することで処理時間を短縮できる。なお、ビジネスフロー管理への要求を過度にマルチプロセス化した場合は、それが起因となり輻輳する恐れがあるため、無制限にマルチプロセス化せずに流量制限も考慮する必要がある。また、処理順序を持ったインタフェースをESBがマルチプロセスとする場合、分割処理及び外部システム連携から内部システムへのデータ送信の際に処理順序を考慮する必要がある。

なお、商標審査周辺システム(既存)で対象となる連携先システムは、「商標検索システム」であり、例えば表示用商標、標準文字が更新された場合に更新情報を単件リアルタイム処理で送信することで更新情報を意匠検索システムに即座に通知でき、更新情報のリアルタイム登録が可能となり、利便性が向上する可能性がある。



※ 図中の「DB」は「データベース」、「AP」は「アプリケーション」の略記である。

図 6-25 外部システムのバッチ処理からの受信

● 業務上のボトルネックとなる箇所への対策

以上を踏まえると、商標審査周辺システムと外部システムの間において発生する業務上のボトルネックの箇所とその対策は以下のとおりとなる。

表 6-13 個別システム単件リアルタイム化による業務上のボトルネックとその対策

ケース	業務上のボトルネック箇所	対策
外部システムのバッチ処理への送信	<ul style="list-style-type: none"> 外部システムに合わせて日次等の周期で定時にインタフェースを送信するため、刷新システムからの単件リアルタイム処理による送信時点から、外部システムへの到達時間が遅延する。 	<p>外部システムが単件リアルタイム化することにより解消する。</p> <p>なお、外部システムの修正時に、その連携について、円滑に単件リアルタイム化に移行することが望ましいため、外部システムが単件リアルタイム化するまでのギャップの吸収については「6.2 外部インタフェース」のとおり連携とする</p>
外部システムのバッチ処理からの受信	<ul style="list-style-type: none"> 外部システムのバッチ処理により、日次等の周期で定時にインタフェースが送信されるため、外部システムにて送信可能となった時点から到達時間は遅延する。 外部システム連携にて、刷新システムの単件リアルタイム処理で管理するビジネスプロセスへ流すよう出願番号等を単位として分割するため、レコード件数が多量にある場合に分割処理を開始した時点から、分割処理にかかる時間分が遅延する。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 刷新システムへのデータ送信処理をマルチプロセス化することで処理時間を短縮できる。その際、無制限にマルチプロセス化せずに流量制限も考慮する。

共通編

7. 個別システム構成図

7.1 個別システム構成図(多階層構造)

本章では、個別システム構成図(多階層構造)を示す。意匠・商標審査周辺システム概念設計における多階層構造を以下のとおりに定義する。

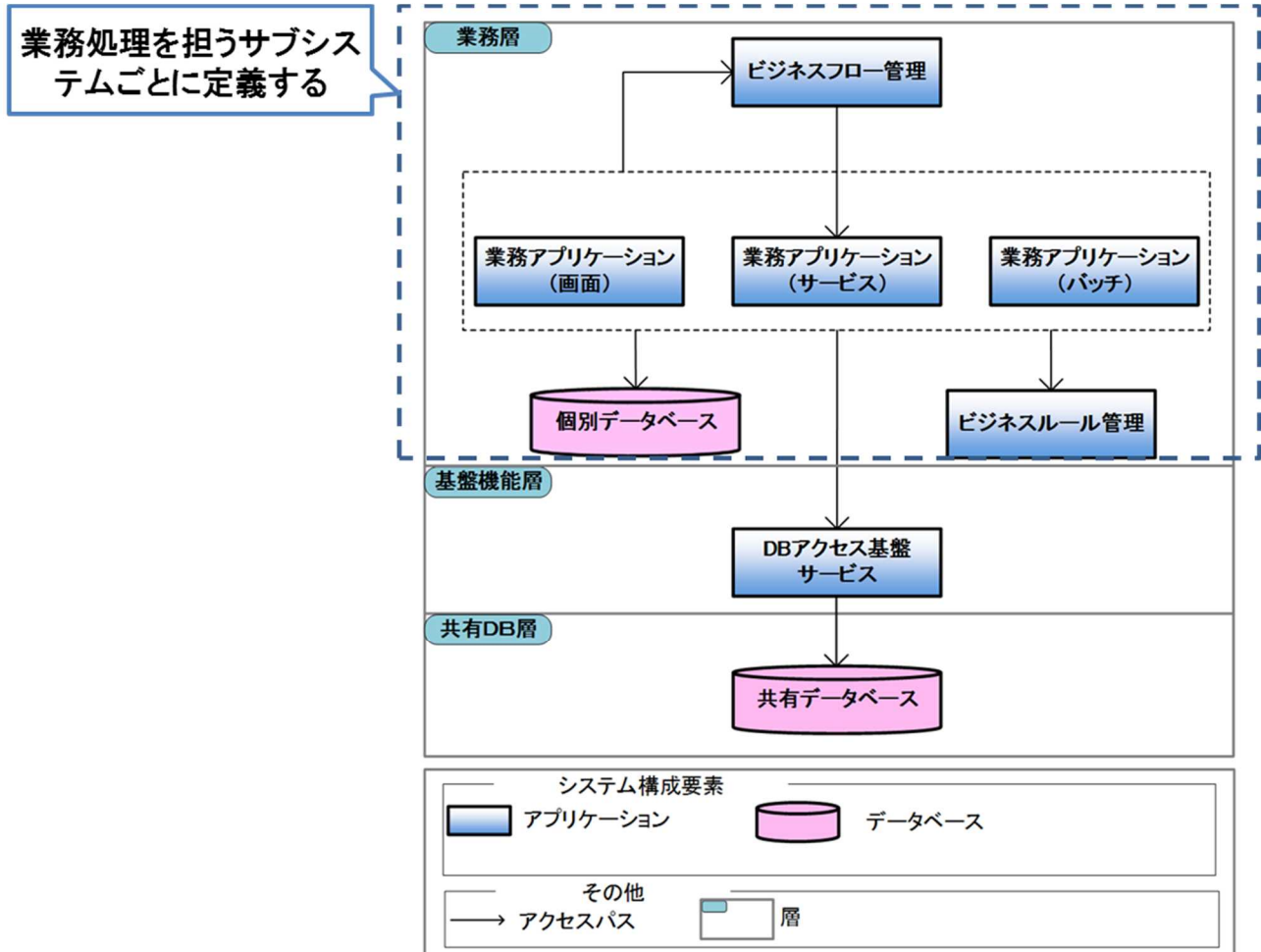


図 7-1 意匠・商標方式審査・意匠審査周辺・商標審査周辺システムにおける多階層構造図

7.2 個別システム構成図(論理構成)

本章では、個別システム構成図(論理構成)を示す。記載要領は以下のとおりである。なお、凡例は既存のシステムの構成図と同様である。

(1) 作成単位

サブシステム分割で定義したサブシステムごとに作成する。

(2) 接続関係の対象

- 刷新対象のサブシステムの特許庁システム全体システム概念設計で定義した論理ノードと外部システムまたは刷新対象の他サブシステムとの接続関係を記載する。
- 業務システム間の接続関係に着目し、認証や OA 系の LDAP, SMTP の接続は省略する。
- 本構成図がシステム間の接続関係を可視化する目的より、運用が介在し情報の流れに着目する媒体運用(例えば、外部機関との情報の流通運用やエラーリカバリ時の運用)は記載粒度の違いから省略する。

(3) 内部インタフェース

- 内部システムは「6. システム間の連携方法」にて記載したものを対象とする。
- 共有データベース管理(出願)(意匠)サブシステム、共有データベース管理(出願)(商標)サブシステム、国際意匠出願システム(ハーグ)は、共有データベースと表現する。
- 「6.3.1 共有データベースに位置するシステムの業務(機能)の配置」に記載しているインタフェースについては、後続工程(要件整理以降)にて具体的な連携方法を決定したのち、システム構成図に反映する。
- システム構成要素間は多階層構造でアクセスパスが示されていることから、論理構成では他のサブシステム、外部システムとの連携を記載し、システム構成要素間は省略する。
- プロトコルについて、既存の個別システム構成図は HTTP と HTTPS が明示的に分かれている。新たなアーキテクチャで利用するプロトコルは HTTP または HTTPS と定義しており、本構成図では HTTP の表記としている。(FTPも同様に FTP または FTPS となるが、FTP の表記としている)

(4) 外部インタフェース

- 外部システムは「6. システム間の連携方法」にて記載したものを対象とする。
- 「6.3.1 共有データベースに位置するシステムの業務(機能)の配置」に記載しているインタフェースについては、後続工程(要件整理以降)にて具体的な連携方法を決定したのち、システム構成図に反映する。
- 外部インタフェースは外部システム連携層を経由する。^{※1}
- 外部インタフェースは「6. システム間の連携方法」に示すとおり、外部システム側では既存のインタフェースを踏襲し、外部システム連携層にて内部システムのインタフェースギャップを吸収する。
- 後続工程(要件整理以降)にて決定する刷新するシステムの各種要件に加えて、外部システム側の制約・前提条件を踏まえて具体的な連携方法を決定するため、当該論理構成図は、既存システムのインタフェースにより作成する。したがって、刷新時に存在しないインタフェースが記載されている可能性や新たに発生するインタフェースが記載されていない可能性がある。

※1 既存システム側の改修によりプロトコル変換等のインタフェースギャップを吸収する必要がないケースでは、外部システムを経由せず直接に外部システムと連携する場合もある。

個別システム構成図(論理構成) 方式審査(意匠)サブシステム

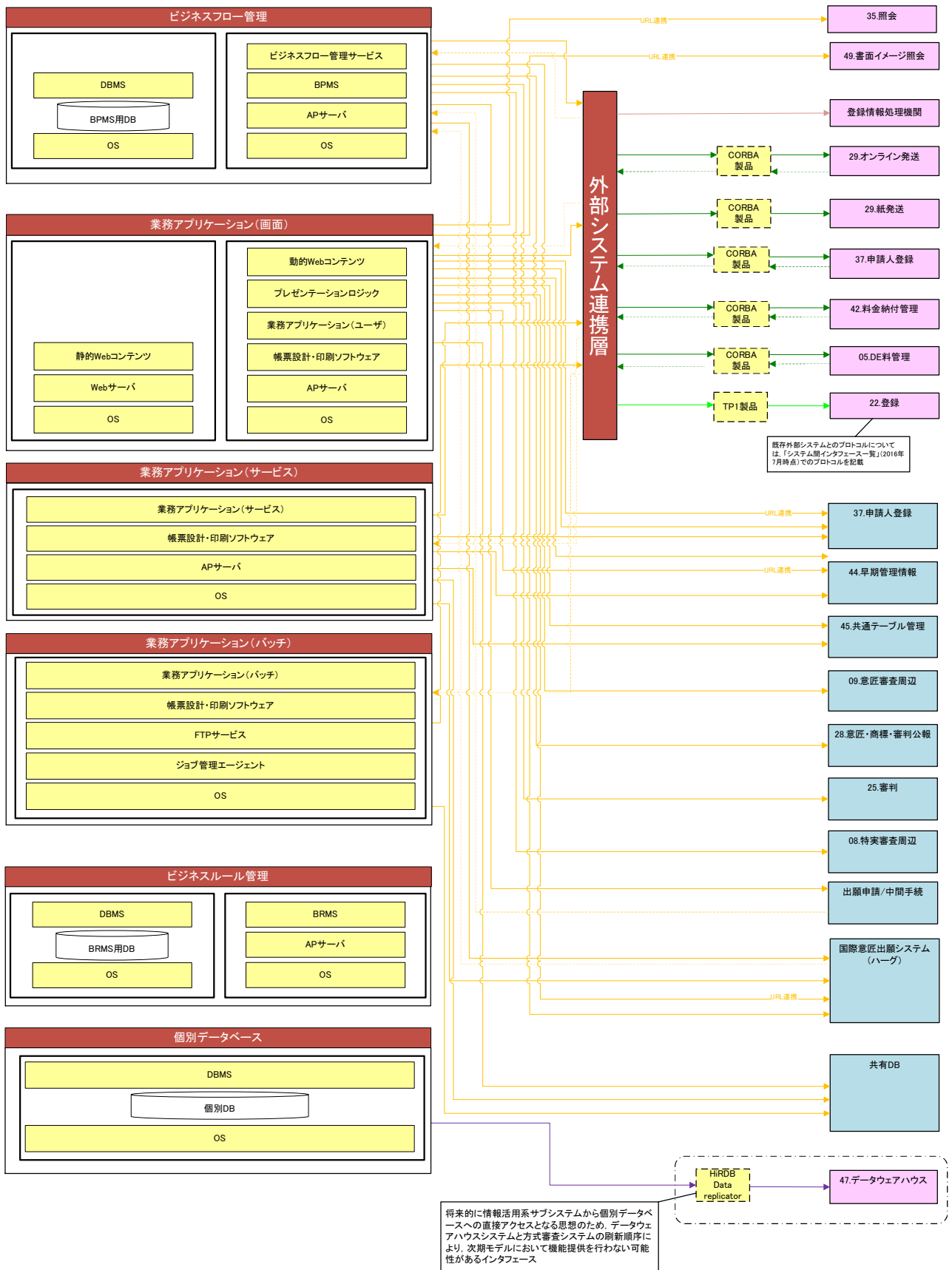


図 7-2 方式審査(意匠)サブシステム

個別システム構成図(論理構成) 方式審査(商標)サブシステム

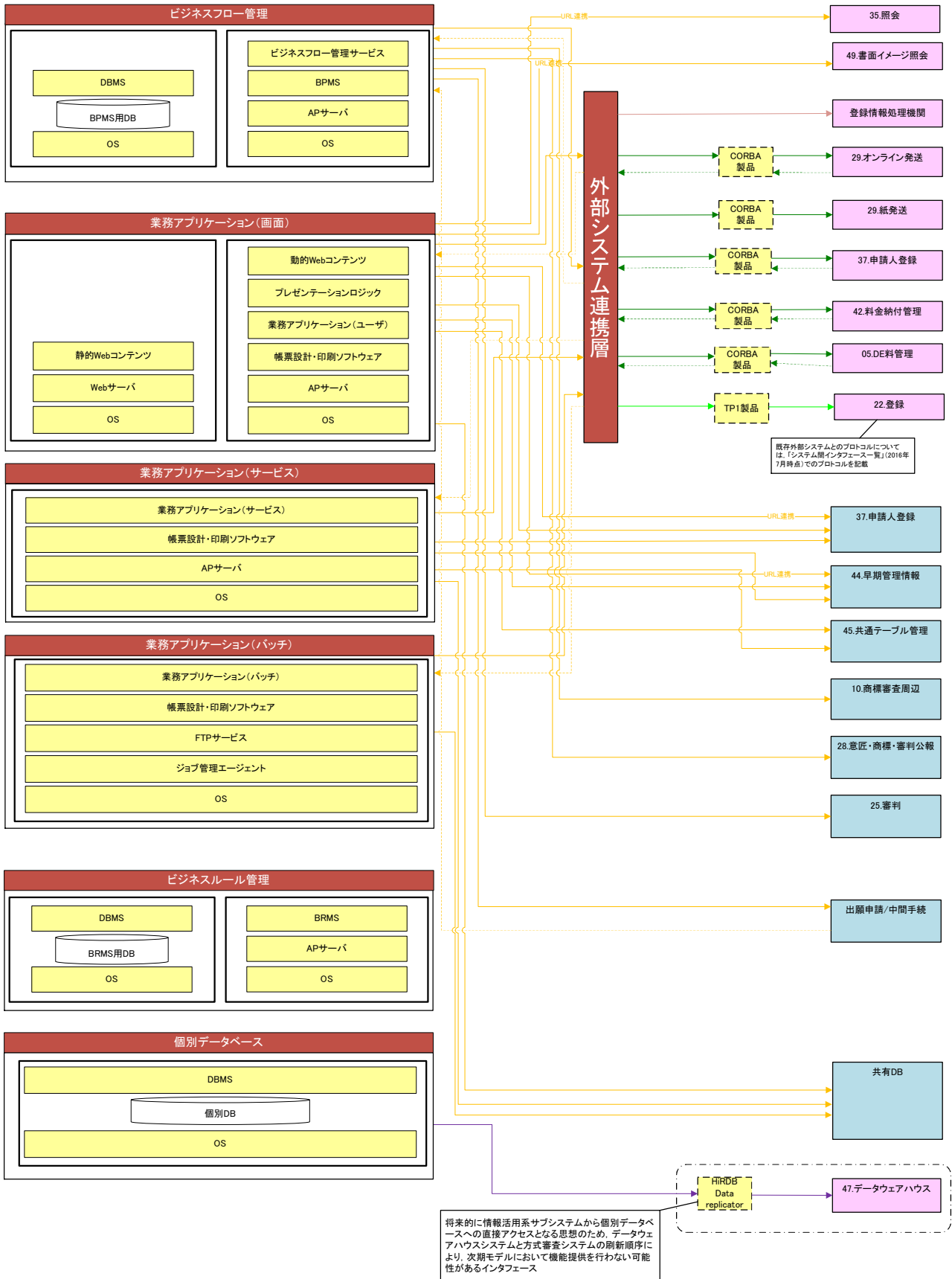


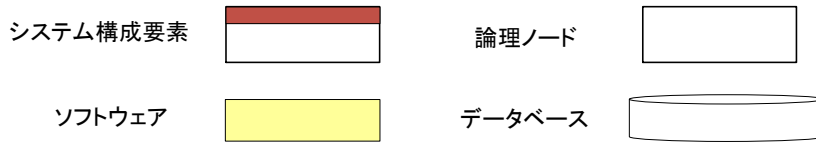
図 7-3 方式審査(商標)サブシステム

個別システム構成図(論理構成) 凡例集(方式審査)

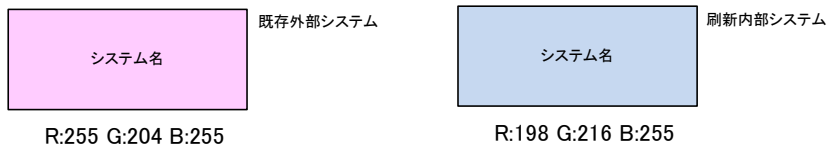
【凡例】

プロトコル	送信先(応答)が 論理構成図の 主となるシステム	送信元(要求)が 論理構成図の 主となるシステム	レイヤー配色
CORBA			R:0 G:128 B:0
HTTP			R:255 G:192 B:0
TP1			R:0 G:255 B:0
媒体			R:217 G:150 B:144
HiRDBDatareplicator			R:112 G:48 B:160

個別システム論理構成の凡例



関連システムの凡例



PP製品の凡例



図 7-4 凡例集(方式審査)

個別システム構成図(論理構成) 分類付与サブシステム

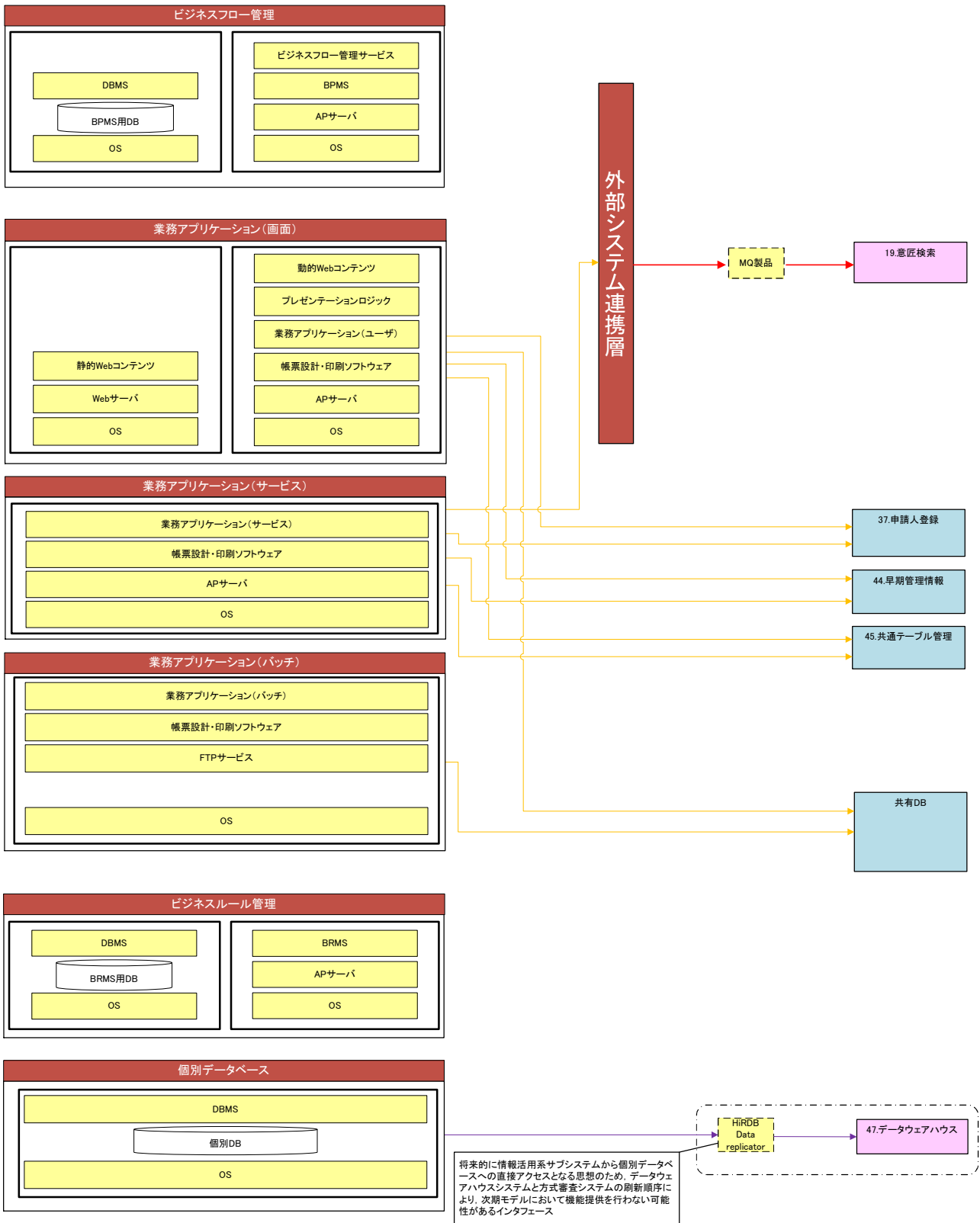


図 7-5 分類付与サブシステム

個別システム構成図(論理構成) 実体審査(意匠)サブシステム

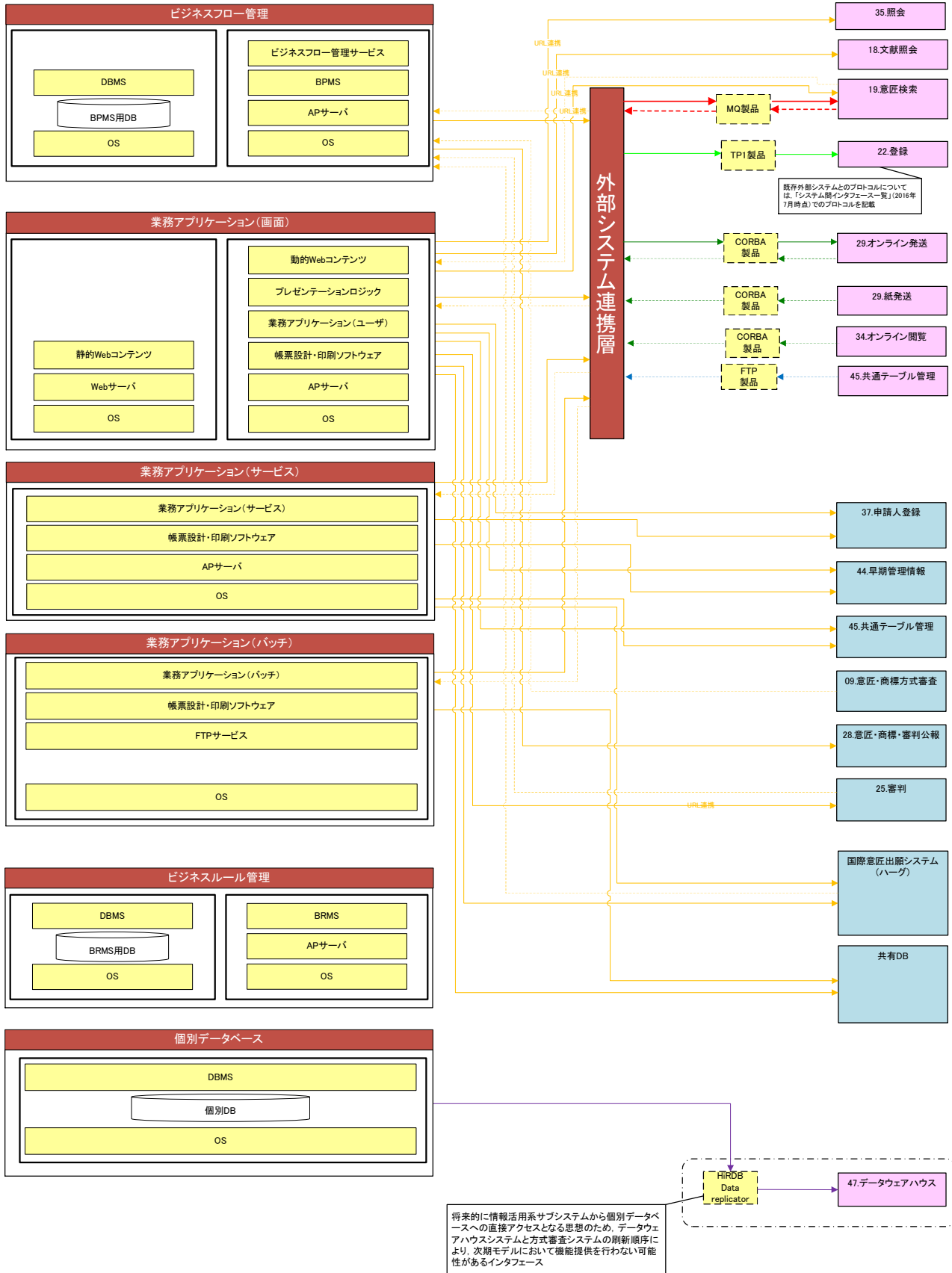


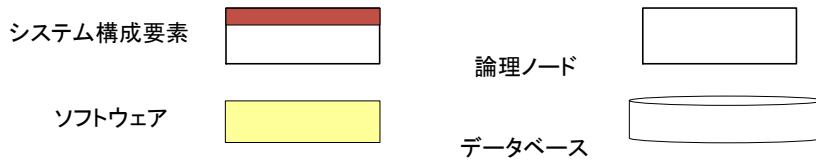
図 7-6 実体審査(意匠)サブシステム

個別システム構成図(論理構成) 凡例集(意匠審査)

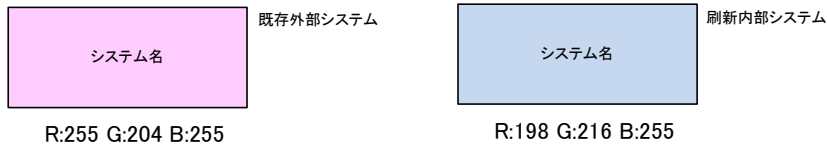
【凡例】

プロトコル	送信先(応答)が 論理構成図の 主となるシステム	送信元(要求)が 論理構成図の 主となるシステム	レイヤー配色
FTP			R:0 G:0 B:255
CORBA			R:0 G:128 B:0
HTTP			R:255 G:192 B:0
TP1			R:0 G:255 B:0
MQ			R:255 G:0 B:0
HiRDBDatareplicator			R:112 G:48 B:160

個別システム論理構成の凡例



関連システムの凡例



PP製品の凡例



図 7-7 凡例集(意匠審査)

個別システム構成図(論理構成) 分類審査サブシステム

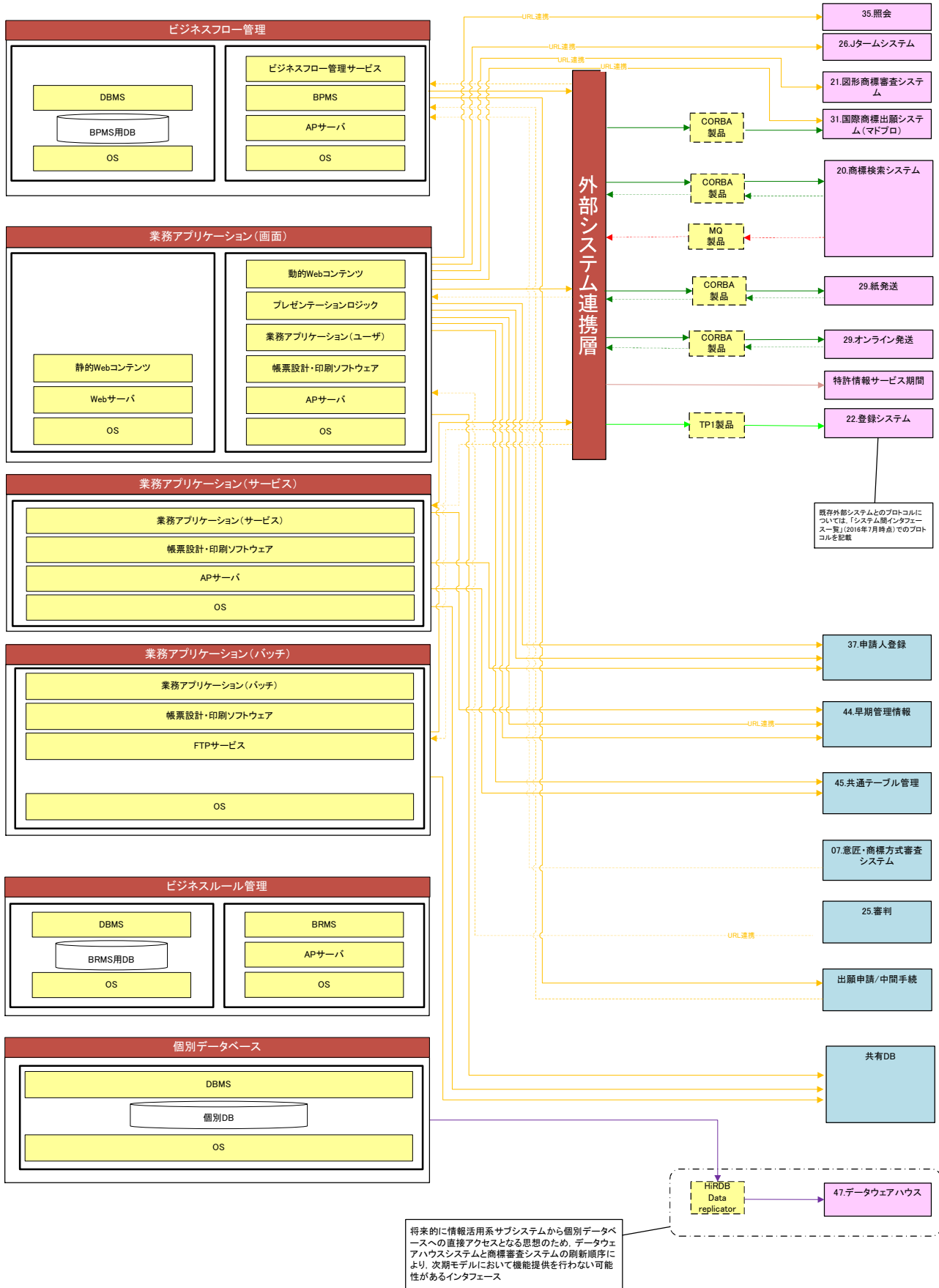


図 7-8 分類審査サブシステム

個別システム構成図(論理構成) 実体審査(商標)サブシステム

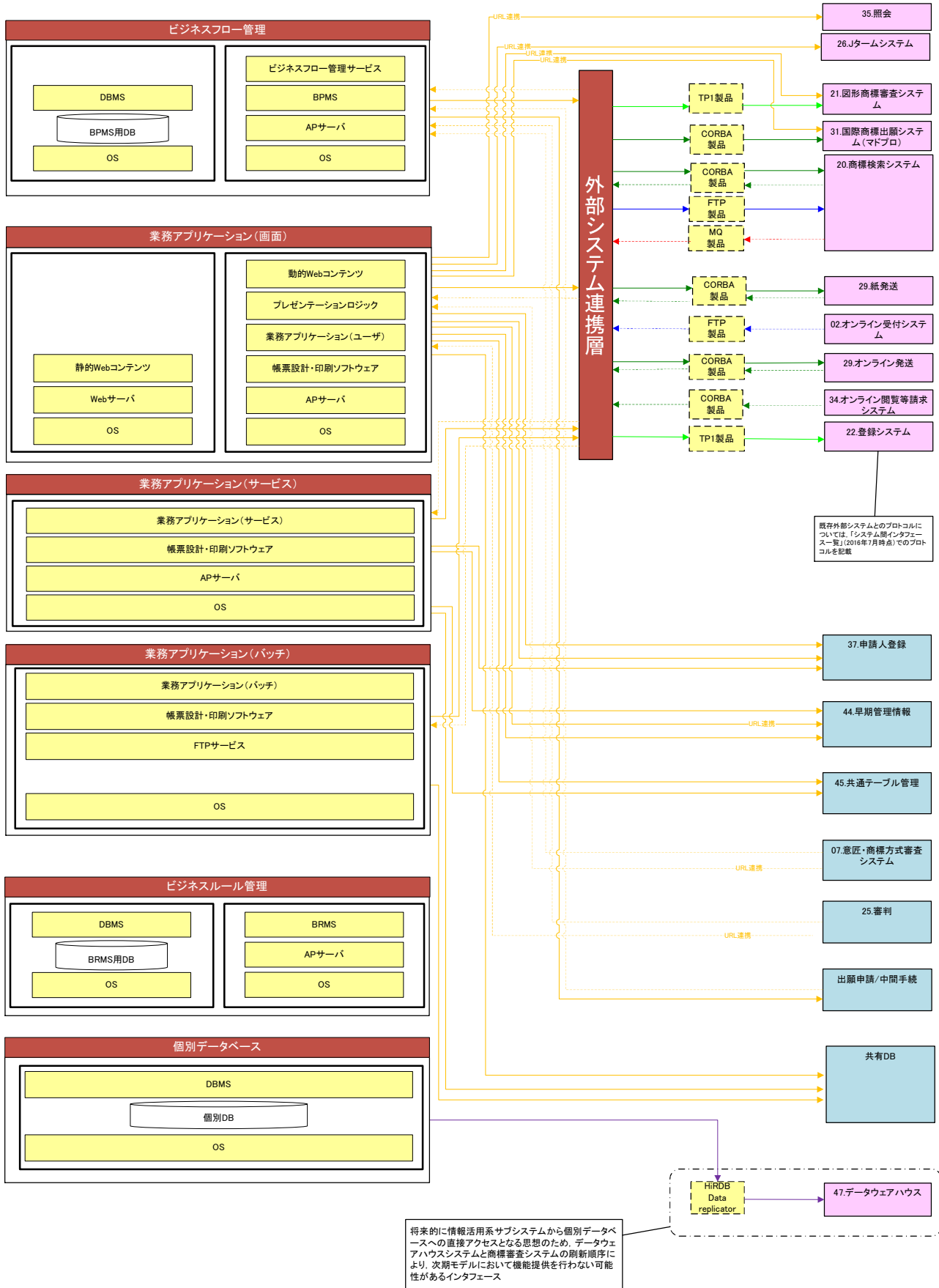


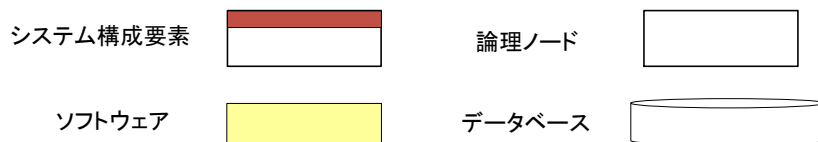
図 7-9 実体審査(商標)サブシステム

個別システム構成図(論理構成) 凡例集(商標審査)

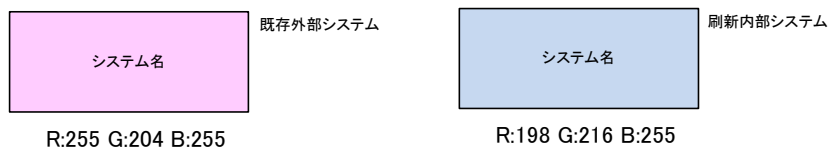
【凡例】

プロトコル	送信先(応答)が 論理構成図の 主となるシステム	送信元(要求)が 論理構成図の 主となるシステム	レイヤー配色
FTP			R:0 G:0 B:255
CORBA			R:0 G:128 B:0
HTTP			R:255 G:192 B:0
TP1			R:0 G:255 B:0
MQ			R:255 G:0 B:0
媒体			R:217 G:150 B:144
HIRDBDatareplicator			R:112 G:48 B:160

個別システム論理構成の凡例



関連システムの凡例



PP製品の凡例

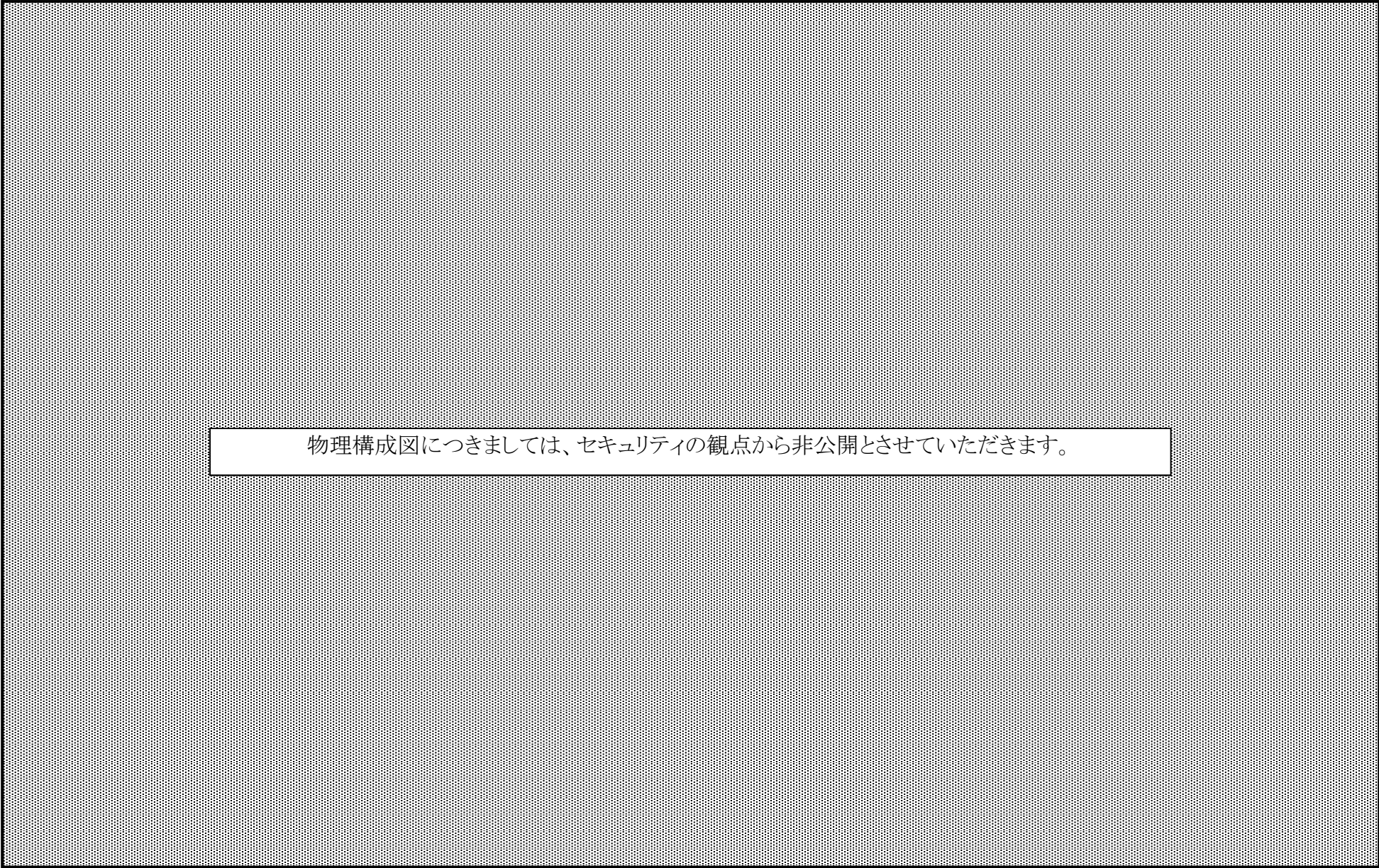


図 7-10 凡例集(商標審査)

7.3 個別システム構成図(物理構成)


本章では、個別システム構成図(物理構成)を示す。記載要領は以下のとおりである。

- 全体システム構成図(物理構成)をもとに、意匠・商標審査周辺システム(方式審査(意匠)サブシステム, 方式審査(商標)サブシステム, 分類付与サブシステム, 実体審査(意匠)サブシステム, 分類審査サブシステム, 実体審査(商標)サブシステム)の刷新時点の物理構成を示す。
- 全体システム構成図(物理構成)の物理集約化版と仮想化版の2つを踏まえ、個別システム構成図(物理構成)においても物理集約化版と仮想化版を定める。
- 物理構成図を以下のとおり示す。
 - 物理構成図(概観)
『既存システム構造分析(全体システム構成図(物理構成))』に基づいて物理構成図をToBeモデルの概観として示す。この「物理構成図(概観)」は他の物理構成図を検討する上で、ベースとなる物理構成図である。
 - 物理構成図(物理集約化)
「物理構成図(概観)」に基づいて、サーバ台数の削減等システム運用コストを低減させることを目的に、物理ノードをさらに集約化させた物理構成図を示す。
 - 物理構成図(仮想化)
「物理構成図(物理集約化)」に基づいて、仮想化技術を用いてシステムリソースの有効活用を行い、さらなるシステム運用コストを低減させることを目的に、仮想化技術を適応した際の物理構成図を示す。
- サーバ台数や必要となるサーバスペック等の情報は、既存システムの「設備条件整理資料」に基づいており、業務量についても既存システムと同じであると仮定している。



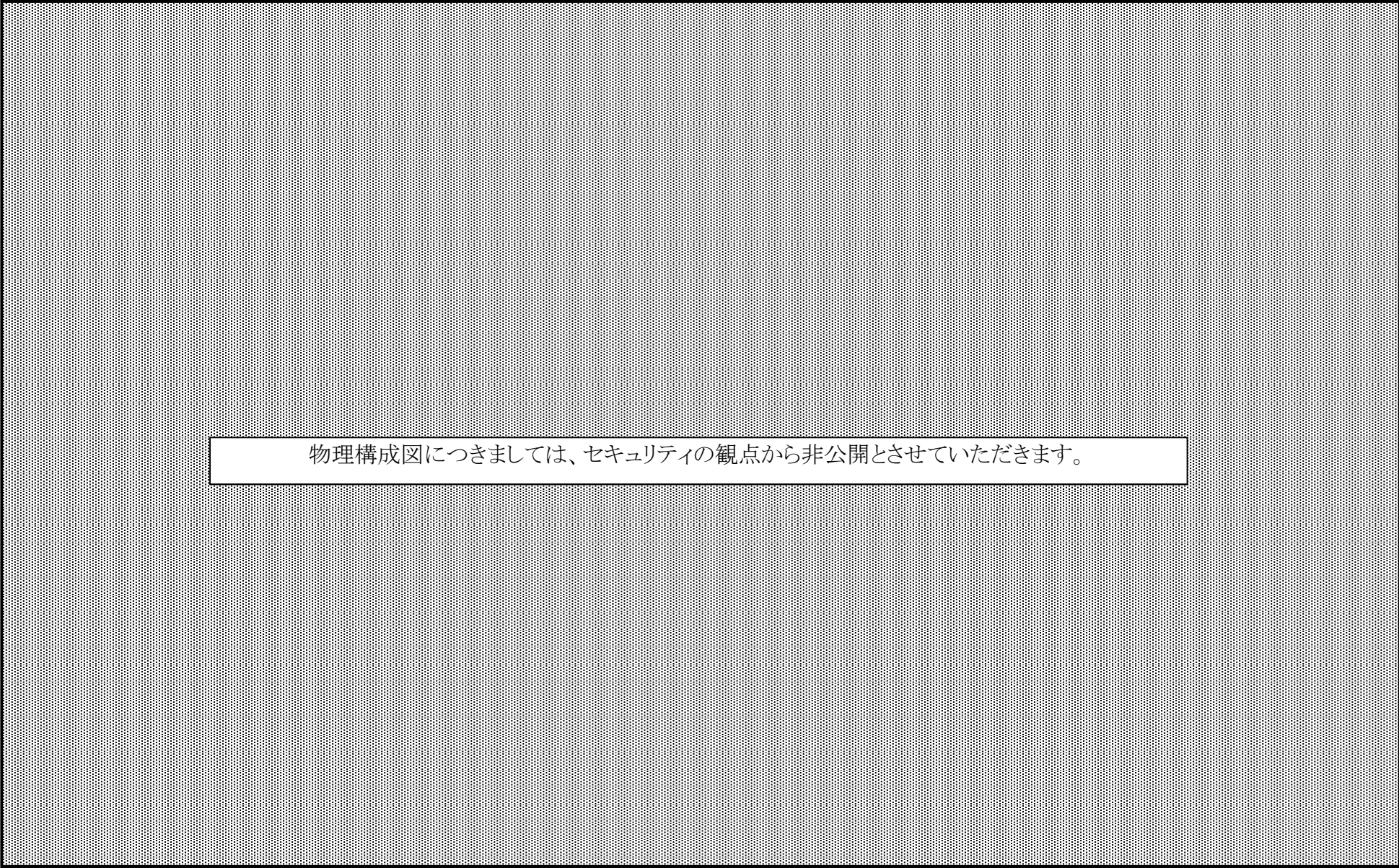
物理構成図につきましては、セキュリティの観点から非公開とさせていただきます。

図 7-11 物理構成図(概観)



物理構成図につきましては、セキュリティの観点から非公開とさせていただきます。

図 7-12 物理構成図(物理集約化)



物理構成図につきましては、セキュリティの観点から非公開とさせていただきます。

図 7-13 物理構成図(仮想化)

別紙1 サブシステム業務範囲一覧(方式審査)(意匠)

ID	対象業務
03-D	方式審査/意匠(国内出願)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	既存での国内意匠・国際意匠(ハーグ)との業務範囲の差分	備考
03-D-001	方式審査/意匠(国内出願)	担当者決定	方式業務の担当部署が方式審査室として決定された申請書類の方式審査担当者を決定する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-002	方式審査/意匠(国内出願)	識別番号記載なし案件確認	書誌に記載している申請人識別番号の職権登録・職権調査の可否を確認する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-003	方式審査/意匠(国内出願)	出願番号特定(事件の表示・出願の表示)	申請書類の事件の表示・出願の表示配下の記載内容が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(意匠)サブシステム	対象外となる業務(ハーグ事件の場合、再データエントリの運用を行う。)	
03-D-004	方式審査/意匠(国内出願)	出願番号特定(原出願の表示)	原出願番号の記載が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(意匠)サブシステム	対象外となる業務(ハーグ事件の場合、変更出願・分割出願が不可能のため、原出願番号特定は実施されない。)	
03-D-005	方式審査/意匠(国内出願)	出願番号特定(本意匠の表示)	本意匠の出願番号の記載が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、機械特定は行わず、全て目視で特定する。
03-D-006	方式審査/意匠(国内出願)	電子化手数料確認	データエントリーするために納付すべき電子化手数料の納付の確認を行う。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-007	方式審査/意匠(国内出願)	料金確認サブフロー	-	方式審査(意匠)サブシステム		サブフロー
03-D-008	方式審査/意匠(国内出願)	書類訂正要否確認	書類訂正の要否並びに書類訂正方法を判断する。	方式審査(意匠)サブシステム		運用
03-D-009	方式審査/意匠(国内出願)	識別番号確認サブフロー	-	方式審査(意匠)サブシステム	対象外となる業務(ハーグ事件の場合、出願人および国内代理人の職権登録は行われないため、方式審査からの職権調査・職権登録は実施されない。)	サブフロー
03-D-010	方式審査/意匠(国内出願)	減額判定	手数料の納付が必要な書類について、当該手数料の減額有無判定を行い、減額有については納付割合を算出する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-011	方式審査/意匠(国内出願)	適正額計算	手数料の納付が必要な書類について、当該書類の記載内容及び「減額判定」の業務の結果に基づき、手数料の適正額を算出する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-012	方式審査/意匠(国内出願)	振替要求サブフロー	-	方式審査(意匠)サブシステム		サブフロー
03-D-013	方式審査/意匠(国内出願)	料金返還サブフロー	-	方式審査(意匠)サブシステム		・サブフロー ・ハーグ事件の場合、記録ファイル管理システムでなく、ハーグシステムへ証拠書類の紙出力を依頼する。
03-D-014	方式審査/意匠(国内出願)	閲覧禁止設定	書類の記載内容を確認し、閲覧禁止を設定するか否かを判断する。	方式審査(意匠)サブシステム		

別紙1 サブシステム業務範囲一覧(方式審査)(意匠)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	既存での国内意匠・国際意匠(ハーグ)との業務範囲の差分	備考
03-D-015	方式審査/意匠(国内出願)	返還請求情報決定	「既納手数料返還請求書」に記載された情報を元に、返還先、返還金額を決定する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-016	方式審査/意匠(国内出願)	電子化手数料妥当性確認	登録情報処理機関で決定された電子化手数料の適正額の妥当性を判断する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-017	方式審査/意匠(国内出願)	証明書(物件)提出命令判断	書類の記載の差出日が不明の場合、差出日を証明するための書類の提出を求めるか否か判断する。また、証明書が提出された場合には、差出日を認定する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-018	方式審査/意匠(国内出願)	秘密意匠期間決定	書類に記載された情報を元に、秘密意匠期間を決定する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-019	方式審査/意匠(国内出願)	方式処分	手続・書類の内容を確認し方式処分の判断を行う。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-020	方式審査/意匠(国内出願)	方式完処分	申請書類の方式完を起案して提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-021	方式審査/意匠(国内出願)	出願人代理人記事設定内容確認	出願人代理人記事・審判請求人代理人記事の設定内容を確認し、必要に応じて修正する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-022	方式審査/意匠(国内出願)	決裁	申請書類に対する処分(起案含む)の決裁又は差戻を行う。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-023	方式審査/意匠(国内出願)	庁内書類作成	特許庁として特定の行為を行ったことの記録を庁内書類として入力する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-024	方式審査/意匠(国内出願)	出願人代理人記事修正	出願人代理人記事を修正する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-025	方式審査/意匠(国内出願)	新規性喪失の例外適用主張処分	国内出願の新規性喪失の例外適用主張に対して処分を行う。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-026	方式審査/意匠(国内出願)	パリ優先権主張処分	国内出願のパリ条約(パリ条約の例含む)による優先権の主張それぞれに対して処分を行う。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-027	方式審査/意匠(国内出願)	取下・放棄処分	取下・放棄の処分に伴って、事件内の案件の処理を完了させる。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-028	方式審査/意匠(国内出願)	申請書類・発送書類保管	電子的な記録が必要な紙書類スキャナで取り込んで庁内書類として入力する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-029	方式審査/意匠(国内出願)	手続補正指令書起案	『手続補正指令書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-030	方式審査/意匠(国内出願)	却下理由通知書起案	『却下理由通知書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-031	方式審査/意匠(国内出願)	通知書(再提出通知)起案	「通知書(再提出通知)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-032	方式審査/意匠(国内出願)	通知書(却下処分前通知)起案	「通知書(却下処分前通知)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-033	方式審査/意匠(国内出願)	出願却下の処分起案	『出願却下の処分』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-034	方式審査/意匠(国内出願)	手続却下の処分起案	『手続却下の処分』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。

別紙1 サブシステム業務範囲一覧(方式審査)(意匠)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	既存での国内意匠・国際意匠(ハーグ)との業務範囲の差分	備考
03-D-035	方式審査/意匠(国内出願)	出願番号特定通知書起案	「出願番号特定通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-036	方式審査/意匠(国内出願)	認定情報通知書起案	「認定情報通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件は意匠登録願(63)(国際登録の秘密の写し)、及び手続補正書(523)(国際登録の公表の写し)に対する認定付加情報通知は作成しない。
03-D-037	方式審査/意匠(国内出願)	物件提出命令書起案	「物件提出命令書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-038	方式審査/意匠(国内出願)	過誤納通知起案	「過誤納通知」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		運用
03-D-039	方式審査/意匠(国内出願)	通知書(証明書返還)起案	「通知書(証明書返還)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-040	方式審査/意匠(国内出願)	回復を認める旨の通知書起案	「回復を認める旨の通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-041	方式審査/意匠(国内出願)	伺い回答書起案	「伺い回答書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-042	方式審査/意匠(国内出願)	通知書(その他の通知)起案	「通知書(その他の通知)」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-043	方式審査/意匠(国内出願)	職権訂正	書類に記載された明白な誤記又は軽微な方式不備を職権で訂正する。また、データエントリー誤りについても職権で訂正する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、誤願番職権訂正は実施不可のため、再データエントリーの運用となる。
03-D-044	方式審査/意匠(国内出願)	職権訂正通知書起案	『職権訂正通知書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件は意匠登録願(63)(国際登録の秘密の写し)、及び手続補正書(523)(国際登録の公表の写し)に対する職権訂正通知書は作成しない。
03-D-045	方式審査/意匠(国内出願)	書類修正依頼	職権訂正で対応できないイメージの修正等が必要となった場合、書類修正の依頼を行う。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件は意匠登録願(63)(国際登録の秘密の写し)、及び手続補正書(523)(国際登録の公表の写し)に対する書類修正は、ハーグシステムで行う。
03-D-046	方式審査/意匠(国内出願)	再データエントリー依頼	職権訂正・書類修正で対応できない申請書類の修正について再データエントリーの依頼を行う。	方式審査(意匠)サブシステム		運用
03-D-047	方式審査/意匠(国内出願)	みなし取下	出願に対しみなし取下の処分を行う	方式審査(意匠)サブシステム		

別紙1_サブシステム業務範囲一覧(方式審査)(意匠)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	既存での国内意匠・国際意匠(ハーグ)との業務範囲の差分	備考
03-D-048	方式審査/意匠(国内出願)	手続受継指令書起案	「手続受継指令書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-049	方式審査/意匠(国内出願)	申請人マスタ抹消依頼	出願課に申請人マスタ抹消を依頼する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-050	方式審査/意匠(国内出願)	みなし受継依頼	出願課にみなし受継を依頼する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-051	方式審査/意匠(国内出願)	手続続行通知書起案	「手続続行通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		ハーグ事件の場合、方式審査で起案した情報を、オンライン発送システムでなく、ハーグシステムへ送付する。
03-D-052	方式審査/意匠(国内出願)	再方式判断	申請書類について行った処分について見直す必要があるか否かを判断する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-053	方式審査/意匠(国内出願)	職権取消通知起案	「職権取消通知」を起案して提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-054	方式審査/意匠(国内出願)	職権更正通知起案	「職権更正通知」を起案して提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-055	方式審査/意匠(国内出願)	無効通知起案	「無効通知」を起案して提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-056	方式審査/意匠(国内出願)	誤送通知書起案	「誤送通知書」を起案して提出する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-057	方式審査/意匠(国内出願)	申請人情報変更依頼	出願課に申請人情報の変更を依頼する。	方式審査(意匠)サブシステム		運用
03-D-058	方式審査/意匠(国内出願)	担当者変更	人事異動等の理由があるとき同担当内で方式担当者を変更する	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-007-001	方式審査/意匠(国内出願)/料金確認	納付確認依頼	出願課に対し納付確認依頼を実施する。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-009-001	方式審査/意匠(国内出願)/識別番号確認	識別番号確認	職権登録で付与された識別番号、識別番号調査で特定された識別番号について識別番号台帳(申請人登録マスタ)の登録内容に瑕疵がないか判断する。また、出願課の付与、特定に誤りがないか判断する。	方式審査(意匠)サブシステム		運用
03-D-012-001	方式審査/意匠(国内出願)/方式認定/振替要求	口座振替要求依頼	出願課に対し、口座振替要求依頼を行う。	方式審査(意匠)サブシステム		
03-D-013-001	方式審査/意匠(国内出願)/料金返還	料金返還依頼	出願課または会計課に対し、料金返還依頼を行う。	方式審査(意匠)サブシステム		

ID	対象業務
03-T	方式審査/商標(国内出願)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
03-T-001	方式審査/商標(国内出願)	担当者決定	方式業務の担当部署が方式審査室として決定された申請書類の方式審査担当者を決定する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-002	方式審査/商標(国内出願)	識別番号記載なし案件確認	書誌に記載している申請人識別番号の職権登録・職権調査の要否を確認する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-003	方式審査/商標(国内出願)	出願番号特定(事件の表示・出願の表示)	申請書類の事件の表示・出願の表示配下の記載内容が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-004	方式審査/商標(国内出願)	出願番号特定(原出願の表示)	原出願番号の記載が所定の出願番号形式でない場合、その番号の調査、特定を行う。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-005	方式審査/商標(国内出願)	電子化手数料確認	データエントリーするために納付すべき電子化手数料の納付の確認を行う。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-006	方式審査/商標(国内出願)	料金確認サブフロー	-	方式審査(商標)サブシステム	サブフロー
03-T-007	方式審査/商標(国内出願)	書類訂正要否確認	書類訂正の要否並びに書類訂正方法を判断する。	方式審査(商標)サブシステム	運用
03-T-008	方式審査/商標(国内出願)	識別番号確認サブフロー	職権登録で付与された識別番号、識別番号調査で特定された識別番号について識別番号台帳(申請人登録マスタ)の登録内容に瑕疵がないか判断する。また、出願課の付与、特定に誤りがないか判断する。	方式審査(商標)サブシステム	サブフロー
03-T-009	方式審査/商標(国内出願)	減額判定	手数料の納付が必要な書類について、当該手数料の減額有無判定を行い、減額有については納付割合を算出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-010	方式審査/商標(国内出願)	適正額計算	手数料の納付が必要な書類について、当該書類の記載内容及び「減額判定」の業務の結果に基づき、手数料の適正額を算出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-011	方式審査/商標(国内出願)	振替要求サブフロー	-	方式審査(商標)サブシステム	サブフロー
03-T-012	方式審査/商標(国内出願)	料金返還	-	方式審査(商標)サブシステム	サブフロー
03-T-013	方式審査/商標(国内出願)	閲覧禁止設定	書類の記載内容を確認し、閲覧禁止を設定するか否か判断する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-014	方式審査/商標(国内出願)	返還請求情報決定	「既納手数料返還請求書」に記載された情報を元に、返還先、返還金額を決定する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-015	方式審査/商標(国内出願)	電子化手数料妥当性確認	登録情報処理機関で決定された電子化手数料の適正額の妥当性を判断する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-016	方式審査/商標(国内出願)	証明書(物件)提出命令判断	書類の記載の差出日が不明の場合、差出日を証明するための書類の提出を求めるか否か判断する。また、証明書が提出された場合には、差出日を認定する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-017	方式審査/商標(国内出願)	方式処分	手続・書類の内容を確認し方式処分の判断を行う。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-018	方式審査/商標(国内出願)	方式完処分	申請書類の方式完を起案して提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-019	方式審査/商標(国内出願)	出願人代理人記事設定内容確認	出願人代理人記事の設定内容を確認し、必要に応じて修正する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-020	方式審査/商標(国内出願)	決裁	申請書類に対する処分(起案含む)の決裁又は差戻を行う。	方式審査(商標)サブシステム	

別紙1_サブシステム業務範囲一覧(方式審査)(商標)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
03-T-021	方式審査/商標(国内出願)	庁内書類作成	特許庁として特定の行為を行ったことの記録を庁内書類として入力する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-022	方式審査/商標(国内出願)	出願人代理人記事修正	出願人代理人記事を修正する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-023	方式審査/商標(国内出願)	原出願記事反映	原出願記事を修正する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-024	方式審査/商標(国内出願)	出願時の特例主張処分	国内出願の出願時の特例適用主張に対して処分を行う。	方式審査(商標)サブシステム	サブフロー
03-T-025	方式審査/商標(国内出願)	パリ優先権主張処分	国内出願のパリ条約(パリ条約の例含む)による優先権の主張それぞれに対して処分を行う。	方式審査(商標)サブシステム	サブフロー
03-T-026	方式審査/商標(国内出願)	取下・放棄処分	取下・放棄の処分に伴って、事件内の案件の処理を完了させる。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-027	方式審査/商標(国内出願)	申請書類・発送書類保管	電子的な記録が必要な紙書類スキャナで取り込んで庁内書類として入力する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-028	方式審査/商標(国内出願)	手続補正指令書起案	『手続補正指令書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-029	方式審査/商標(国内出願)	却下理由通知書起案	『却下理由通知書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-030	方式審査/商標(国内出願)	通知書(再提出通知)起案	『通知書(再提出通知)』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-031	方式審査/商標(国内出願)	通知書(却下処分前通知)起案	『通知書(却下処分前通知)』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-032	方式審査/商標(国内出願)	出願却下の処分起案	『出願却下の処分』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-033	方式審査/商標(国内出願)	書換登録申請却下の処分起案	『書換登録申請却下の処分』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-034	方式審査/商標(国内出願)	手続却下の処分起案	『手続却下の処分』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-035	方式審査/商標(国内出願)	物件提出命令書起案	『物件提出命令書(方式)』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-036	方式審査/商標(国内出願)	出願番号特定通知書起案	『出願番号特定通知書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-037	方式審査/商標(国内出願)	刊行物等提出による通知書起案	刊行物等提出による通知書を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-038	方式審査/商標(国内出願)	出願日認定通知書起案	『出願日認定通知書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	運用
03-T-039	方式審査/商標(国内出願)	認定情報通知書起案	『認定情報通知書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-040	方式審査/商標(国内出願)	過誤納通知起案	『過誤納通知』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	運用
03-T-041	方式審査/商標(国内出願)	回復を認める旨の通知書起案	『回復を認める旨の通知書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	運用
03-T-042	方式審査/商標(国内出願)	通知書(証明書返還)起案	『通知書(証明書返還)』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-043	方式審査/商標(国内出願)	伺い回答書起案	『伺い回答書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-044	方式審査/商標(国内出願)	通知書(その他の通知)起案	『通知書(その他の通知)』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-045	方式審査/商標(国内出願)	職権訂正	書類に記載された明白な誤記又は軽微な方式不備を職権で訂正する。また、データエントリー誤りについても職権で訂正する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-046	方式審査/商標(国内出願)	職権訂正通知書起案	『職権訂正通知書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-047	方式審査/商標(国内出願)	書類修正依頼	職権訂正で対応できないイメージの修正等が必要となった場合、書類修正の依頼を行う。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-048	方式審査/商標(国内出願)	再データエントリー依頼	職権訂正で対応できないイメージの修正等が必要となった場合、書類修正の依頼を行う。	方式審査(商標)サブシステム	運用
03-T-049	方式審査/商標(国内出願)	みなし取下	出願に対しみなし取下の処分を行う。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-050	方式審査/商標(国内出願)	手続受継指令書起案	『手続受継指令書』を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-051	方式審査/商標(国内出願)	申請人マスタ抹消依頼	出願課に申請人マスタ抹消を依頼する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-052	方式審査/商標(国内出願)	みなし受継依頼	出願課にみなし受継を依頼する。	方式審査(商標)サブシステム	

別紙1_サブシステム業務範囲一覧(方式審査)(商標)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
03-T-053	方式審査/商標(国内出願)	手続続行通知書起案	「手続続行通知書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-054	方式審査/商標(国内出願)	再方式判断	申請書類について行った処分について見直す必要があるか否か判断する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-055	方式審査/商標(国内出願)	手続補完指令書起案	「手続補完指令書」を起案して決裁者に提出する。	方式審査(商標)サブシステム	運用
03-T-056	方式審査/商標(国内出願)	職権取消通知起案	「職権取消通知」を起案して提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-057	方式審査/商標(国内出願)	職権更正通知起案	「職権更正通知」を起案して提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-058	方式審査/商標(国内出願)	無効通知起案	「無効通知」を起案して提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-059	方式審査/商標(国内出願)	誤送通知書起案	「誤送通知書」を起案して提出する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-060	方式審査/商標(国内出願)	申請人情報変更依頼	出願課に申請人情報の変更を依頼する。	方式審査(商標)サブシステム	運用
03-T-061	方式審査/商標(国内出願)	担当者変更	人事異動等の理由があるとき同担当内で方式担当者を変更する	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-006-001	方式審査/商標(国内出願)/料金確認	納付確認依頼	出願課に対し納付確認依頼を実施する。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-008-001	方式審査/商標(国内出願)/識別番号確認	識別番号確認	職権登録で付与された識別番号、識別番号調査で特定された識別番号について識別番号台帳(申請人登録マスタ)の登録内容に瑕疵がないか判断する。また、出願課の付与、特定に誤りがないか判断する。	方式審査(商標)サブシステム	運用
03-T-011-001	方式審査/商標(国内出願)/振替要求	口座振替要求依頼	出願課に対し、口座振替要求依頼を行う。	方式審査(商標)サブシステム	
03-T-012-001	方式審査/商標(国内出願)/料金返還	料金返還依頼	出願課または会計課に対し、料金返還依頼を行う。	方式審査(商標)サブシステム	

別紙1 サブシステム業務範囲一覧(意匠審査)(分類付与)

ID	対象業務
05-D	意匠審査/分類付与

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	既存での国内意匠・国際意匠(ハーグ)との業務範囲の差分	備考
05-D-001	意匠審査/分類付与	分類初期付与	分類を初期付与する。	分類審査サブシステム		
05-D-002	意匠審査/分類付与	分類付与確認	初期付与分類を確認する。	分類審査サブシステム		
05-D-003	意匠審査/分類付与	分類修正依頼	分類修正を依頼する。	分類審査サブシステム		
05-D-004	意匠審査/分類付与	修正内容確認	分類修正依頼内容を確認する。	分類審査サブシステム		
05-D-005	意匠審査/分類付与	分類修正却下理由確認	分類修正依頼が却下された理由を確認する。	分類審査サブシステム		
05-D-006	意匠審査/分類付与	分類修正	分類を修正する。	分類審査サブシステム		
05-D-007	意匠審査/分類付与	分類修正結果確認	分類修正結果を確認する。	分類審査サブシステム		
05-D-008	意匠審査/分類付与	分類審査起案原案書作成	分類付与不可能案件について分類審査起案原案書を作成する。	分類審査サブシステム	対象外となる業務(ハーグ事件の場合、分類起案は行わない。)	
05-D-009	意匠審査/分類付与	分類審査拒絶理由通知起案	「拒絶理由通知書」を起案して提出する。	分類審査サブシステム	対象外となる業務(ハーグ事件の場合、分類起案は行わない。)	
05-D-010	意匠審査/分類付与	分類審査拒絶査定起案	「拒絶査定」を起案して提出する。	分類審査サブシステム	対象外となる業務(ハーグ事件の場合、分類起案は行わない。)	
05-D-011	意匠審査/分類付与	分類審査応答書類確認	分類審査における拒絶理由通知に対する応答より物品が明確になったか確認する。	分類審査サブシステム	対象外となる業務(ハーグ事件の場合、分類起案は行わない。)	
05-D-012	意匠審査/分類付与	審査計画作成	意匠審査室毎に年間の資料調査員配置計画、審査スケジュールを作成する。	分類審査サブシステム		
05-D-013	意匠審査/分類付与	審査計画確定	審査第一部意匠部門全体の年間資料調査員配置計画、審査スケジュールを確定する。	分類審査サブシステム		
05-D-014	意匠審査/分類付与	分担当変更内容確定	分類の担当官と適用開始日を決定する。	分類審査サブシステム		
05-D-015	意匠審査/分類付与	分類分担当設定	分類分担当の設定を行う。	分類審査サブシステム		
05-D-016	意匠審査/分類付与	分担当確認	担当分類を確認する。	分類審査サブシステム		
05-D-017	意匠審査/分類付与	個別分担当設定	案件担当官の付け替えを行う。	分類審査サブシステム		
05-D-018	意匠審査/分類付与	分類審査中断	分類審査を中断する。	分類審査サブシステム		
05-D-019	意匠審査/分類付与	分類審査中断解除	分類審査中断を解除する。	分類審査サブシステム		
05-D-020	意匠審査/分類付与	分類付与中止	分類付与を中止する。	分類審査サブシステム		

別紙1 サブシステム業務範囲一覧(意匠審査)(実体審査)

ID	対象業務
06-D	意匠審査/実体審査

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	既存での国内意匠・国際意匠(ハーグ)との業務範囲の差分	備考
06-D-001	意匠審査/実体審査	サーチ実施状況確認	案件のサーチ実施状況を確認し、サーチを実施するか否か判断する。	※意匠検索システム		
06-D-002	意匠審査/実体審査	サーチ指示	案件のサーチを指示する。	※意匠検索システム		
06-D-003	意匠審査/実体審査	サーチ	案件のサーチをする。	※意匠検索システム		
06-D-004	意匠審査/実体審査	サーチ結果確認	案件のサーチ結果を確認する。	※意匠検索システム		
06-D-005	意匠審査/実体審査	審査判断方針書作成	審査判断方針書を作成する。	※意匠検索システム		
06-D-006-001	意匠審査/実体審査	登録査定(予備的見解書)	「登録査定」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-002	意匠審査/実体審査	拒絶理由通知(予備的見解書)	「拒絶理由通知」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-003	意匠審査/実体審査	拒絶査定(予備的見解書)	「拒絶査定」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-004	意匠審査/実体審査	補正の却下の決定(予備的見解書)	「補正の却下の決定」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-005	意匠審査/実体審査	同一出願人による同日出願の協議指令(予備的見解書)	「同一出願人による同日出願の協議指令」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-006	意匠審査/実体審査	出願人相違の同日出願の協議指令(予備的見解書)	「出願人相違の同日出願の協議指令」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-007	意匠審査/実体審査	その他通知(期間有)(予備的見解書)	「審査官通知(その他の通知)(期間有)」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-008	意匠審査/実体審査	その他通知(期間無)(予備的見解書)	「審査官通知(その他の通知)(期間無)」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-009	意匠審査/実体審査	待ち登録の通知(予備的見解書)	「待ち登録の通知」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-010	意匠審査/実体審査	書類等提出指令の通知(予備的見解書)	「書類等提出指令の通知」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-011	意匠審査/実体審査	遡及を認めない一回目の通知(予備的見解書)	「遡及を認めない一回目の通知」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-006-012	意匠審査/実体審査	遡及を認めない二回目の通知(予備的見解書)	「遡及を認めない二回目の通知」の予備的見解書を作成して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-007-001	意匠審査/実体審査	公報掲載図面の認定	公報に掲載する図面の選択と掲載順を決定する。	実体審査サブシステム		
06-D-007-002	意匠審査/実体審査	特徴記載書の認定	「特徴記載書」の【意匠の特徴】及び【説明図】に関して公報掲載内容を認定し、「特徴記載(公報用)」を作成する。	実体審査サブシステム		
06-D-007-003	意匠審査/実体審査	公報掲載分類認定	公報に掲載する日本意匠分類を決定する。	実体審査サブシステム		
06-D-007-004	意匠審査/実体審査	原出願遡及認定	原出願遡及による出願日を決定する。	実体審査サブシステム		
06-D-007-005	意匠審査/実体審査	優先権主張認定	優先権主張による出願日を決定する。	実体審査サブシステム		
06-D-007-006	意匠審査/実体審査	新規性喪失の例外適用認定	新規性喪失の例外適用を決定する。	実体審査サブシステム		
06-D-007-007	意匠審査/実体審査	協議成立案件の認定	協議成立後の登録査定案件について、出願人、創作者に関する公報掲載情報の掲載可否を判断する。	実体審査サブシステム		
06-D-007-008	意匠審査/実体審査	閲覧禁止設定・解除の認定	案件に係るすべての申請書類、庁内書類に対して、閲覧請求による開示の可否を判断する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-001	意匠審査/実体審査	登録査定	「登録査定」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-002	意匠審査/実体審査	拒絶理由通知	「拒絶理由通知」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-003	意匠審査/実体審査	拒絶査定	「拒絶査定」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-004	意匠審査/実体審査	協議不成立案件管理メモ作成	協議不成立案件管理メモを作成し、上位決裁者に提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-005	意匠審査/実体審査	補正の却下の決定	「補正の却下の決定」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-006	意匠審査/実体審査	同一出願人による同日出願の協議指令	「同一出願人による同日出願の協議指令」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-007	意匠審査/実体審査	出願人相違の同日出願の協議指令	「出願人相違の同日出願の協議指令」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		

別紙1 サブシステム業務範囲一覧(意匠審査)(実体審査)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	既存での国内意匠・国際意匠(ハーグ)との業務範囲の差分	備考
06-D-008-008	意匠審査/実体審査	その他通知(期間有)	「審査官通知(その他の通知)(期間有)」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-009	意匠審査/実体審査	その他通知(期間無)	「審査官通知(その他の通知)(期間無)」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-010	意匠審査/実体審査	待ち登録の通知	「待ち登録の通知書」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-011	意匠審査/実体審査	書類等提出指令の通知	「書類等提出指令の通知書」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-012	意匠審査/実体審査	遡及を認めない一回目の通知	「遡及を認めない一回目の通知書」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-008-013	意匠審査/実体審査	遡及を認めない二回目の通知	「遡及を認めない二回目の通知書」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-009-001	意匠審査/実体審査	指導審査官決裁	審査官補が起案した書類について決裁を行う。	実体審査サブシステム		
06-D-009-002	意匠審査/実体審査	協議不成立案件管理メモ指導審査官確認	審査官補が起案した拒絶査定における協議不成立案件管理メモを確認する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-009-003	意匠審査/実体審査	審査長決裁	審査官が起案した書類、または審査官補が起案して指導審査官が決裁した書類について審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム		
06-D-009-004	意匠審査/実体審査	協議不成立案件管理メモ審査長確認	審査官が起案した、または審査官補が起案して指導審査官が決裁した拒絶査定における協議不成立案件管理メモを確認する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-009-005	意匠審査/実体審査	意匠課長決裁	分類審査官が起案した書類について決裁を行う。	実体審査サブシステム	対象外となる業務(ハーグ事件の場合、分類起案は行わない。)	
06-D-010	意匠審査/実体審査	起案書発送準備	〈審査長決裁〉業務が行われた起案書の発送準備を行う。	実体審査サブシステム		ハーグ事件の場合、ハーグシステムとの連携となる。
06-D-011	意匠審査/実体審査	協議不成立案件管理メモ記入(公報発行依頼)	協議不成立案件の状態を監視し、協議不成立による拒絶が確定した案件について、普及支援課に協議不成立公報発行を依頼する。	実体審査サブシステム		
06-D-012	意匠審査/実体審査	協議不成立公報リスト作成	協議不成立意匠出願公報が発行された案件について協議不成立公報リストを作成し、出願課に送付する。	実体審査サブシステム		
06-D-013	意匠審査/実体審査	職権訂正	出願内容に対して職権による訂正を行う。	実体審査サブシステム		
06-D-014	意匠審査/実体審査	職権訂正通知書(職権訂正)予備的見解書作成	職権訂正通知書(職権訂正)予備的見解書を作成し、支援対象審査官に提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-015	意匠審査/実体審査	職権訂正履歴予備的見解書作成	職権訂正履歴予備的見解書を作成し、支援対象審査官に提出する。	実体審査サブシステム		
06-D-016	意匠審査/実体審査	職権訂正通知書(職権訂正)起案	「職権訂正通知書(職権訂正)」を起案する。	実体審査サブシステム		
06-D-017	意匠審査/実体審査	職権訂正履歴作成	「職権訂正履歴(職権訂正)」を作成する。	実体審査サブシステム		
06-D-018	意匠審査/実体審査	職権訂正通知書(職権訂正)指導審査官決裁	審査官補が起案した「職権訂正通知書(職権訂正)」「職権訂正履歴(職権訂正)」を決裁する。	実体審査サブシステム		
06-D-019	意匠審査/実体審査	職権訂正通知書(職権訂正)審査長決裁	審査官が起案した「職権訂正通知書(職権訂正)」、または審査官補が起案して指導審査官が決裁した「職権訂正通知書(職権訂正)」について審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム		
06-D-020	意匠審査/実体審査	早期審査に関する報告書予備的見解書作成	「早期審査に関する報告書」の予備的見解書を作成する。	実体審査サブシステム		
06-D-021	意匠審査/実体審査	早期審査に関する報告書作成	「早期審査に関する報告書」を作成する。	実体審査サブシステム		
06-D-022	意匠審査/実体審査	早期審査に関する報告書指導審査官確認	審査官補が作成した「早期審査に関する報告書」を確認する。	実体審査サブシステム		
06-D-023	意匠審査/実体審査	早期審査選定	早期審査対象とするか否かを選定する。	実体審査サブシステム		
06-D-024	意匠審査/実体審査	早期審査選定結果通知書作成	「早期審査選定結果の通知書」を作成する。	実体審査サブシステム		
06-D-025	意匠審査/実体審査	審査状況伺書受付	審査状況伺書を受領し、「伺い書」を作成して案件担当官に「伺い回答書」の作成を依頼する。	実体審査サブシステム		
06-D-026	意匠審査/実体審査	伺い回答作成	審査状況伺書に対する「伺い回答書」を作成し、発送依頼を行う。	実体審査サブシステム		
06-D-027	意匠審査/実体審査	面接資料作成	面接記録用紙、『出願書類』を準備する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-028	意匠審査/実体審査	委任状受理	委任状を受領し、本人確認を行う。	実体審査サブシステム		運用
06-D-029	意匠審査/実体審査	面接	面接を行い、面接記録用紙に結果を記入する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-030	意匠審査/実体審査	面接記録の作成	「面接記録」を作成する。	実体審査サブシステム		
06-D-031	意匠審査/実体審査	応対	手続者と電話、ファクシミリ等により審査に関わる連絡を行い、応対記録用紙に結果を記入する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-032	意匠審査/実体審査	応対記録の作成	「応対記録」を作成する。	実体審査サブシステム		
06-D-033	意匠審査/実体審査	審査協力リスト受領	他国より審査協力案件リストを受領し、意匠課へ調査依頼する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-034	意匠審査/実体審査	審査協力リスト回答記入	国際協力課から受領した審査協力案件リストの案件に対して日本国の状況を調査する。	実体審査サブシステム		運用

別紙1 サブシステム業務範囲一覧(意匠審査)(実体審査)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	既存での国内意匠・国際意匠(ハーグ)との業務範囲の差分	備考
06-D-035	意匠審査/実体審査	審査協力リスト返却	日本国での調査結果が記入された審査協力案件リストを依頼元の他国に返却する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-036	意匠審査/実体審査	ひな形・見本保管	ひな形・見本あり申請書類、および新規性喪失の例外証明書(多数ページの証拠資料を含むものに限る)を保管する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-037	意匠審査/実体審査	ひな形・見本返却	ひな形・見本あり申請書類、および新規性喪失の例外証明書(多数ページの証拠資料を含むものに限る)を返却する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-038	意匠審査/実体審査	参考物件借用依頼	物件の借用を依頼する。	実体審査サブシステム		
06-D-039	意匠審査/実体審査	借受証作成	借用依頼に基づき借受証を作成する。	実体審査サブシステム		
06-D-040	意匠審査/実体審査	配付	借用した物件を依頼者に配付する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-041	意匠審査/実体審査	借用物件保管	意匠課より借用した物件を受領して保管する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-042	意匠審査/実体審査	返却	不要となった借用物件を返却する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-043	意匠審査/実体審査	返却確認	返却物件を受領し、借用元に返却する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-044	意匠審査/実体審査	借受証廃棄	物件返却済の借受証を廃棄する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-045	意匠審査/実体審査	実体審査中断	実体審査を中断する。	実体審査サブシステム		
06-D-046	意匠審査/実体審査	実体審査中断解除	実体審査中断を解除する。	実体審査サブシステム		
06-D-047	意匠審査/実体審査	実体審査完了	実体審査を終了する。	実体審査サブシステム		
06-D-048	意匠審査/実体審査	発送止め	起案書提出以降発送前の起案書を起案者に差し戻す。	実体審査サブシステム		ハーグ事件の場合、ハーグシステムとの連携となる。
06-D-049	意匠審査/実体審査	審査状況メモ作成	案件に対して審査メモを作成する。	実体審査サブシステム		
06-D-050	意匠審査/実体審査	職権取消通知起案	「職権取消通知」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-051	意匠審査/実体審査	職権取消通知指導審査官決裁	審査官補が起案した「職権取消通知」について指導審査官決裁を行う。	実体審査サブシステム		運用
06-D-052	意匠審査/実体審査	職権取消通知審査長決裁	審査官が起案した「職権取消通知」について審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム		運用
06-D-053	意匠審査/実体審査	職権取消通知発送準備	提出された「職権取消通知」の発送を準備する。	実体審査サブシステム		ハーグ事件の場合、ハーグシステムとの連携となる。
06-D-054	意匠審査/実体審査	職権取消通知保管	「職権取消通知」を保管する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-055	意匠審査/実体審査	職権更正通知起案	「職権更正通知」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-056	意匠審査/実体審査	職権更正通知指導審査官決裁	審査官補が起案した「職権更正通知」について指導審査官決裁を行う。	実体審査サブシステム		運用
06-D-057	意匠審査/実体審査	職権更正通知審査長決裁	審査官が起案した「職権更正通知」について審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム		運用
06-D-058	意匠審査/実体審査	職権更正通知発送準備	提出された「職権更正通知」の発送を準備する。	実体審査サブシステム		ハーグ事件の場合、ハーグシステムとの連携となる。
06-D-059	意匠審査/実体審査	職権更正通知保管	「職権更正通知」を保管する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-060	意匠審査/実体審査	誤送通知書起案	「誤送通知書」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-061	意匠審査/実体審査	誤送通知書指導審査官決裁	審査官補が起案した「誤送通知書」について指導審査官決裁を行う。	実体審査サブシステム		運用
06-D-062	意匠審査/実体審査	誤送通知書審査長決裁	審査官が起案した「誤送通知書」について審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム		運用
06-D-063	意匠審査/実体審査	誤送通知書発送準備	提出された「誤送通知書」の発送を準備する。	実体審査サブシステム		ハーグ事件の場合、ハーグシステムとの連携となる。
06-D-064	意匠審査/実体審査	誤送通知書保管	「誤送通知書」を保管する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-065	意匠審査/実体審査	無効通知起案	「無効通知」を起案して提出する。	実体審査サブシステム		運用
06-D-066	意匠審査/実体審査	無効通知指導審査官決裁	審査官補が起案した「無効通知」について指導審査官決裁を行う。	実体審査サブシステム		運用
06-D-067	意匠審査/実体審査	無効通知審査長決裁	審査官が起案した「無効通知」について審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム		運用
06-D-068	意匠審査/実体審査	無効通知発送準備	提出された「無効通知」の発送を準備する。	実体審査サブシステム		ハーグ事件の場合、ハーグシステムとの連携となる。
06-D-069	意匠審査/実体審査	無効通知保管	「無効通知」を保管する。	実体審査サブシステム		運用

別紙1_サブシステム業務範囲一覧(商標審査)(分類審査)

ID	対象業務
05-T	商標審査/分類審査

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
05-T-001	商標審査/分類審査・類似群付与	商品役務名チェック	対象書類に記載されている指定区分と指定商品・役務のチェックを行い、類似群・エラー情報付与を行う。	分類審査サブシステム	
05-T-002	商標審査/分類審査・類似群付与	担当審査室決定	案件を担当する審査室を決定する。	分類審査サブシステム	
05-T-003	商標審査/分類審査・類似群付与	分類審査対象設定	案件に対して分類審査対象の設定をする。	分類審査サブシステム	
05-T-004	商標審査/分類審査・類似群付与	分類審査担当官決定	案件を担当する審査官等を決定する。	分類審査サブシステム	
05-T-005	商標審査/分類審査・類似群付与	類似群付与	指定商品・役務について、仮の類似群を付与する。	分類審査サブシステム	
05-T-006	商標審査/分類審査・類似群付与	分類完設定	分類審査完を設定する。	分類審査サブシステム	
05-T-007	商標審査/分類審査・類似群付与	6条サーチレポート発注依頼	6条サーチレポート発注依頼の指示をする。	分類審査サブシステム	
05-T-008	商標審査/分類審査・類似群付与	6条サーチレポート発注	外部業者に対して6条サーチレポートを発注する。	分類審査サブシステム	
05-T-009	商標審査/分類審査・類似群付与	6条サーチレポート納品確認	外部業者から納品された6条サーチレポートを確認する。	分類審査サブシステム	運用
05-T-010	商標審査/分類審査・類似群付与	職権訂正	指定商品・役務の明白な誤記又は軽微な不備を職権で訂正するとともに、「職権訂正通知書(職権訂正)」の起案要否を決定する。	分類審査サブシステム	
05-T-011	商標審査/分類審査・類似群付与	職権訂正履歴(職権訂正)作成	職権訂正の結果について、「職権訂正履歴(職権訂正)」を作成する。	分類審査サブシステム	
05-T-012	商標審査/分類審査・類似群付与	職権訂正通知書(職権訂正)起案	「職権訂正通知書(職権訂正)」を起案する。	分類審査サブシステム	
05-T-013	商標審査/分類審査・類似群付与	職権訂正通知書(職権訂正)指導審査官決裁	「職権訂正通知書(職権訂正)」について指導審査官決裁を行う。	分類審査サブシステム	
05-T-014	商標審査/分類審査・類似群付与	職権訂正通知書(職権訂正)決裁	提出された「職権訂正通知書(職権訂正)」を決裁する。	分類審査サブシステム	
05-T-015	商標審査/分類審査・類似群付与	分類審査個別分担変更	案件指定又は審査官指定による分担変更を行う。	分類審査サブシステム	
05-T-016	商標審査/分類審査・類似群付与	審査用メモ(実体審査)作成	審査対象となっている案件に対して、必要に応じてメモの作成を行う。	分類審査サブシステム	
05-T-017	商標審査/分類審査・類似群付与	分類審査中断	分類審査を中断する。	分類審査サブシステム	
05-T-018	商標審査/分類審査・類似群付与	分類審査中断解除	分類審査中断を解除する。	分類審査サブシステム	
05-T-019	商標審査/分類審査・類似群付与	分類審査中止	分類審査を中止する。	分類審査サブシステム	

別紙1_サブシステム業務範囲一覧(商標審査)(実体審査)

ID	対象業務
06-T	商標審査/実体審査

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
06-T-001	商標審査/実体審査	実体審査担当官決定	案件を担当する審査官等を決定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-001	商標審査/実体審査	団体商標登録出願認定	団体商標の認否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-002	商標審査/実体審査	地域団体商標登録出願認定	地域団体商標の認否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-003	商標審査/実体審査	防護標章登録出願認定	防護標章の認否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-004	商標審査/実体審査	防護標章更新登録出願認定	防護標章更新の認否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-005	商標審査/実体審査	重複登録更新出願認定	重複登録更新の認否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-006	商標審査/実体審査	協議・防護メモ作成	防護標章登録出願又は防護標章更新登録出願について複数審査官により協議を行い防護メモ書を作成する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-007	商標審査/実体審査	区分商品役務調査・認定	指定区分及び指定商品・役務が商標法第6条の拒絶理由に該当するか等の調査及び認定を行う。	実体審査サブシステム	
06-T-002-008	商標審査/実体審査	識別力調査・認定	商標が商標法第3条第1項各号の拒絶理由に該当するか等の調査及び認定を行う。	実体審査サブシステム	
06-T-002-009	商標審査/実体審査	4条等調査・認定	商標が商標法第4条第1項等の拒絶理由に該当するか等の調査及び認定を行う。	実体審査サブシステム	
06-T-002-010	商標審査/実体審査	補正書の順番認定	同日付けで複数の「手続補正書(方式)」又は「手続補正書」が提出された場合にその順番を認定する	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-001	商標審査/実体審査	分割出願認定	分割出願の適否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-002	商標審査/実体審査	変更出願認定	変更出願の適否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-003	商標審査/実体審査	補正却下後の新出願の認定	補正却下後の新出願の適否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-004	商標審査/実体審査	CA後の再出願認定	セントラルアタック(CA)後の再出願の認否を認定する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-002-011-005	商標審査/実体審査	議定書廃棄後の再出願認定	議定書廃棄後の再出願の認否を認定する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-002-011-006	商標審査/実体審査	見本補正書認定	「手続補正書」による補正が要旨を変更するものであるか否か認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-007	商標審査/実体審査	標準文字の認定	標準文字の認否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-008	商標審査/実体審査	立体商標の認定	立体商標の認否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-009	商標審査/実体審査	色彩認定	商標見本の色彩の有無を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-010	商標審査/実体審査	パリ優先権認定(国内)	パリ優先権等の主張が有効又は無効であることを認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-011	商標審査/実体審査	3条2項認定	商標法第3条第2項の適否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-012	商標審査/実体審査	5条4項ただし書認定(国内)	商標法第5条第4項ただし書の適否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-013	商標審査/実体審査	9条1項認定(国内)	商標法第9条第1項の適否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-014	商標審査/実体審査	小売等役務の使用特例主張認定(国内)	小売等役務の使用特例の主張が有効又は無効であることを認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-015	商標審査/実体審査	小売等役務の重複登録認定(国内)	小売等役務の重複登録の認否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-011-016	商標審査/実体審査	重複登録商標の更新登録に係る同一人認定	重複登録商標に基づく更新登録の同一人の認否を認定する。	実体審査サブシステム	
06-T-002-012	商標審査/実体審査	閲覧禁止設定・解除認定	実体審査段階における案件に係る『申請書類』に対して、閲覧請求による開示の可否を判断する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-002-013	商標審査/実体審査	申請書類内容確認	実体審査段階における案件に係る『申請書類』の中で、着手状況伺いを内容とするものがあるか確認を行い、商標課への連絡要否を判断する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-003	商標審査/実体審査	くじ実施依頼	くじの実施依頼をする。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-001	商標審査/実体審査	くじ掲示	商標法第8条第5項の規定に基づくくじの実施について、特許庁内に掲示する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-002	商標審査/実体審査	くじ実施通知書起案	商標法第8条第5項の規定に基づく「くじ実施通知書」を起案する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-003	商標審査/実体審査	くじ実施通知書総括班長決裁	商標法第8条第5項の規定に基づく「くじ実施通知書」を決裁する。	実体審査サブシステム	運用

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
06-T-004-004	商標審査/実体審査	くじ実施通知書商標課長決裁	商標法第8条第5項の規定に基づく「くじ実施通知書」を決裁する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-005	商標審査/実体審査	くじ実施通知書審査業務部長決裁	商標法第8条第5項の規定に基づく「くじ実施通知書」を決裁する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-006	商標審査/実体審査	くじ実施通知書発送準備	総括班長、商標課長、審査業務部長の順で決裁された「くじ実施通知書」の発送準備を行う。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-007	商標審査/実体審査	くじ実施通知書保管	「くじ実施通知書」(原本)を庁内書類として書類の電子化を行い、保管する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-008	商標審査/実体審査	くじ実施	商標法第8条第5項の規定に基づくくじを実施する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-009	商標審査/実体審査	くじ実施結果の調書起案	商標法第8条第5項の規定に基づく「くじ実施結果の調書」を起案する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-010	商標審査/実体審査	くじ実施結果の調書審査官決裁	商標法第8条第5項の規定に基づく「くじ実施結果の調書」を決裁する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-011	商標審査/実体審査	くじ実施結果の調書審査長決裁	商標法第8条第5項の規定に基づく「くじ実施結果の調書」を決裁する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-012	商標審査/実体審査	くじ実施結果の調書商標課長決裁	商標法第8条第5項の規定に基づく「くじ実施結果の調書」を決裁する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-013	商標審査/実体審査	くじ実施結果の調書審査業務部長決裁	商標法第8条第5項の規定に基づく「くじ実施結果の調書」を決裁する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-014	商標審査/実体審査	くじ実施結果の調書発送準備	審査官、審査長、商標課長、審査業務部長の順で決裁された「くじ実施結果の調書」の発送準備を行う。	実体審査サブシステム	運用
06-T-004-015	商標審査/実体審査	くじ実施結果の調書保管	「くじ実施結果の調書」(原本)を庁内書類として書類の電子化を行い、保管する。	実体審査サブシステム	
06-T-005-001	商標審査/実体審査	登録査定(予備的見解書)	予備的見解書(「登録査定」)を作成して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-005-002	商標審査/実体審査	拒絶理由通知書(予備的見解書)	予備的見解書(「拒絶理由通知書」)を作成して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-005-003	商標審査/実体審査	拒絶査定(予備的見解書)	予備的見解書(「拒絶査定」)を作成して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-005-004	商標審査/実体審査	補正の却下の決定(予備的見解書)	予備的見解書(「補正の却下の決定」)を作成して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-005-005	商標審査/実体審査	手続補正指示書(審査官)(予備的見解書)	予備的見解書(「手続補正指示書(審査官)」)を作成して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-005-006	商標審査/実体審査	物件提出指示書(審査部)(予備的見解書)	予備的見解書(「物件提出指示書(審査部)」)を作成して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-005-007	商標審査/実体審査	審査官通知(その他の通知)(期間無)(予備的見解書)	予備的見解書(「審査官通知(その他の通知)(期間無)」)を作成して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-005-008	商標審査/実体審査	協議指示書(予備的見解書)	予備的見解書(「協議指示書」)を作成して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-005-009	商標審査/実体審査	職権訂正通知書(職権訂正)(予備的見解書)	予備的見解書(「職権訂正通知書(職権訂正)」)を作成して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-006-001	商標審査/実体審査	登録査定(審査官補起案)	「登録査定」を審査官補が起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-006-002	商標審査/実体審査	拒絶理由通知書(審査官補起案)	「拒絶理由通知書」を審査官補が起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-006-003	商標審査/実体審査	拒絶査定(審査官補起案)	「拒絶査定」を審査官補が起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-006-004	商標審査/実体審査	補正の却下の決定(審査官補起案)	「補正の却下の決定」を審査官補が起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-006-005	商標審査/実体審査	手続補正指示書(審査官)(審査官補起案)	「手続補正指示書(審査官)」を審査官補が起案して提出する。	実体審査サブシステム	

別紙1_サブシステム業務範囲一覧(商標審査)(実体審査)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
06-T-006-006	商標審査/実体審査	物件提出指示書(審査部)(審査官補起案)	「物件提出指示書(審査部)」を審査官補が起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-006-007	商標審査/実体審査	審査官通知(その他の通知)(期間無)(審査官補起案)	「審査官通知(その他の通知)(期間無)」を審査官補が起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-006-008	商標審査/実体審査	協議指示書(審査官補起案)	「協議指示書」を審査官補が起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-006-009	商標審査/実体審査	職権訂正通知書(職権訂正)(審査官補起案)	「職権訂正通知書(職権訂正)」を審査官補が起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-007-001	商標審査/実体審査	登録査定	「登録査定」を起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-007-002	商標審査/実体審査	拒絶理由通知書	「拒絶理由通知書」を起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-007-003	商標審査/実体審査	拒絶査定	「拒絶査定」を起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-007-004	商標審査/実体審査	補正の却下の決定	「補正の却下の決定」を起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-007-005	商標審査/実体審査	手続補正指示書(審査官)	「手続補正指示書(審査官)」を起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-007-006	商標審査/実体審査	物件提出指示書(審査部)	「物件提出指示書(審査部)」に関する通知を起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-007-007	商標審査/実体審査	審査官通知(その他の通知)(期間無)	「審査官通知(その他の通知)(期間無)」を起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-007-008	商標審査/実体審査	協議指示書	「協議指示書」を起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-007-009	商標審査/実体審査	職権訂正通知書(職権訂正)	「職権訂正通知書(職権訂正)」を起案して提出する。	実体審査サブシステム	
06-T-008-001	商標審査/実体審査	指導審査官決裁	審査官補が起案した書類について指導審査官決裁を行う。	実体審査サブシステム	
06-T-008-002	商標審査/実体審査	審査長決裁	審査官が起案した書類について審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム	
06-T-009	商標審査/実体審査	起案書発送準備	「起案書」の発送準備を行う。	実体審査サブシステム	
06-T-010	商標審査/実体審査	職権訂正	指定商品・役務の明白な誤記又は軽微な不備を職権で訂正するとともに、「職権訂正通知書(職権訂正)」の起案要否を決定する。	実体審査サブシステム	
06-T-011	商標審査/実体審査	職権訂正履歴(職権訂正)作成	職権訂正の結果について、「職権訂正履歴(職権訂正)」を作成する。	実体審査サブシステム	
06-T-012	商標審査/実体審査	早期審査に関する報告書起案	「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」の内容を確認し、「早期審査に関する報告書」を起案する。	実体審査サブシステム	
06-T-013	商標審査/実体審査	早期審査に関する報告書決裁	「早期審査に関する報告書」の決裁を行う。	実体審査サブシステム	
06-T-014	商標審査/実体審査	早期審査選定結果の通知書起案	「早期審査選定結果の通知書」を起案する。	実体審査サブシステム	
06-T-015	商標審査/実体審査	早期審査選定結果の通知書発送準備	「早期審査選定結果の通知書」の発送準備を行う。	実体審査サブシステム	
06-T-016	商標審査/実体審査	審査状況伺書受付	特許庁窓口受付、郵送、FAX、メールにより審査状況伺書を受け付ける。また、方式審査室、出願課、審査官より審査状況伺いを内容とした「上申書」等を受け付ける。	実体審査サブシステム	
06-T-017	商標審査/実体審査	伺い回答書作成	着手状況伺い対象の案件について審査の着手状況を確認し、「伺い回答書」を作成する。	実体審査サブシステム	
06-T-018	商標審査/実体審査	伺い回答書発送準備	「伺い回答書」の発送準備を行い、出願課へ引き渡す。	実体審査サブシステム	
06-T-019	商標審査/実体審査	3条サーチレポート発注	外部業者に対して3条サーチレポートを発注する。	実体審査サブシステム	
06-T-020	商標審査/実体審査	3条サーチレポート納品確認	外部業者より納品された3条サーチレポートを確認する。	実体審査サブシステム	
06-T-021	商標審査/実体審査	商標解析発注	外部業者に対して商標解析を発注する。	実体審査サブシステム	
06-T-022	商標審査/実体審査	商標解析納品確認	外部業者より納品された商標解析結果を確認する。	実体審査サブシステム	
06-T-023	商標審査/実体審査	図形サーチレポート発注依頼	図形サーチレポートの発注依頼をする。	実体審査サブシステム	
06-T-024	商標審査/実体審査	図形サーチレポート発注	外部業者に対して図形サーチレポートを発注する。	実体審査サブシステム	
06-T-025	商標審査/実体審査	図形サーチレポート納品確認	外部業者より納品された図形サーチレポートを確認する。	実体審査サブシステム	
06-T-026	商標審査/実体審査	サブデータ解析発注	外部業者に対してサブデータ解析を発注する。	実体審査サブシステム	運用

別紙1_サブシステム業務範囲一覧(商標審査)(実体審査)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
06-T-027	商標審査/実体審査	サブデータ解析納品確認	外部業者より納品されたサブデータ解析結果を確認する。	実体審査サブシステム	
06-T-028	商標審査/実体審査	情報提供に対する情報提供利用状況通知作成	情報提供利用状況通知を作成する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-029	商標審査/実体審査	情報提供に対する情報提供利用状況通知発送準備	情報提供に対する情報提供利用状況通知の発送準備を行う。	実体審査サブシステム	運用
06-T-030	商標審査/実体審査	実体審査個別分担当変更	案件指定または審査官指定による分担当変更を行う。	実体審査サブシステム	
06-T-031	商標審査/実体審査	カラー&ハーフトーン商標見本受付袋保管	カラー&ハーフトーンの商標見本受付袋を保管する。	実体審査サブシステム	
06-T-032	商標審査/実体審査	カラー&ハーフトーン商標見本受付袋廃棄手続	カラー&ハーフトーンの商標見本受付袋の廃棄手続をする。	実体審査サブシステム	
06-T-033	商標審査/実体審査	借受証作成	出願人より提出された非電子化物件を借用するため、借受証を作成する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-034	商標審査/実体審査	物件借用依頼	借受証(正、副)により、物件の借用依頼をする。	実体審査サブシステム	運用
06-T-035	商標審査/実体審査	貸出物件借用	借受証(副)と共に、貸出物件を借用する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-036	商標審査/実体審査	貸出物件配付	貸出物件を配付する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-037	商標審査/実体審査	貸出物件接受	貸出物件を受け付ける。	実体審査サブシステム	運用
06-T-038	商標審査/実体審査	貸出物件返却依頼	貸出物件の返却依頼をする。	実体審査サブシステム	運用
06-T-039	商標審査/実体審査	貸出物件返却	貸出物件を返却する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-040	商標審査/実体審査	面接	審査官の判断により、出願人との面接を行う。	実体審査サブシステム	運用
06-T-041	商標審査/実体審査	面接記録作成	面接の内容について、「面接記録」を作成する。	実体審査サブシステム	
06-T-042	商標審査/実体審査	応対	審査における意思疎通を図るため、代理人等と連絡を行う。	実体審査サブシステム	運用
06-T-043	商標審査/実体審査	応対記録作成	応対の内容について、「応対記録」を作成する。	実体審査サブシステム	
06-T-044	商標審査/実体審査	審査用メモ(実体審査)作成	審査対象となっている案件に対し必要に応じて「審査用メモ(実体審査)」を作成する。また、閲覧可能な「面接記録」や「応対記録」に代わり、「審査用メモ(実体審査)」を作成する。	実体審査サブシステム	
06-T-045	商標審査/実体審査	権限委譲	審査長の業務権限を審査官に委譲する。	実体審査サブシステム	
06-T-046	商標審査/実体審査	無効通知起案	「無効通知」を起案する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-047	商標審査/実体審査	無効通知審査長決裁	「無効通知」の審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム	運用
06-T-048	商標審査/実体審査	職権取消通知等依頼書作成(無効通知)	職権取消通知等依頼書を作成する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-049	商標審査/実体審査	無効通知発送手続依頼	「無効通知」の発送手続を依頼する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-050	商標審査/実体審査	無効通知発送手続	「無効通知」の発送手続をする。	実体審査サブシステム	運用
06-T-051	商標審査/実体審査	無効通知保管	「無効通知」(原本)を庁内書類として書類の電子化を行い、保管する。	実体審査サブシステム	
06-T-052	商標審査/実体審査	職権更正通知起案	「職権更正通知」を起案する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-053	商標審査/実体審査	職権更正通知審査長決裁	「職権更正通知」の審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム	運用
06-T-054	商標審査/実体審査	職権取消通知等依頼書作成(職権更正)	職権取消通知等依頼書を作成する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-055	商標審査/実体審査	職権更正通知発送手続依頼	「職権更正通知」の発送手続を依頼する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-056	商標審査/実体審査	職権更正通知発送手続	「職権更正通知」の発送手続をする。	実体審査サブシステム	運用
06-T-057	商標審査/実体審査	職権更正通知保管	「職権更正通知」(原本)を庁内書類として書類の電子化を行い、保管する。	実体審査サブシステム	
06-T-058	商標審査/実体審査	同意書受領	職権取消のための同意書を受領する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-059	商標審査/実体審査	職権取消通知起案	「職権取消通知」を起案する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-060	商標審査/実体審査	職権取消通知審査長決裁	「職権取消通知」の審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム	運用
06-T-061	商標審査/実体審査	職権取消通知等依頼書作成(職権取消)	職権取消通知等依頼書を作成する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-062	商標審査/実体審査	職権取消通知発送手続依頼	「職権取消通知」の発送手続を依頼する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-063	商標審査/実体審査	職権取消通知発送手続	「職権取消通知」の発送手続をする。	実体審査サブシステム	運用

別紙1_サブシステム業務範囲一覧(商標審査)(実体審査)

ID	業務階層	業務名	業務概要	サブシステム	備考
06-T-064	商標審査/実体審査	職権取消通知保管	「職権取消通知」(原本)を庁内書類として書類の電子化を行い、保管する。	実体審査サブシステム	
06-T-065	商標審査/実体審査	誤送通知書起案	「誤送通知書」を起案する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-066	商標審査/実体審査	誤送通知書審査長決裁	「誤送通知書」の審査長決裁を行う。	実体審査サブシステム	運用
06-T-067	商標審査/実体審査	職権取消通知等依頼書作成(誤送通知)	職権取消通知等依頼書を作成する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-068	商標審査/実体審査	誤送通知書発送手続依頼	「誤送通知書」の発送手続を依頼する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-069	商標審査/実体審査	誤送通知書発送手続	「誤送通知書」の発送手続をする。	実体審査サブシステム	運用
06-T-070	商標審査/実体審査	誤送通知書保管	「誤送通知書」(原本)を庁内書類として書類の電子化を行い、保管する。	実体審査サブシステム	
06-T-071	商標審査/実体審査	発送止め	『起案書』の発送止めを行う。	実体審査サブシステム	
06-T-072	商標審査/実体審査	実体審査中断	実体審査を中断する。	実体審査サブシステム	
06-T-073	商標審査/実体審査	実体審査中断解除	実体審査の中断を解除する。	実体審査サブシステム	
06-T-074	商標審査/実体審査	実体審査終了	実体審査を終了する。	実体審査サブシステム	
06-T-075	商標審査/実体審査	包含証明確認依頼	包含証明確認を依頼する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-076	商標審査/実体審査	包含証明確認	商標本国登録証明にかかる包含証明の伺いの内容を確認し、回答を作成する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-077	商標審査/実体審査	名称 包含証明確認回答	商標本国登録証明にかかる包含証明の伺い回答の内容を確認し、出願課に送付する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-078	商標審査/実体審査	商標権移転等にかかる原簿更正可否確認	商標権の移転等にかかる原簿更正可否の確認を依頼する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-079	商標審査/実体審査	原簿更正可否確認	商標権の移転等にかかる原簿更正可否の伺いの内容を確認し、回答を送付する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-080	商標審査/実体審査	商標権移転等にかかる原簿更正可否確認	商標権の移転等にかかる原簿更正可否の回答の内容を確認し、登録室に送付する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-081	商標審査/実体審査	審査用書類準備	審査で必要になる『申請書類』及び『発送書類』を事前に揃え、商標部門(各審査室)へ送る。	実体審査サブシステム	運用
06-T-082	商標審査/実体審査	審査用書類保管	審査用書類を保管する。	実体審査サブシステム	運用
06-T-083	商標審査/実体審査	借受証廃棄	物件返却済の借受証を廃棄する。	実体審査サブシステム	運用

【別紙2】既存インタフェースの整理結果(意匠・商標方式審査)

項番	インタフェース情報(既存)							インタフェース情報(次期モデル)		
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/送信元システム	送信周期	送信/受信	内部/外部	連携パターン	
									大区分	小区分
1	援用合解除リスト出力要求データ	振分システムより援用合解除リスト出力通知を受取り、援用合指示解除確認リストを編集し、ファイルに出力する。	-	CORBA	SY03 振分システム	随時	受信	-	-	- ※次期モデルでは、既存の振分システムで実施している援用合解除判定を、方式審査システムへ機能配置する想定のため、解除判定結果の通知インタフェースは不要となる。
2	書類修正解除リスト出力要求データ	振分システムより書類修正解除リスト出力通知を受取り、書類修正指示解除確認リストを編集し、ファイルに出力する。	-	CORBA	SY03 振分システム	随時	受信	-	-	- ※次期モデルでは、既存の振分システムで実施している書類修正解除判定を、方式審査システムへ機能配置する想定のため、解除判定結果の通知インタフェースは不要となる。
3	方式審査係属開始通知データ	振分システムからの方式審査係属開始通知により方式審査システムの受入処理を行う。	-	CORBA	SY03 振分システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	- ※振分システムは廃止となるが、出願事件/中間手続システムからの通知となるため、内部での連携として整理
4	DE料支払通知受入データ	DE機関からDE料支払データがDE料管理システムに送信された場合、DE料管理システムが各方式審査システムに送信する。 当該通知にはDE料支払通知と支払完了が含まれる。 なお、特実方式審査(S)、意・商方式審査(S)、審判(S)の各システムでメソッドをそれぞれ用意する。	-	CORBA	SY05 DE料管理システム	随時	受信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-
5	援用合用書類情報	援用合指示案件の抽出データ。SGMLデータのみ。	-	媒体(DAT)	PAPC	2回/週	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-
6	書類修正用書類情報	書類修正指示案件の抽出データ。SGMLデータのみ。	-	媒体(DAT)	PAPC	2回/週	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-
7	DE料書類処分通知データ	DE料管理システムへDE料書類処分通知を行う。	-	CORBA	SY05 DE料管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-
8	意匠変更出願通知データ	意匠への変更出願による、原出願の審査止めを設定する。	-	CORBA	SY08 特実審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	- ※振分システムは廃止となるが、出願事件/中間手続システムからの通知となるため、内部での連携として整理
9	意匠援用合解除通知データ	データエントリ機関での援用合を取り消した旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
10	意匠援用合開始通知データ	データエントリ機関での援用合を開始した旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
11	意匠援用合完了通知データ	データエントリ機関での援用合が完了した旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
12	意匠原出願番号特定通知データ	申請書類の原出願番号が特定された旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
13	意匠再方式通知データ	方式審査が再度係属開始となった旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
14	意匠書類修正解除通知データ	書類修正が取消された旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
15	意匠書類修正開始通知データ	書類修正を開始した旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
16	意匠書類修正完了通知データ	書類修正が完了した旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
17	意匠職権訂正結果通知データ	職権により書類が訂正された旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
18	意匠方式結果通知データ	意匠方式審査完了の旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
19	意匠方式受理取消通知データ	以前に通知済の当該書類に対する方式受理通知が取り消された旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
20	意匠方式受理通知データ	方式審査機械処理チェック完了の旨、通知される。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
21	発送済み通知(職権取消)	意匠審査発の起案書に対して職権取消通知、または無効通知が発送されたこと(庁内書類蓄積されたこと)を通知する。	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	- ※機能配置の変更により廃止となる可能性のあるIF
22	案件確認照会(マッチアンマッチ照会)	料金徴収による案件確認。	-	HTTP	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	-	URL連携
23	商標援用合解除通知データ	願書に対する援用合が取り消された旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
24	商標援用合開始通知データ	願書に対する援用合を開始した旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
25	商標援用合完了通知データ	願書に対するデータエントリ機関での援用合が完了した旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
26	商標原出願番号特定通知データ	申請書類の原出願番号が特定された旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
27	商標再方式通知データ	申請書類に対する方式審査が再度係属開始となった旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
28	商標書類修正解除通知データ	申請書類に対する書類修正が取り消された旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
29	商標書類修正開始通知データ	申請書類に対する書類修正を開始した旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
30	商標書類修正完了通知データ	申請書類に対する書類修正が完了した旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
31	商標書類訂正結果通知データ	職権により申請書類が訂正された旨の通知	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
32	商標方式結果通知データ	申請書類に対する方式審査完了の旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
33	商標方式受理取消通知データ	方式受理となった申請書類(中間書類のみ)に対する方式受理取消の旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
34	商標方式受理通知データ	申請書類に対する方式審査機械処理チェック完了の旨の通知。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
35	発送済通知	商標審査発の起案書に対して職権取消通知、または無効通知が発送されたこと(庁内書類蓄積されたこと)を通知する。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	- ※機能配置の変更により廃止となる可能性のあるIF
36	登録マスタ参照・要求データ	類、商品区分、磁気原簿データ、商品見本の抽出。本国登録システム対応	-	TP1(RPC)	SY22 登録システム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新
38	仮実施権等申請ファイル確認要求・応答データ	要求された案件(出願番号)を基に仮実施権等申請ファイルを検索し、存在の有無を返却する	-	TP1(RPC)	SY22 登録システム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新
40	DE料支払通知受入データ	DE料管理システムから送信されたDE料支払通知を審判システムへ送信する。 ※V3方式審査システム側から経由して渡す(A系)	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
41	書記課参考情報通知データ(意商)	意匠方式審査システムより書記課参考情報を受け入れる。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	- ※機能配置の検討により、廃止となる可能性のあるIF
42	職権訂正結果受信データ	審判システムにおいて職権訂正を実施した場合審判システムに通知する。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	- ※機能配置の検討により、廃止となる可能性のあるIF
43	審判通知(各種通知)データ	特殊出願の受理、特殊出願の方式完、出願取下・放棄の受理、出願放棄取下的方式完、審判請求取下、出願取下、拒絶査定の際に発生した際に通知する。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
44	拒絶査定戻送	拒絶査定に対して、職権取消通知、または無効通知が発送されたこと(庁内書類蓄積されたこと)を通知する。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	- ※機能配置の検討により、廃止となる可能性のあるIF
45	DE料支払通知受入データ	DE料管理システムから送信されたDE料支払通知を審判システムへ送信する。 ※V3方式審査システム側から経由して渡す(A系)	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-

項番	インタフェース情報 (既存)								インタフェース情報 (次期モデル)			
	IF名称	IF概要	データ種別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/受信	内部/外部	連携パターン			
									大区分	小区分		
50	方式結果通知データ	申請書類(手続補正書)に対する方式審査完了の旨の通知。	-	CORBA	SY28 意匠・商標・審判公報システム	複数回/日	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-		
51	発送止め要求データ	紙発送またはオンライン発送システムに発送通知済の起案書に対し、発送止めを行う。	-	CORBA	SY29 オンライン発送システム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(画面)の連携		
52	発送要求データ	指定された起案書(SGML)についてオンライン発送基準チェックを行い、オンライン発送/紙発送それぞれの場合について発送準備を行う。	-	CORBA	SY29 オンライン発送システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
53	発送止め一覧作成	発送止め情報を抽出する。	-	CORBA	SY29 オンライン発送システム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(画面)の連携		
54	申請人登録照会	申請人登録マスタ照会を行う。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
55	電子包袋照会	電子包袋照会を行う(出願マスタ照会、書類照会、書類目録表示を含む)	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
56	登録照会	登録マスタ照会を行う。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
57	包括委任状照会	包括委任状照会を行う。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
58	出願照会	照会業務メニューを表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
59	登録照会	登録マスタ照会を行う。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
60	出願照会(各種番号)	照会業務メニューを表示する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
61	包袋抽出要求データ	情報館システムに包袋抽出を依頼する。	BAD001	FTP	SY36 包袋管理システム	1回/日	送信	-	-	- ※既存で廃止されているインタフェース		
62	申請人印影データ抽出要求データ	申請人登録システムより印影イメージデータの抽出を行う。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
63	電子証明書状態情報抽出	電子証明書審査結果の抽出要求を行い、以下のいずれかの電子証明書審査結果コードを受信する。 ① "0"(審査完) ② "1"(未審査) ③ "9"(不備有)	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
64	職権登録要求データ受付	職権登録要求データの受付を行う。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
65	申請人記事抽出データ	申請人記事を申請人登録マスタより抽出する。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
66	統合申請人記事抽出データ	申請人情報の抽出(統合先判定実施)	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
67	不備削除データ受付	不備削除データの受付を行う。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
68	複数統合申請人項目抽出データ	複数人の情報の抽出(統合先判定実施)	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
69	印影照会	申請人登録マスタ照会を行う。	-	HTTP	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
70	包括委任状照会	包括委任状照会を行う。	-	HTTP	SY37 申請人登録システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
71	包括委任状記事抽出	包括委任状記事の内容を参照する	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
72	証拠書類紙出力要求データ(意商)	会計課へ納品する返還請求関連の証拠書類の作成を記録ファイル管理システムへ依頼するためのデータ(記事抽出用)	703760	FTP	SY39 記録ファイル管理システム	1回/日	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新 ※方式審査で書類・記事抽出をし、紙出力共通システムへ出力要求する連携方式となる		
73	証拠書類抽出要求データ(意商)	会計課へ納品する返還請求関連の証拠書類の作成を記録ファイル管理システムへ依頼するためのデータ(書類抽出用)	703630	FTP	SY39 記録ファイル管理システム	1回/日	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新 ※方式審査で書類・記事抽出をし、紙出力共通システムへ出力要求する連携方式となる		
74	マスタ願書抽出データ	指令された事件のマスタ願書を出願DBより抽出する。(案件情報)	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
75	マスタ願書抽出データ	指令された事件のマスタ願書を出願DBより抽出する。(書類データ)	-	FTP(get)	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
76	願書特定書類移管データ	既に蓄積されている書類(願書未記載書類、願書誤記載書類)を抽出し指定の出願番号の出願DBに蓄積する。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
77	記事更新データ	出願マスタ項目の追加、更新、及び削除を行う。同一事件内ならば複数の記事を同時に更新することができる。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
78	記事抽出データ	指定された事件の記事を出願DBより抽出する。同一事件内ならば複数の記事を同時に抽出することができる。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
79	起案書類蓄積データ	起案書を出願DBに蓄積する。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
80	出願番号検索データ	指定された条件と一致する事件を出願DBより検索し、その出願番号を返す。条件は複数可能。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
81	書類番号指定書類抽出データ	指定された書類を出願DBより抽出する。書類番号による指定の為、単件書類抽出となる。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
82	書類番号指定書類抽出データ	指定された書類を出願DBより抽出する。書類番号による指定の為、単件書類抽出となる。	-	FTP(get)	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
83	申請書類更新データ	申請書類を出願DBに蓄積する。(案件情報)	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
84	申請書類更新データ	申請書類を出願DBに蓄積する。(書類データ)	-	FTP	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
85	中間書類コード指定書類抽出データ	指定された事件の書類を出願DBより抽出する。同一事件内中間書類コード指定による抽出の為、同一事件内ならば複数の書類を抽出できる。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
86	中間書類コード指定書類抽出データ	指定された事件の書類を出願DBより抽出する。同一事件内中間書類コード指定による抽出の為、同一事件内ならば複数の書類を抽出できる。	-	FTP(get)	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
87	庁内書類蓄積データ	出願DBに庁内書類を蓄積する。(案件情報)	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
88	庁内書類蓄積データ	出願DBに庁内書類を蓄積する。(書類データ)	-	FTP	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
89	特実マスタ抽出データ	特実の出願マスタ情報を抽出する。(記録ファイル管理システムより特実記録原本システムへ出願マスタ抽出要求を送信し、結果を返却する。)	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新 ※出願事件(特実)へのインタフェースとなる		

項番	インタフェース情報 (既存)								インタフェース情報 (次期モデル)			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/受信	内部/外部	連携パターン			
									大区分	小区分		
90	出願マスタ修正	記録ファイルの出願マスタ修正画面の呼出	-	HTTP	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	-	URL連携 ※機能配置の検討により、廃止となる可能性のあるIF		
95	ハグ情報管理テーブル抽出(CORBA)	ハグ情報管理データの抽出	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新		
96	既納手数料返還要求受入	既納手数料返還要求を受け、返還請求管理簿を作成する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
97	電子現金納付照会	各システムからの照会	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
98	電子現金納付納付確認抹消データ	電子現金納付納付確認抹消要求にもとづき、電子現金納付納付確認抹消処理を行い、電子現金納付納付確認抹消結果を電子現金納付納付確認抹消応答として返却する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
99	電子現金納付納付確認要求データ	電子現金納付納付確認要求にもとづき、電子納付納付確認処理を行い、処理結果を電子現金納付納付確認応答として返却する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
100	納付確認情報照会	各システムからの照会	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
101	納付確認抹消データ	各システムからの納付確認抹消要求にもとづき、納付確認抹消処理を行い、納付確認抹消結果を納付確認抹消応答として返却する。 (現金管理システムでは、納付確認取消処理を行う。)	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
102	予納照会	各システムからの照会	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
103	料金徴収データ	各システムからの料金徴収要求にもとづき、予納の場合には料金徴収処理を、前納の場合には納付確認処理を行い、処理結果を料金徴収応答として返却する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
104	料金返納データ	各システムからの料金返納要求にもとづき、料金返納処理を行い、料金返納結果を料金返納応答として返却する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
105	口座振替納付確認(トランザクション)	口座振替納付確認要求にもとづき、口座振替納付確認処理を行い、処理結果を口座振替納付確認応答として返却する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
106	再振替要求受入(トランザクション)	再振替要求にもとづき、再振替要求確認処理を行い、再振替要求指示結果を再振替要求結果マークとして返却する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
107	口座振替納付確認抹消	口座振替納付確認抹消要求にもとづき、納付確認抹消処理を行い、納付確認抹消結果を口座振替納付確認抹消応答として返却する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
108	口座振替納付確認抹消	口座振替納付確認抹消要求にもとづき、納付確認抹消処理を行い、納付確認抹消結果を口座振替納付確認抹消応答として返却する。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-		
109	口座振替情報照会	口座振替情報の照会	-	HTTP	SY42 料金納付管理システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
110	早期管理情報参照	各システムからの事件番号による参照要求にもとづき、早期管理情報を応答する。	-	CORBA	SY44 早期管理情報システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
111	早期管理情報照会	早期管理情報マスタ照会要求。	-	HTTP	SY44 早期管理情報システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携		
112	タグ項目名情報一覧取得データ	タグの情報をタグ項目名テーブル1~4(サーバ)から取得する。	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
113	タグ項目名情報取得データ	指定されたタグの情報をタグ項目名の配列から取得する。	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
114	国県名情報取得データ(国県コード検索)	指定された国県コードの情報を国県名テーブル(サーバ)から取得する。	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
115	国県名情報取得データ(国名検索)	国県名テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
116	国名情報一覧取得データ	国県名テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
117	所属名情報取得データ	所属名テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
118	書類名情報取得データ(書類分類検索)	指定された書類分類の情報を書類名テーブル(サーバ)から取得する。	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
119	書類名情報取得データ(書類名検索)	書類名テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
120	条文情報取得データ(条文コード決定キーワード検索)	条文テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
121	職員情報一覧取得データ	職員管理テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
122	職員情報取得データ(職員コード・所属コード検索)	職員管理テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
123	職員情報取得データ(職員コード検索)	指定された所属コードの職員所属情報エントリを配下に持つ、現在適用中の職員情報エントリすべてを取得する。	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
124	職員情報履歴取得データ(職員コード検索)	職員管理テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
125	役職名情報取得データ	役職名テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
126	開庁閉庁区分取得データ	閉庁日テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
127	業務実行権限チェック	指定業務が指定職員の実行可能な業務であるかチェックを行う	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	-	※認証・認可に関するLDAPプロトコルによる連携のため		
128	業務情報取得	業務実行権限チェックを行う	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	-	※認証・認可に関するLDAPプロトコルによる連携のため		
129	職員実行可能業務追加	職員の実行権限を追加する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
130	職員実行可能業務削除	職員の実行権限を削除する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照		
131	意商方式更新データ(マスタ更新用フォルダ(意匠))	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時(19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース		

項番	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)			
	IF名称	IF概要	データ種別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/受信	内部/外部	連携パターン		
									大区分	小区分	
150	担当別目視明細フォルダ(意匠)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
151	DE料管理フォルダ(商標)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
152	機械審査エラーフォルダ(商標)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
153	目視審査エラーフォルダ(商標)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
154	4条9条記事フォルダ(商標)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
155	4条9条主張補充フォルダ(商標)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
156	パリ優先権記事フォルダ(商標)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
157	パリ優先権主張補充フォルダ(商標)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
158	記載申請人書誌フォルダ(商標)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
159	書類手数料フォルダ(商標)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
160	担当別目視明細フォルダ(商標)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDBLレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時 (19時~26時)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと方式審査システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース	
161	書面イメージ照会	書面イメージ照会機能の呼び出しの要求を行う。を行う。	-	HTTP	SY49 書面イメージ照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
162	プリンタ切替画面	プリンタ切替画面の表示	-	-	V3共通関数	随時	送信	-	-	※自サブシステム内の画面表示用であり、共通関数との連携を示したものであるため	
163	却下理由通知作成依頼通知データ	書換登録申請に対する起案書(審査周辺発)を起案した場合で更新登録の手続がなく、更新登録の期間が満了した場合に、方式審査部署において却下理由通知を作成する。	-	CORBA	SY10 商標審査周辺システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
164	職権訂正	書類の職権訂正を行う	-	HTTP	SY25 審判システム	随時	受信	内部	-	URL連携 ※機能配置の検討により、廃止となる可能性のあるIF	
165	方式調査結果通知受入	方式調査の結果の通知	BADGE10	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
167	オンライン発送済通知データ	発送済情報	-	CORBA	SY29 オンライン発送システム	随時	受信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-	
168	発送済通知データ(SGML)	発送システムより発送済通知を受信し、起案決裁管理フォルダの発送日を更新する。	-	CORBA	SY29 紙発送システム	随時	受信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-	
169	返送再送日・官報公告日通知データ	発送システムから、通知種別と発送番号等を受け取り、官報公告日通知処理を行う。	-	CORBA	SY29 紙発送システム	随時	受信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-	
170	事件別方式審査状況照会(意匠)	事件別方式審査状況照会(意匠)入力画面を表示	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	受信	外部(刷新予定)	-	クライアントアプリケーションとの連携	
171	事件別方式審査状況照会(商標)	事件別方式審査状況照会(商標)入力画面を表示	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	受信	外部(刷新予定)	-	クライアントアプリケーションとの連携	
172	照会画面検索結果引き継ぎデータ	出願番号検索案件一覧画面の貼り付けボタン押下時方式審査業務に画面遷移。 電子包袋照会システムの検索結果画面で選択された出願番号取得し、呼び出し元である支援業務入力画面(出願番号特定、現出願番号調査、本意匠の出願番号調査)に引き継ぐ、JavaScriptにて記述する。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	受信	外部(刷新予定)	-	クライアントアプリケーションとの連携	

項番	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)		
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/受信	内部/外部	連携パターン	
									大区分	小区分
173	識別番号職権登録応答データ	申請人登録システムより職権登録結果通知を受け取り、方式内の申請人情報を更新する。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム	随時	受信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-
174	既納手数料返還結果受入	料金納付管理システムからの既納手数料返還処理結果データを受け、既納手数料返還請求書の状態を返還処理済み状態に更新し、既納手数料返還請求書の方式完了業務を開始させる。	-	CORBA	SY42 料金納付管理システム	随時	受信	外部(刷新予定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-
175	意匠方式審査業務	意匠方式審査業務画面を起動する。	-	HTTP	SY45 共通テーブル管理システム	随時	受信	内部	-	※認証・認可に関するLDAPプロトコルによる連携のため
176	商標方式審査業務	商標方式審査業務画面を起動する。	-	HTTP	SY45 共通テーブル管理システム	随時	受信	内部	-	※認証・認可に関するLDAPプロトコルによる連携のため
177	ハーグ指定官庁マスタ参照(方式)	①意匠・商標方式審査システムからのハーグ指定官庁マスタ参照要求を受信する。(集信) ②意匠・商標方式審査システムからの要求に応じてハーグ指定官庁マスタの情報を送信する。(配信)	-	CORBA	国際意匠出願システム(ハーグ)	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新
178	起案書蓄積(方式)	意匠・商標方式審査システムで決裁された起案書データを受信する。(集信)	-	FTP	国際意匠出願システム(ハーグ)	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
179	起案書蓄積完了通知(方式)	①意匠・商標方式審査システムに対し、起案書蓄積が完了したことを通知する。(配信) ②意匠・商標方式審査システムから結果を受信する。(集信)	-	CORBA	国際意匠出願システム(ハーグ)	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
180	支出証拠書類出力依頼通知	①返還請求書の方式審査後(方式決裁後)に、支出証拠書類の出力依頼通知を受信。(集信) ②返還請求書の方式審査後(方式決裁後)に、支出証拠書類の出力依頼の結果を応答する。(配信)	-	CORBA	国際意匠出願システム(ハーグ)	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
181	返還請求振込済通知	①料金返還完了後に、返還処理の結果を受信する。(配信) ②返還請求振込済通知の受信結果を応答する。(集信)	-	CORBA	国際意匠出願システム(ハーグ)	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
182	発送済み通知(方式)	①意匠・商標方式審査システムへ発送済みであることを通知する。(配信) ②意匠・商標方式審査システムから発送済み通知の結果を受信する。(集信)	-	CORBA	国際意匠出願システム(ハーグ)	毎週	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
183	発送止め要求(方式)	①意匠・商標方式審査システムから特定の出願番号に対する書類の発送止め要求を受信する。(集信) ②意匠・商標方式審査システムから書類の発送止め要求に対する結果(ステータス)を送信する。(配信)	-	CORBA	国際意匠出願システム(ハーグ)	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
184	返送/再送/官報公告通知(方式)	①ハーグシステムによる発送処理において、返送または再送が生じた際、その旨を通知する。(配信) ②ハーグシステムによる発送処理において、返送または再送が生じた際、その旨を通知の結果を受信する。(集信)	-	CORBA	国際意匠出願システム(ハーグ)	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
185	国際意匠公報更新通知(方式)	①国際意匠公報の内容に応じてハーグ指定官庁マスタが更新されたことを受け、更新された国際意匠公報データを意匠・商標方式審査システムに送信する。(配信) ②国際意匠公報の内容に応じてハーグ指定官庁マスタが更新されたことを受け、更新された国際意匠公報データを意匠・商標方式審査システムの送信結果を受信する。(集信)	-	CORBA	国際意匠出願システム(ハーグ)	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-
186	ハーグ指定官庁マスタ照会(方式)	ハーグ指定官庁マスタの照会機能について、意匠・商標方式審査システムの画面から呼び出される。	-	HTTP	国際意匠出願システム(ハーグ)	随時	送信	内部	-	URL連携
187	国際意匠公報データ(方式)	意匠・商標方式審査システムに対して国際意匠公報データを送信する。(配信)	-	FTP	国際意匠出願システム(ハーグ)	随時	受信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新 ※国際意匠公報のXMLデータを、国際意匠指定官庁事件データと定義した場合
188	国際意匠公報更新受理通知	国際意匠出願システム(ハーグ)より国際意匠公報が更新された通知を受け、実体審査(意匠)サブシステムへワークフロー間の連携により通知する	-	CORBA	SY09 意匠審査周辺システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-

【別紙2】既存インターフェースの整理結果(意匠審査)

項番	インターフェース情報(既存)							インターフェース情報(次期モデル)			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/送信元システム	送信周期	送信/受信	内部/外部	連携パターン		
									大区分	小区分	
1	ハーグ情報管理テーブル更新	指定された設定値でハーグ情報管理テーブルを更新する。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	複数回/日	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
2	ハーグ情報管理テーブル抽出	指定された事件の記事を出願DBより抽出する。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
3	協議不成立案件通知	意匠協議不成立拒絶公報に掲載する拒絶案件の協議対象案件を通知する。	-	FTP	SY28 意匠・商標・審判公報システム	1回/日	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※機能配置の変更により廃止となる可能性のあるIF	
4	サーチ範囲・参考文献情報要求データ	登録査定起案時に当該案件のサーチ範囲及び参考文献情報を要求する。	WED013	MQ	SY19 意匠検索システム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(画面)の連携 ※機能配置の変更により見直しする必要があるIF	
5	起案書印刷 分類別担当一覧印刷 担当官別分類一覧印刷 借受証印刷 最終処分案件一覧印刷 審査状況メモ印刷 汎用イメージ印刷 分類更新対象案件一覧印刷 審査用イメージ印刷	-	-	プリンタ(lp)	-	随時	送信	-	-	※共通関数との連携を示したインターフェース	
6	起案書印刷	-	-	プリンタ(lp)	-	随時	送信	-	-	※共通関数との連携を示したインターフェース	
7	発送日更新データ(SGML)	発送済となった起案書類の発送日等を更新する。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時 ※送信周期は特許庁調整中	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
8	ハーグ情報管理テーブル抽出	ハーグ情報管理データの抽出	-	CORB A(ライブラリ)	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
9	出願マスタダイレクト修正	記録ファイルの出願マスタ修正画面の呼出	-	HTTP	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	-	URLによる画面連携 ※機能配置の検討により、廃止となる可能性のあるIF	
10	プリンタ操作基盤(日本語対応)	プリンタの情報を取得する	-	CORB A	V3共通関数	随時	送信	-	-	※共通関数との連携を示したインターフェース	
11	開庁区分取得	開庁区分の取得	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
12	出願番号検索	出願番号検索	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
13	登録マスタ参照・要求データ	登録査定書の提出、発送時において本意匠の専用実施権のチェックと本願と本意匠案件、または3条の2候補案件の出願人をチェックする。	-	OpenT P1	SY22 登録システム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新	
14	本願周辺情報表示	意匠検索のDDC画面を呼出。本願周辺情報画面を呼出。	-	HTTP	SY19 意匠検索システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
15	役職名情報取得データ	役職名テーブルを参照する	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
16	分類分担通知データ	分類と担当官の対応の変更が発生した場合に、すべての分類に対する担当官の情報を通知する。	WED007	MQ	SY19 意匠検索システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
17	発送要求データ	指定された起案書(SGML)についてオンライン発送基準チェックを行い、オンライン発送/紙発送それぞれの場について発送準備を行う。	-	CORB A	SY29 オンライン発送システム	随時	送信	外部(刷新未定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-	
18	発送止め要求データ	紙発送またはオンライン発送システムに発送通知済の起案書に対し、発送止めを行う。	-	CORB A	SY29 オンライン発送システム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(画面)の連携	
19	特実検索照会	特実検索照会要求	-	HTTP	SY18 文献照会システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
20	特実マスタ抽出データ	他システムからの抽出要求をもとに記録原本ホストへ出願マスタ抽出要求を送信する。記録原本ホストからの抽出結果を他システムへ送信する。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新 ※機能配置の変更により連携先を変更するIF	
21	登録マスタ照会	登録マスタ照会要求。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
22	電子包袋照会	電子包袋照会を行う(出願マスタ照会、書類照会、書類目録表示を含む)	-	HTTP	SY35 照会システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
23	庁内書類蓄積データ	他システムより庁内書類を受け取り、出願DBに書類を蓄積する。また、書類から抽出した情報を元にマスタの更新を行う。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
24	庁内書類蓄積データ	他システムより庁内書類を受け取り、出願DBに書類を蓄積する。また、書類から抽出した情報を元にマスタの更新を行う。	-	FTP	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
25	早期管理情報参照	各システムからの事件番号による参照要求にもとづき、早期管理情報を応答する。	-	CORB A	SY44 早期管理情報システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
26	申請書類更新データ	振分以外の各システムより申請書類を受け取り、出願DBに蓄積する。同時に、書類データをもとに出願マスタの更新を行う。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
27	審判照会	審判マスタ照会要求。	-	HTTP	SY25 審判システム	複数回/日	送信	内部	-	URLによる画面連携	
28	審査着手通知データ	審査用書類出力が完了した旨を通知する。	WED002	MQ	SY19 意匠検索システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(画面)の連携	
29	審査メモ通知データ	最終処分後の審査状況メモの通知	WED006	MQ	SY19 意匠検索システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
30	職員情報履歴取得データ(職員コード検索)	職員管理テーブルを参照する	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
31	職員情報履歴取得データ(セッションID検索)	職員管理テーブルを参照する	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
32	職員情報取得データ(職員コード検索)	指定された所属コードの職員所属情報エントリを配下に持つ、現在適用中の職員情報エントリすべてを取得する。	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
33	職員情報取得データ(職員コード・所属コード検索)	職員管理テーブルを参照する	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
34	職員情報取得データ(所属コード)	職員管理テーブルを参照する	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
35	職員情報取得データ	職員管理テーブルを参照する	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
36	書類名情報取得データ(書類分類検索)	指定された書類分類の情報を書類名テーブル(サーバ)から取得する。	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	

項番	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/受信	内部/外部	連携パターン		
									大区分	小区分	
37	書類番号指定書類抽出データ	指定された書類を出願DBより抽出する。 書類番号による指定の為、単件書類抽出となる。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
38	書類番号指定書類抽出データ	指定された書類を出願DBより抽出する。 書類番号による指定の為、単件書類抽出となる。	-	FTP	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
39	所属名情報取得データ	所属名テーブルを参照する	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
40	参考文献照会・修正画面連携	意匠検索の参考文献照会画面を呼出。	-	HTTP	SY19 意匠検索システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
41	国県名情報取得データ(国県コード検索)	指定された国県コードの情報を国県名テーブル(サーバ)から取得する。	-	CORB A	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
42	公報掲載図面情報抽出データ	公報掲載図面(最新図面)情報を抽出する。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
43	公報掲載図面情報更新データ	公報掲載図面情報を更新する。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
44	公報掲載協議対象案件通知	意匠登録公報に掲載する登録意匠の協議対象案件を通知する。	WED01 0	MQ	SY28 意匠・商標・審判公報システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	- ※機能配置の変更により廃止となる可能性のあるIF	
45	公報掲載の参考文献情報表示画面連携	意匠検索の参考文献情報表示画面を呼出。	-	HTTP	SY19 意匠検索システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
46	起案書類蓄積データ	各システムより起案書類を受け取り、出願DBに蓄積する。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
47	起案書類蓄積データ	各システムより起案書類を受け取り、出願DBに蓄積する。	-	FTP	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
48	起案結果通知データ	起案結果を通知する。	WED00 5	MQ	SY19 意匠検索システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
49	記事抽出データ	指定された事件の記事を出願DBより抽出する。同一事件内ならば複数の記事を同時に抽出することが出来る。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
50	記事更新データ	各システムより記事データを受け取り、出願マスタ項目の追加、更新、及び削除を行う。同一事件内ならば複数の記事を同時に更新することができる。	-	CORB A	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
51	意匠分類修正依頼連携	意匠検索システムの分類修正画面を呼出。	-	HTTP	SY19 意匠検索システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
52	意匠審査更新データ (分類分担対応(MAST)レコード)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDB レプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと意匠審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
53	意匠審査更新データ (審査ワークフォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDB レプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと意匠審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
54	意匠審査更新データ (拒絶理由条文フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDB レプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと意匠審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
55	意匠審査更新データ (起案書管理フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDB レプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと意匠審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
56	意匠審査更新データ (起案書フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDB レプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと意匠審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
57	意匠審査更新データ (一括上げグループレコード)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDB レプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと意匠審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	

項目	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)			
	IF名称	IF概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名 / 送信元システム	送信周期	送信/受信	内部/外部	連携パターン		
									大区分	小区分	
58	意匠審査更新データ (意匠審査管理フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIRDB レプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと意匠審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
59	マスタ願書抽出データ	指令された事件のマスタ願書を出願DBより抽出する。世代番号まで指定するため、単件抽出となる。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
60	マスタ願書抽出データ	指令された事件のマスタ願書を出願DBより抽出する。世代番号まで指定するため、単件抽出となる。	-	FTP	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
61	統合申請人記事抽出データ	申請人記事を申請人登録マスタより抽出する。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム(受付/四法/全体管理)	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リソースデータへの参照	
62	早期管理情報一括参照	各システムからの事件番号による参照要求にもとづき、早期管理情報を応答する。	-	CORBA	SY44 早期管理情報システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
63	出願基準日通知データ	最終処分後に出願基準日を通知する。	WED009	MQ	SY19 意匠検索システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
64	DDC画面連携	意匠検索のDDC画面を呼出。	-	HTTP	SY19 意匠検索システム	複数回/日	送信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
65	HTTP連携(部分意匠変更連携)	意匠検索システムスクリーニング画面から、部分意匠変更画面を起動する。	-	HTTP	SY19 意匠検索システム	随時	受信	外部(刷新未定)	-	クライアントアプリケーションとの連携	
66	サーチ範囲・参考文献情報通知	意匠検索システムより、要求された文献のサーチ範囲情報及び参考文献情報データを送信する。	WED014	MQ	SY19 意匠検索システム	随時	受信	外部(刷新未定)	-	クライアントアプリケーションとの連携	
67	意匠審査周辺業務	意匠審査周辺業務画面を起動する。	-	HTTP	SY45 共通テーブル管理システム	随時	受信	-	-	※認証・認可に関するLDAPプロトコルによる連携のため	
68	発送済み通知(職権取消)	意匠審査発の起案書に対して職権取消通知、または無効通知が発送されたこと(庁内書類蓄積されたこと)を通知する。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※機能配置の変更により廃止となる可能性のあるIF	
69	HTTP連携(公報掲載図面選択連携)	意匠検索システムスクリーニング画面から、公報掲載図面選択画面を起動する。	-	HTTP	SY19 意匠検索システム	随時	受信	外部(刷新未定)	-	クライアントアプリケーションとの連携	
70	意匠参考文献通知	意匠検索システムでの更新を契機に、参考文献情報を審査周辺システムへ通知する。	WED012	MQ	SY19 意匠検索システム	随時	受信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※機能配置の変更により見直しする必要があるIF	
71	3条の2候補通知	意匠検索システムでの更新を契機に、3条の2候補情報を審査周辺システムへ通知する。	WED011	MQ	SY19 意匠検索システム	随時	受信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※機能配置の変更により見直しする必要があるIF	
72	発送済通知データ(SGML)	発送システムより発送済通知を受信し、起案決裁管理フォルダの発送日を更新する。	-	CORBA	SY29 紙発送システム	随時	受信	外部(刷新未定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-	
73	審判方式受理通知	審判方式調査機械チェックが完了した時点で書類単位に通知される	WEDG1B0	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
74	審判方式受理取消通知	審判方式調査が取り消された時点で書類単位に通知される(再振分け時含む)	WEDG100	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
75	審判方式結果通知	審判方式調査が完了した時点で、書類単位に通知される	WEDG1C0	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
76	審判最終処分通知	審判での最終処分が確定した時点で、出願単位に通知される	WEDG1E0	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
77	審判再方式通知	審判方式調査が再方式調査係属開始となった時点で、書類単位に通知される	WEDG1D0	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
78	職員情報変更通知データ	職員情報変更された旨を通知する。意匠審査周辺システムでは受信後に担当分類情報の更新を行う。	ATB004	FTP	SY45 共通テーブル管理システム	複数回/日	受信	外部(刷新未定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)の連携	
79	最終処分確定通知データ	最終処分記事設定後の最終処分通知。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
80	意匠方式受理通知データ	方式審査機械処理チェック完了の旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
81	意匠方式受理取消通知データ	以前に通知済の当該書類に対する方式受理通知が取り消された旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
82	意匠方式結果通知データ	意匠方式審査完了の旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
83	意匠膳本請求書方式結果通知データ(意匠商標)	膳本請求書が方式完了または方式却下となった旨を通知する。	-	CORBA	SY34 オンライン閲覧等請求システム	随時	受信	外部(刷新未定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-	
84	意匠膳本請求書受理通知データ(意匠商標)	膳本請求書を受理した時点で通知する。	-	CORBA	SY34 オンライン閲覧等請求システム	随時	受信	外部(刷新未定)	ビジネスフロー管理と外部システムとの連携	-	
85	意匠職権訂正結果通知データ	職権により書類が訂正された旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
86	意匠書類修正完了通知データ	書類修正が完了した旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
87	意匠書類修正開始通知データ	書類修正を開始した旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
88	意匠書類修正解除通知データ	書類修正が取消された旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
89	意匠再方式通知データ	方式審査が再度係属開始となった旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
90	意匠原出願番号特定通知データ	申請書類の原出願番号が特定された旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
91	意匠援用合体完了通知データ	データエントリー機関での援用合体が完了した旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
92	意匠援用合体開始通知データ	データエントリー機関での援用合体を開始した旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	
93	意匠援用合体解除通知データ	データエントリー機関での援用合体を取り消した旨、通知される。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	-	

【別紙2】既存インタフェースの整理結果(商標審査)

項目	インタフェース情報(既存)							インタフェース情報(次期モデル)			
	IF名称	IF概要	データ連携コード	プロトコル	送信先システム名/送信元システム	送信周期	送信/受信	内部/外部	連携/バージョン		
									大区分	小区分	
1	商標審査フロア出力	各業務画面の「印」ボタン押下により、各種書類、帳票をフロアプリンタに出力する。	-	プリンタ(b)	-	複数回/日 審査官の操作により随時実行	送信	-	-	※H29年度 意匠商標記録ファイルサーバ変更対応で廃止予定	
2	商標審査センタプリンタ出力 (V3センタプリンタ5号機)	審査用書類を振替用のセンタプリンタから出力する	-	プリンタ(b)	-	V3センタプリンタ号機からの出力が出来ない場合に、オペレータにより実行	送信	-	-	※H29年度 意匠商標記録ファイルサーバ変更対応で廃止予定	
3	商標審査センタプリンタ出力 (DXLセンタプリンタ3号機)	審査用書類を振替用のセンタプリンタから出力する	-	プリンタ(b)	-	V3センタプリンタ号機からの出力が出来ない場合に、オペレータにより実行	送信	-	-	※H29年度 意匠商標記録ファイルサーバ変更対応で廃止予定	
4	商標審査センタプリンタ出力 (DXLセンタプリンタ2号機)	審査用書類を振替用のセンタプリンタから出力する	-	プリンタ(b)	-	V3センタプリンタ号機からの出力が出来ない場合に、オペレータにより実行	送信	-	-	※H29年度 意匠商標記録ファイルサーバ変更対応で廃止予定	
5	商標審査センタプリンタ出力 (DXLセンタプリンタ1号機)	審査用書類を振替用のセンタプリンタから出力する	-	プリンタ(b)	-	V3センタプリンタ号機からの出力が出来ない場合に、オペレータにより実行	送信	-	-	※H29年度 意匠商標記録ファイルサーバ変更対応で廃止予定	
6	商標審査センタプリンタ出力 (V3センタプリンタ6号機)	審査用書類をセンタプリンタから出力する	-	プリンタ(b)	-	1回/日 オペレータの保留解除により実行	送信	-	-	※H29年度 意匠商標記録ファイルサーバ変更対応で廃止予定	
7	職員情報取得データ(職員コード検索)	職員管理テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	-	-	※認証基盤化に伴い廃止の想定	
8	所属名情報取得データ	所属名テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リリースデータへの参照	
9	お知らせメール	お知らせメールの送信	-	SMTP	SY50 情報ネットワークシステム(OA系サーバー)	随時	送信	-	-	※メールの送信依頼を行ったため、業務連携の対象外	
10	オンライン商標検索	オンライン商標検索初期表示要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
11	図形商標検索	図形商標検索画面要求	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
12	出願マスタダイレクト修正	商標審査業務画面より、URL連携にて記録ファイルの出願マスタダイレクト修正画面の呼び出しを行う。	-	HTTP	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	-	URLによる画面連携 ※機能配置の検討により、廃止となる可能性のあるIF	
13	サーチレポート照会	サーチレポート照会要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
14	マドプロ審査メモ更新用案件指定	マドプロ審査メモ更新用案件指定要求。	-	HTTP	SY31 国際商標出願システム(マドプロ)	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
15	商品/役務名CT登録事前確認	商品/役務名CT登録事前確認要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
16	出願マスタ項目照会	出願マスタ項目照会要求。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
17	マドプロ照会	マドプロ照会要求。	-	HTTP	SY31 国際商標出願システム(マドプロ)	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
18	各種照会業務メニュー	各種照会業務要求。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
19	発送止め一覧作成	発送止め情報を抽出する。	-	CORBA	SY28 オンライン発送システム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(画面)の連携	
20	統合複数申請人不備項目抽出データ	統合複数申請人不備項目を抽出する。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム(受付/四法/全体管理)	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リリースデータへの参照	
21	統合申請人記事抽出データ	統合申請人記事を抽出する。	-	CORBA	SY37 申請人登録システム(受付/四法/全体管理)	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リリースデータへの参照	
22	類似群コード一括変更	類似群コード一括変更画面起動要求	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
23	発注対象案件ファイル (発注対象案件ファイル)	6条予備調査依頼の発注を行った案件情報を送信する。	-	FTP	SY20 商標検索システム	1回/週(水)	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携	
24	重複登録案件情報データファイル	重複登録となる本願と相手案件の情報を送信する。	WET012	FTP	SY22 登録システム	1回/日(9時)	送信	-	-	※出願日(週及日)が2007年4月1日~2007年7月2日の重複商標案件に対する登録査定の際に送信する情報であるため、廃止の想定。	
25	見本一覧表示	見本一覧表示要求	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携 ※見本のデータ配置は「(項審14)業務特性(主に分類、検索)を考慮した機能・データ配置方針の検討」にて検討する。	
26	類似群抵触チェック情報参照 (類似群抵触チェック要求)	待ち管理における出願と待ち事由番号の抵触チェック情報の抽出。	-	TP1(RPC)	SY20 商標検索システム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携	
27	補正書実体完通通知データ	商標見本に対する「補正書実体完」時における格納依頼通知。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
28	複数申請人項目抽出データ	申請人情報(複数人)の抽出	-	CORBA	SY37 申請人登録システム(受付/四法/全体管理)	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リリースデータへの参照	
29	発送要求データ	指定された起案書(SGML)についてオンライン発送基準チェックを行い、オンライン発送/紙発送それぞれの場合について発送準備を行う。	-	CORBA	SY29 オンライン発送システム	随時	送信	外部(刷新予定)	ワークフローと外部システムとの連携	-	
30	発送止め要求データ	紙発送またはオンライン発送システムに発送通知済の起案書に対し、発送止めを行う。	-	CORBA	SY29 オンライン発送システム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(画面)の連携	
31	登録マスタ照会	登録マスタ照会要求。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
32	登録マスタ参照・要求データ	類、商品区分、磁気原簿データ、商品見本の抽出。本願登録システム対応	-	TP1(RPC)	SY22 登録システム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新	
33	庁内書類書機データ	地システムより庁内書類を受け取り、出願DBに書類を蓄積する。また、書類から抽出した情報を元にマスタの更新を行う。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
34	早期管理情報照会	早期管理情報マスタ照会要求。	-	HTTP	SY44 早期管理情報システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
35	早期管理情報参照	各システムからの事件番号による参照要求にもとづき、早期管理情報を応答する。	-	CORBA	SY44 早期管理情報システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リリースデータへの参照	
36	早期管理情報一括参照	書類分類コード及びレコード作成日を元にした申請書類(書面手続)の早期管理情報の抽出。	-	CORBA	SY44 早期管理情報システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リリースデータへの参照	
37	図形審査結果照会	図形審査結果照会要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
38	申請人記事抽出データ	申請人記事を申請人登録マスタより抽出する。	-	CORBA(ライブラリ版)	SY37 申請人登録システム(受付/四法/全体管理)	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共通リリースデータへの参照	
39	申請書類更新データ	地方官庁のIPアドレスから申請書類を受理し、申請書類に記録する。同時に、書類データをもとに出願マスタの更新を行う。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
40	審判照会	審判マスタ照会要求。	-	HTTP	SY25 審判システム	随時	送信	内部	-	URLによる画面連携	
41	審判マスタ記事抽出要求データ	審判番号情報の抽出。	-	CORBA	SY25 審判システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
42	職員情報取得データ(職員コード検索)	指定された所属コードの職員所属情報エントリを配下に持つ、現在適用中の職員情報エントリすべてを取得する。	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	-	-	※認証基盤化に伴い廃止の想定	
43	職員情報取得データ(職員コード・所属コード検索)	職員管理テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	-	-	※認証基盤化に伴い廃止の想定	
44	職員情報取得データ	職員管理テーブルを参照する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	-	-	※認証基盤化に伴い廃止の想定	
45	商品/役務名チェック要求データ (商品/役務名チェック要求)	商品/役務名チェック依頼におけるマッチ・アンマッチ情報の取得要求。	-	TP1(RPC)	SY20 商標検索システム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新	
46	商品/役務名チェックテーブル保守データ	商品/役務名チェックテーブル保守要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
47	商品/役務名チェックテーブル照会	商品/役務名チェックテーブル照会要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部(刷新予定)	-	URLによる画面連携	
48	商標審査更新データ (発送書類管理フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIROBLEレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと商標審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
49	商標審査更新データ (早期審査管理フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIROBLEレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと商標審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
50	商標審査更新データ (進捗遅延管理テーブル)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIROBLEレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと商標審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
51	商標審査更新データ (審判番号待ち対象フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIROBLEレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと商標審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
52	商標審査更新データ (審査手続管理テーブル)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIROBLEレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部(刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携 ※将来的に情報活用系サブシステムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと商標審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	

項目	インタフェース情報 (既存)							インタフェース情報 (次期モデル)			
	ID名称	ID概要	データ識別コード	プロトコル	送信先システム名/ 送信元システム	送信周期	送信/受信	内部/外部	連携パターン		
									大区分	小区分	
53	商標審査更新データ (審査期間担当変更状況テーブル)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIROBLEレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	※将来的に情報活用系システムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと商標審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
54	商標審査更新データ (審査管理フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIROBLEレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	※将来的に情報活用系システムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと商標審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
55	商標審査更新データ (書類管理フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIROBLEレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	※将来的に情報活用系システムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと商標審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
56	商標審査更新データ (古い書類管理フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIROBLEレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	※将来的に情報活用系システムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと商標審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
57	商標審査更新データ (マッチアマンマッチ情報管理フォルダ)	書類を除く対象ファイルの更新情報をレプリケーション機能により取得する	-	HIROBLEレプリケーション	SY47 データウェアハウスシステム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	※将来的に情報活用系システムから個別データベースへの直接アクセスとなる思想のため、データウェアハウスシステムと商標審査周辺システムの刷新順序により、次期モデルにおいて機能提供を行わない可能性があるインタフェース。	
58	商標見本参照	商標見本参照要求。	-	SOCKET	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新 ※見本のデータ配置は「(項番14)業務特性(主に分類、検索)を考慮した機能・データ配置方針の検討」にて検討する。	
59	商標検索結果シート情報参照 (商標検索結果シート情報出力要求)	審査用書類の一括出力時の検索結果シート情報の抽出。	-	TP1 (RPC)	SY20 商標検索システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新	
60	商標基本マスタ情報参照 (案件審査情報抽出要求)	商標基本マスタの記事情報の抽出。	-	TP1 (RPC)	SY20 商標検索システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新 ※基本マスタ情報の配置は「(項番14)業務特性(主に分類、検索)を考慮した機能・データ配置方針の検討」にて検討する。	
61	商標基本マスタ照会	商標基本マスタ照会要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	-	URLによる画面連携 ※基本マスタ情報の配置は「(項番14)業務特性(主に分類、検索)を考慮した機能・データ配置方針の検討」にて検討する。	
62	商標基本マスタ修正データ	商標基本マスタ修正要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	-	URLによる画面連携 ※基本マスタ情報の配置は「(項番14)業務特性(主に分類、検索)を考慮した機能・データ配置方針の検討」にて検討する。	
63	商標基本マスタ更新依頼データ (商標基本マスタ修正指示)	商標基本マスタの記事情報更新依頼。	-	TP1 (RPC)	SY20 商標検索システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新 ※基本マスタ情報の配置は「(項番14)業務特性(主に分類、検索)を考慮した機能・データ配置方針の検討」にて検討する。	
64	書類名情報取得データ(書類分類検索)	指定された書類分類の情報を書類名テーブル(サーバ)から取得する	-	CORBA	SY45 共通テーブル管理システム	随時	送信	内部	業務アプリケーションへの連携	共有データベースへの参照/更新	
65	書類番号指定書類抽出データ	指定された書類を出願DBより抽出する。 書類番号による指定のみ、事件書類抽出となる。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
66	書類ファイル照会	書類ファイル照会要求。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	-	URLによる画面連携	
67	書換指定商品範囲チェック要求データ (指定商品名書換チェック要求)	商品/役務名チェック依頼におけるマッチアマンマッチ情報取得、及び書換範囲チェック依頼における書換範囲チェック結果の取得要求。	-	TP1 (RPC)	SY20 商標検索システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新 ※書換案件の審査は刷新対象外となる可能性あり	
68	書換指定商品範囲チェックテーブル保守データ	書換指定商品範囲チェックテーブル保守要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	-	URLによる画面連携 ※書換案件の審査は刷新対象外となる可能性あり	
69	書換指定商品範囲チェックテーブル照会	書換指定商品範囲チェックテーブル照会要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	-	URLによる画面連携 ※書換案件の審査は刷新対象外となる可能性あり	
70	書換指定商品範囲チェックテーブル更新データ (書換指定商品範囲チェックテーブル更新要求)	書換指定商品範囲チェックテーブル格納依頼。	-	TP1 (RPC)	SY20 商標検索システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新	
71	出願マスタ照会	出願マスタ照会要求。	-	HTTP	SY35 照会システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	-	URLによる画面連携	
72	却下理由通知作成依頼通知データ	書換登録申請に対する起案書(審査用)を起案した時点で更新登録の手続きなく、更新登録の期限が満了した場合に、方式審査部において却下理由通知を作成する。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	送信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
73	起案書類蓄積データ	各システムより起案書類を受け取り、出願DBに蓄積する。	-	CORBA	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
74	記事抽出データ	指定された事件の記事を出願DBより抽出する。同一事件内ならば複数の記事を同時に抽出することが出来る。	-	CORBA(ライブラリ版)	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
75	記事更新データ	各システムより記事データを受け取り、出願マスタ項目の追加、更新、及び削除を行う。同一事件内ならば複数の記事を同時に更新することができる。	-	CORBA(ライブラリ版)	SY39 記録ファイル管理システム	随時	送信	内部	DBアクセス基盤サービスへの連携	事件・書類データへの参照/更新	
76	引例情報参照	マッチアマンマッチ画面表示、起案時の引例情報(4-1-11のみ)の抽出。	-	TP1 (RPC)	SY20 商標検索システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新	
77	引例情報確認データ	引例情報確認要求	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	-	URLによる画面連携	
78	一時引例情報削除依頼データ (一次引例情報削除要求)	案件確認用の一時引例情報の削除依頼。	-	TP1 (RPC)	SY20 商標検索システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新	
79	マッチアマンマッチ情報更新依頼データ	商標基本マスタ及び商品/役務名チェックテーブルに対するマッチアマンマッチ情報格納依頼。	-	TP1 (RPC)	SY20 商標検索システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新	
80	指定国官庁マドプロマスタ書誌抽出(オンライン)	マドプロマスタの情報取得	-	CORBA	SY31 国際商標出願システム(マドプロ)	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新	
81	指定国官庁マドプロマスタ公報情報抽出(オンライン)	マドプロマスタの公報情報取得	-	CORBA	SY31 国際商標出願システム(マドプロ)	随時	送信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	外部システムが保有するデータの参照/更新	
82	サブデータ新規入力データ	サブデータ新規入力要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	-	URLによる画面連携	
83	書換予備調査依頼データファイル	書換予備調査依頼情報(特許庁→外注機関)	-	媒体(DAT)	特許庁	1回/週	送信	-	-	※運用されていないため、廃止の想定	
84	オンライン商標検索データ	オンライン商標検索要求。	-	HTTP	SY21 図形商標審査システム	随時	送信	外部 (刷新予定)	-	URLによる画面連携	
85	Jターム検索データ	Jターム検索要求。	-	HTTP	SY26 Jタームシステム	随時	送信	外部 (刷新予定)	-	URLによる画面連携	
86	6条予備調査依頼データファイル	6条予備調査依頼情報(特許庁→外注機関)	-	媒体(DVD-RW)	特許庁	1回/週	送信	外部 (刷新予定)	-	※媒体を手渡しするインタフェースのため対象外	
87	商標審査周辺業務(外部機関アクセス)	商標審査周辺業務面を起動する。	-	HTTP	SY45 共通テーブル管理システム	随時	受信	内部	-	※認証・認可に関するLDAPプロトコルによる連携のため	
88	商標審査周辺業務	商標審査周辺業務面を起動する。	-	HTTP	SY45 共通テーブル管理システム	随時	受信	内部	-	※認証・認可に関するLDAPプロトコルによる連携のため	
89	発送済通知	方式審査の行内書類入力機能で、商標審査系の起案書に対して機種取消通知、または無効通知を行内書類蓄積した場合、通知する。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む ※機種配置の変更により廃止となる可能性のあるIF URLによる画面連携	
90	商標縮退	商標縮退画面を呼び出す	-	HTTP	SY25 審判システム	随時	受信	内部	-	※運用されていないため、廃止の想定	
91	予備調査納品データ(書換)	書換予備調査結果データ(外注機関→特許庁)	MSK050	媒体(DAT)	特許庁	1回/週	受信	-	-	※運用されていないため、廃止の想定	
92	補正却下決定通知 <審判補正却下決定情報更新>	補正却下の期間満了時に通知する	WETGF30	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
93	返送再送日通知データ	発送システムから、通知種別と発送番号等を受け取り、官報公告日通知処理を行う。	-	CORBA	SY29 紙発送システム	随時	受信	外部 (刷新予定)	ワークフローと外部システムとの連携	-	
94	発送済通知データ(SGML)	発送システムより発送済通知を受領し、起案決裁管理フォルダの発送日を更新する。	-	CORBA	SY29 紙発送システム	随時	受信	外部 (刷新予定)	ワークフローと外部システムとの連携	-	
95	審判請求通知 <審判請求情報更新>	補正却下、拒絶査定不服、異議の審判請求書を受け付けたことを通知する	WETGF10	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
96	審判最終処分通知 <審判最終処分情報更新>	審判での最終処分が確定した時通知される	WETGF20	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
97	審査周辺システム更新データ	表示用商標、標準文字が更新された場合に更新情報を通知する。	MSS030	MQ	SY20 商標検索システム	1回/日	受信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携	
98	職員情報変更通知データ	職員情報が変更された旨が通知され、案件によっては状態を遷移させる。	ATB005	FTP	SY45 共通テーブル管理システム	複数回/日	受信	外部 (刷新予定)	業務アプリケーションと外部システムとの連携	業務アプリケーション(バッチ)間の連携	
99	商標方式受理通知データ	申請書類に対する方式審査機械処理チェック完了の旨の通知。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
100	商標方式受理通知 <方式受理情報更新>	審判方式調査機械チェックが完了した時点で書類単位に通知される	WETG210	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
101	商標方式受理取消通知データ	方式受理となった申請書類(中間書類のみ)に対する方式受理取消の旨の通知。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
102	商標方式受理取消通知 <方式受理取消情報更新>	審判方式調査が取り消された時点で書類単位に通知される(再振分け含む)	WETG2K0	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
103	商標方式結果通知データ	申請書類に対する方式審査完了の旨の通知。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
104	商標方式結果通知 <方式結果情報更新>	審判方式調査が完了した時点で、書類単位に通知される	WETG230	CORBA	SY25 審判システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
105	商標本請求書方式結果通知データ	本請求書の方式結果通知。	-	CORBA	SY34 オンライン閲覧等請求システム	随時	受信	外部 (刷新予定)	ワークフローと外部システムとの連携	-	
106	商標本請求書受理通知データ	本請求書の受理通知。	-	CORBA	SY34 オンライン閲覧等請求システム	随時	受信	外部 (刷新予定)	ワークフローと外部システムとの連携	-	
107	商標書類訂正結果通知データ	職権により申請書類が訂正された旨の通知	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
108	商標書類修正完了通知データ	申請書類に対する書類修正が完了した旨の通知。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	
109	商標書類修正開始通知データ	申請書類に対する書類修正を開始した旨の通知。	-	CORBA	SY07 意匠・商標方式審査システム	随時	受信	内部	ビジネスフロー管理間の連携	※共有データベース及び個別連携一時データ介した連携を含む	

